

## 分担研究報告書

### 労働安全衛生法第 72 条から第 77 条の逐条解説②

分担研究者 只野 祐 （公社）全国労働衛生団体連合会・専務理事  
近藤 龍志 茨城労働局・労働基準監督官

#### 研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を作成することを目的としている。

本分担研究は、安衛法第 72 条から 77 条について詳解した。

#### A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

したがって、本分担研究では、事業目的に従い、安衛法第 72 条から 77 条について、条文の起源と運用、主な関係法令をできる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点について検討することとした。

#### B. 研究方法

安衛法に制定、改定に関する政府発表資料等のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

#### C. 研究結果

#### 1 第 72 条～第 74 条の 2

##### 1.1 条文

（免許）

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 第七十四条第二項（第三号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者
- 二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第六十一条第一項の免許については心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないことと

するときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があった場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)

第七十四条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあって、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあっては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となったとき。

四 第一百条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 1.2 趣旨と内容

### 1.2.1 第72条

#### 1.2.1.1 趣旨

安衛法は、一定の業務に就く場合、国家試験である「免許」の免許証所持者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の講習修了証所持者であることを求めており、安衛法第8章はこの「免許」及び「技能講習」について規定している。

本条第1項は、「免許」が必要とされる衛生管理者（法第12条第1項）、作業主任者（法第14条）及び就業制限業務（法第61条第1項）について、原則として試験に合格することが必要であることを規定し、第2項、第3項は、免許の欠格事由等について規定している。

#### 1.2.1.2 内容

衛生管理者、作業主任者、及び就業制限業務に就く者に係る免許は、それぞれの免許の種類ごとの免許試験に合格した者、及びその他一定の資格を有する者に対して交付される。

免許の種類は次の20種類である。

なお、免許を複数有する場合、行政サービス

の向上と行政業務の簡素化のため、昭和 63 年から 1 枚の免許証にそのすべてを記載して交付される方式に改められた。

- 1 第一種衛生管理者免許
- 2 第二種衛生管理者免許
- 3 衛生工学衛生管理者免許
- 4 高圧室内作業主任者免許
- 5 ガス溶接作業主任者免許
- 6 林業架線作業主任者免許
- 7 特級ボイラー技士免許
- 8 一級ボイラー技士免許
- 9 二級ボイラー技士免許
- 10 エックス線作業主任者免許
- 11 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- 12 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
- 13 発破技師免許
- 14 揚貨装置運転士免許
- 15 特別ボイラー溶接士免許
- 16 普通ボイラー溶接士免許
- 17 ボイラー整備士免許
- 18 クレーン・デリック運転士免許
- 19 移動式クレーン運転士免許
- 20 潜水土免許

このうち、衛生工学衛生管理者免許については、一定の学力を有すると認められた者で都道府県労働局長に登録した登録教習機関が行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる。また、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許については、①電気事業法で定める第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者、②高圧ガス保安法で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者、③ガス事業法で定めるガス主任技術者免状の交付を受けている者に対し与えられる。

したがって、衛生工学衛生管理者免許、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許については試験が実施されないため、実際に免許試験が行われるのは 18 種類である。

## 1.2.2 第 73 条

### 1.2.2.1 趣旨

免許証の交付を受けても、期間の経過によりその技能が低下する恐れがある場合がある。また、新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のための最新の知識を付与すること、関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要がある。

このため、免許について必要に応じて有効期間を定めることができること及び都道府県労働局長が免許の有効期間を更新する場合の要件について規定したものである。

### 1.2.2.2 内容

有効期間が定められている免許は、特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許で、その有効期間を 2 年と定められている。

有効期間の更新を受けようとする特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士は、有効期間満了前にその免許を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に申請しなければならない。

都道府県労働局長は、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士が、免許の有効期間の満了前 1 年間にボイラー又は第一種圧力容器を溶接し、かつ、その免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器の全てが所定の溶接検査等に合格している場合、その他技能の低下が認められない場合に免許の有効期間を更新することとされている（ボイラー則 107 条）。

## 1.2.3 第 74 条

### 1.2.3.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長による免許の取消し、効力の停止について定めたものである。

### 1.2.3.2 内容

第1項は、法第72条第2項第2号により満18歳に満たない者では免許を取得できないにもかかわらず、偽って免許を受けた場合、都道府県労働局長はその免許を取り消すべきことを規定している。

第2項は、免許の任意的取消しとその効力の一時停止について規定している。すなわち、免許を有する者が次のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県労働局長は、個々の具体的事情を検討して、免許の取り消し、あるいは効力の一時停止を行うことができる旨規定している。

- ① 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。
- ② 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
- ③ 当該免許が第61条第1項の免許（就業制限に係る免許）である場合にあつては、第72条第3項に規定する厚生労働省令で定める者（心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者）となつたとき。
- ④ 第110条第1項の条件に違反したとき。
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

なお、⑤に該当するときとしては、免許試験の受験についての不正その他の不正行為があつたとき、免許証を他人に譲渡し又は貸与したときが示されている（安衛則第66条）。

## 1.2.4 第74条の2

### 1.2.4.1 趣旨

本条は、第72条から第74条に定めるものの外に、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項について、厚生労働省令で定めることができるとするものである。

### 1.2.4.2 内容

第72条から第74条に規定する事項以外として、免許証の交付（安衛則第66条の2）、免許証の再交付・書き換え（安衛則第67条）、免許の取消し申請手續（安衛則第67条の2）がある。

## 1.3 第72条～第74条の2 関連規定

### 1.3.1 法条

<免許資格の必要な業務>

衛生管理者：法第12条、令第4条、安衛則第7条、安衛則・別表第5（1号、1号の2）、衛生管理者規程

作業主任者：法第14条、令第6条、安衛則第16条、安衛則・別表第1、別表第5（2号～5号）、別表第6、

就業制限業務：法第61条、令第20条、安衛則第41条、安衛則・別表第3、別表第4、

<ボイラー及び圧力容器の取扱い、溶接、整備に関する規定>

・特級（一級、二級）ボイラー技士免許  
ボイラー則第23条、第97条～第98条の2、第101条～第103条

・特別（普通）ボイラー溶接士免許  
ボイラー則第9条、第55条、第104条～105条の2、第109条～第112条

・ボイラー整備士免許  
ボイラー則第35条、第70条、第113条～第114条の2、第116条～第118条

※ ボイラーは、圧力、伝熱面積、胴の内径・長さにより、ボイラー、小型ボイラー、簡易ボイラーに区分される。圧力容器も最高使用

圧力と内容積等によって、第一種圧力容器、小型圧力容器、簡易容器の3つに区分される。詳細については参考2「1 ボイラー、圧力容器」を参照。

<クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許>

・クレーン、デリック運転士免許

令第20条第6号、第8号、クレーン則第108条、第223条～第224条の2、第226条～第228条

※ クレーン、移動式クレーンの取扱い資格は、つり上げ荷重によって異なる。詳細については参考2「2 クレーン、移動式クレーン、デリック」を参照。

<第72条関係>

- 1 第1項の厚生労働省令で定める資格  
安衛則第62条・別表4、ボイラー則第97条、第104条、第113条、第119条、クレーン則第223条、229条、高圧則第47条、第52条、電離則第48条、第52条の4
- 2 第2項第2号の厚生労働省令で定める者  
安衛則第63条、ボイラー則第98条、第105条、第114条、クレーン則第224条、第230条、高圧則第48条、第53条、電離則第49条、第52条の4の2
- 3 第3項の厚生労働省令で定める者  
安衛則第65条、ボイラー則第98条の2、第105条の2、第114条の2、クレーン則第224条の2、第230条の2、高圧則第53条の2

<第73条関係>

- 1 有効期間が設けられている免許  
ボイラー則第107条第1項
- 2 第2項の省令で定める要件  
ボイラー則第107条第2項

<第74条関係>

- 1 第2項第5号の厚生労働省令で定めるとき  
安衛則第66条、ボイラー則第119条第2項
- 2 免許証の返還  
安衛則第68条

<第74条の2関係>

- 1 免許証の交付手続き  
安衛則第66条の2
- 2 免許の申請手続  
安衛則第66条の3
- 3 免許の手数料  
法第112条第1項、手数料令第1条第1項
- 4 免許の再交付又は書換え  
安衛則第67条
- 5 免許の取消しの申請手続き  
安衛則第67条の2

<法第72条以外の国家資格>

法第72条で規定する免許以外で各省庁の所管する国家資格について、参考6「国家資格一覧」として整理した。

## 1.4 沿革

### 1.4.1 制度史

#### (1) 旧労働基準法における安全衛生に関する規制

安衛法は、一定の危険有害な業務に就くことができる者について、作業の危険度によって、国家試験である「免許」の取得者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の講習修了証所持者等であることを要求している。

この件に関し、安衛法制定前の旧労働基準法第49条は次のように規定していた。

第 49 条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝動装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝動装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

旧労働基準法第 49 条第 3 項に基づき、旧安衛則では、以下に述べる免許、技能講習を要求する業務、技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務、未経験者の就業が禁止される業務に整理された。

なお、工場法においてはこの規定はなく、また、旧労働基準法に基づき最初に施行された旧安衛則では、免許の必要な業務として①汽缶のふん火その他取扱の業務、②溶接による汽缶の製造若しくは改造又は修繕の業務、③巻上能力 5 トン以上の起重機運転の業務、④アセチレン溶接装置の作業主任の業務、⑤映写機による上映操作の業務の 5 種類に限られていた(昭和 22 年旧安衛則第 44 条)。

#### ア 免許、技能講習を要求する業務

- 1 プレス機械作業主任者の業務：実務経験 5 年以上かつ技能講習終了者（旧安衛則第 43 条の 2）
- 2 アセチレン溶接主任者の業務：アセチレン溶接主任者免許所持者（旧安衛則第 44 条）
- 3 ガス溶接等の業務：アセチレン溶接主任者免許所持者、ガス溶接技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 2）
- 4 発破の業務：発破士免許、火薬類取扱保安責任者免状所持者等（旧安衛則第 44 条の 3）
- 5 揚貨装置の運転の業務：揚貨装置運転士免

許所持者（旧安衛則第 44 条の 3 の 2）

- 6 制限荷重三トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務：揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許、玉掛け技能講習修了者（旧安衛則第 44 条の 4）
- 7 三トン以上のフォークリフト運転の業務：フォークリフト運転技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 4 の 2）
- 8 機械集材装置、運材索道の組立て、解体の作業主任者の業務：集材架線技士免許、一級運材架線技士免許、二級運材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）
- 9 ボイラー溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 8 条）
- 10 第一種圧力容器溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 44 条）
- 11 ボイラーの整備の作業：ボイラー整備士免許：（旧ボイラー則第 28 条の 2）
- 12 第一種圧力容器の整備の作業：ボイラー整備士免許（旧ボイラー則第 55 条の 2）
- 13 ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 19 条）
- 14 小型ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許、ボイラー取扱い講習修了者（旧ボイラー則第 76 条の 2）
- 15 つり上げ荷重五トン以上のクレーンの運転の業務：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 18 条）
- 16 つり上げ荷重五トン未満のクレーン、床上クレーンの運転の業務：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 19 条）
- 17 つり上げ荷重五トン以上の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 57 条）
- 18 つり上げ荷重五トン未満の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 58 条）

- 19 つり上げ荷重五トン以上のデリックの運転：デリック運転士免許(旧クレーン則第88条)
- 20 つり上げ荷重五トン未満のデリックの運転：デリック運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第89条）
- 21 つり上げ荷重三トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック（小型デリックを除く）の玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士（旧クレーン則第148条）
- 22 つり上げ荷重三トン未満のクレーン、移動式クレーン、小型デリックの玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第149条）
- 23 送気調節、加圧調節の業務：選考により指名した者（旧高圧則11条）
- 24 高圧室内業務：高圧室管理者免許所持者（旧高圧則12条）
- 25 潜水業務：潜水土免許所持者（旧高圧則13条）

**イ 技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務（旧安衛則第45条）**

- 1 第9条の火元責任者の業務
- 2 第10条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第17号までの当該係員の業務
  - ・アセチレン溶接装置の溶接主任者（第2号）
  - ・ガス集合溶接装置の溶接主任者（第2号の2）
  - ・圧縮ガス、液化ガス製造装置の作業主任者（第3号）
  - ・爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガスを製造し、取り扱う事業の危険物取扱主任者（第4号）
  - ・溶鉱炉、金属溶解炉、電気溶解炉の作業主任者（第6号）
  - ・金属の熱間圧延の作業主任者（第7号）

- ・空気圧縮機の作業主任者（第8号）
  - ・乾燥室、乾燥機の作業主任者（第9号）
  - ・型枠支保工の組み立て・解体の作業主任者（第10号）
  - ・つり足場、張り出し足場、高さ5メートル以上の構造の足場の組み立て・解体・変更の作業主任者（第11号）
  - ・地山の掘削の作業主任者（第12号）
  - ・土止め支保工の切りばり、腹起しの取付け・取りはずしの作業主任者（第13号）
  - ・掘削作業により露出したガス導管の防護の作業主任者（第13号の2）
  - ・ずい道支保工の組み立て、変更、木製のずい道支保工の木はずしの作業主任者（第14号）
  - ・ずい道型枠支保工の組み立て・移動・解体の作業主任者（第15号）
  - ・岩石の採取のための掘削の作業主任者（第16号）
  - ・高さ2メートル以上のはいの作業主任者（第17号）
- 3 機械集材装置又は運材索道以外の機械集材装置又は運材索道の組立て又は解体の作業主任者の業務
  - 4 制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転の業務
  - 5 高さが5メートル以上の個所で墜落により労働者が危害を受ける恐れのあるところにおける業務
  - 6 動力による軌条運輸の業務
  - 7 動力による巻上機（電気ホイスト、エアホイストを除く。）運搬機（フォークリフトにあつては、最大荷重が3トン未満のものに限る。以下この号において同じ。）又は索道（運材索道を除く。）の運転（道路交通法第2条第1号に規定する道路における運搬機の走行を除く。）の業務
  - 7の2 機械集材装置又は運材索道の運転の業

- 務
- 8 高圧（直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 600 ボルトを超え、7 千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7 千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては 750 ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であつて感電による危害を生ずる恐れがないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路（対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であつて感電による危害を生ずる恐れがないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
  - 9 原動機（定格出力 7.5 キロワット未満の電動機を除く。）の運転又はその運転中における掃除、給油または検査の業務
  - 10 研削といしの取換え及び取換え時の試験運転の業務
  - 11 制限荷重が 3 トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務
  - 12 消費量毎時 4 百リットル以上の液体燃焼器の点火の業務
  - 13 アーク溶接の業務
  - 14 動力による土木建築用機械の運転の業務
  - 15 胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 30 センチメートル以上であつて、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木であつてかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務（二人以上の者によって行う業務における補助作業の業務を除く。）
  - 16 暖然性でないフィルムの上映操作の業務
  - 17 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定する業務
- ウ 未経験者の就業が禁止される業務（旧安衛則第 46 条）**
- 1 運転中の原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、注油、検査、修理又はベルトの掛替の業務
  - 2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
  - 3 丸のこの直径が 25 センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤又はのこ車の直径が 75 センチメートル以上の木材加工用帯のこ盤における木材の送給の業務
  - 4 動力によって運転するプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務
  - 5 操車場構内における軌道車両の入替、連結又は解放の業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。）
  - 6 軌道内であつてずい道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における単独の業務
  - 7 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定するもの
- (2) 労働基準法研究会報告書（安全衛生関係）**
- 昭和 47 年 3 月、塚原労働大臣は衆議院社会労働委員会において安衛法提案理由を次のように説明した。
- 「労働災害の状況にかんがみ、労働省では、産業活動の急速な変化に対応できる適切な防止対策を展開するため、労働安全衛生行政の今後のあり方について検討を重ねてまいりました。すなわち、その一環として、昭和 44 年に学識者の方々にお願いして労働基準法研究会を設置し、労働基準法の法制上及び運用上の諸問題について調査研究を依頼しましたところ、労働安全衛生に関しまして、昨年 7 月に報告書



が提出されました。

労働省では、この報告書のほか、労働災害の実情及びその対策等について広く検討した結果、産業活動の変化に即応した労働安全衛生対策を推進していくためには、法制の整備が必要であるとの結論に達し、労働安全衛生法案の構想をとりまとめ、昨年 11 月これを中央労働基準審議会に諮問いたしました。

同審議会では、慎重審議の結果、本年 2 月、若干の事項について配慮するよう意見を付した上、労働省の構想によることが適当である旨の答申がなされました。

労働省におきましては、この答申の趣旨を尊重して成案を固め、ここに労働安全衛生法案として提案した次第であります。」

ここで上げられた労働基準法研究会は、昭和 46 年 7 月 13 日、安全衛生関係について報告を取りまとめ、労働大臣に提出した。その中で、就業資格の現状と問題点について、次のとおり報告している。

以下は、報告書のうち、就業資格に係る部分の抜粋である（下線は筆者）。

## (7) 就業資格

### イ 法制

安全衛生の徹底を確保するためには機械設備、原材料に対する規制のみでは足りず、これに加えて業務を担当する労働者についての配慮がなされなければならない。

この点については、安全衛生教育の徹底とあわせて、一定の危険な業務には、一定水準以上の技能なり経験を有した者以外には、従事させないことも必要である。

労働基準法第 49 条は、一定の危険業務に対して経験のない労働者の就業を禁止し、さらに、とくに危険な業務については、必要な技能を有しない者の就業を禁止している。

そして、危険業務の範囲、危険業務に従事

する労働者に必要な経験又は技能の水準については、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則などの労働省令に具体的に規定されている。

### ロ 現状及び問題点

#### (イ) 就業資格体系の整備

労働省令による就業資格の態様としては、業務の危険度に応じ、

① ボイラー技士、クレーン運転士などの試験免許

② 発破技士、潜水士などの講習免許

③ クレーン玉掛工、フォークリフト運転者などの指定講習

④ 動力巻上機、運搬機の運転の業務などの技能選考指名

⑤ 動力伝導装置の掃除、注油、検査又は修理の業務などの 6 ヶ月以上の経験

など、試験免許から 6 ヶ月の経験まで五段階にわかれているが、これらの技能水準あるいはそれを判定する基準などは、必ずしも明確でなく、その体系、内容の不備が指摘される。

さらに、法制上の問題として、労働基準法以外の法律では一般に就業資格にかかる免許制度を定めるに際し、法律自体において免許試験、免許資格等について詳細な規定を置き、細部の手続的事項等を政令、省令に委ねているのに対し、上記①ないし②の免許制度は、労働基準法上きわめて抽象的な根拠規定が存するのみであるので、免許試験、免許資格等重要事項については法律に明確な規定を置く必要がある。

また、技能選考指名制度については、現在、技能選考基準が確立されていないため、その実効が期しがたい。

(ロ) 業務量の増加とそれに対する体制の整備

最近における大幅な機械化、作業の合理化等により、クレーン等特殊設備の設置が増加していることにもなって試験、講習免許関係の受験者数も年々増加しており昭和44年においては、10年前昭和35年に比べボイラー技士試験では約2倍、クレーン等運転士では約3倍の伸びを示している。

また、技能講習を要件とする就業資格業務の技能講習会実施回数も年々増加しており、そのほとんどが行政官庁が指定した民間団体が実施したものである。

このような受験者あるいは受講者の増加は必然的に行政官庁の事務量の増加をもたらしているが、その増加に見合う体制は、必ずしも十分といえず、とくに、実技試験実施面あるいは民間の指定講習団体に対する監督指導の面で問題があり、行政の簡素化及び行政体制の整備の見地から教習制度等の整備が要請されている。

(ハ) 技術の進展に対応する就業資格制度のあり方

技術革新の急激な進展により、一度獲得された技能が数年後は安全衛生上有効でないものとなるケースが増加している。また、現行の免許は終身免許であるため、当該業務から相当期間離れても有効であり、技能講習制度による講習受講についても同様である。

技術の進展に対応し、労働災害防止の徹底を期するためには、再教育、再講習の制度、免許更新制度の整備など危険な作業を行なうに当って必要とされる技能ないし知識を積極的に附与ないし確認する体制の検討が必要であろう。

## (10) 結び

### ロ 安全衛生教育の充実強化

(イ) 新技術導入時、職種転換時における教

### 育の実施

一般労働者について、一定の基準のもとに、新規採用時のみならず、新技術導入時、配置転換時等においても安全衛生教育を実施すること。

#### (ロ) 教育内容の明確化

安全衛生教育を進めるに当っては、業種、企業規模等職場の実態を考慮し、座学のみでなく実技を含む安全衛生教育を実施させるなどその内容の明確化をはかること。

#### (ハ) 職長教育等の明確化

一般作業者を指揮監督する第一線現場監督者として必要な安全衛生に関する知識を重点的、効率的に附与するため、とくに職長に対する安全衛生教育を重点として教育内容等について明確にすること。

また、安全管理者、衛生管理者、特殊技能者に対する教育の充実をはかるとともに、設計技術者に対する啓蒙を行なうこと。

### ホ 免許資格体系の整備

現在、複雑多岐にわたっている免許試験、技能講習等の就業資格制度を法的に整備するとともに、資格取得のために必要な技能知識等を積極的に、効率的に附与する体制を整備すること。

### (3) 労働安全衛生法第8章「免許等」の規定の整備

労働基準法研究会報告を受け、免許、技能講習の再編整備が検討され、安衛法第8章「免許等」が規定された。

すなわち、上記(1)で述べたア「免許、技能講習を要求する業務」、イ「技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務」、ウ「未経験者の就業が禁止される業務」に示す業務について、安衛法第14条の作業主任者免許、第61条の就業制限業務、さらには第59条第3項の特別教

育に各々整理されたのである。

なお、旧安衛則における衛生管理者免許の手續きについて、衛生管理者の資格（第 13 条の 2）、衛生管理者の免許（第 23 条）、衛生工学に関する衛生管理者の免許（第 24 条）、衛生管理者免許の欠格次項（第 25 条）、衛生管理者免状の交付（第 26 条）、衛生管理者免許の取消（第 27 条）、衛生管理者試験（第 28 条）、衛生管理者試験の受験資格（第 29 条）、衛生管理者試験の試験科目（第 30 条）、試験科目の一部免除（第 31 条）、衛生管理者免状の書換え（第 32 条）、衛生管理者免状の再交付（第 33 条）と細かく規定していたが、この手續きについて法第 72 条および安衛則第 7 章「免許等」に反映された。

#### 1.4.2 背景となった災害等

前述のとおり、安衛法第 72 条に規定する免許は旧労働基準法体系下において定められていた免許資格を概ね踏襲したものであり、安衛法制定の背景として特別の災害等の影響はなかった。もちろん、旧労働基準法体系下における免許資格は 1.4.1 (2) で記述したように、当初 5 種類の免許であったが、繰り返し発生する労働災害を背景に、その時々規制の必要性の判断において追加されたものである。

### 1.5 運用

#### 1.5.1 適用の実際

現在、安衛法に基づく免許試験は、唯一（公財）安全衛生技術試験協会が厚生労働大臣より指定されて実施している。

同協会は、昭和 51 年 4 月 1 日、労働大臣の許可を得て設立された。同協会は、全国 7 カ所に試験センターを設置する構想をもち準備に入り、昭和 53 年には、労働安全衛生法免許試験指定試験機関の指定を受け、同年 10 月に開所した近畿安全衛生技術センターにおいて免許試験を開始した。

その後、暫時、次のとおり各地の安全衛生技術センターを開所し、試験事務を開始した。

北海道安全衛生技術センター（北海道恵庭市、昭和 62 年 11 月開所）

東北安全衛生技術センター（宮城県岩沼市、昭和 61 年 12 月開所）

関東安全衛生技術センター（千葉県市原市、昭和 54 年 4 月開所）

中部安全衛生技術センター（愛知県東海市、昭和 59 年 11 月）

近畿安全衛生技術センター（兵庫県加古川市、昭和 53 年 11 月）

中国四国安全衛生技術センター（広島県福山市、昭和 61 年 3 月）

九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市、昭和 54 年 4 月開所）

これらのセンターは、受験者の利便を考慮し、都道府県単位に出張試験も実施している。

なお、同協会は、昭和 51 年 4 月、作業環境測定士試験指定試験機関の指定を受け測定士試験を実施するとともに、平成 12 年 4 月、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験指定試験機関の指定を受け、これらの試験も実施している。

参考 1 に「表 1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和 2 年度）（公財）安全衛生技術試験協会」を示した。

令和 2 年度における安衛法関係免許試験受験者 120,577 人のうち過半数の 65,377 人が衛生管理者試験に挑戦した。業種に関わらず常時 50 人以上の従業員が従事する事業場では、衛生管理者を 1 人以上置くことが義務付けられていることからこれを満たすため、また、総務・労務などのスペシャリストとして昇進・昇給、キャリアアップを目指す人の人気の資格となっている。

#### 1.5.2 関係判例

なし

## 1.6 その他

特になし

## 1.7 改正提案

### (1) 作業主任者等の免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化

#### ア 免許更新制の検討

安衛法に基づく免許資格について、

- ・労働災害を防止するため、当該免許に必要な技能、知識の低下がないか定期的に確認する必要があること
- ・新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のため、最新の知識を付与する必要があること
- ・関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要があること

等の理由から有効期間を設けるべきであるとの意見がある。

免許更新制度については、昭和 63 年安衛法改正の際、具体的な検討が行われたが、

- ・ボイラー溶接士免許に有効期間（2 年）が設けられているが、これは旧労働基準法下におけるボイラー溶接士免許の有効期間（1 年）が引き継がれたものであること
- ・その他の免許について、有効期間を設けていないことにより災害につながったとする明確なデータがないこと
- ・取得した免許に新たに有効期間を付すことは既得権の侵害となる恐れがあること

等の理由から、新たに有効期間を設けることは困難と判断された。

なお、経産省所管法令で 27 種類の就業資格に関する免許が設けられているが、そのうち有効期間が付されているのは、中小企業診断士、液化石油ガス設備士のみである（中小企業診断士にあつては、講習会参加等一定の実績につい

て専門知識補充要件、実務要件の両方を満たす場合更新され、液化石油ガス設備士にあつては、有効期間は付されていないが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 9 に基づき、5 年に 1 回の定時講習の受講が求められている。）

このように、現在においても、免許更新制度を設けることの客観的環境が整っているとはいえない。

#### イ 免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化の提案

昭和 63 年安衛法改正の際、免許更新制に代わり検討され、導入されたのが安全管理者等に対する能力向上教育制度である。すなわち、労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るためには、免許、技能講習修了者に対し、現在身に着けている知識・技能を反復学習するとともに、その向上を図ることが有効であるとして、能力向上教育の実施の努力義務規定として法第 19 条の 2 が追加された。

法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされているのは、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、その他の安全衛生業務従事者である。

しかし、法第 19 条の 2 は努力義務規定であり、その結果、作業主任者技能講習等を実施する登録教習機関における能力向上教育の受講需要がほとんどない。

そこで、法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされている者のうち、免許資格者（衛生管理者、作業主任者）に対し、関係法令の改正内容について正確な情報の提供、新技術・新工法等の導入等に関する最新の知識の付与等を目的とする定期的な能

力向上教育の義務化を提案したい。

なお、免許資格のうちボイラー技士、発破技師、揚貨装置運転士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士については、個人の技術・技能を問うものであり、衛生管理者、作業主任者に対する能力向上教育とは趣旨が異なると考える。

## **(2) 能力向上教育指針において示されているカリキュラムの充実**

法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針によりカリキュラムが示されているのは衛生管理者（初任時、定時又はは随時）のほか、作業主任者ではガス溶接作業主任者（定期又は随時）、林業架線作業主任者（定期又は随時）に係る能力向上教育のみである。

上記(1) 作業主任者等の免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化の実施のためにも、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者のカリキュラムについて新たに示す必要がある。

## **(3) 免許、技能講習の規定の整合性**

免許の種類については安衛則第 62 条・別表第 4、69 条で規定している。一方、後述するとおり技能講習の種類については法別表第 18 で規定しており、均衡を欠いている。

本来この種の規定は、安衛令に整理されるべきと考える。

## 2 第75条～第75条の12

### 2.1 条文

#### (免許試験)

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験(以下「免許試験」という。)は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによって行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### (指定試験機関の指定)

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

#### (指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

#### (役員を選任及び解任)

第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じな

い。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

（免許試験員）

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

- 4 厚生労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

（試験事務規程）

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（秘密保持義務等）

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する

事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第七十五条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 厚生労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可

を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第一百十条第一項の条件に違反したとき。

(都道府県労働局長による免許試験の実施)

第七十五条の十二 都道府県労働局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

## 2.2 趣旨と内容

### 2.2.1 第75条

#### 2.2.1.1 趣旨

本条は、免許試験の実施方法、免許試験の一部免除について定めたものである。

免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに学科試験及び実技試験又はそのいずれかによって都道府県労働局長が行うこととされている。ただし、現在は、第75条の2の規定に基づいて指定試験機関である(公財)安全衛生技術試験協会が全ての試験事務を実施している(同協会は、法第82条に基づく労働安全コ



ンサルタント試験、第 83 条に基づく労働衛生  
 コンサルタント試験、作業環境測定法第 5 条に  
 基づく作業環境測定士試験の指定試験機関と  
 して試験事務も行っている。)

### 2.2.1.2 内容

免許試験は、安衛則第 69 条に定める次の 18  
 区分ごとに、学科試験及び実技試験又はそのい  
 ずれかによって行われる。

その具体的な内容については、第一種衛生管  
 理者、第二種衛生管理者、ガス溶接作業主任者、  
 林業架線作業主任者、発破技士、揚貨装置運転  
 士の免許試験の受験資格、試験科目、試験科目  
 の免除については安衛則・別表第 5 により、高  
 圧室内作業主任者、潜水士の試験科目について  
 は高圧則、特級ボイラー技士、一級ボイラー技  
 士、二級ボイラー技士、特別ボイラー溶接士、  
 普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士の受験資  
 格、試験科目についてはボイラー則、エックス  
 線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任  
 者の受験資格、試験科目については電離則、ク  
 レーン・デリック運転士、移動式クレーン運転  
 士免許試験の受験資格、試験科目についてはク  
 レーン則にそれぞれ規定されている。

資料 1-1 に「免許試験の受験資格、試験科目  
 等」を整理した。

- 1 第一種衛生管理者免許試験
- 1 の 2 第二種衛生管理者免許試験
- 2 高圧室内作業主任者免許試験
- 3 ガス溶接作業主任者免許試験
- 4 林業架線作業主任者免許試験
- 5 特級ボイラー技士免許試験
- 6 一級ボイラー技士免許試験
- 7 二級ボイラー技士免許試験
- 8 エックス線作業主任者免許試験
- 8 の 2 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免  
 許試験
- 9 発破技士免許試験

- 10 揚貨装置運転士免許試験
- 11 特別ボイラー溶接士免許試験
- 12 普通ボイラー溶接士免許試験
- 13 ボイラー整備士免許試験
- 14 クレーン・デリック運転士免許試験
- 15 移動式クレーン運転士免許試験
- 16 潜水士免許試験

なお、安衛則・別表第 4 で、18 種類の免許試  
 験に合格した者のほか、一定の要件を満たす者  
 に対して免許証の交付を受けることができる  
 としている。

## 2.2.2 第 75 条の 2（指定試験機関の指定）

### 2.2.2.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長が行う試験事務の  
 全部又は一部を指定試験機関行わせることが  
 できることを定めたものである。

免許試験は 18 種類で行われており、これら  
 の免許試験の業務は膨大であるため、都道府県  
 労働局の他の業務に支障を生じさせ、他方、試  
 験場の確保が困難なことから試験の実施回数  
 が制限されるなど受験者に多くの不便をかけ  
 る問題が生じていた。

そこで、昭和 52 年の法改正で、指定試験機  
 関を指定し、常時試験を実施し得る体制を整備  
 することによって、受験者の不便の解消と行政  
 事務の効率化を図ることとしたものである。

### 2.2.2.2 内容

#### (1) 試験事務の範囲

厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を  
 行わせるときは、その試験事務の範囲を定める  
 ものとされている（登録省令第 19 条の 25）。

指定試験機関に行わせる試験事務の範囲は、  
 各都道府県労働局長の行う安衛則第 69 条各号  
 に掲げる免許試験に関する試験事務である。

#### (2) 指定の申請

指定試験機関としての指定を受けようとする

る者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない(登録省令第19条の26)。

- 1 名称及び住所
- 2 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 3 試験事務を開始しようとする年月日  
更に申請書には、次の書面を添えることとされている。
- 4 定款及び登記簿の謄本
- 5 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 6 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 7 役員の氏名及び略歴を記載した書面

## 2.2.3 第75条の3（指定試験機関の要件）

### 2.2.3.1 趣旨

本条は、指定試験機関の指定の基準について定めたものである。

本法に基づく免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力を免許によって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているので、その試験の実施に当たっては、高度の公正性、中立性、斉一性が要求される。この見地から指定試験機関の指定は、全国で一を限って行われることとされている。

### 2.2.3.2 内容

指定試験機関は、職員、設備、試験事務の実施の方法、加えて経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること等が規定されている。

## 2.2.4 75条の4（指定試験機関の役員の選任及び解任）

### 2.2.4.1 趣旨

本条は指定試験機関の役員の選任及び解任について定めたものである。

### 2.2.4.2 内容

試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと、指定試験機関の役員が試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができることについて規定している。

## 2.2.5 第75条の5（免許試験員）

### 2.2.5.1 趣旨

本条は、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定するための試験問題に関する事務については、免許試験員に行わせなければならないことについて定めたものである。

### 2.2.5.2 内容

受験者の知識及び能力の有無の判定に関する事務について指定試験機関は、試験の水準を適正に保持するため、免許試験の種別に応じて次の要件に該当する免許試験員に行わせなければならないこととされている(登録省令第19条の29及び別表)。

## 2.2.6 第75条の6（試験事務規程）

### 2.2.6.1 趣旨

本条は、試験事務規程について定めたものである。試験事務は、公正かつ的確に実施される必要がある。この見地から指定試験機関は、試験事務規程を定め、その制度又は変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととし、その試験事務規程が不相当となった場合には、厚生労働大臣がその変更を命ずるこ

とができることとした。

### 2.2.6.2 内容

試験事務規程で定められなければならない事項は、次のものである（登録省令第19条の32）。

- 1 免許試験の実施の方法に関する事項
- 2 手数料の収納の方法に関する事項
- 3 合格の通知に関する事項
- 4 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 5 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 6 その他、試験事務の実施に関し必要な事項

## 2.2.7 第75条の7（事業計画の認可等）

### 2.2.7.1 趣旨

本条は、指定試験機関の業務運営の適正を確保するため、指定試験機関に対し、毎事業年度毎に事業計画及び収支予算の作成を義務付け、その作成変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととしたものである。なお、指定試験機関は、事業年度終了後は事業報告書等を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 2.2.7.2 内容

安衛則、登録省令には事業計画、事業報告についての提出すべき書類の内容について具体的には規定されていない。

この点に関して、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）に基づき、「公益法人は、毎事業年度の開始の日の前日までに、当該年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（事業計画書等）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を事務所に備え付けなければならない。」とされている（認定法

第21条第1項）。

また、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（法人法）で定める計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの付属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む）のほか、毎事業年度経過後3カ月以内に、財産目録、役員名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況を及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を5年間事務所に備え付けておく必要がある（認定法第21条第2項）。

以上のとおり、本条でいう事業計画も認定法に準じるものと考えられる。指定試験機関である以上、試験の種類別の実施日、実施場所は事業計画の中心であることはいうまでもない。

## 2.2.8 75条の8（秘密保持義務）

### 2.2.8.1 趣旨

指定試験機関の役員、職員等は、試験事務の実施に関し秘密を知り得る立場にあるので、本条1項ではこれらの者の守秘義務について規定している。また、指定試験機関が行う試験事務の公正な遂行を図るためには、当該機関の役職員を刑法その他の罰則の適用に当たっては公務員とみなし、ある場合には、必要な保護を加え、ある場合には特定の義務を科すことが必要であるので、この見地から第2項の規定が設けられている。

### 2.2.8.2 内容

本条第1項に違反した場合、法第117条により、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金と定められている。また、第2項により指定試験機関の役員若しくは職員はみなし公務員とされ、国家公務員法に基づく秘密を守る義務が適用される。

なお、国家公務員法第100条は、「職員は、

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とし、これに違反した場合、同法第109条により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

## 2.2.9 第75条の9（監督命令）

### 2.2.9.1 趣旨

本条は指定試験機関に対する厚生労働大臣の監督命令について定めたものである。

### 2.2.9.2 内容

指定試験機関は、法第75条の5に基づく免許試験員を配置し、法第75条の6に基づく事務規定を作成してこれに基づき試験事務を実施する。また、試験の実施結果等については、登録省令第19条の34、第19条の35に基づき、結果報告、帳簿の作成保存が義務付けられており、試験を実施する事務所を管轄する都道府県労働局長は、試験が適正に行われているか監督し、必要な命令をすることができる。

## 2.2.10 第75条の10（試験事務の休止）

### 2.2.10.1 趣旨

本条は試験事務の休廃止について定めたものである。

### 2.2.10.2 内容

指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第19条の36）。

- 1 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 2 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 3 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

## 2.2.11 第75条の11（指定の取消）

### 2.2.11.1 趣旨

本条は、指定試験機関として指定した後において指定の欠格条項に該当したり、又は認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合等には、もはや指定試験機関としての公正な運営が期待できないので、このような場合に指定を取り消すこととしたものである。

### 2.2.11.2 内容

指定試験機関としての指定を受けた後において、申請者又は役員が本法等に違反して刑に処せられたり、また、その執行を終わり又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない場合は、厚生労働大臣は、必ずその指定を取り消さなければならない。

さらに、次の場合には厚生労働大臣の裁量により、指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 1 申請者の役員のうち、解任命令により解任され、その日から2年を経過しない者がいる場合
- 2 役員解任命令、免許試験員解任命令、試験事務規程の変更命令又は監督命令に違反した場合
- 3 免許試験員に関する規定、事業計画の認可等の規定又は試験事務の休廃止の規定に違反した場合
- 4 認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合
- 5 指定や許可に厚生労働大臣により付された条件がある場合で、その条件に違反した場合

合

## 2.2.12 75 条の 12（都道府県労働局長による免許試験の実施）

### 2.2.12.1 趣旨

本条は、指定試験機関の試験事務の休止等の場合における都道府県労働局長による免許試験の実施等について定めたものである。

### 2.2.12.2 内容

都道府県労働局長は、次の場合には、試験事務の全部又は一部を自ら行わなければならない。

1 指定試験機関が厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部又は一部を休止した場合

2 厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合

3 指定試験機関が天災等により試験事務の全部又は一部を実施することが困難な場合で、必要があると認める場合

1～3 の場合には試験事務の引継ぎ等が必要となるが、その際、指定試験機関は次の事項を行う必要がある（登録省令第 19 条の 39）。

4 試験事務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該試験事務並びに当該試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと

5 その他、試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

## 2.3 関連規定

### 2.3.1 法条

<第 75 条関係>

第 1 項の厚生労働省令で定める区分：安衛則第 69 条

第 3 項の厚生労働省令で定める資格：安衛則第 70 条・別表第 5、ボイラー則第 102 条の

2、第 111 条、第 117 条、クレーン則第 227 条、第 233 条、電離則第 51 条、第 52 条の 4 の 4

第 5 項の免許試験の受験資格、試験科目：安衛則第 70 条・別表第 5、ボイラー則第 101 条～第 103 条、第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 116 条、第 118 条、クレーン則第 226 条、第 228 条、第 232 条、第 234 条、高圧則第 50 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条、電離則第 50 条、第 52 条、第 52 の 4 の 2、第 52 の 4 の 5

免許試験の手数料：法 112 条第 1 項第 11 号、手数料令第 6 条第 1 号～第 4 号

受験手続：安衛則第 71 条・第 72 条

教習：安衛則第 74 条～77 条、クレーン則第 240 条、第 243 条、揚貨装置運天実技教習・クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規定

<第 75 条の 2 関係>

省令の定め：登録省令第 3 章の 4

試験事務：登録省令第 19 条の 25

指定の申請：登録省令第 19 条の 26

公示：登録省令第 19 条の 38

手数料：法 112（12）

<第 75 条の 4 関係>

役員の選任及び解任の認可の申請：登録省令第 19 条の 28

<第 75 条の 5 関係>

免許試験員の要件：登録省令第 19 条の 29・別表

免許試験員の選任又は解任の届け出：登録省令第 19 条の 30

<第 75 条の 6 関係>

試験事務規定：登録省令第 19 条の 31～第 19

条の 33

手数料の納付：手数料令 7

<第 75 条の 8 関係>

参考 罰則：法第 117 条・第 122 条

<第 75 条の 10 関係>

試験事務の休廃止の許可の申請：登録省令第 19 条の 38

公示：登録省令第 19 条の 38

<第 75 条の 11 関係>

公示：登録省令第 19 条の 38

<第 75 条の 12 関係>

省令の定め：登録省令第 19 条の 37

公示：登録省令第 19 条の 38

2.4 沿革

2.4.1 制度史

安衛法に基づく免許と旧労働基準法に基づく免許等との比較は次表のとおりであり、旧労働基準法における免許がほとんど引き継がれ、また、ガス溶接、ボイラー整備士資格については、技能講習から免許に引き上げられた。

安衛法に基づく免許の種類（安衛則第 69 条）		旧労働基準法に基づく免許等
1	第一種衛生管理者免許	衛生管理者免許（旧安衛則第 24 条）
1 の 2	第二種衛生管理者免許	
2	高圧室内作業主任者免許	高圧室管理者免許（旧高圧則第 49 条）
3	ガス溶接作業主任者免許	ガス溶接技能講習（旧安衛則第 44 条の 2）
4	林業架線作業主任者免許	集材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）

5	特級ボイラー技士免許	特級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
6	一級ボイラー技士免許	一級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
7	二級ボイラー技士免許	二級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
8	エックス線作業主任者免許	エックス線作業主任者免許（旧電離則第 59 条）
8 の 2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	—
9	発破技師免許	発破技師免許（旧安衛則第 44 条の 3）
10	揚貨装置運転士免許	揚貨装置運転士免許（旧安衛則第 44 条の 4）
11	特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
12	普通ボイラー溶接士免許	普通ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
13	ボイラー整備士免許	ボイラー整備技能講習（旧ボイラー則第 104 条の 2）
14	クレーン・デリック運転士免許	クレーン運転士免許（旧クレーン則第 104 条） デリック運転士免許（旧クレーン則第 127 条）
15	移動式クレーン運転士免許	移動式クレーン運転士免許（旧クレーン則

		126 条の 2)
16	潜水士免許	潜水士免許 (旧高圧則第 56 条)

この免許に関する試験事務に関して、労働基準法研究会は次のとおり報告した。

(ロ) 業務量の増加とそれに対する体制の整備  
 最近における大幅な機械化、作業の合理化等により、クレーン等特殊設備の設置が増加していることにもなって試験、講習免許関係の受験者数も年々増加しており昭和 44 年においては、10 年前昭和 35 年に比べボイラー技士試験では約 2 倍、クレーン等運転士では約 3 倍の伸びを示している。  
 また、技能講習を要件とする就業資格業務の技能講習会実施回数も年々増加しており、そのほとんどが行政官庁が指定した民間団体が実施したものである。  
 このような受験者あるいは受講者の増加は必然的に行政官庁の事務量の増加をもたらしているが、その増加に見合う体制は、必ずしも十分といえず、とくに、実技試験実施面あるいは民間の指定講習団体に対する監督指導の面で問題があり、行政の簡素化及び行政体制の整備の見地から教習制度等の整備が要請されている。

このようなことから、試験事務の実施方法について改善が急務となったが、昭和 47 年の安衛法制定には間に合わなかった。このため労働省は、昭和 51 年 4 月 1 日、(公財) 安全衛生技術試験協会を安衛法に基づく試験実施機関として設立することを許可した。指定試験機関となった同協会は、受験者の利便性を考慮し、全国に次の 7 つのセンターを配置し、必要な整備を終了した(なお、これらの 7 つのセンターは、都道府県単位に出張試験も実施している。)

そして労働省は、昭和 52 年の法改正で、指定試験機関を指定し、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の不便の解消と行政事務の効率化を図ることとした。法第 75 条の 2 から第 75 条の 12 の規定は、都道府県労働局の行っていた試験事務を指定試験機関に実施させるための規定である。

## 2.4.2 背景となった災害等

特になし

## 2.5 運用

### 2.5.1 適用の実際

1.5.1 の (2) に記載のとおり。

### 2.5.2 関係判例

特になし

## 2.6 その他

免許資格に関し、用語等参考となると考えられる事項について、「参考 1 免許に関連する用語等」を示した。

## 2.7 改正提案

2.2.1.2 で述べたとおり、免許試験の受験資格、試験科目、試験科目の免除について、安衛則・別表第 5 のほか、高圧則、ボイラー則、電離則、クレーン則にそれぞれ分散して規定されており、分かりにくい規定となっている。

一方、安衛則・別表第 4 は、18 種類の免許試験に合格した者のほか、一定の要件を満たす者に対して免許証の交付を受けることができるとし、その中で高圧則、ボイラー則、電離則、クレーン則を引いている。

安衛則・別表第 5 についても別表第 4 と同様の構成とすべきと考える。

参考 2 に「免許試験の受験資格、試験科目等」を整理した。

### 3 第76条

#### 3.1 条文

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によって行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 3.2 趣旨と内容

##### 3.2.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長又はその指定する者が行う作業主任者及び就業制限業務に係る技能講習の実施方法、修了証の交付等について定めたものであり、第72条の免許と対をなす規定である。

##### 3.2.2 内容

###### (1) 技能講習の種類

技能講習は、次のとおり区分されている（別表第18）。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 木材加工用機械作業主任者技能講習</li> <li>2 プレス機械作業主任者技能講習</li> <li>3 乾燥設備作業主任者技能講習</li> <li>4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習</li> <li>5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</li> <li>6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習</li> <li>7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習</li> <li>8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>9 足場の組立て等作業主任者技能講習</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>11 鋼橋架設等作業主任者技能講習</li> <li>12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習</li> <li>13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習</li> <li>14 採石のための掘削作業主任者技能講習</li> <li>15 はい作業主任者技能講習</li> <li>16 船内荷役作業主任者技能講習</li> <li>17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習</li> <li>19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習</li> <li>20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>21 鉛作業主任者技能講習</li> <li>22 有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>23 石綿作業主任者技能講習</li> <li>24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習</li> <li>25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>26 床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>27 小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>28 ガス溶接技能講習</li> <li>29 フォークリフト運転技能講習</li> <li>30 ショベルローダー等運転技能講習</li> <li>31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習</li> <li>32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習</li> <li>33 車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習</li> <li>34 不整地運搬車運転技能講習</li> <li>35 高所作業車運転技能講習</li> <li>36 玉掛け技能講習</li> <li>37 ボイラー取扱技能講習</li> </ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## (2) 技能講習の受講資格及び講習科目

技能講習は、厚生労働省令で定めるところにより、その区分ごとに学科講習又は実技講習によって登録教習機関が行う。

講習科目の具体的事項については、安衛則、ボイラー則、クレーン則、有機則、鉛則、四アルキル鉛即、特化則、酸欠則及び石綿則で定められている。

## (3) 技能講習修了証の公布、再交付等

登録教習機関は技能講習修了者に対し、技能講習修了証（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

修了証の交付を受けた者が修了証を滅失し、又は損傷したときは、修了証の交付を受けた登録教習機関から修了証の再交付を受けることができる。また、当該登録教習機関が技能講習の業務を廃止したとき等の場合は、厚生労働大臣が指定する機関である技能講習修了証明書発行事務局に対し申請を行うことにより、技能講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けることができる。

修了証、修了証明書ともに法第 61 条第 3 項の「資格を証する書面」に該当する。

### 3.3 関連規定

#### 3.3.1 法条

##### 3.3.1.1 関係法令

<技能講習終了資格の必要な業務>

作業主任者：法第 14 条、令第 6 条、則第 16 条、則別表第 1

就業制限業務：法第 61 条、令第 20 条、則第 41 条、則別表第 3

<技能講習の手数料>

法 112 (2)、手数料令 2

<技能講習についての必要な事項>

安衛則第 79 条～83 条・別表 6、木材加工用機械作業主任者技能講習規程、プレス機械作業主任者技能講習規程、乾燥設備作業主任者技能講習規程、コンクリート破砕器作業主任者技能講習規程、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程、ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程、採石のための掘削作業主任者技能講習規程、はい作業主任者技能講習規程、船内荷役作業主任者技能講習規程、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程、足場の組立て等作業主任者技能講習規程、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程、鋼橋架設等作業主任者技能講習規程、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程、ガス溶接技能講習規程、フォークリフト運転技能講習規程、ショベルローダー等運転技能講習規程、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程、高所作業車運転技能講習規程、ボイラー則第 122 条～第 124 条、ボイラー取扱技能講習規程、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程、クレーン則第 244 条～第 247 条、玉掛け技能講習規程、床上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規程、有機則第 37 条、鉛則第 60 条、四アルキル鉛則第 27 条、特化則第 51 条、化学物質作業主任者技能講習規程、酸欠則第 26 条～第 28 条、酸素欠乏危険作業主任者技能講習規程、石綿予防規則第 48 条の 5、石綿作業主任者技能講習規程、

### 3.4 沿革

#### 3.4.1 制度史

労働基準法研究会報告書は、就業資格、特に技能選考指名制度について次のとおり報告した。

#### (7) 就業資格

##### ロ 現状及び問題点

##### (イ) 就業資格体系の整備

労働省令による就業資格の態様としては、業務の危険度に応じ、

① ボイラー技士、クレーン運転士などの試験免許

② 発破技士、潜水士などの講習免許

③ クレーン玉掛工、フォークリフト運転者などの指定講習

④ 動力巻上機、運搬機の運転の業務などの技能選考指名

⑤ 動力伝導装置の掃除、注油、検査又は修理の業務などの6ヶ月以上の経験

など、試験免許から6ヶ月の経験まで五段階にわかれているが、これらの技能水準あるいはそれを判定する基準などは、必ずしも明確でなく、その体系、内容の不備が指摘される。

さらに、法制上の問題として、労働基準法以外の法律では一般に就業資格にかかる免許制度を定めるに際し、法律自体において免許試験、免許資格等について詳細な規定を置き、細部の手続的事項等を政令、省令に委ねているのに対し、上記①ないし②の免許制度は、労働基準法上きわめて抽象的な根拠規定が存するのみであるので、免許試験、免許資格等重要事項については法律に明確な規定を置く必要がある。

また、技能選考指名制度については、現在、技能選考基準が確立されていないため、その実効が期しがたい。

旧労働基準法体系下で技能講習は、ガス溶接

技能講習（旧安衛則第327条）、フォークリフト運転技能講習（旧安衛則第333条）、プレス作業主任者技能講習（旧安衛則第372条）、玉掛技能講習（クレーン則第150条）が規定され、その指定講習については、都道府県労働基準局長又は局長の指定する講習機関が実施していた。

安衛法の制定により、旧安衛則第45条（技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務）についても整理され、そのほとんどが技能講習修了者でなければ就くことができない業務となった。

#### 3.4.2 背景となった災害等

特になし

### 3.5 運用

#### 3.5.1 適用の実際

参考1に「表2 令和2年4月現在、登録省令第20条に定める登録区分ごとの登録教習機関及び技能講習実施状況」を示した（資料：厚生労働省労働基準局安全衛生部）。

#### 3.5.2 関係判例

特になし

### 3.6 その他

技能講習資格に関し、用語等参考となると考えられる事項について、「参考3 技能講習に関連する用語等」を示した。

### 3.7 改正提案

#### (1) 技能講習に係る能力向上教育カリキュラムの策定

法第19条の2に基づく能力向上教育指針は、作業主任者等に対する能力向上教育の実施を規定し、その中で下線を付した技能講習について能力向上教育カリキュラムを示している。し

かし、能力向上教育の促進を図るため、全ての作業主任者についてカリキュラムを示す必要がある。

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 2 プレス機械作業主任者技能講習
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 15 はい作業主任者技能講習
- 16 船内荷役作業主任者技能講習
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 21 鉛作業主任者技能講習
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習
- 23 石綿作業主任者技能講習
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

- 26 床上操作式クレーン運転技能講習
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習
- 28 ガス溶接技能講習
- 29 フォークリフト運転技能講習
- 30 ショベルローダー等運転技能講習
- 31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 33 車両系建設機械（基礎工所用）運転技能講習
- 34 不整地運搬車運転技能講習
- 35 高所作業車運転技能講習
- 36 玉掛け技能講習
- 37 ボイラー取扱技能講習

## (2) 免許、技能講習の規定の整合性

1.7の(2)でも述べたが、免許の種類については安衛則第62条・別表第4、69条で規定し、一方、後技能講習の種類については法別表第18で規定しており、均衡を欠いている。

本来この種の規定は、安衛令に整理されるべきと考える。

## (3) 分散規定されている技能講習規定の一本化

技能講習の受講資格、講習内容については、安衛則・別表第6のほか、ボイラー則、クレーン則、特化則、鉛則、有機則、石綿則、酸欠則にそれぞれ分かれて規定されており、分かりにくい。

安衛則・別表第6に統一できないか検討すべきと考える。

参考4に「技能講習の受講資格、講習内容等」を整理した。

#### 4 第77条

##### 4.1 条文

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行った教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた

者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録（以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十	製造時	第十四条若しくは第

八条第二項	等検査	六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十九条	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十条第一項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあっては、事業報告書）
第五十条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第四項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあっては、事業報告書）
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十二条	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十六条第三項各号	第七十七条第二項各号
第五十二条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十七条	第七十七条第六項又は第七項
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技

		能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条の二	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査

機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

## 4.2 趣旨と内容

### 4.2.1 第77条

#### 4.2.1.1 趣旨

本条は、法第14条の作業主任者技能講習、法第61条第1項の就業制限業務に係る技能講習、法第75条第3項の教習に係る登録を受けようとする者は、所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、登録省令第20条に定める指定の区分ごとに、登録の申請をしなければならないことを定めたものである。

また、技能講習又は教習を行う機関は、登録検査機関（法第46条）と同様、公的性格を有し、社会的に十分信頼に足るものでなくてはならないから、登録検査機関に係る規定を準用することを定めている。

#### 4.2.1.2 内容

教習機関としての登録は、登録省令第20条に定める登録の区分ごとに申請して行う。都道府県労働局長は、登録申請者が次の要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 1 法77条・別表第19に定める教習に必要な機械器具その他の設備及び施設を保有していること
- 2 法第77条・別表第20に定める講習科目に関し、十分な知識経験を有する者が教習

を実施するものであること

3 技能講習又は教習の業務を管理する者が置かれていること

4 教習にあつては、申請前6カ月の間に申請者が行った教習を受講した者の免許試験の合格率が95パーセント以上であること。

なお、登録検査機関の登録に関する第46条第2項及び第4項の規定、登録内容の変更、業務規程、業務の休廃止、財務諸表等の備え付け閲覧、検査員の選任等の届け出、適合命令、改善命令に係る第47条の2から第49条、第50条第1項、第2項及び第4項、第52条、第52条の2、第53条第1項（第4号を除く。）、第53条の2の規定は登録教習機関について準用される。その際の読替規定が第3項の表に示されている。

## 4.3 関連規定

### 4.3.1 法条

登録の区分：登録省令第20条

登録の条件：法第120条

登録の手数料：法第112条第1項第1号・第1号の2、手数料令第1条第1号・第1号の2

登録の申請：登録省令第21条

登録の基準：法第46条第3項、登録省令第22条

業務規程：法第48条、登録省令第23条

帳簿の作成・保存：法第103条第2項、登録省令第24条

帳簿の引き渡し：法第100条第2項、登録省令第25条

厚生労働大臣等の権限：法第96条第3項

規定の準用：法第46条第2項・第4項、第47条の2、第48条、第49条、第50条第1項、第2項・第4項、第52条、第52条の2、第53条第1項、第53条の2

## 4.4 沿革

### 4.4.1 制度史

3.4.1 で述べたとおり、旧労働基準法体系では、ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、プレス作業主任者技能講習、玉掛技能講習が規定され、指定講習については、都道府県労働基準局長又は局長の指定する講習機関が実施していた。

安衛法の制定により、旧安衛則第 45 条（技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務）についても整理され、ほとんどが技能講習修了者でなければ就くことができない業務となり、学科講習、実技講習の内容が明らかにされた。

旧労働基準法体系においては教習機関の要件は明確にされていなかったが、法第 77 条第 2 項に教習機関の登録に必要な要件を明示し、規定する要件を満たす教習機関から登録申請があった場合、これを認めることとした。

なお、本条 1 項、2 項は平成 15・7 法律 102 号により全部改正された。

### 4.4.2 背景となった災害等

特になし

## 4.5 運用

### 4.5.1 適用の実際

令和 2 年 4 月現在、登録省令第 20 条に定める登録区分ごとの登録教習機関は 3.5.1 で述べたとおりである。

なお、登録教習機関の全国団体として、昭和 55 年 7 月、法第 77 条第 2 項に規定する登録教習機関が行う実技教習及び技能講習の内容の充実向上に努め、もって労働災害の防止に寄与することを目的として全国指定教習機関協会が設立され、同年 12 月社団法人全国指定教習機関協会として労働大臣の設立許可を得た。そ

の後、労働安全衛生法の改正に伴い、平成 15 年 12 月、社団法人全国登録教習機関協会として名称を変更、公益法人改革に伴い、平成 24 年 7 月 2 日、一般社団法人全国登録教習機関協会（全登協）となった。全登協には、登録教習機関のうち 7 割程度が加入している。

### 4.5.2 関係判例

特になし

## 4.6 その他

特になし

## 4.7 改正提案

特になし

## 参考文献

改訂第 3 版 労働安全衛生法の詳解（労働調査会）  
産業保健の記録 2020（石井義脩）

## 参照資料

工場危害予防及び衛生規則並同施行規則（昭和 4 年 8 月 1 日（財）産業福利協会）  
労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 産業衛生協会）  
昭和 47 年版 労働総覧（労働法令協会）  
労働基準法研究会報告書（安全衛生関係） 昭和 46 年 7 月 13 日  
第 68 回国会 衆議院・参議院 社会労働委員会 審議録  
第 80 回国会 衆議院・参議院 社会労働委員

会 審議録

第 112 回国会 参議院・参議院 社会労働委員

会 審議録



参考1 免許試験、技能講習実施状況

表1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和2年度）

資料：（公財）安全衛生技術試験協会

<免許試験>

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）	
学 科 試 験	特級ボイラー技士	430	125	29.1
	一級ボイラー技士	3,100	1,577	50.9
	二級ボイラー技士	16,098	9,400	58.4
	特別ボイラー溶接士	104	78	75.0
	普通ボイラー溶接士	716	435	60.8
	ボイラー整備士	1,726	1,219	70.6
	クレーン・デリック運転士	15,760	9,992	63.4
	移動式クレーン運転士	5,359	3,467	64.7
	揚貨装置運転士	376	288	76.6
	発破技士	336	225	67.0
	ガス溶接作業主任者	586	497	84.8
	林業架線作業主任者	90	78	86.7
	第一種衛生管理者	43,157	18,916	43.8
	第二種衛生管理者	22,220	11,729	52.8
	高圧室内作業主任者	109	71	65.1
	エックス線作業主任者	4,112	2,210	53.7
	ガン線透過写真撮影作業主任者	283	202	71.4
	潜水士	6,015	4,886	81.2
	計	120,577	65,395	54.2

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）	
実 技 試 験	特別ボイラー溶接士	126	107	84.9
	普通ボイラー溶接士	666	420	63.1
	クレーン・デリック運転士	2,793	1,351	48.4
	移動式クレーン運転士	483	297	61.5
	揚貨装置運転士	231	214	92.6
	計	4,299	2,389	55.6

<作業環境測定士試験>

試験の種類	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
第一種作業環境測定士	818	502	61.4

第二種作業環境測定士	1,059	459	43.3
		486	—
計	1,877	988	52.6

(注) 第二種作業環境測定士の合格者数欄の下段は、第一種試験を申請、受験した者で第二種試験にのみ合格した者 26 名及び第二種試験科目のうち一部科目について合格点を得て、科目免除を受けた後に当該科目以外の全ての科目が免除となる他の資格を取得し今回の第二種試験を受験申請したため、第二種試験合格として取り扱った者 1 名を含む合格者数。

<労働安全・労働衛生コンサルタント試験>

試験の種類		受験者数 (人)	合格者数 (人)	最終合格率 (%)
労働安全 コンサルタント	筆記試験	1,166	330	22.0
	口述試験	325 (0)	256	
労働衛生 コンサルタント	筆記試験	439	110	23.5
	口述試験	270 (166)	142	

(注 1) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の口述試験受験者数欄の( )内は、筆記試験全部免除者数で内数。

(注 2) 最終合格率は、口述試験合格者数 ÷ (筆記試験受験者数 + 筆記試験全部免除者のうち、実際に口述試験を受験した者の数) × 100%。

表 2 登録省令第 20 条に定める登録区分ごとの登録教習機関及び技能講習実施状況（令和 2 年 4 月）

資料：厚生労働省労働基準局安全衛生部

登録省令第 20 条に定める登録区分	登録教習機関数	受講者数
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	60	1,103
2 プレス機械作業主任者技能講習	59	6,158
3 乾燥設備作業主任者技能講習	48	7,988
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	3	0
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	122	9,154
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	21	208
6 の 2 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	20	176
7 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	108	3,608
8 足場の組立て等作業主任者技能講習	218	20,778
9 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	92	3,833
10 鋼橋架設等作業主任者技能講習	20	250
11 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	63	2,125
11 の 2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	20	139
11 の 3 採石のための掘削作業主任者技能講習	17	165

11の4 はい作業主任者技能講習	123	14,232
11の5 船内荷役作業主任者技能講習	13	409
12 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	130	2,949
13 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	22	1,496
14 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	49	3,293
15 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	88	36,627
16 鉛作業主任者技能講習	48	2,967
17 有機溶剤作業主任者技能講習	111	55,963
18 石綿作業主任者技能講習	108	13,902
18の2 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	328
18の3 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	76	49,654
18の4 床上操作式クレーン運転技能講習	175	38,611
18の5 小型移動式クレーン運転技能講習	437	67,288
19 ガス溶接技能講習	598	71,769
20 フォークリフト運転技能講習	620	225,141
20の2 ショベルローダー等運転技能講習	65	2,965
21 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	288	47,960
21の2 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	177	19,833
21の3 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	20	1,394
21の4 不整地運搬車運転技能講習	136	9,708
21の5 高所作業車運転技能講習	287	59,879
22 玉掛け技能講習	549	189,060
23 ボイラー取扱技能講習	62	7,294
24 揚貨装置運転実技教習	3	89
25 クレーン運転実技教習	31	10,205
26 移動式クレーン運転実技教習	58	3,390

参考2 免許に関連する用語等

1 衛生管理者（第一種、第二種、衛生工学衛生管理者）

衛生管理者免許には、第一種衛生管理者と第二種衛生管理者の2種類がある。

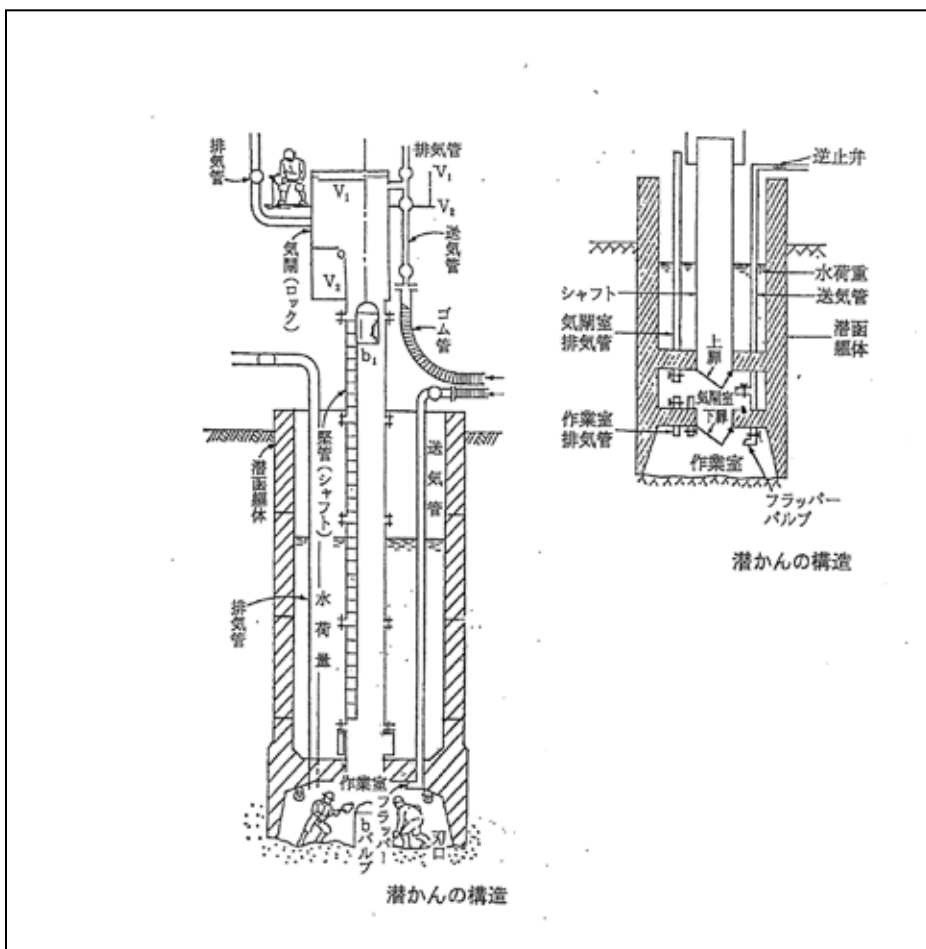
第一種衛生管理者と第二種衛生管理者の違いは対応できる業種。第一種免許を取得していれば、全ての業種に対応できるが、第二種免許のみ取得している場合、表の第一種衛生管理者の従事できる業種には対応できない。

第一種衛生管理者	農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療、清掃業
第二種衛生管理	その他の業種

このほか、大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者で登録教習機関の行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる衛生工学衛生管理者がある。

2 高圧室内作業主任者

高圧室内作業とは、潜函工法やシールド工法（湧水を抑えるために密閉の作業室内に水圧に対抗する圧縮空気を送って作業する）等大気圧を超える気圧下での作業室またはシャフトの内部において行う作業である。



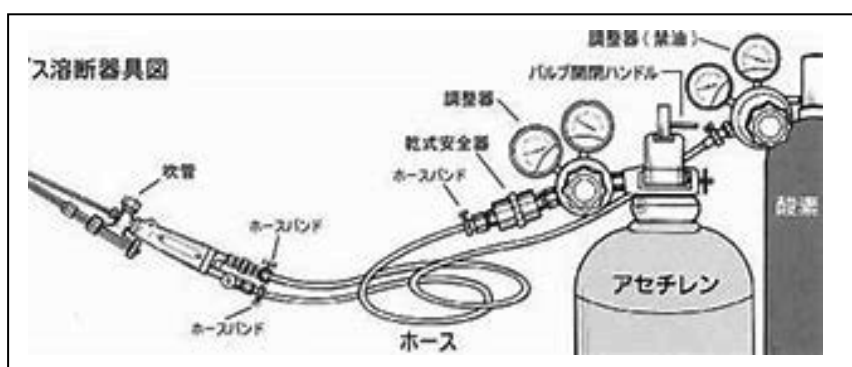
高圧室内業務については、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管から排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握し、関連する設備や作業方法を安全衛生に十分留意したものとする必要があります。

### 3 ガス溶接作業主任者

ガス溶接は、アセチレン等の可燃性ガスと酸素を燃焼させ、その炎により母材を溶融させる溶接法である。

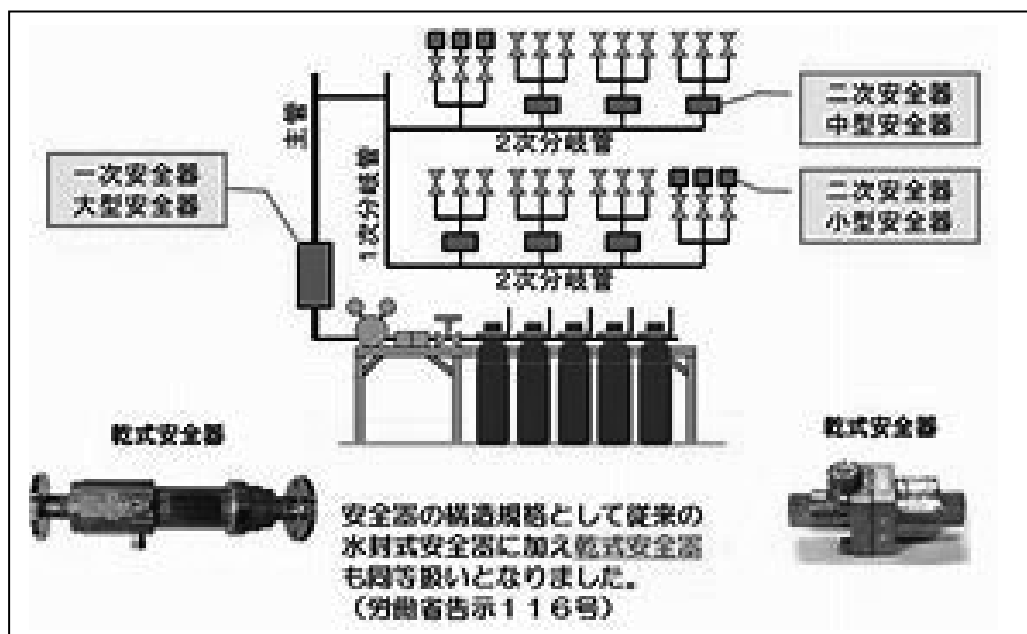
アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断または加熱の作業においては、ガス溶接作業主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない(安衛則第314条、第315条)。

#### ア アセチレン溶接装置



(yahoo.co.com より引用)

#### イ ガス集合溶接装置



(kanshikianzenkai.com より引用)

### 4 林業架線作業主任者

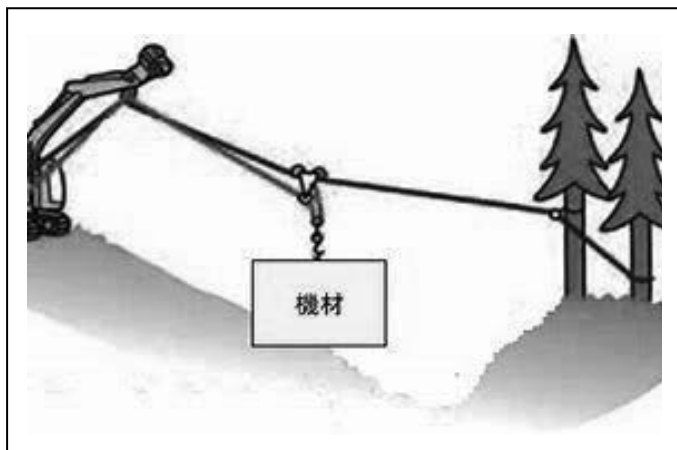
林業においては、伐木した木材を土場まで集材する方法として機械集材装置を用いることが行われ

る。

機械集材装置、運材索道の組み立て、解体、変更、修理の作業、及びこれらの設備による集材、運材の作業においては、林業架線主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない（安衛則第 151 条の 126、第 151 条の 127）

ア 運材索道、機械集材装置、

集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備。



(forest.rd.pref.gifu.lg.jp より引用)



(kochiforestry.ac より引用)

## 5 特級、1級、2級ボイラー技士

### (1) ボイラーの定義（令第1条第3号）

蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次のイ～へ以外のもの。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m<sup>2</sup> 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m<sup>3</sup> 以下のもの

ハ 伝熱面積が 2m<sup>2</sup> 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m<sup>2</sup> 以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5m<sup>2</sup> 以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02m<sup>3</sup> 以下のもの）

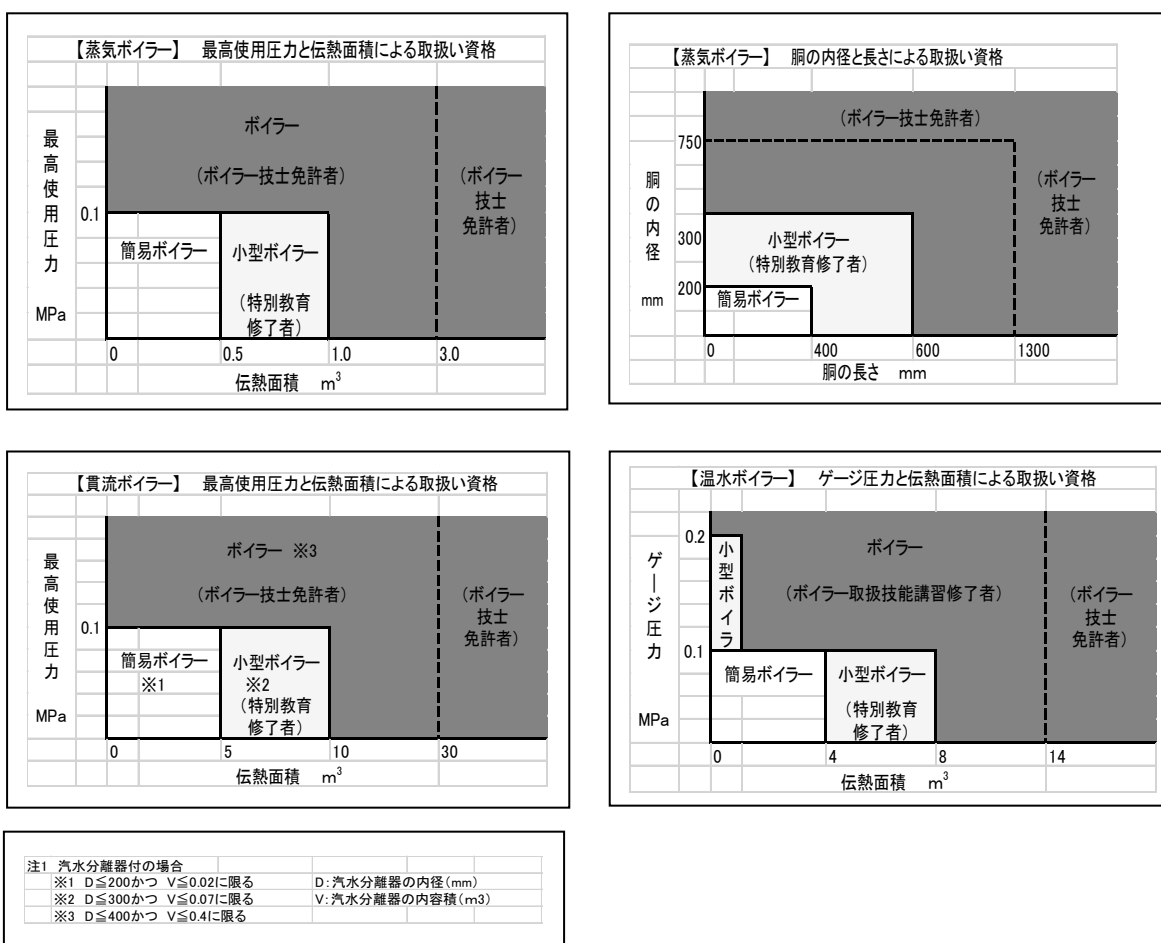
へ 内容積が 0.004m<sup>3</sup> 以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下のもの

### (2) 小型ボイラーの定義（令第1条第4号）

ボイラーのうち、次に掲げるボイラー。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 1m<sup>2</sup> 以下のもの又は胴の内径

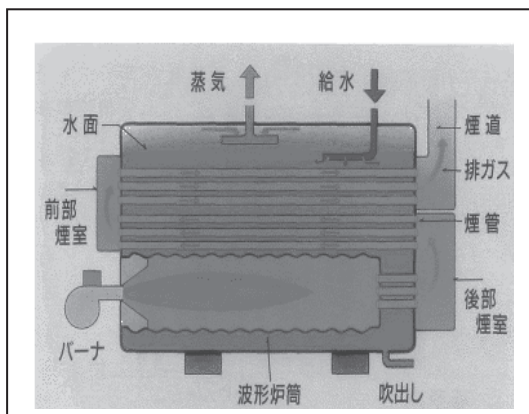
- が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの
- ロ 伝熱面積が 3.5m<sup>2</sup>以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25 mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ハ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 8m<sup>2</sup>以下のもの
- ニ ゲージ圧力 0.2MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2m<sup>2</sup>以下のもの
- ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 10m<sup>2</sup>以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.07m<sup>3</sup>以下のものに限る。）
- 以上を整理すると次図のとおり。



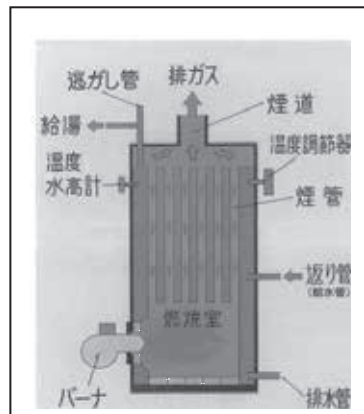
(3) 用語の解説

ア 温水ボイラー、蒸気ボイラー

ボイラーとは、水を火気などで加熱して、大気圧を超える蒸気又は温水を作り他に供給する容器をいい、蒸気を作る蒸気ボイラーと、温水を作る温水ボイラーがある。ボイラーから供給される蒸気や温水は、工場にある反応器や加熱器、ビルの暖房や給湯に利用される。

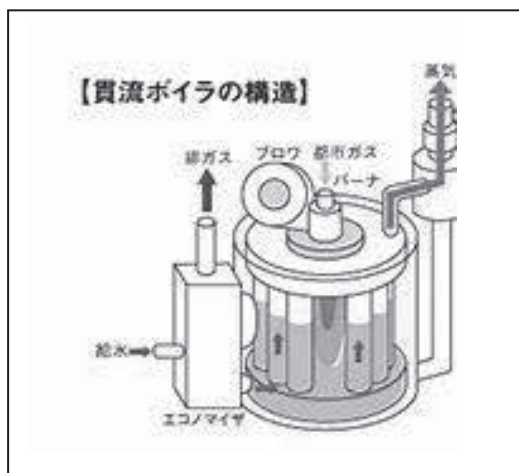


蒸気ボイラー (炉筒煙管ボイラー)



温水ボイラー (立て温水ボイラー)

イ 貫流ボイラー



(saibugasu.co.jp より引用)

ウ ゲージ圧力

ゲージ圧とは、大気圧を基準として考える圧力。大気圧の値は約 101.3kpa だが、ゲージ圧では大気圧を 0kpa と考え、他の圧力の値を表す。



エ 伝熱面積

実際に熱の授受がある面の広さ。伝熱面積の計算はボイラー則第 2 条で規定されている。

オ 特級、1 級、2 級ボイラー技士

資格によって取り扱うことのできるボイラーが表のとおり異なる（ボイラー則第 24 条）。

特級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500m <sup>2</sup> 以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く）
1 級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満の場合



	(貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積の合計が 500m <sup>2</sup> 以上の時を含む)
2級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m <sup>2</sup> 未満の場合
ボイラー取扱技能講習修了者	次のボイラーのみを取り扱う場合 イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m <sup>2</sup> 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m <sup>3</sup> 以下のもの ハ 伝熱面積が 2m <sup>2</sup> 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m <sup>2</sup> 以下のもの

## 6 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

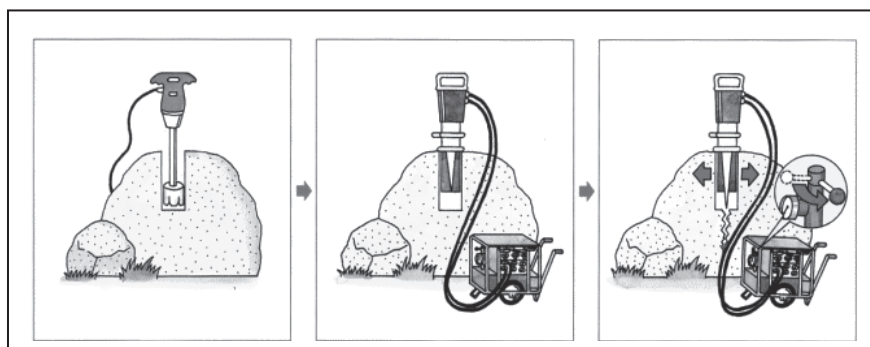
医療、非破壊検査の現場等では、エックス線、ガンマ線を利用した検査等が行われており、放射線業務の作業については、管理区域ごとに、エックス線作業主任者あるいはガンマ線透過写真撮影作業主任者選任しなければならない（電離則第 46 条、第 47 条、第 52 条の 2、第 52 条の 3）。

なお、放射線の管理に関する法律には、放射性物質に関しては放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が、ウラン、トリウム、プルトニウムや原子炉に関しては、核燃料、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、医療現場では医療法や薬事法の適用があるが、労働者に関しては電離則が全面的に適用されるものである。



## 7 発破技士

発破作業は、爆薬を 装填する発破孔の穿孔、爆薬の装填、 込物による発破孔の閉塞、点火などの一連の工程から成る。発破孔の穿孔は、たがねとハンマーによる手掘りと、削岩機、オーガーなどによる機械掘りとがある。



(kamishimagumi.co.jp より引用)

## 8 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

揚貨装置とは、船舶に取り付けられたデリックやクレーンの設備のこと。陸から船へあるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾荷役作業に用いられる機械である。

## 9 ボイラー、第一種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）

ボイラーについては、「5 特級、1級、2級ボイラー技士」の項参照。

### (1) 第一種圧力容器の定義（令第1条第5号）

次のイ～ニに掲げる容器（①ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04m<sup>3</sup>以下のもの。②胴の内径が 200mm 以下で、その長さが 1000mm 以下のもの。③最高のゲージ圧力 (MPa) と内容積 (m<sup>3</sup>) との積が 0.004 以下のものを除く)。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ 上記容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

### (2) 小型圧力容器の定義（令第1条第6号）

第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2m<sup>3</sup>以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1000mm 以下のもの

ロ その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下の容器

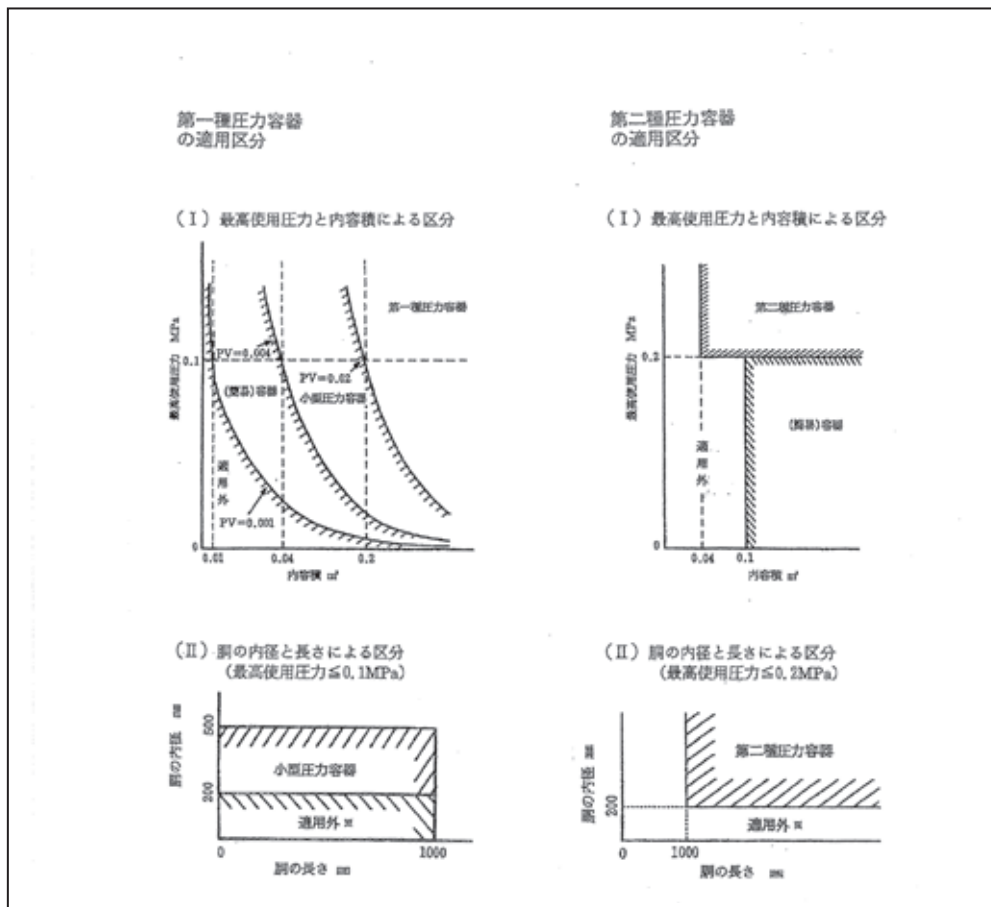
### (3) 第二種圧力容器の定義（令第1条第7号）

ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ 内容積が 0.04m<sup>3</sup>以上の容器

ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1000mm 以上の容器

以上を整理すると次図のとおり。

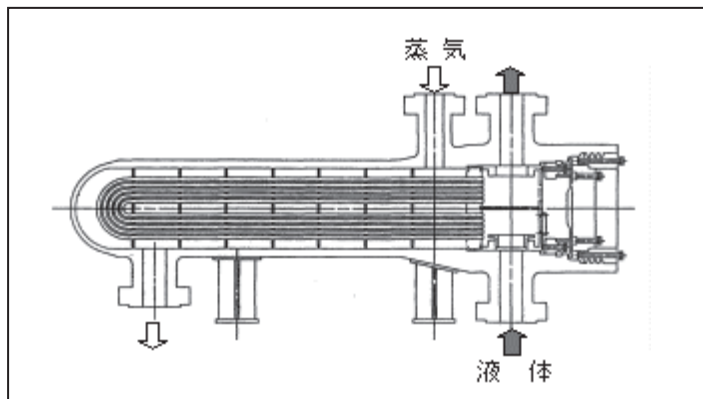


(4) 用語の解説

第一種圧力容器とは、容器の内部において煮沸、加熱、反応等の操作が行われるものをいう。一方、第二種圧力容器は、内部に圧縮気体を保有する容器をいう。

ア 内部に液体、固体等を保有する圧力容器

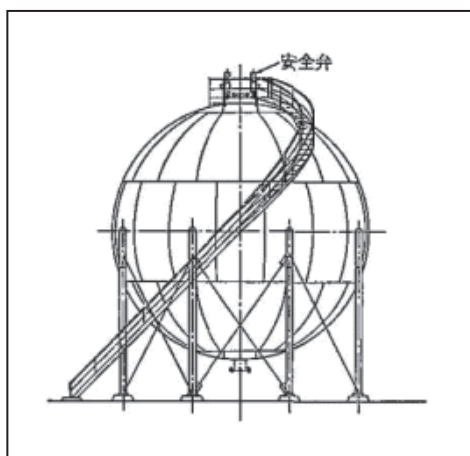
熱交換器（蒸気で水や油などを加熱するもの）、蒸煮器（製紙用、醸造用、食品用などの原料を加熱処理するもの）、消毒器（医療器具、食器類などを消毒するもの）などがある。



熱交換器

イ 内部に圧縮気体を保有する容器

ガスホルダ、給食用の二重釜などがある。



ガスホルダ

### 10 ボイラー、第一種圧力容器の整備の業務

整備の内容としては、ボイラー、第一種圧力容器の本体や、装置、附属設備の点検、整備、保守などがある。

（「5 特級、1級、2級ボイラー技士」、「9 ボイラー、第一種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）」参照。）

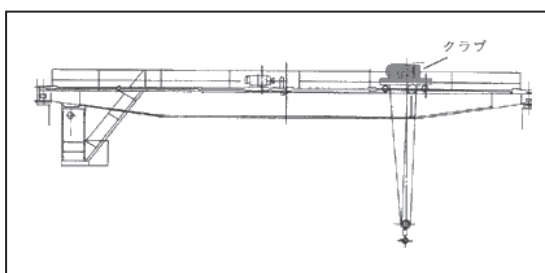
### 11 つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務（図：日本クレーン協会 HP より引用）。

#### (1) クレーンの分類

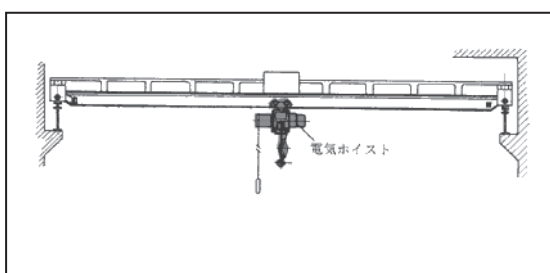
クレーンは、構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

##### ア 天井クレーン

建屋の両側の壁に沿って設けられたランウェイ上を走行するクレーン。建屋の天井をクレーンが走るようになるのでこの名がある。



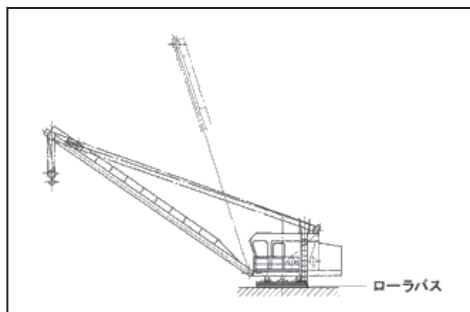
クラブトロリ式天井クレーン



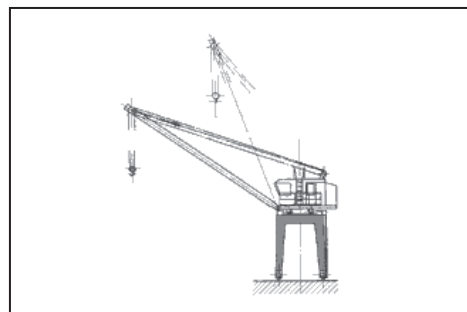
ホイスト式天井クレーン

イ ジブクレーン

ジブを有するクレーン。天井クレーンに次いで多く用いられている。



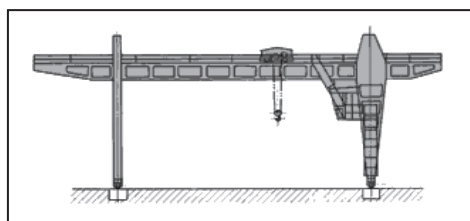
低床ジブクレーン



高脚（門型）ジブクレーン

ウ 橋型クレーン

天井クレーンのクレーンガーダの両端に脚を設け、地上または床上に設けた走行レール上を走行させるようにしたクレーン。



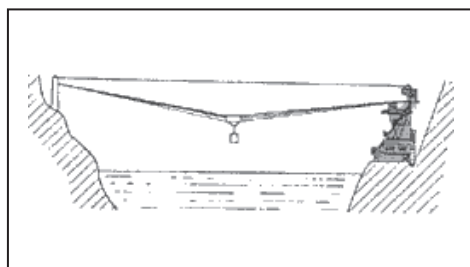
クラブトロリ式橋形クレーン

エ アンローダ

船からばら物を陸揚げする専門のクレーン。ばら物を受け入れるためのホッパとコンベヤが組み込まれている。

オ ケーブルクレーン

二つの塔間に張り渡したメインロープ上をトロリが横行する形式のクレーン。



片側走行ケーブルクレーン

カ テルハ

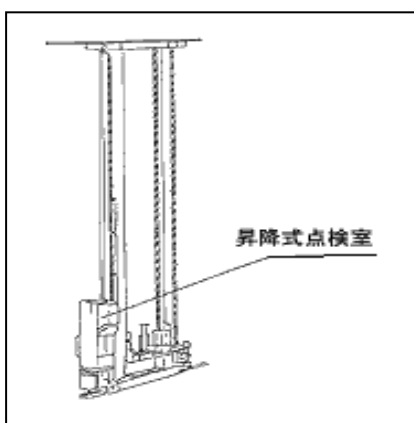
荷の上げ下げとレールに沿った移動のみを行うクレーン。工場建屋・倉庫等の天井に取り付けられたI形鋼の下フランジに、電気ホイスト、電動チェーンブロックをつり下げた簡単な構造のものが多。



なお、跨線テルハについてはクレーン運転士免許資格は要求されないが、跨線テルハとは、鉄道において、手荷物を積んだ台車などをつり上げ、線路をこえて運搬するために使用されるものをいう。

#### キ スタッカ式クレーン

直立したガイドフレームに沿って上下するフォーク等を持つもの。倉庫等の棚に対する荷の出し入れに用いられる。



荷昇降式床上型スタッカークレーン

### 12 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務

移動式クレーンはその走行方式によって、トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーンに分類される。

なお、ここでいうクレーン運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

#### ア トラッククレーン



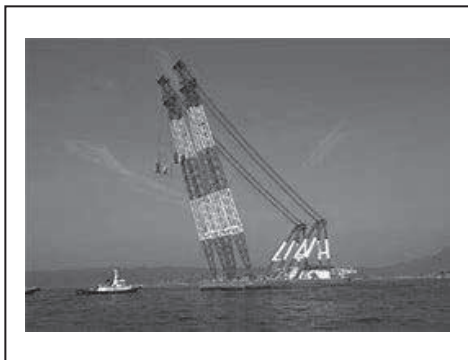
(55truck.com より引用)

#### イ クローラクレーン



(mckk.co.jp より引用)

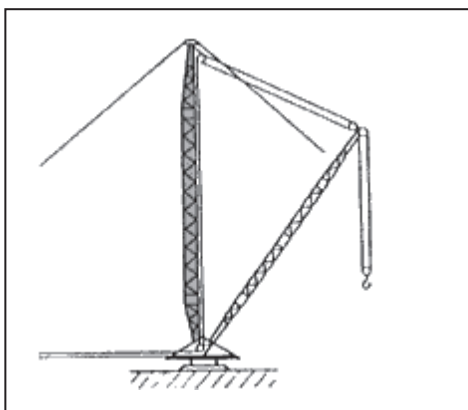
ウ 浮きクレーン



(INEWS より引用)

1.3 つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務

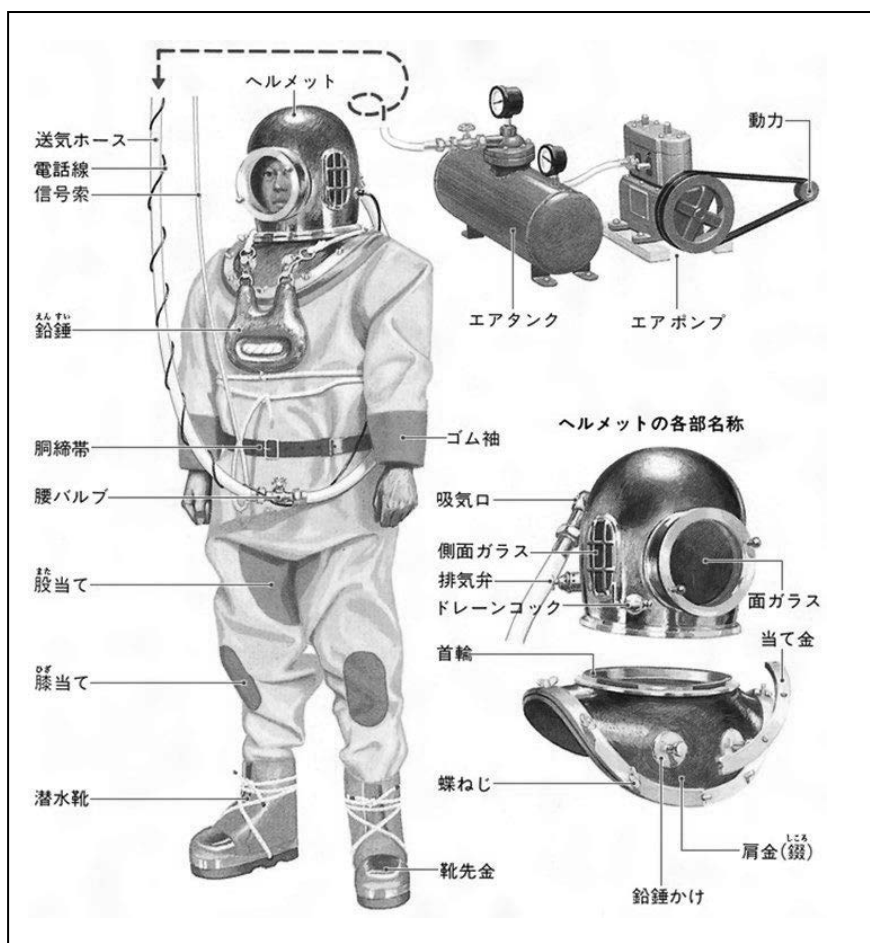
デリックとは、動力を用いて荷をつり上げを目的とする機械装置であって、マスト又はブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作させるものである。



ガイドリック

### 1.4 潜水士業務

潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいう。



(divingfan.net より引用)



**参考3 免許試験の受験資格、試験科目等**

（注）1～5の免許は安衛則別表第5より、6の免許は高圧則、7の免許はボイラー則、8の免許は電離則、9の免許はクレーン則に基づき整理した。

**1 第一種衛生管理者免許試験**

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者	学科試験 イ 労働衛生 ロ 労働生理 ハ 関係法令	一 受験資格の欄第三号に掲げる者 二 第二種衛生管理者免許を受けた者	労働生理

**1の2 第二種衛生管理者免許試験**

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目

<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 船員法第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>学科試験</p> <p>イ 労働衛生</p> <p>ロ 労働生理</p> <p>ハ 関係法令</p>	<p>受験資格の欄第三号に掲げる者</p>	<p>労働生理</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-----------------------	-------------

2 ガス溶接作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	<p>学科試験</p> <p>イ アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>ロ アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識</p>	<p>一 別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号ロからへまでに掲げる者（へに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。）</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>一 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>二 アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する</p>

	ハ ガス溶接等の作業に関する知識 ニ 関係法令		知識
--	----------------------------	--	----

### 3 林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	学科試験 イ 機械集材装置及び運材索道に関する知識 ロ 林業架線作業に関する知識 ハ 林業架線作業に必要な力学に関する知識 ニ 関係法令	一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該講座若しくは学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。） 二 その他厚生労働大臣が定める者	林業架線作業に必要な力学に関する知識

### 4 発破技士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	学科試験 イ 火薬類の知識 ロ 火薬類の取扱い ハ 発破の方法		

### 5 揚貨装置運転士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	一 学科試験 イ揚貨装置に関する知識 ロ原動機及び電気に関する知識 ハ揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識 ニ 関係法令 二 実技試験	クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者	一 学科試験のうち、次の科目 イ 原動機及び電気に関する知識 ロ 揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識 二 実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
	イ揚貨装置の運転 ロ揚貨装置の運転のための合図	揚貨装置運転実技教習を修了した者で、修了した日から起算して一年を経過しないもの	実技試験の科目の全部
		床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
		一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が行った前回の揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 当該免許試験を行う指定試験機関が行った揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの	学科試験の科目の全部

6 高圧室内作業主任者・潜水士免許試験（高圧則第47条～第54条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	①高圧室内作業主任者 圧気工法 送気及び排気 高気圧障害 関係法令		
	②潜水士 潜水業務 送気、潜降及び浮上 高気圧障害 関係法令		

7 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士（ボイラー則第97条～第118条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
①特級ボイラー技士 イ 一級ボイラー技士免許を受けた者 ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令	試験科目の一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される試験を受ける者に限る。）	当該合格点を得た科目
②一級ボイラー技士 イ 二級ボイラー技士免許を受けた者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに		

<p>ロ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p>	<p>関する知識</p> <p>三 燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
<p>③二級ボイラー技士</p>	<p>一 ボイラーの構造に関する知識</p> <p>二 ボイラーの取扱いに関する知識</p> <p>三 燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
<p>④特別ボイラー溶接士</p> <p>普通ボイラー溶接士免許を受けた後、一年以上ボイラー又は第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験</p> <p>一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>三 溶接施行方法の概要に関する知識</p> <p>四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>五 溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>六 溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>七 溶接作業の安全に関</p>		

	<p>する知識 八 関係法令 実技試験 突合せ溶接</p>		
<p>⑤普通ボイラー溶接士 一年以上溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験 一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識 二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識 三 溶接施行方法の概要に関する知識 四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識 五 溶接部の検査方法の概要に関する知識 六 溶接機器の取扱方法に関する知識 七 溶接作業の安全に関する知識 八 関係法令 実技試験 突合せ溶接</p>		
<p>⑥ボイラー整備士 一 令第二十条第五号の業務の補助の業務に六月以上従事した経験を有する者 二 ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。）の整備の業務又は第一種圧力容器（令第六条第十七号イ又</p>	<p>一 ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識 二 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識 三 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識 四 関係法令</p>		

は口に掲げる第一種 圧力容器のうち小型 圧力容器を除いたも のをいう。)の整備の 業務に六月以上従事 した経験を有する者 三 第九十七条第三 号口に掲げる者			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

**8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者（電離則第 46 条～第 52 条の 4）**

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
①エックス線作業主任者	一 エックス線の管理に関する知識 二 エックス線の測定に関する知識 三 エックス線の生体に与える影響に関する知識 四 関係法令	一 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	二 エックス線の測定に関する知識 三 エックス線の生体に与える影響に関する知識
		二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	三 エックス線の生体に与える影響に関する知識
②ガンマ線透過写真撮影作業主任者	一 ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識 二 ガンマ線照射装置に関する知識 三 ガンマ線の生体に与える影響に関する知識 四 関係法令	エックス線作業主任者免許試験に合格した者	三 ガンマ線の生体に与える影響に関する知識

**9 クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士（クレーン則第 223 条～第 234 条）**

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目



①クレーン・デリック 運転士	<p>&lt;学科試験&gt;</p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p>&lt;実技試験&gt;</p> <p>一 クレーンの運転</p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>	<p>一 クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン（床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。）の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>	<p>&lt;実技試験&gt;の全部</p>
		<p>一 都道府県労働局長が行った前回のクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者</p> <p>二 指定試験機関が行ったクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの</p>	<p>&lt;学科試験&gt;の全部</p>
		<p>一 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する</p>	<p>&lt;実技試験&gt;</p> <p>一 クレーンの運転（床上運転式クレーンを用いて行うものに限る。）</p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>

		者	
		床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者	<p>&lt;学科試験&gt;</p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>&lt;実技試験&gt;</p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>
		クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者	<p>&lt;学科試験&gt;</p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>&lt;実技試験&gt;の全部</p>
		移動式クレーン運転士免	<学科試験>

		許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 <実技試験> 二 クレーンの運転のための合図
		床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	<実技試験> 二 クレーンの運転のための合図
②移動式クレーン運転士	<学科試験> 一 移動式クレーンに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 <実技試験> 一 移動式クレーンの運転 二 移動式クレーンの運転のための合図	一 移動式クレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上の移動式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	<実技試験>の全部
		一 都道府県労働局長が行った前回の移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 指定試験機関が行った移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの	<学科試験>の全部
		クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	<学科試験> 二 原動機及び電気に関する知識

			<p>三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>&lt;実技試験&gt;</p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>
		<p>床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者</p>	<p>&lt;実技試験&gt;</p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>

## 参考4 技能講習に関連する用語等

### 1 木材加工用機械作業主任者

木材加工用機械による災害は、鋸刃など切削工具に手、指等が接触するもの、加工中の材又は木片が反発又は逆走して身体に飛来・激突するものが主なものである。

この災害を防止するためには、歯の接触予防装置、反発予防装置などの安全装置の適正な取り付けが必要である。

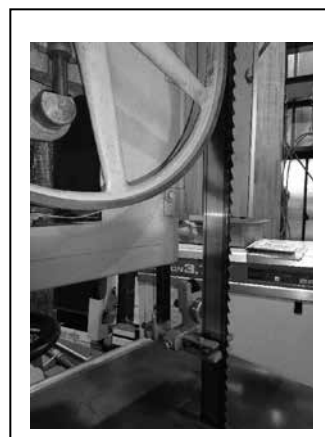
木材加工用機械（携帯用を除く丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーター）を5台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上）有する事業場において木材加工機械による作業を行う場合、木材加工用機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第129条、第130条）。

#### ア 丸のこ盤



(mokkou-kikai.com より引用)

#### イ 帯のこ盤、自動送材車式帯のこ盤



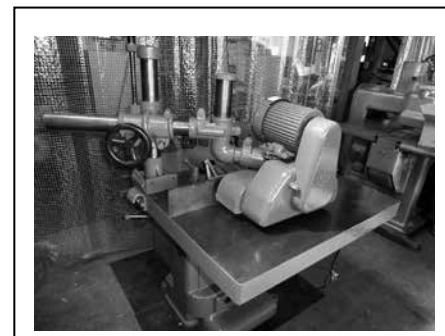
(yasui-k.com より引用)

#### ウ かんな盤



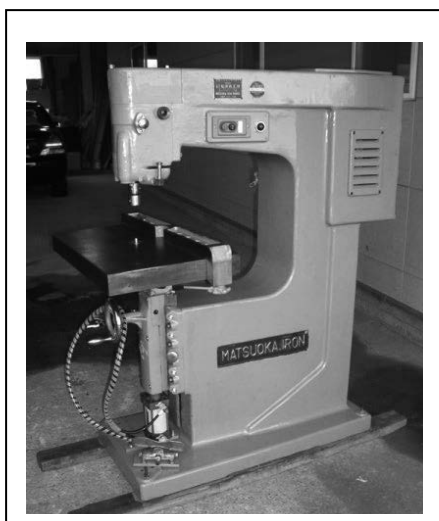
(yasui-k.com より引用)

#### エ 面取り盤



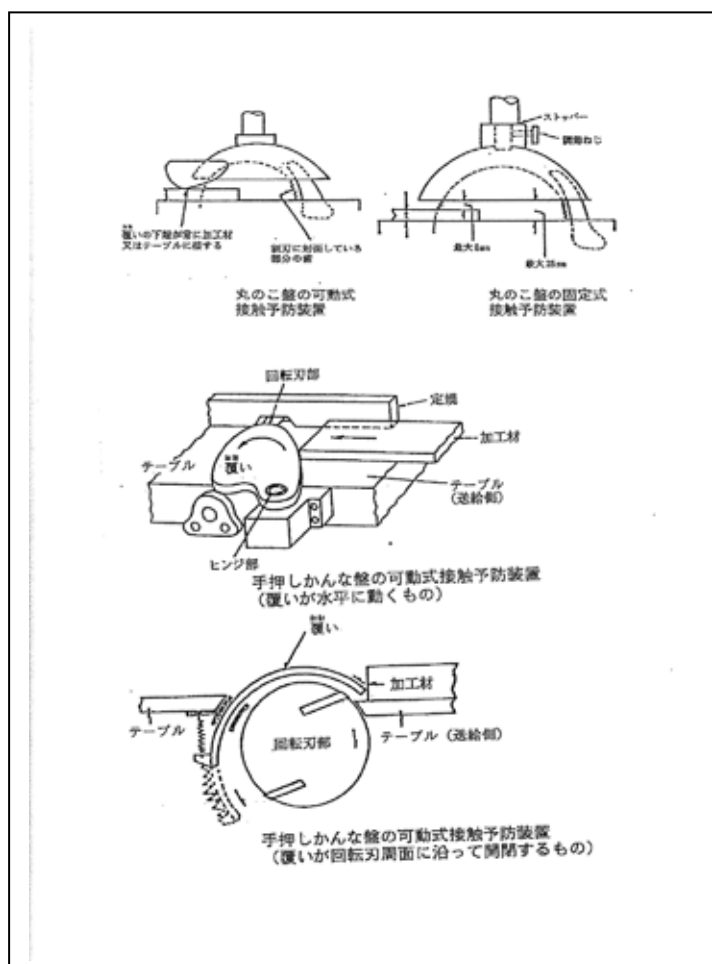
(yasui-k.com より引用)

オ ルーター



(tamaku.jp より引用)

<木工機械の安全装置>



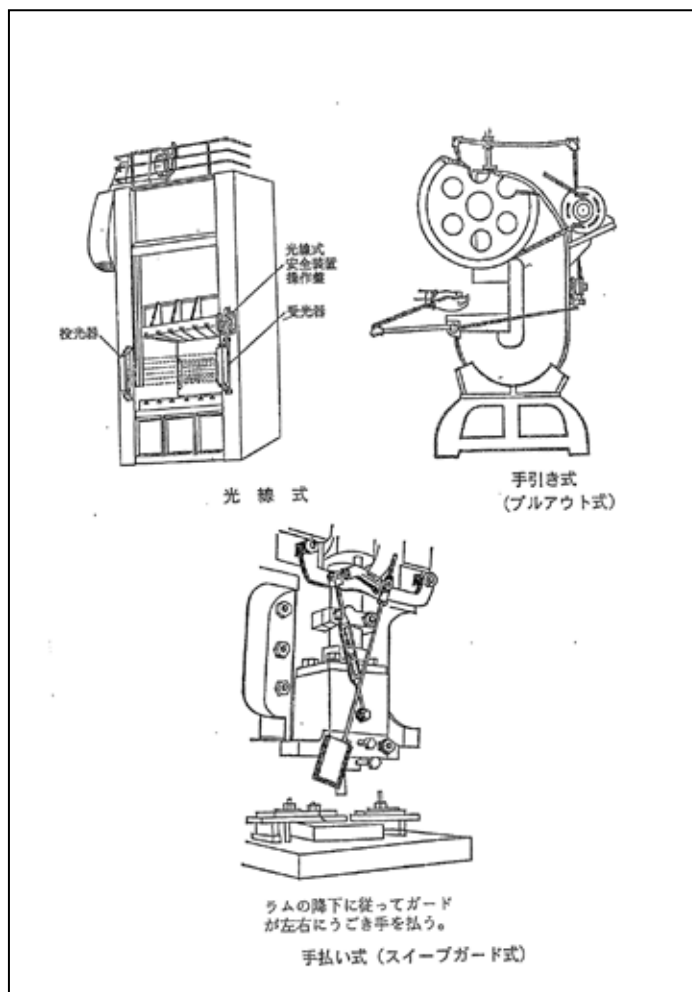
## 2 プレス機械作業主任者

プレス機械による災害の大部分は、スライドの下降中、金型間に手指を入れ、その金型により手指を負傷するものであり、そのほとんどは後遺障害となる。

プレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械による作業については、プレス機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第133条、第134条）。

プレス機械の安全装置には、ガード式、両手操作式（レバー式、押しボタン式等）、光線式、手引き式、手払い式及びこれらの組み合わせ型等その種類は多い。

<プレス機械の安全装置>



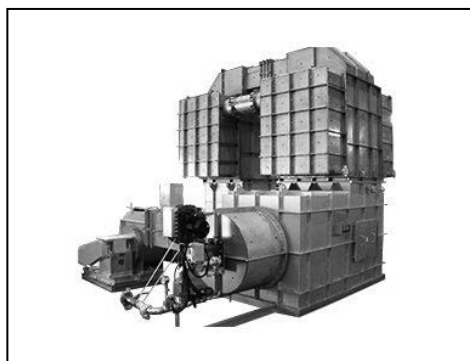
## 3 乾燥設備作業主任者

乾燥設備とは、熱源を用いて加熱乾燥する次の乾燥室及び乾燥器をいう。

- (1) 則別表第1に掲げる危険物等に係る設備で、内容積が1m<sup>3</sup>以上のもの
- (2) (1)の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（固体燃料の場合毎時10kg以上、液体燃料の場合毎時10L以上、気体燃料の場合毎時1m<sup>3</sup>以上であるもの）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10Kw以上のもの）

乾燥設備による物の過熱の作業については、乾燥設備作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第297条、第298条）

ア 乾燥設備



(nekken-sangyo.co.jp より引用)

4 コンクリート破砕器作業主任者

コンクリート破砕器は、建築物の基礎の撤去や宅地造成などで使用するために開発された火薬を用いた火工品であり、爆薬による発破と比較した場合に騒音、振動、飛石などが少なく安全性は高い。

コンクリート破砕機を用いて行う破砕の作業については、コンクリート破砕器作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 321 条の 3、第 321 条の 4）

ア コンクリート破砕器



5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者

(1) 地山の掘削作業

地山の掘削（明り掘削）及びこれに伴う土石の運搬等の作業においては、土工、法工、基礎工、土止め等の作業が大部分を占める。

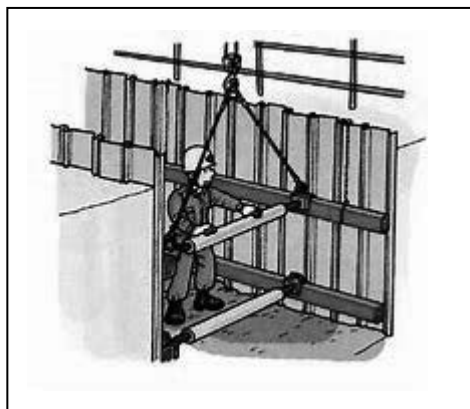
土木工事においては、必ず明かり掘削作業が行われ、また、建築工事においても、基礎工事、根切工事等は明り掘削の作業を多く含んでいる。

地山の崩壊または落下の防止のためには、基準に合致した掘削面の勾配及び高さで行わせること、手掘りによる作業ではすかし掘りを行わせないこと、上下水管やケーブルを敷設するため地面下へ掘り下げる場合には、擁壁の崩壊を防止するため措置を講じること等が重要である。

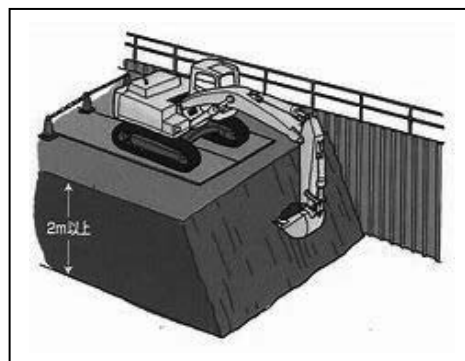
掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削の作業については、地山の掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 359 条、第 360 条）。



ア 地山の掘削



(kensaibou-yamagata.jp より引用)



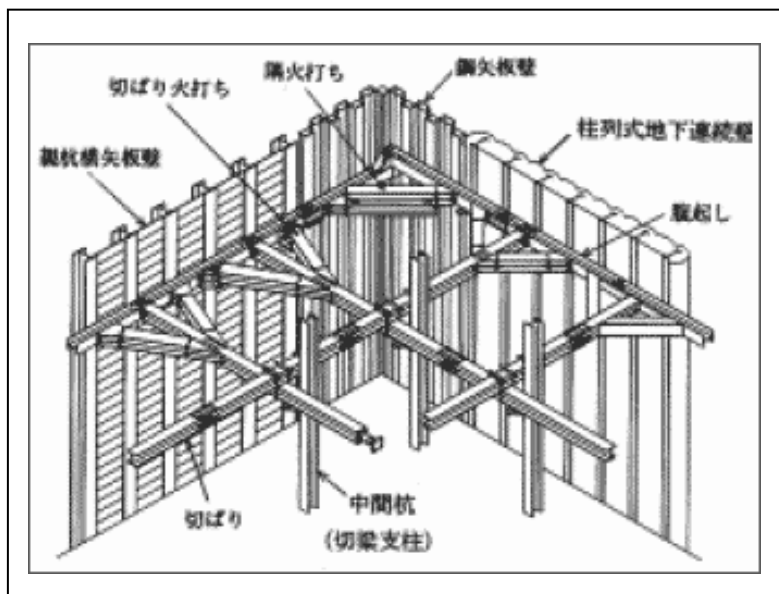
(kensaibou-hokkaido.jp より引用)

(2) 土止め支保工作業

土止め支保工とは、土砂または岩石の崩壊または落下を防止するために設ける架設の構造物である。

土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業については、土止め支保作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 374 条、第 375 条）。

ア 土止め支保工



6 ずい道等の掘削等作業主任者

ずい道は、用途別から、道路・鉄道等の交通用、かんがい・発電等の水路用、上下水道および電線路等の公益事業用トンネルなどに大別され、施工場所からは、山岳、都市、水底トンネルに、また、施工法からは、山岳工法、開削工法、シールド工法、沈理工法などに分類される。

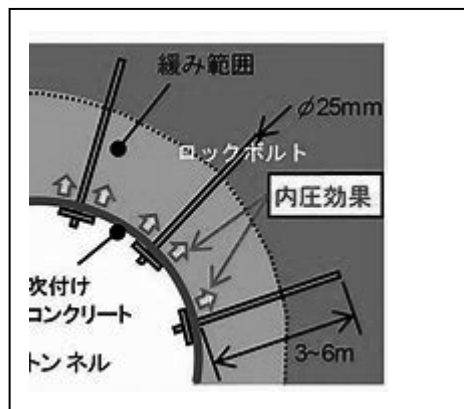
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け、コンクリート等の吹付けの作業については、ずい道等の掘削等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 383 条の 2、第 383 条の 3）。

ア ずい道支保工



(sunrec.co.jp より引用)

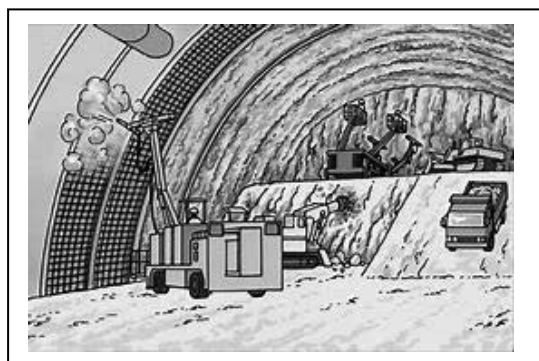
イ ロックボルト



(ITmedia より引用)

ウ コンクリート等の吹付けの作業

コンクリート等吹付作業においては、粉じん障害を防止するための対策を講じることが求められている（ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン参照）。



(kensaibou-hokkaido.jo より引用)



(chosei-bousai.com より引用)

7 ずい道等の覆工作業主任者

ずい道等の覆工作業とは、トンネル工事の工程の一つで、掘削した横穴を内側から補強する作業をいう。ずい道等の覆工作業主任者は、作業方法と労働者の配置の決定、作業の指揮、器具、工具、安全帯、保護帽の点検、安全帯や保護帽の使用状況の監視等を行う。同じトンネル工事に関連する資格として、ずい道等の掘削等作業主任者があるが、こちらはずい道の掘削の指導、岩盤や肌落ち防止の指導などを行う。

ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工の組立て→コンクリートの打設→支保工の解体→移動）の作業については、ずい道等の覆工等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第383条の4、第383条の5）。

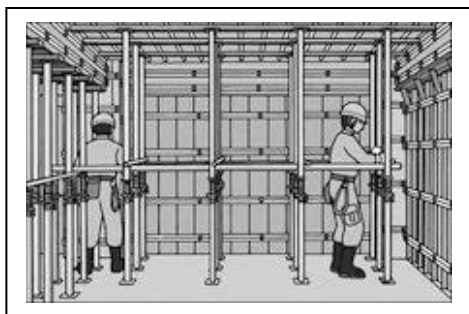
（ずい道型枠支保工は「6 ずい道等の掘削等作業主任者」項参照。）

8 型枠支保工の組立て等作業主任者

型枠支保工とは、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設

の設備をいい、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される。コンクリートの型崩れを防止するため、型枠支保工には強度が求められるため、荷重を計算して適切な部材を選ばなければならない。

型枠支保工の組立て又は解体の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 246 条、第 247 条）。

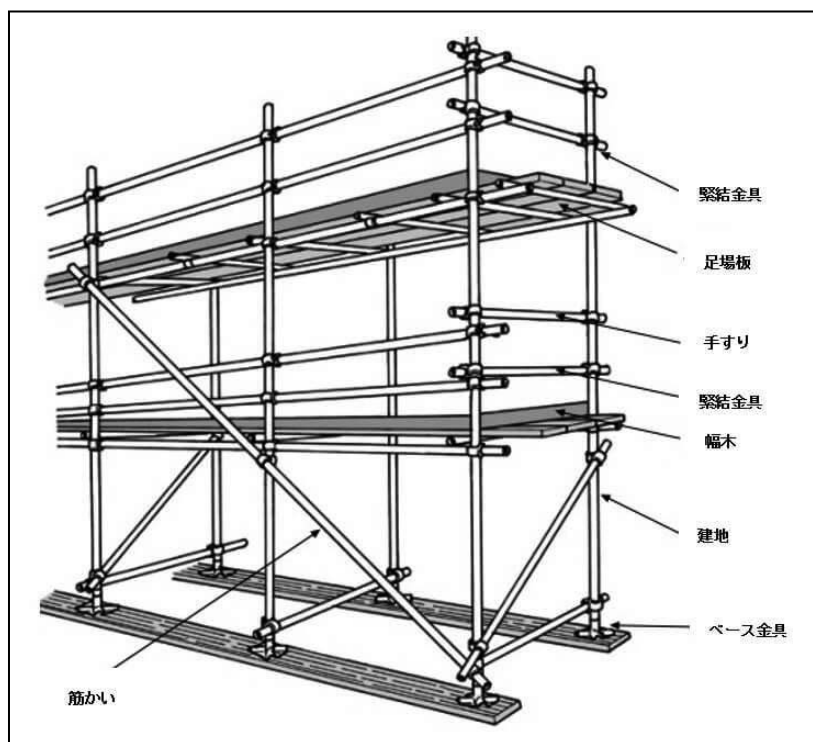


(ameblo.jp より引用)

## 9 足場の組立て等作業主任者

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 560 条、第 561 条）。

### ア 足場



(tokubetu.or.jp より引用)

イ つり足場



(bikemen.livedoor.biz より引用)

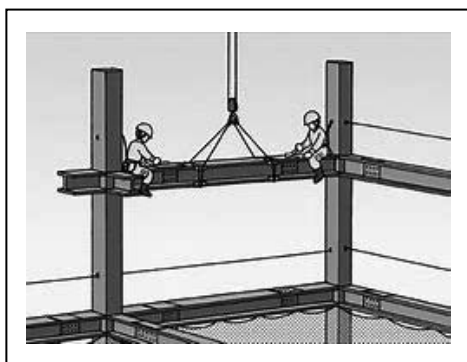
ウ 張出し足場



(lealuck.co.jp より引用)

### 1 0 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

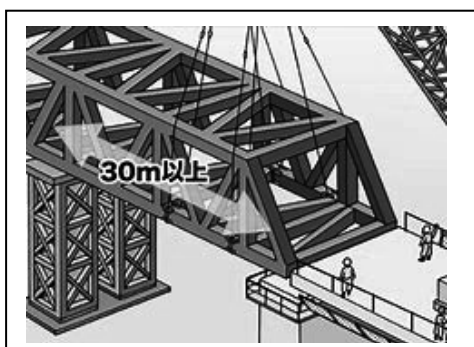
建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの）の組立て、解体又は変更の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の4、第517条の5）。



(maxjpgazo.blogspot.com より引用)

### 1 1 鋼橋架設等作業主任者

橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上であるもの）の架設、解体又は変更の作業については、鋼橋仮設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の8、第517条の9）。



(kensaihou-hokkaido.jp より引用)

## 1.2 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者

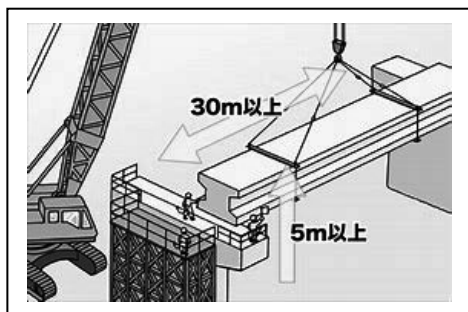
コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるもの）の解体又は破壊の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の17、第517条の18）。



(kenchikukensetsu.biz より引用)

## 1.3 コンクリート橋架設等作業主任者

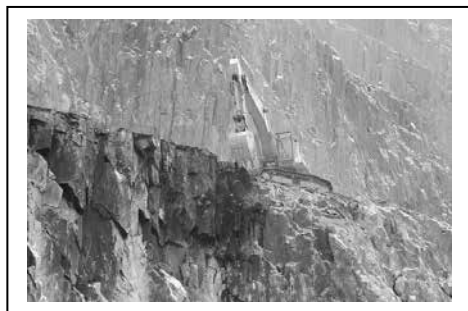
橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上であるもの）の架設又は変更の作業については、コンクリート橋架設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の22、第517条の23）。



(kensaibou-hokkaido.jp より引用)

## 1.4 採石のための掘削作業主任者

掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業については、採石のための掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第403条、第404条）。



(shinko-industry.co.jp より引用)

### 1 5 はい作業主任者

はい作業とは、粉状の物や粒状の物以外の物、例えば、袋物、林業で伐採した原木、製造業で製造した製品等の荷を、「はい付け」（積み上げ）、「はい崩し」（積み下ろし）、「はい替え」（積み替え）する作業のことをいう。

高さが2m以上のはいはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。）については、はい作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第428条、第429条）。

<はい積みの例>



(cot.jpncat.com より引用)

(youtube.com より引用)

### 1 6 船内荷役作業主任者

船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業については、船内荷役作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第450条、第451条）。



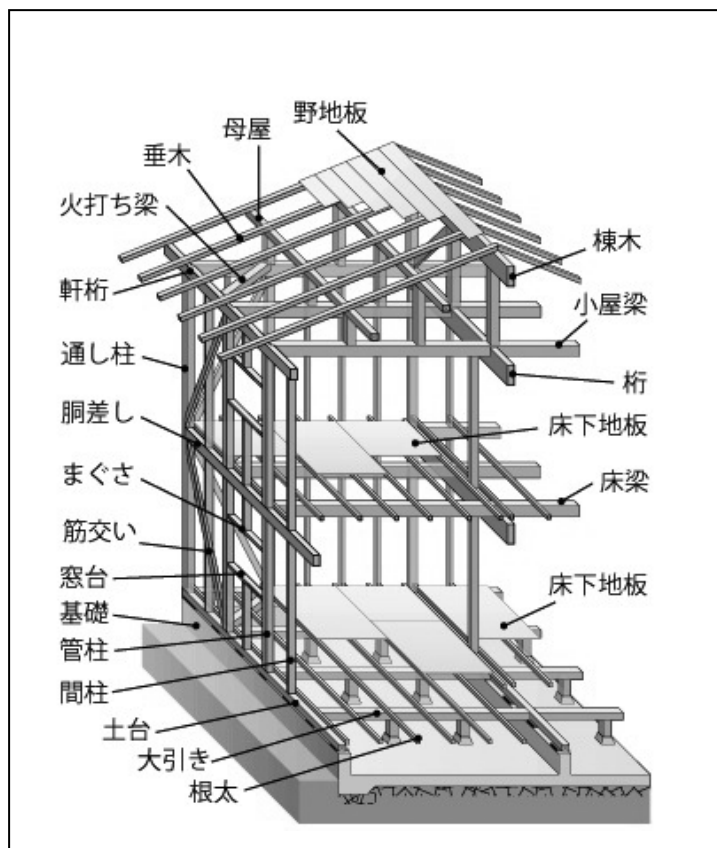
(izumikairiku.com より引用)

### 1 7 木造建築物の組立て等作業主任者

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、造建築物の組立て等の作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければ

ならない（安衛則第517条の12、第517条の13）。

ア 木造建築物の構造部材



(blogspot.com より引用)

### 1 8 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（ボイラー則第62条前段、第63条）。

- 一 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- 二 安全弁の機能の保持に努めること。
- 三 第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。
- 四 第一種圧力容器及びその配管に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 五 第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 六 第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

### 1 9 普通第一種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（実施すべき事項：「18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」に同じ）

## 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

特定化学物質の製造、取扱作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつて有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（特化則第27条、第28条）。

- 一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

## 21 鉛作業主任者

鉛業務の作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、次の事項を行なわせなければならない（鉛則第33条、第34条）。

- 一 鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等又は焼結鉛等により汚染されないように労働者を指揮すること。
- 二 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によつて著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させること。
- 三 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を毎週一回以上点検すること。
- 四 労働衛生保護具等の使用状況を監視すること。
- 五 令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第四十二条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

## 22 有機溶剤作業主任者

有機溶剤の作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（有機則第19条第2項、第20条）。

- 一 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。



- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

### 2.3 石綿作業主任者

石綿を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（石綿則第 19 条、第 20 条）。

- 一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

### 2.4 酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（酸欠則第 11 条）。

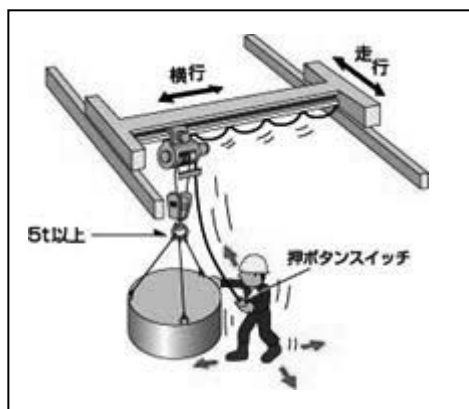
- 一 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。
- 三 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
- 四 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

### 2.5 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

参考 2「8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者」参照。

### 2.6 床上操作式クレーン運転

床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる（クレーン則第 22 条後段）。



(osakatokusyu.co.jp より引用)

## 27 小型移動式クレーン運転

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる（クレーン則第68条後段）。

## 28 ガス溶接

参考2「3 ガス溶接作業主任者」参照。

## 29 最大荷重が1トン以上のフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダーの運転の業務

最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。

フォークリフトはリフトする機能に特化しており、荷物の上げ下げに適している。フォークローダーは積込の際にすくい上げることが可能で、リフト後に角度を持たせることにより、より安定して荷物を運搬することが可能（フォークリフトも角度をつけることが可能だが、ローダーと比べて浅い）。

なお、ここでいうフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー運転の業務は、工場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

ア フォークリフト



イ フォークローダー



(ushikusanki.com より引用)

### 30 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用）運転

建設機械のうち、令別表第7に掲げる整地・運搬・積み込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、解体用機械の運転の業務を言う。

なお、ここでいう建設機械運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる

#### (1) 整地・運搬・積み込み用機械

整地・運搬・積み込み用機械として令別表第7第1号は、ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザーを示している。

##### ア ブル・ドーザー

前方に排土板を装備し、土砂、岩石などの掘削、押土、敷きならしを行う。



(コマツカスタマーズサポート(株)HPより引用)

##### イ モーター・グレーダー

工事現場での整地、道路工事における路床・路盤の整地作業、除雪作業、路面や広場など精度の高い整形や仕上げ、法面の切り取りおよび仕上げ、L形溝の掘削および整形などを行う。



(unitennet.co.jpより引用)

##### ウ トラクター・ショベル、ずり積機

トラクター・ショベルには、クローラ式（キャタピラ）とホイール式（タイヤ）があり、積み込み作業のほか、整地、溝掘り、材料運搬などにも利用される。

ずり積機はトンネルの切羽や碎石現場からのずりの搬出に当たっては、ずり積機を使用してずりの集積と搬出車両への積み込みを行う。



(plus.amanaimages.com より引用)



(yahoo.co.jp より引用)

エ スクレーパー、スクレープ・ドーザー



(ninkinogazobbqt.blogspot.com より引用)

## (2) 掘削用機械

掘削用機械として令別表第7第2号は、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャーを示している。

ア パワー・ショベル、ドラグ・ショベル（バックホー）

土木作業現場等で掘削作業や掘った土をダンパーに載せる積込作業を行う。ショベル部分を付け替えることで解体現場などでの破碎作業など行うことができる。なお、パワー・ショベルとドラグ・ショベル（バックホー）の違いは、ショベルが進行方向側を向いているならパワー・ショベル、手前を向いているならドラグ・ショベル（バックホー）。



(archiExpo より引用)



(コマツカスタマーズサポート(株)HP より引用)

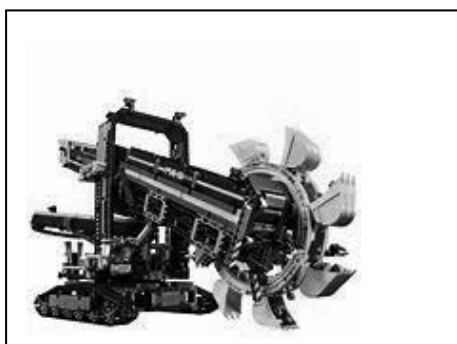
イ ドラグライン、クラムシェル

クラムシェルが地面を「掘る」のに対し、ドラグラインはバケットを前方に投下して手前にたぐり寄せる事で、土砂や砂利をかき取ることができる。



(heavyequipmentinfo.com より引用)

ウ バケット掘削機



(rakuten.co.jp より引用)

エ トレンチャー



(sites.google.com より引用)

3.1 機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）運転

(1) 解体用機械

ア ブレーカ



(n-ginou.com より引用)

### 3.2 機体重量が3トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）運転

#### (1) 基礎工事用機械

基礎工事用機械として令別表第7第3号は、くい打機、くい抜機、アースドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパードレーン・マシンを示している。

ア くい打機

イ くい抜機



(kobelco-kyosyu.com より引用)

ウ アースドリル

エ アース・オーガー



(n-sharyo.co.jp より引用)

(Alibaba.com より引用)

### 3.3 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務

ここでいう不整地運搬車の運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。（道路上を走行させる運転を除く。）



(kato-works.co.jp より引用)

### 3 4 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務

ここでいう高所作業車の運転の業務は、作業現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。（道路上を走行させる運転を除く。）



(mikawa-kainos.jp より引用)

### 3 5 玉掛け技能講習

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を終了した資格者でなければ行ってはならない。

玉掛けとは、工場や建設現場などで重い荷物をクレーンで持ち上げる際に、フックに荷物を掛けたり外したりする作業のことをいう。



(packa-falta.fun より引用)

### 3 6 ボイラー取扱技能講習

参考2「5 特級、1級、2級ボイラー技士」の(3)のカの項参照。

参考5 技能講習の受講資格、講習科目

(注) 安衛則・別表第6の他、ボイラー則、特化則、鉛則、有機則、石綿則、酸欠則、クレーン則に基づき整理した。

区分	受講資格	講習科目
木材加工用機械作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 木材加工用機械による作業に三年以上従事した経験を有する者</li> <li>二 その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</li> <li>ロ 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</li> <li>ハ 作業の方法に関する知識</li> <li>ニ 関係法令</li> </ul>
プレス機械作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 プレス機械による作業に五年以上従事した経験を有する者</li> <li>二 その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</li> <li>ロ 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</li> <li>ハ 作業の方法に関する知識</li> <li>ニ 関係法令</li> </ul>
乾燥設備作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 乾燥設備の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有する者</li> <li>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの</li> <li>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの</li> <li>四 その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識</li> <li>ロ 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識</li> <li>ハ 乾燥作業の管理に関する知識</li> <li>ニ 関係法令</li> </ul>



<p>コンクリート破砕器作業主任者技能講習</p>	<p>一 コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に二年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 発破技士免許を受けた者で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業又は発破の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 火薬類に関する知識</p> <p>ロ コンクリート破砕器の取扱いに関する知識</p> <p>ハ コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識</p> <p>ニ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
<p>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</p>	<p>一 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>ずい道等の掘削等作業主任者技能講習</p>	<p>一 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に三年以上従事した経験を有する</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ニ 関係法令</p>
<p>ずい道等の覆工作業主任者技能講習</p>	<p>一 ずい道等の覆工の作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>足場の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ニ 関係法令</p>
<p>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>鋼橋架設等作業主任者技能講習</p>	<p>一 橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業（次号において「鋼橋架設等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>ハ 作業環境等に関する知識</p> <p>ニ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
<p>コンクリー</p>	<p>一 コンクリート造の工作物の解体</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p>

<p>ト造の工作物の解体等作業主任者技能講習</p>	<p>又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に三年以上従事した経験を有する者                  二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの                  三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>イ 作業の方法に関する知識                  ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ハ 作業者に対する教育等に関する知識                  ニ 関係法令</p>
<p>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習</p>	<p>一 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に関する作業に三年以上従事した経験を有する者                  二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有するもの                  三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;                  イ 作業の方法に関する知識                  ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ハ 作業者に対する教育等に関する知識                  ニ 関係法令</p>
<p>採石のための掘削作業主任者技能講習</p>	<p>一 岩石の掘削の作業に三年以上従事した経験を有する者                  二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの                  三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;                  イ 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識                  ロ 設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ハ 作業者に対する教育等に関する知識                  ニ 関係法令</p>
<p>はい作業主任者技能講習</p>	<p>はい付け又ははい崩しの作業に三年以上従事した経験を有する者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;                  イ はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう。以下同じ。）に関する知識                  ロ 人力によるはい付け又ははい崩しの作業</p>

		<p>に関する知識</p> <p>ハ 機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
船内荷役作業主任者技能講習	<p>一 揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、その後四年以上船内荷役作業に従事した経験を有するもの</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業の指揮に必要な知識</p> <p>ロ 船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>ニ 荷役の方法に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	<p>一 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</p> <p>ロ 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
ガス溶接技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識</p> <p>ハ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い</p>
フォークリフト運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>

		<p>ロ 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 荷役の操作</p>
シヨベルローダー等運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 荷役の操作</p>
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 作業のための装置の操作</p>
車両系建設機械（解体用）運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p>

		<p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 作業のための装置の操作</p>
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 作業のための装置の操作及び合図</p>
不整地運搬車運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 荷の運搬に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 荷の運搬</p>
高所作業車運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>イ 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 原動機に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>作業のための装置の操作</p>

区分	受講資格	講習科目
化学設備関係第一種圧	化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有す	<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>一 第一種圧力容器の構造に関する知識</p>

力容器取扱 作業主任者 技能講習	る者  (ボイラー則第 122 条の 2)	二 第一種圧力容器の取扱いに関する知識 三 危険物及び化学反応に関する知識 四 関係法令  (ボイラー則第 123 条)
普通第一種 圧力容器取 扱作業主任 者技能講習		<学科講習> 一 第一種圧力容器（化学設備に係るものを 除く。）の構造に関する知識 二 第一種圧力容器（化学設備に係るものを 除く。）の取扱いに関する知識 三 関係法令  (ボイラー則第 123 条)
特定化学物 質及び四ア ルキル鉛等 作業主任者 技能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令  (特化則第 51 条)
鉛作業主任 者技能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令  (鉛則第 60 条)
有機溶剤作 業主任者技 能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令  (有機則第 37 条)
石綿作業主 任者技能講 習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識



		<p>四 関係法令</p> <p>(石綿則第 48 条の 5)</p>
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>一 酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識</p> <p>二 酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>三 保護具に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>一 救急そ生の方法</p> <p>二 酸素の濃度の測定方法</p> <p>(酸欠則第 26 条)</p>
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>一 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識</p> <p>二 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>三 保護具に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>一 救急そ生の方法</p> <p>二 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法</p> <p>(酸欠則第 27 条)</p>
床上操作式クレーン運転技能講習		<p>&lt;学科講習&gt;</p> <p>一 床上操作式クレーンに関する知識</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p>&lt;実技講習&gt;</p> <p>一 床上操作式クレーンの運転</p> <p>二 床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>(クレーン則第 244 条)</p>
小型移動式		<p>&lt;学科講習&gt;</p>

<p>クレーン運 転技能講習</p>		<p>一 小型移動式クレーンに関する知識                  二 原動機及び電気に関する知識                  三 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識                  四 関係法令                  &lt;実技講習&gt;                  一 小型移動式クレーンの運転                  二 小型移動式クレーンの運転のための合図                  (クレーン則第 245 条)</p>
<p>玉掛け技能 講習</p>		<p>&lt;学科講習&gt;                  一 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識                  二 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識                  三 クレーン等の玉掛けの方法                  四 関係法令                  &lt;実技講習&gt;                  一 クレーン等の玉掛け                  二 クレーン等の運転のための合図                  (クレーン則第 246 条)</p>
<p>ボイラー取 扱技能講習</p>		<p>&lt;学科講習&gt;                  一 ボイラーの構造に関する知識                  二 ボイラーの取扱いに関する知識                  三 点火及び燃焼に関する知識                  四 点検及び異常時の処置に関する知識                  五 関係法令                  (ボイラー則第 122 条)</p>

参考6

国家資格一覧（除く、労働安全衛生法72条に規定する免許）

試験の名称 (根拠法)	試験実施者 (根拠)	試験代行者 (根拠)	
内閣府関係	運転免許試験 道路交通法	住所地を管轄する公安委員会 同法第89条	
	技能検定員審査 道路交通法	公安委員会 同法第99条の2第4項	
	教習指導員審査 道路交通法	公安委員会 同法第99条の3第4項	
	警備業務検定 警備業法	公安委員会 同法第23条第1項	
	公認会計士試験 公認会計士法	公認会計士・監査審査会 同法第13条	
	貸金業務取扱主任者資格試験 貸金業法	内閣総理大臣 同法第24条の7	指定試験機関 同法第24条の8
総務省関係	無線従事者国家試験 電波法	総務大臣 同法第41条	指定試験機関 同法第46条
	電気通信主任技術者試験 電気通信事業法	総務大臣 同法第48条	指定試験機関 同法第74条
	工事担任者試験 電気通信事業法	総務大臣 同法第72条	指定試験機関 同法第74条
	行政書士試験 行政書士法	都道府県知事 同法第3条	指定試験機関 同法第4条
	危険物取扱者試験 消防法	都道府県知事 同法第13条の3	消防試験研究センター 同法第13条の5
	消防設備士試験 消防法	都道府県知事 同法第17条の8	総務大臣の指定する者 同法第17条の9
法務省関係	司法試験 司法試験法	司法試験委員会 同法第7条	
	司法書士試験 司法書士法	法務大臣 同法第6条	
	土地家屋調査士試験 土地家屋調査士法	法務大臣 同法第6条	
	財	税理士試験 税理士法	国税審議会 税理士法第12条

省 関 係	通関士試験 通関業法	税関長 同法第 27 条	
	文 科 省 関 係	技術士試験 技術士法	文部科学大臣 技術士法第 7 条
教員資格認定試験 教職員免許法		都道府県教育委員会 同法第 5 条	
厚 生 労 働 省 関 係	医師国家試験 医師法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	歯科医師国家試験 歯科医師法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	保健師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	助産師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	看護師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	准看護師試験 保健師助産師看護師法	都道府県知事 同法 18 条	
	診療放射線技師国家試験 診療放射線技師法	厚生労働大臣 同法第 18 条	
	臨床検査技師国家試験 臨床検査技師法	厚生労働大臣 同法第 12 条	
	理学療法士国家試験 理学療法士作業療法士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	作業療法士国家試験 理学療法士作業療法士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	視能訓練士国家試験 視能訓練士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	
	臨床工学技士国家試験 臨床工学技士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 17 条
	義肢装具士国家試験 義肢装具士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 17 条
	歯科衛生士国家試験 歯科衛生士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 12 条の 4
	歯科技工士国家試験	厚生労働大臣	指定試験機関

歯科技工士法	同法第 12 条	同法第 15 条の 3
救急救命士国家試験 救急救命士法	厚生労働大臣 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 37 条
あん摩マッサージ指圧師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法	厚生労働大臣 同法第 3 条 3	指定試験機関 同法第 3 条の 4
はり師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法第 1 条	厚生労働大臣 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 4
きゅう師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法	厚生労働大臣 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 4
言語聴覚士国家試験 言語聴覚士法	厚生労働大臣 同法第 30 条	指定試験機関 同法第 36 条
柔道整復師試験 柔道整復師法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 13 条の 3
栄養士試験 栄養士法	都道府県知事 同法第 2 条	
管理栄養士国家試験 栄養士法	厚生労働大臣 同法第 5 条の 2	
建築物環境衛生管理技術者試験 建築物環境衛生管理法	厚生労働大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 8 条第 3 項
理容師国家試験 理容師法	厚生労働大臣 同法第 3 条	指定試験機関 同法第 4 条の 2
美容師国家試験 美容師法	厚生労働大臣 同法第 4 条	指定試験機関 同法第 4 条の 2
給水装置工事主任技術者試験 水道法	厚生労働大臣 同法第 26 条の 6	指定試験機関 同法第 25 条の 12
薬剤師国家試験 薬剤師法	厚生労働大臣 同法第 12 条	
社会保険労務士試験 社労士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
労働安全コンサルタント試験 安衛法条	厚生労働大臣 同法第 82 条	指定コンサルタント試験機 関 同法第 83 条の 2
労働衛生コンサルタント試験 安衛法	厚生労働大臣 同法第 83 条	指定コンサルタント試験機 関

			同法第 83 条の 2
	作業環境測定士国家試験 作業環境測定法	厚生労働大臣 同法第 14 条	指定試験機関 同法第 20 条
	技能検定 職業能力開発促進法	都道府県知事 同法第 46 条	指定試験機関 同法第 47 条
	保育士試験 児童福祉法	都道府県知事 同法第 18 条の 8	指定試験機関 同法第 18 条の 9
	社会福祉士国家試験 社会福祉士介護福祉士法	厚生労働大臣 同法第 6 条	指定試験機関 同法第 10 条
	介護福祉士国家試験 社会福祉士介護福祉士法	厚生労働大臣 同法第 40 条	指定試験機関 同法第 41 条
	調理師試験 調理師法	都道府県知事 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 2 第 2 項
	製菓衛生師試験 製菓衛生師法	都道府県知事 同法第 4 条	指定試験機関 同法第 4 条第 2 項
	クリーニング師試験 クリーニング業法	都道府県知事 同法第 7 条	指定試験機関 同法 7 条の 2
農 林 水 産 省 関 係	獣医師国家試験 獣医師法	獣医事審議会 同法第 11 条	
	土地改良換地士資格試験 土地改良法施行規則	農林水産大臣 同則第 43 条の 2 の 4	
	普及指導員資格試験 農業改良助長法	農林水産大臣 同法施行規則第 6 条	
	林業普及指導員資格試験 森林法	農林水産大臣 同法施行規則第 89 条	
	愛玩動物看護師試験 愛玩動物看護師法	農林水産大臣、環境大臣 同法第 30 条	指定試験機関 同法第 34 条
経 済 産 業 省 関 係	中小企業診断士試験 中小企業支援法	経済産業大臣 同法第 12 条	指定試験機関 同法第 12 条第 2 項
	高圧ガス製造保安責任者試験 高圧ガス保安法	経済産業大臣、都道府県知事 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 31 条第 2 項
	高圧ガス販売主任者試験 高圧ガス保安法	経済産業大臣、都道府県知事 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 31 条第 2 項
	液化石油ガス設備士試験 液石法	都道府県知事 同法第 38 条の 5	指定試験機関 同法第 38 条の 6
	ガス主任技術者国家試験 ガス事業法	経済産業大臣 同法第 29 条	経済産業大臣の指定する者 同法第 29 条第 3 項

	火薬類製造保安責任者国家試験 火薬類取締法	経済産業大臣 同法第 31 条第 3 項	指定試験機関 同法第 31 条の 3
	火薬類取扱保安責任者国家試験 火薬類取締法	都道府県知事 同法第 31 条第 3 項	指定試験機関 同法第 31 条の 3
	ダム水路主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	ボイラー・タービン主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	電気主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	電気工事士国家試験 電気工事士法	経済産業大臣 同法第 6 条	指定試験機関 同法第 7 条
	エネルギー管理士国家試験 省エネ法	経済産業大臣 同法第 53 条	指定試験機関 同法第 53 条第 2 項
	公害防止管理者等国家試験 公害防止管理者法	経済産業大臣、環境大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 8 条の 2
	採石業務管理者国家試験 採石業法	都道府県知事 同法第 32 条の 13	
	砂利採取業務主任者国家試験 砂利採取法	都道府県知事 同法第 15 条	
	弁理士試験 弁理士法	審議会 同法第 12 条	
	計量士国家試験 計量法	経済産業大臣 同法第 125 条	
	情報処理技術者試験 情報処理促進法	経済産業大臣 同法第 29 条第 1 項	情報処理推進機構 同法第 29 条第 2 項
	情報処理安全確保支援士試験 情報処理促進法	経済産業大臣 同法第 9 条	情報処理推進機構 同法第 10 条
国土交通省関係	宅地建物取引士資格試験 宅地建物取引業法	都道府県知事 同法第 16 条	国土交通大臣の指定する者 同法第 16 条の 2
	建築士試験（一級） 建築士法	国土交通大臣、 同法第 13 条	中央指定試験機関 同法第 15 条の 2
	建築士試験（二級） 建築士法	都道府県知事 同法第 13 条	都道府県指定試験機関 同法第 15 条の 6
	建築施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2

土木施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
電気工事施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
管工事施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
造園施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
建設機械施工技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
船舶衛生管理者試験 船員法	国土交通大臣 同法第 82 条の 2 第 3 項 船舶に乗り組む医師及び衛生 管理者に関する省令第 9 条	
航空従事者（操縦士、整備士、通 信士、機関士、航空士）技能証明： 航空法	国土交通大臣 航空法第 29 条	
航空英語能力証明 航空法	国土交通大臣 同法第 33 条 航空英語能力証明実地試験実 施基準	
計器飛行証明 航空法	国土交通大臣 同法第 34 条 操縦士実地試験実施基準 操縦士実地試験実施細則（計器 飛行証明、飛行機）	
操縦教育証明 航空法	国土交通大臣 同法第 34 条 操縦士実地試験実施基準 操縦士実地試験実施細則（計器 飛行証明、飛行機）	
自動車整備士国家試験 道路運送車両法	同法第 55 条 自動車整備士技能検定規則	
不動産鑑定士試験 不動産鑑定評価法	土地鑑定委員会 同法第 12 条	
土地区画整理士国家試験 土地区画整理法	国土交通大臣 同法第 117 条の 3	指定検定機関 同法第 117 条の 4



	マンション管理士国家試験 マンション管理適正化法	国土交通大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 11 条
	管理業務主任者国家試験 マンション管理適正化法	国土交通大臣 同法第 57 条	指定試験機関 同法第 58 条
	建築基準適合判定資格者国家試験 建築基準法	同法第 5 条	指定建築基準適合判定資格者検定機関 同法第 5 条の 2
	浄化槽設備士国家試験 浄化槽法	国土交通大臣 同法第 43 条	指定試験機関 同法第 43 条の 2
	測量士国家試験 測量法	国土交通大臣 同法第 50 条	
	測量士補国家試験 測量法	国土交通大臣 同法第 51 条	
	海事代理士国家試験 海事代理士法	国土交通大臣 同法第 4 条	
	海技士国家試験 船舶職員・小型船舶操縦者法	国土交通大臣 同法第 12 条	
	小型船舶操縦士国家試験 船舶職員・小型船舶操縦者法	国土交通大臣 第 23 条の 2	小型船舶操縦士試験機関 同法第 23 条の 12
	旅行業務取扱管理者国家試験 旅行業法	観光庁長官 同法第 11 条の 3	旅行業協会 同法第 69 条
	通訳案内士国家試験 通訳案内士法	観光庁長官 同法第 8 条	国際観光振興機構 同法第 11 条
	気象予報士試験 気象業務法	気象庁長官 同法第 24 条の 2	指定試験機関 同法第 24 条の 5
	運行管理者国家試験 道路運送法 貨物自動車運送事業法	国土交通大臣 第 23 条の 4 同法第 21 条	指定試験機関 同法第 44 条 同法第 46 条
環 境 省 関 係	臭気判定士試験 悪臭防止法	環境大臣 同法第 13 条	指定機関 同法第 13 条第 2 項
原 子 力 規	放射線取扱主任者国家試験 放射性同位元素等規制法	原子力規制委員会 同法第 35 条	登録試験機関 同法第 35 条第 2 項、第 3 項

制 委 員 会	核燃料取扱主任者国家試験 原子炉等規制法	原子力規制委員会 同法第 22 条の 3	
------------------	-------------------------	-------------------------	--

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 78 条から第 87 条の逐条解説

分担研究者 南 健悟 日本大学法学部法律学科・教授

研究要旨

労働安全衛生法第 78 条から第 87 条は、事業場の安全又は衛生に関する改善措置等を定め、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画と労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについて定めている。事業場において（重大な）労働災害が繰り返し発生した場合、行政機関が当該事業場に対して改善措置として、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成を指示し、事業者側において専門的な知識がないことを想定して労働安全・労働衛生コンサルタントを利用することを勧奨することを認めている。行政機関によって事業者をして労働安全衛生をより実効ならしめる制度といえるが、他方で、特別安全衛生改善計画が適用される重大な労働災害が限定的であったり、また、労働安全・労働衛生コンサルタント制度についても、その認知度や試験制度と職務内容との乖離が見られたりするなど、これらの点についても、改善の余地があるものと考えられる。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 78 条から第 87 条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1 はじめに

本研究全体のうち、分担者が担当した部分は、労働安全衛生法第 78 条から第 87 条の「第 9 章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等」である。より具体的にいえば、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第 78 条～第 80 条）と、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（第 81 条～第 87 条）である。

まず全体的な構造から説明すれば、本章は、重大な労働災害が発生した場合や労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認められる場合、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画の作成を指示することができる旨を定め、さらに、それを作成するよう指示された事業者に対して、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受けさせるなどを勧奨することができるという行政機関による労働安全衛生についての改善措置等を定めている。そして、安全衛生診断を担当する労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの資格制度等を定めることによって、改善措置等の実効性を担保している。

今年度の研究においては、特に、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画に関わる法的問題と労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度に関する法的問題を逐条毎に検討した。

平成 26 年度～平成 28 年度に検討された「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」に

において、その一般的提言には、(a)組織の責任者による真摯で具体的な関与、(b)構造的で計画的な取り組み、(c)適切な人的・物的資源が利用できる条件の整備、(d)全ての管理者による安全衛生の重視、(e)直面課題に応じた柔軟な対応、(f)安全衛生と組織の生産性や競争力との一体視が挙げられていた<sup>1</sup>。分担者が今年度担当した、労働安全衛生法第9章の特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに関する諸論点は、上記の諸点及び総括研究報告書でも指摘される行政やその関係団体の介入を受けた各事業場ごとの労働安全衛生に係る人的な面での取り組みないし体制づくりの促進策とも位置づけられよう。例えば、上記報告書においては、「労災発生率が高いか重大労災が生じた事業体に対する労災防止団体の関与の強化」の中で、安全管理特別指導事業場や衛生管理特別指導事業場の指定制度と連続するように、労災防止団体による、より継続的かつ体系的な関与が求められる旨が指摘されている<sup>2</sup>。現行法上既に特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成について、後述する労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントによる関与が勧奨されているが、その他労災防止団体による継続的な関与示唆しているものと考えられる。これは、労災防止団体は組織であるが故に強みがあること、労災防止団体は、一応、特別民間法人であり、一応、行政とは異なる柔軟性があること、企業等に警戒感を与えがたいこと、そして、ドイツやフランスでは、労災防止団体は労災保険と共に強制加入だが、日本では任意加入であり、より積極的な活用が図られて

もよいとの趣旨と解される。もっとも、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについても、前回の研究報告において紹介されたアメリカの現地コンサルテーション制度（民間の安全衛生人材が政府のクレジットを得て他社を訪問し、安全衛生についてアドバイスを与えること等を内容とする制度）のように、企業経営者の「良き相談者」としても役立つのではないかとも考えられる。今回の研究では、あくまで各条の細かな解釈論等（の一部）を指摘するに止まるが、事業場における労働安全衛生を確保するための仕組みの中で、労働安全・衛生コンサルタント制度は、前回の研究報告で示唆される「ルール・制度」と「人・組織の意識・知識」の相互作用のうち<sup>3</sup>、特に後者と密接に関わるものと考えられる。

#### 1. 1 条文

第七十八条 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

2 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければ

ならない。

3 第一項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

4 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項若しくは前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 1. 2 趣旨と内容

### 1. 2. 1 第 78 条

#### 1. 2. 1. 1 趣旨

特別安全衛生改善計画に関する第 78 条は、厚生労働大臣が、重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要がある場合に、事業者に対して特別安全衛生改善計画を作成し、提出すべきことを指示することを定める。

従来個別の事案や個別の事業場ごとに対応する仕組みになっていた都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示に加え、法令に違反し、一定期間内に同様の重大災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対して、当該企業の事業場におい

て再び同様な重大な労働災害が発生しないようにするための体制整備や具体的な対策を講じるための計画を作成するよう厚生労働大臣が指示することができることとされたものである<sup>4</sup>。なお、特別安全衛生改善計画は、労働安全衛生法上初めて企業単位で捉えるものとして位置づけられている<sup>5</sup>。

#### 1. 2. 1. 2 内容

##### (1) 重大な労働災害の意義

まず、重大な労働災害の意義が問題となる。重大な労働災害については、安衛則第 84 条第 1 項において、次のように規定されている。すなわち、労働災害のうち、

[1] 死亡災害（第 1 号）

[2] 負傷又は疾病により、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級第 1 級から第 7 級までのいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの（第 2 号）

である。第 78 条に係る通達<sup>6</sup>によれば、第一に、安衛則第 84 条第 1 項第 2 号の「生じるおそれのあるもの」とは、事業者が発生させた重大な労働災害についての再発防止対策を速やかに行う必要性に鑑み、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 の障害等級第 1 級から第 7 級までのいずれかに該当する障害が生じたものとして労災認定がなされたもののほか、労働災害が発生した時点において、労働災害の負傷等の程度から、障害等級第 1 級から第 7 級までのいずれかに該当する障害を生じるおそれがあると判断されるものを含むとされる。具体的には、事業者より提出のあった労働者死傷病報告書又は災害調査の結果等において、障害等級第 1 級から第 7 級までの障害を生

じるおそれのある労働災害に該当するか否かを判断するとされる。なお、労働災害が発生した時点において、その負傷等の程度から、障害を生じるおそれがあるか否かが判断できないものは、「当該時点においては」重大な労働災害には該当しないが、その後の労災認定において障害等級第7級以上であることが確定した場合には、重大な労働災害に該当するものであり、この場合、第84条第2項第1号の「重大な労働災害が発生させた日」とは、当該労災認定がなされた日ではなく、当該重大な労働災害が発生した日として取り扱う。例えば、重大な労働災害が遅発性の疾病である場合は、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日を、当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合には、負傷した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日を、それぞれ「重大な労働災害が発生させた日」とされている。

(2) 重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるとき

2つ目の要件は、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときである。これは、安衛則第84条第2項が定める以下のいずれにも該当する場合とされる。すなわち、

[1] 重大な労働災害が発生させた事業者が、当該重大な労働災害が発生させた日から起算して3年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措

置が同様である重大な労働災害が発生させた場合

[2] [1]の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法（安衛法）、じん肺法若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第36条第6項第1号（坑内労働等の危険有害業務の労働時間制限）、第62条第1項若しくは第2項（若年者の危険有害業務への就業制限）、第63条（若年者の坑内労働の禁止）、第64条の2（妊産婦（産後については希望者）ないし女性一般にかかる坑内業務の全部または一部の就業制限）若しくは第64条の3第1項若しくは第2項（妊産婦ないし女性一般にかかる危険有害業務への就業制限）若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

である。つまり、本条項によれば、重大な労働災害が発生させた事業者が当該労働災害発生日から3年以内に、当該労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害に対する再発防止措置が同様である重大な労働災害が発生させ、かつ、それが安全又は衛生に関する関係法令の規定に違反した場合とされる。

したがって、第一に、重大な労働災害が発生した事業場において、繰り返し重大な労働災害が発生した場合は含まない<sup>7</sup>。第二に、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災

害」とは、原則として、重大な労働災害の原因となった起因物（災害をもたらすもととなった機械、装置など。「動力機械」、「物上げ装置、運搬機械」、「その他の装置等」、「仮設物、建築物、構築物等」、「物質、材料」、「荷」、「環境等」、「その他」の8項目に大別され、さらに、25項目の中分類、101項目の小分類に分けられる。ここでは小分類を指す。災害の直接の加害物とは異なり、たとえば、クレーンが動いてきて、つり荷に激突された場合、起因物はクレーン、加害物はつり荷となる<sup>8)</sup>と事故の型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象<sup>9)</sup>）が同じである場合であるとされる。そのため、基本的には重大な労働災害の原因となった起因物と事故の型が異なる重大な労働災害が複数の事業場において発生した場合は含まれない。ただし、改正法の趣旨が同一企業内における重大な労働災害の再発防止であることから、事業者が発生させた複数の事業場における重大な労働災害について、必要となる再発防止対策が同様であり、当該対策を企業内で水平展開することが、企業内の他の事業場における同様の災害防止に有効であるものについては、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」に該当するか否かについて、個別に判断するとされている<sup>10)</sup>。

### (3) 労働者・労働組合に対する意見聴取

厚生労働大臣から特別安全衛生改善計画の作成が指示された事業者はその作成にあたり、事業場の過半数組合ないし過半数代表者の意見を聞くことが義務付けられてい

る（第78条第2項）。そして、事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場の過半数労働者又は従業員代表者の意見を聴取しなければならない（安衛則第84条第6項）。

ところで、この過半数労働者又は従業員代表者は、どの事業場の過半数労働者等か、労働災害を起こした事業場だけか、あるいはすべての事業場なのかが問題となる。この点、特別安全衛生改善計画は、「計画の対象とする事業場」を対象とした計画を定めることとされていることから、第78条第2項にいう「当該事業場」は、この「計画の対象とする事業場」を指すものであり、すべての事業場を指すものではないとされ、計画の対象とする事業場の過半数労働組合等への意見聴取が求められると解される<sup>11)</sup>。

なお、安衛則第84条第4項第2号の「計画の対象とする事業場」とは、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労働災害が発生する可能性のあるすべての事業場であるとされる<sup>12)</sup>。

### (4) 特別安全衛生改善計画作成の指示と変更の指示等

第78条第1項は、特別安全衛生改善計画の作成指示の方法について、「厚生労働省令で定めるところにより」と定めており、安衛則第84条第3項では、特別安全衛生改善計画作成指示書によるものとされ、同書に記載する計画の提出期限については、事業者が発生させた重大な労働災害の態様、



必要となる計画の範囲等を勘案し、厚生労働大臣が個別に設定するとされる<sup>13</sup>。

また、厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる（第78条第4項）。ここにいう、「特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるとき」とは、計画が発生させた重大な労働災害の原因に対応した対策の内容になっていないとき、計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場のみ止まっており、他の関連する事業場で同様の労働災害の発生を防止するものになっていないときが含まれるとされる<sup>14</sup>。また、特別安全衛生改善計画の変更の指示は、特別安全衛生改善計画変更指示書によるものとし、変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更届により、厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第84条の2）。

#### （5）特別安全衛生改善計画の記載事項

安衛則第84条第4項によれば、特別安全衛生改善計画の記載事項として、①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合には、その代表者の氏名、②計画の対象とする事業場、③計画の期間及び実施体制、④当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置及び、⑤その他重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項が挙げられている。そして、特別安全衛生

改善計画は、事業者の本社事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部健康安全主務課を経由して厚生労働大臣に提出される<sup>15</sup>。なお、記載事項と関連して、安衛則第84条第4項第2号の「計画の対象とする事業場」とは、前述したように、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労働災害が発生する可能性のあるすべての事業場である<sup>16</sup>。

#### （6）勧告・公表

厚生労働大臣は、事業者が特別安全衛生改善計画の作成の指示もしくはその変更の指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。より具体的にいえば、厚生労働大臣による勧告がなされる場合として、特別安全衛生改善計画作成指示書又は特別安全衛生改善計画変更指示書による指示を受けたにもかかわらず計画を提出しない場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認められるときなどが挙げられる<sup>17</sup>。なお、法第78条第3項は事業者及び労働者に特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しているが、労働者のみが遵守していない場合には、厚生労働大臣はそれに対する勧告を行うことはできないものと考えられる。なぜならば、第5項は、「事業者がその指示に従わなかった場合」又は「特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合」において、必要な措置をとるべきことを勧告できるとされており、労働者のみが遵守してい

ない場合については定めが置かれていないからである。

次に、公表について述べる。厚生労働大臣による勧告において示された必要な措置をとることに着手しない場合など、事業者が勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができる（第78条第6項）。この公表は、企業の名称及び本社事業場の所在地、発生させた重大な労働災害の概要・公表するに至った事由について行われる<sup>18</sup>。その目的は、企業名等の公表により特別安全衛生改善計画の実行の確保を担保していると説明される<sup>19</sup>。

もっとも事業者の大半は、勧告や公表の前に適切な措置を講じることが十分予想され、勧告及び公表の仕組みが安全衛生実務に与える影響はそれほど大きくないとも指摘されている<sup>20</sup>。

### 1. 3 関連規定

(1) 法第79条：都道府県労働局長が、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して安全衛生改善計画を作成すべきことを指示する権限を定めた規定。

(2) 法第80条：厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示した場合又は変更すべきことを指示した場合、専門的な助言をする必要とすると認めるとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これ

らの者の意見を聴くべきことを勧奨する権限を定めた規定。

## 1. 4 沿革

### 1. 4. 1 制度史

従来、労働災害が発生した場合、労働災害の原因となった個別の法令違反に対する是正勧告・司法処分や、次条に定めるように、総合的な改善が必要と認められた事業場に対する都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示が行われてきた<sup>21</sup>。しかし、安全衛生改善計画は個別の事案や個別の事業場ごとの対応が求められるものであり、あくまで事業場における改善にとどまり、同一企業の別の事業場の安全衛生の改善や労働災害の防止になるものではなかった<sup>22</sup>。そのため、同じような重大な労働災害が、同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見され、このような重大な労働災害を繰り返す企業への対応が必要であるとの考えから導入されたのが、第78条が定める特別安全衛生改善計画である<sup>23</sup>。

### 1. 4. 2 背景になった災害等

特別安全衛生改善計画に関する制度が設けられた背景として、上述したように、同一企業の別々の事業場において同種の労働災害が頻発しており、事業場ごとの改善を図るための安全衛生改善計画の作成指示では不十分であるとの認識がある。第78条を新設するに当たって参考にされた労働災害としては、資料によると<sup>24</sup>、まず、死亡災害の事例として、同一事業者（サービス業）の異なる現場において、イベント会場の設営のための資材をトラックから荷卸

しする際に、資材がずり落ち、下敷きになって死亡した事例、同一事業者（卸売業）の異なる現場において、倉庫内で荷の整理作業中、開口部から墜落して死亡した事例や、同一事業者（サービス業）の異なる現場において、エレベーターピット<sup>25</sup>内で点検作業中、挟まれて死亡した事例が挙げられる。実際、平成21年から平成23年の3年間において同一企業で同種の死亡災害が複数回発生した事例は10社以上になっていた。他にも、造船業を営む会社のある事業場において、パレット<sup>26</sup>（1.3トン）をクレーンで降ろす作業中、吊り具がパレットに掛かりパレットが移動し、被災者が移動したパレットにはさまれて死亡した事象が発生した後、同社の別の事業場において、鋼板12枚を、クレーンで移動させる作業中、クレーンが走行し、鋼板がクレーンに引きずられ、被災者が移動してきた鋼板と架台の間にはさまれて死亡した事象が発生し例が挙げられる。両事例ともにクレーンによって挟まれた点で共通している。さらに、建設業を営む事業者において、道路舗装工事中に、工事箇所の終点を確認していた被災者が、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれ死亡した事象が生じたのち、別の事業場において、道路舗装工事のためのアスファルト路面剥ぎ取り作業準備のため、道路内でスプレーによるマーキングを行っていた被災者が、後退してきたダンプトラックに轢かれ即死した事象が発生するなど、掘削用機械やトラックによる激突による労働災害のケースも見られる。さらに別の資料によると<sup>27</sup>、上記期間内に、同一企業内で過重労働による健康障害の事例が複数回発生した会社は約20社、同じく、

精神障害の事例が複数回発生した会社も約30社に上ったと報告されている。このように、特別安全衛生改善計画制度は、同一企業内の異なる事業場において複数回にわたって同種の労働災害が発生した場合に、事業者には、事業場単位を超えて対策や改善措置を講じさせることを企図するものである。

## 1. 5 運用

### 1. 5. 1 適用の実際

実際に、現時点において、厚生労働大臣が特別安全衛生改善計画の作成及び提出の指示を発出した事例は公表されていない。この点、公式の統計記録ではないものの、本制度創設時における国会審議では、本条が適用され特別安全衛生改善計画の作成の指示がなされる可能性がある重大な労働災害を3年以内で2回繰り返された事例については、当時18社にとどまっており、ほとんどないのではないかと指摘も見られる<sup>28</sup>。また、元労働基準監督官の篠原耕一氏、玉泉孝次氏、藤森和幸氏からは実際の適用された事例はほとんど聞かないとのことであった。

### 1. 5. 2 関係判例

特別安全衛生改善計画について争われた、もしくはそれに関連する公判裁判例は、見当たらない。

## 2. 1 条文

第七十九条 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、厚生労働省令

で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第八十条 厚生労働大臣は、第七十八条第一項又は第四項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

2 前項の規定は、都道府県労働局長が前条第一項の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「作成又は変更」とあるのは、「作成」と読み替えるものとする。

## 2. 2 趣旨と内容

### 2. 2. 1 第 79 条、第 80 条

#### 2. 2. 1. 1 趣旨

法第 79 条は、都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成の指示について定めている。労働災害を防止するためには、まずは事業者が自主的に災害防止のための対策を講ずることが基本となるものの、その取組みが不十分で、労災を多発させてしまう事業場も少なくないと言われている<sup>29</sup>。そこで、本条は、都道府県労働局長に対して、労災の防止を図るため「総合的な改善措置」を講じなければ、労災の的確な防止ができないような事業場を対象に、安全衛生改善計画の作成を指示する権限を

付与している<sup>30</sup>。すなわち、国が関与して、事業場に災害防止に関する計画を作成させることにより、災害の再発防止を図ろうとした制度といえる<sup>31</sup>。計画の作成の指示は、事業場の安全衛生の状態を総合的に改善しようとするものであるから、必ずしも法違反の状態にあるもののみを前提とするものではないとされている<sup>32</sup>。そのため、「この指示は、当該事業場が法違反の状態になくとも行うことができ、その意味で踏み込んだ規制により積極的に事業場をより良好な安全衛生状態へと高める施策である」と評価されている<sup>33</sup>。

#### 2. 2. 1. 2 内容

##### (1) 総合的な改善措置

第 79 条にいう「総合的な改善措置」とは、労働災害の防止を図るための設備、管理、教育面等の全般にわたる改善措置をいうが、必ずしも事業場全体に係る改善措置である必要はなく、事業場のうちの一部門に限った改善措置でも差し支えないとされている<sup>34</sup>。

##### (2) 安全衛生改善計画の作成指示及び計画の内容

安全衛生改善計画の作成指示は、改善措置を講ずべき事項その他の事項及び作成期限を記載した書面により行い、この指示を受けた事業者は、速やかに安全衛生改善計画を作成することが求められる<sup>35</sup>。都道府県労働局長による改善指示は、労働者の安全と健康の確保のために講じなければならない事項について当該事業場にとって改善が不可欠であると考えられる事項が示されるものであり、労働災害の防止のため、

機械設備の配置や作業工程に関する改善、通路の確保、機械設備の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去あるいは低減措置、有害化学物質の発生源対策等、作業標準（作業手順、作業マニュアル）の整備及び改訂、安全衛生教育の実施、保護具や防具の整備等、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の安全衛生担当者の選任ならびに職務権限や職務内容の見直し、安全衛生委員会等の活性化、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムへの取組みの促進等に関することの必要性等が指示される<sup>36</sup>。

安全衛生改善計画の内容は、職場の安全衛生水準の現状を十分に検討し、労災防止や安全衛生の確保に効果のある内容にすることが必要であり<sup>37</sup>、また、改善計画は企業の実態に即して、将来を見越した確実な計画を策定し、誇大計画にならないように注意する必要がある<sup>38</sup>。より具体的には、一般に、以下のようなものが内容に含まれることになる。すなわち、

- 1) 生産・荷役・運搬・掘削用等の機械、電気設備・化学設備・炉その他の設備装置の改修、代替、新設
- 2) 有害物に係る機械、設備、建物等の局所排気装置、換気装置等の措置
- 3) 有害物の用後処理施設についての措置
- 4) 作業標準の設定及びその具体的実施のための訓練の方策

が挙げられる<sup>39</sup>。

なお、安全衛生改善計画の作成に当たっては、後述する労働者の意見を聴くことが義務付けられているが、実務上、リスクアセスメントに従事する労働者や管理監督者

の意見を聴くことが重要とされ、また、必要に応じ労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタント等の専門家の助言を求めすることも望まれており<sup>40</sup>、実際、都道府県労働局長から、それぞれのコンサルタントの意見を聴くべき旨の勧奨を受ける可能性もある（第80条）<sup>41</sup>。

### (3) 労働者・労働組合に対する意見聴取

特別安全衛生改善計画と同様に、安全衛生改善計画を作成するに当たっては、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない（第79条第2項、第78条第2項）。そして、計画を提出する際には、労働組合又は労働者を代表する者の意見を記載した書面を添付しなければならない。なお、この点については、特別安全衛生改善計画の項も参照のこと。

### (4) 安全衛生改善計画の提出

事業者が安全衛生改善計画を作成した後、その計画を、所轄労働基準監督署長を經由してその指示をした都道府県労働局長へ2通提出することとなっている（安衛則第84条及び様式第19号）。

### (5) 安全衛生診断

第78条及び第79条に定められている特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成には、高度に専門的な知識を必要とする場合がある一方、必ずしもこうした専門的知識を備えた労働者が企業にいるとは限らない。そこで、都道府県労働局長は、

当該事業者に対し、専門的知識や経験のある労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントによる安全・衛生にかかる診断を受け、特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成について、その意見を聴くべきことを勧奨することができるよう規定している<sup>42</sup>。

第 80 条も 2 回改正されているが、いずれも形式的な改正に止まっている。すなわち、平成 11 年の改正は、第 79 条の改正と同様に、省庁再編に伴う都道府県労働基準局長から都道府県労働局長への変更と、平成 26 年改正は、特別安全衛生改善計画制度の導入に伴う改正である。

以上の通り、安全衛生診断制度は、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を通じて、事業場の特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の実効性を高めるためのものと言える。

## 2. 3 関連規定

法第 78 条第 1 項、第 4 項：厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるものが発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきこと、又は変更すべきことを指示することができる。

## 2. 4 沿革

### 2. 4. 1 制度史

労働災害を防止するためには、事業者が

自主的に災害防止のための対策を講ずることが基本となる一方、こうした取組みが不十分で、労災を多発させてしまう事業場も存在する。そこで、労働安全衛生法制定時に、企業に自主的に安全衛生の改善をはからせるような指導をする目的で<sup>43</sup>、都道府県労働局長が安全衛生改善計画の作成を指示することができるようにする規定を初めて設け、行政指導監督を強化したものである<sup>44</sup>。

もともと、労働安全衛生法立法時には、既に労働省（当時）労働基準局による安全管理特別指導制度（昭和 25 年～）と衛生管理特別指導制度（昭和 27 年～）が存在していた<sup>45</sup>。当時、事業場における各種安全設備が戦争によって損傷されたままになっており、労働基準法の制定によって改善されつつあったものの、産業復興には追隨していなかったという。そのため、労働者の安全教育の欠如、安全管理の不徹底、労働力の増大等による労働災害<sup>46</sup>等が生じていた。そこで、昭和 25 年、労働災害の抑制を企図し、地方の労働基準局ごとに災害発生率の高い主要事業場を選定し、その発生災害の 3 割減少を目標として、特別安全管理指導を行うようになったという<sup>47</sup>。昭和 25 年における安全管理特別指導事業場の選定については、全国の都道府県労働基準局管内における災害率の高い事業場のうち、次の 3 つの条件を検討して選定された。

- ①災害度数率<sup>48</sup>が同業種の平均値に比べて高いこと
- ②労災補償保険の給付額が多額に上り、保険経済の立場から成績の悪いこと
- ③労働者数が 150 人～1000 人程度であ

ること

昭和 25 年に選定された事業場は、労働者数 1000 人未満の事業場が 556、1000 人以上の事業場が 87 事業場となった。当時、対象となった事業場に対しては、労使双方に対する安全指導、安全管理組織の検討指導、安全委員会、安全管理研究会等の開催指導、安全点検の励行指導、危険有害業務の調査対策指導、作業動作の標準化・教育訓練指導、安全教育計画作成・実施指導といった内容が含まれていたと推測される<sup>49</sup>。これらの安全管理特別指導によって、昭和 24 年と比較して、労働者 1 人当たりの年間労働時間が約 7%増だったにもかかわらず、災害度数率は 15.2%の減少が見られたという<sup>50</sup>。さらに昭和 27 年からは、衛生管理特別指導もスタートした<sup>51</sup>。スタート時には、衛生管理組織の整備、健康診断の実施、病者の保護措置、環境調査とそれに伴う施設の改善、適切な教育の実施等が指導事項として挙げられ、また、労働衛生に関する特別指導の対象事業場として指導育成を目的として行われた<sup>52</sup>。その後、衛生管理機構の整備、主任の衛生管理者を始め衛生管理者を主体とする衛生管理の業務内容の確立、疾病発生の予防及び作業環境の改善に指導の重点を置き、その具体的な指導事項として、衛生管理機構の整備・衛生委員会の適正な運営、適切な衛生教育の徹底とその効果の判定、健康診断の完全実施とそれによって見つかった患者の措置、事業場の労働者疾病統計の作成による、疾病発生状況、疾病による欠勤者延数、欠勤率、疾病による休業延日数、損失労働時間延数、労働時間損失率等の調査と疾病による労働損失の把握が挙げられていた

<sup>53</sup>。

このように、安全衛生改善計画に関する規定が設けられる以前においても、安全管理特別指導や衛生管理特別指導という形で行政による指導が行われていた。そして、当時、これらの特別指導については、第一に、労働者の生命身体の保護ということが目的として挙げられていたが、これにとどまらずに、労災による労働生産性の低下を防ぎ、企業経営の効率化を図ること、そして、労災保険の支出の削減も目的としていたと推測される<sup>54</sup>。

このような安全管理特別指導及び衛生管理特別指導に加え、具体的な労災防止対策の行政措置の実効性確保という観点から<sup>55</sup>、労働安全衛生法制定時の中央労働基準審議会の答申（労働安全衛生に関する法制について（答申））<sup>56</sup>において、「八自主的改善計画の作成」として「事業者の作成する安全衛生改善計画に基づき自主的な労働災害防止活動を昂揚する」ことを目的として安全衛生改善計画に関する規定を創設することとなった。さらに、災害多発事業場に対する安全衛生のための改善計画の作成指示と必要に応じた専門家（安全・衛生コンサルタント）による助言を可能にする条文が盛り込まれた<sup>57</sup>。この際、行政庁は安全衛生改善計画の作成については指示するものの、安全衛生の診断については、資格を有する労働安全衛生コンサルタントによる診断を受けることなどを勧奨することができるとしており、第三者の手をもって行わせる監督指導自体の間接化の一端が垣間見える<sup>58</sup>。

なお、現在でも安全衛生改善計画は、「具体的な計画を作成させるもので、安全

衛生管理特別指導制度の骨格となるもの」として位置づけられている<sup>59</sup>。

第 79 条は 2 度の改正を経ているが、一度目は、平成 11 年の中央省庁再編に伴い都道府県労働基準局、都道府県女性少年局及び都道府県職業安定主務課が統合して都道府県労働局となったことから、作成指示を出す権限の主体について、都道府県労働基準局長から都道府県労働局長へと変更したもの（平成 11 年改正労働安全衛生法）、二度目は、平成 26 年に特別安全衛生改善計画制度の制定に伴い条文番号を一つ繰り下げたものであり（平成 26 年改正労働安全衛生法）、実質的な改正ではない。

## 2. 4. 2 背景になった災害等

労働安全衛生改善計画の作成と指示に関する本条についても、制度創設に当たり、具体的な労働災害が背景にあったわけではなく、沿革史の部分で説明したように、既に存在していた安全管理特別指導又は衛生管理特別指導の骨格となるものとして、安全衛生に関する行政措置の実効性確保という観点から事業者の自主的な労災防止活動を促すために設けられたものといえる。

## 2. 5 運用

### 2. 5. 1 適用の実際

本条の適用について、元労働基準監督官である篠原耕一氏、玉泉孝次氏、藤森和幸氏へのインタビュー調査においては、まず、本条が適用され、都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示につき、前述したように、安衛法違反がなされた場合にのみ行われるわけではないことから、労働災害の的確な防止のため法違反状態のない

事業場に対して作成を指示することがあるという。そのため、法違反が見られたために、本条に基づき労働安全衛生改善計画の作成を指示するというよりも、安全衛生につきより優れた取り組みを促すために、そのような取り組みが可能な事業場に対して、ある種のスキルアップという観点から作成が指示される事例もあるという。また、従前、労働安全衛生融資制度<sup>60</sup>があった時期においては、本条が定める事業場として指定されることで同制度を用いて労働安全衛生に関する設備投資を促していたとの指摘があった。さらに、現在では行われていないが、玉泉孝次氏によれば、古くは、安全衛生改善計画の作成が指示された安全管理特別指定や衛生管理特別指定の事業場になると、その旨を事業場に掲示させていたという実務もあったという。一種のポストノーティスのものとも考えられるが、これには一定の労働災害の抑止効果があったと考えられるが、他方で、現在の企業名公表制度（安衛法第 78 条 6 項）とも類似するものとも考えられるも、安全衛生改善計画の作成指示は法違反状態でなくともおこなわれるものであることに鑑みれば、現在では行われるべきではないと考えられよう。

ところで、近時は、本条に基づく指示が少なくなっているものの、第 3 次産業や介護施設等の事業場に対して適用される事例が出てきているとの指摘があった。また、衛生改善計画については、実際に改善させるためには多大な設備投資が必要であることが多いことから、指定事業場として作成の指示を出すことが難しいという実態も見られるという。

なお、本条により労働安全衛生改善計画



の作成を指示された事業場に対して、都道府県労働局長は、安衛法第 80 条 1 項及び 2 項に基づき安全衛生の診断を受けさせ、かつ、同計画の作成等について労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの意見を聴くべきことを勧奨することができる。その際、以前は、労働安全衛生改善計画の作成を指示された事業者を集めて合同の説明会を開催した上で、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント制度を紹介したり、実際に労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントから説明がなされたりすることもあったという。また、そこで実際に事業場の担当者が労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントに依頼することも見られたという。しかし、現在では、労働災害事例も少なく、安全衛生改善計画の作成を指示される事業場が少なく、事業場ごとに説明が行われるようになり、事業場と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントとの繋がりが弱くなっている可能性が示唆される<sup>61</sup>。

## 2. 5. 2 関係判例

安全衛生改善計画の作成の指示やその内容が直接争われた事案ではないが、都道府県労働基準局長（当時）による安全衛生改善計画の作成指示権限に関連して、じん肺の発生について国の監督機関の労働法規上の監督権限の不行使に違法があり、国家賠償法 1 条 1 項の責任が争われた、長野地判昭和 61 年 6 月 27 日判タ 616 号 34 頁〔長野じん肺訴訟第一審判決〕がある。本件は都道府県労働基準局長が事業者に安全衛生改善計画の作成を指示し、当該事業者から当該計画の提出がなされていた事案である。

## <事実の概要>

本件は、石綿製品の製造作業に従事していた原告労働者 X ら（及びその相続人）がじん肺に罹患したことについて、被告使用者 Y1 社及びその親会社 Y2 社のほか、国家賠償法 1 条 1 項に基づき被告国 Y3 に対して損害賠償責任を求めた事案である。本件では、長野労働基準局長による監督権限の行使が問題となっているが、その一つとして数度にわたって、第 79 条に基づき、被告 Y1 社に対して、過去にじん肺所見者が出現したことなどから、安全衛生改善計画の作成を指示し、改善計画報告書が Y1 社から提出されていた。なお、ここにいう改善計画報告書がどのような書類であるかについては本判決では特段示されていない。

## <判旨>

「昭和 45 年 4 月衛特事業場に指定して集団指導を実施し、同年 5 月 27 日右指定に基づく定期監督により時間外労働関係等については是正勧告の指導をするとともに除じん設備関係、じん肺健康診断関係等について指導し、同年 10 月 8 日有害物取扱事業場に対する一斉監督を兼ねて右指定に基づく定期監督により時間外労働関係、じん肺健康診断関係のほか、防じんマスクの着用の徹底等につき指導し、昭和 46 年 4 月衛特事業場に指定して集団指導を実施し、同年 4 月 20 日右指定に基づく定期監督により除じん設備増設の確認とじん肺健康診断の調査と指導をし、同年 9 月 13 日特定化学物質等取扱事業場に対する一斉監督指導により、粉じん濃度の調査と改善を指導し、昭和 47 年 4 月 25 日衛特事業場に指定

し、同年 6 月集団指導を実施し、同年 9 月 12 日右指定に基づく局署合同監督により粉じん濃度の確認と精紡機につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、局所排気装置の一部改善、二次粉じん発散防止、じん肺健康診断関係、検定合格品の防じんマスク着用等について指導し、**同年 11 月集団指導の結果同被告から安全衛生改善計画の届出と改善融資を受ける旨の認証願が提出され**、これを認証し、昭和 48 年 3 月 23 日右指定に基づく局署合同監督により除じん設備関係等について指導し、昭和 48 年 4 月衛特事業場に指定し、同年 5 月集団指導を実施し、同年 6 月下旬右指定に基づく定期監督により精紡機一基につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、除じん設備関係、粉じんの二次発生（作業場内に堆積した粉じんの発じん）の防止、検定合格品の防じんマスクの着用等について指導し、同年同月ころした衛生管理実施計画の指導に基づいて Y1 社が安全衛生融資制度を利用して 400 万円を借受け、右計画に基づく工事に着工した事実があり、同年 10 月 11 日右指定に基づく定期監督により右工事の確認と局所排気装置の点検等については是正勧告の指導をし、昭和 49 年 4 月衛特事業場に指定し、集団指導を実施し、同年 9 月 10 日右指定に基づく定期監督により前記除じん設備改善工事完成の確認、粉じん濃度の調査、確認とじん肺健康診断関係、時間外労働関係、防じんマスク関係、除じん設備関係等について指導し、昭和 50 年 10 月 2 日定期監督により混綿機前等につき局所排気装置未設置を理由に変更命令をしたほか、じん肺健康診断関係、局所排気装置関係、検定合格品の防じ

んマスクの使用等につき指導したことが明らかである。」とした上で、「監督機関が前記監督上の措置以上のことをしなかったことをもってその監督権限の行使につき裁量の範囲を著しく逸脱し、著しく合理性を欠いたものとはいうことはできない。」とした。

＜本判決からの示唆＞

本判決では、都道府県労働局長による労働安全衛生改善計画の指示があった事例であり、さらに他の監督権限も行使されていたという事実認定の下、監督権限の不行使について違法がなかったとされた事例である。もし、労働安全衛生改善計画の作成指示を行わなかった場合には、監督権限の不行使により国の責任が認められるかまでは本判決からはわからない。また、従来の裁判例において、労働安全衛生改善計画の作成指示について明示的に争われたことはなく（例えば、最判平成 26 年 10 月 9 日判時 2241 号 13 頁〔大阪・泉南アスベスト訴訟上告審判決〕参照）、単に当該計画の作成指示を行わなかったことのみをもって国の監督権限不行使が認められるとは即断することはできないものと思われる。あくまで考慮要素の一つに過ぎないものと考えられる。

### 3. 1 条文

第八十一条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人

の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

第八十三条の二 厚生労働大臣は、厚生

労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定コンサルタント試験機関」という。）に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十三条の二」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登

録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第八十五条 厚生労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントが第八十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

第八十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、コンサルタントの登録の実施に関する事務（前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」とする。

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の

規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十五条の二第一項」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の八中「職員（免許試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、第七十五条の十中「試験事務の全部又は一部」とあるのは「登録事務」と、第七十五条の十一第二項及び第七十五条の十二中「試験事務の全部若しくは一部」とあるのは「登録事務」と読み替えるものとする。

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなった後においても、同様とする。

第八十七条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第一項の一般社団法人（以下「コンサルタント会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登

記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6 コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。

### 3. 2 趣旨と内容

#### 3. 2. 1 第 81 条～第 87 条

##### 3. 2. 1. 1 趣旨

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの業務とその性格並びに日本労働安全衛生コンサルタント会の業務等を定めた規定である<sup>62</sup>。

##### 3. 2. 1. 2 内容

#### (1) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの概要

労働安全コンサルタントの業務は、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことである（第 81 条第 1 項）。また、労働衛生コンサルタントの業務は、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うものである（同第 2 項）。また、ときには行政機関が中小企業等に対し、コンサルタントの診

断や指導を受けるべきことを勧奨することもある<sup>63</sup>。すなわち、厚生労働大臣は、厚生労働大臣が事業者に対して特別安全衛生改善計画の作成ないし変更又は都道府県労働局長が安全衛生改善計画作成の指示を行った場合に（第 78 条第 1 項、第 4 項及び第 79 条第 1 項、第 2 項）、コンサルタントの診断等を受けるようにとの勧奨をすることができる（第 80 条）。また、安全管理者と衛生管理者は、事業場専属の者であることが原則であるが、専属の者が一人でもいれば、他は専属でない労働安全コンサルタントか労働衛生コンサルタントを選任してもよく（安衛則第 4 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 1 項第 2 号）、加えて、安全衛生推進者や衛生推進者については、事業場専属でない労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントを選任してもよいとされている（安衛則第 12 条の 3 第 2 号）<sup>64</sup>。

#### (2) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの役割

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの法政策上の主な業務や役割には以下のようなものが挙げられる<sup>65</sup>。

第一に、安衛法第 78 条及び第 79 条に基づく厚生労働大臣による事業者への特別安全衛生改善計画の作成・変更指示及び都道府県労働局長による事業者への安全衛生改善計画の作成指示に際して当該事業者に勧奨される安全衛生診断等（≒安全管理・衛生管理特別指導の一環としての安全衛生診断等）がある。第二に、日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省より委託を受けて実施している中小企業を対象とした安全衛生診断事業等の担当業務がある。第

三に、第 13 次労働災害防止計画が示唆する安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進という観点からの事業場外の専門人材の活用という趣旨に沿って、各事業場が自主的に選任した者に割り当てる業務がある。なお、健康障害事案において近時、産業医の選任を安配義務の一環とする例が増えているとの指摘も見られ、これは産業医に限らず安全衛生に関する他の専門家にも妥当するという<sup>66</sup>。したがって、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント制度は、使用者が安衛法上の安全衛生管理義務や民事法上の安全配慮義務を履行する際に、適切な専門家の関与を受けることで、それらの義務違反を回避するシステムの一環としても機能するだろう。

### (3) 他の制度—旧労働防止指導員

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントではないものの、事業場に対して労働災害の防止を図るために用いられていた制度として労働防止指導員制度があった。労働防止指導員とは、「労働防止指導員規程」に基づき、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図り、もって労働災害の防止に資するため任命される非常勤の国家公務員である<sup>67</sup>。労働防止指導員は、平成 23 年廃止前労働防止指導員規程（平成 13 年厚生労働省訓第 41 号）に基づく制度であり、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理の向上を図り、もって労働災害の防止に資するため、都道府県労働局に置かれ（同規程 1 条）、その職務内容として都道府県労働局長の指示を受けて、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事

務に従事するものとされていた（同規程 2 条）。その労働防止指導員は事業場を実際に訪問し、その知識や経験を活かして<sup>68</sup>、主として安全管理について指導していた。元労働基準監督官である玉泉孝次氏によれば、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントを利用するよりも、事業場によっては労働防止指導員による指導を受ける例もあったという。労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントはあくまで民間によるものである一方、労働防止指導員は非常勤の国家公務員であり、公的な制度であったということも相俟って、活用されていたという。もともと、平成 23 年に事業仕分けの一環として廃止された<sup>69</sup>。

### (4) コンサルタント業務の非独占性

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、その名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て事業場の安全及び衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とすることができるとされている。そして、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、技術全般及び安全又は衛生に関する高度の知識と豊富な実務経験が要求されることから、受験資格及び試験制度が設けられている<sup>70</sup>。しかしながら、両コンサルタント共に、名称独占規定及び業務独占規定は設けられていない<sup>71</sup>。すなわち、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントではない者であっても、それらの名称を利用して、業として、報酬を得て、安全衛生診断及びこれに基づく指導を行うことは許容されている。ただし、後述するように、日本労働

安全衛生コンサルタント会については名称独占とされている（第 87 条第 6 項）。

### 3. 3 関連規定

(1) 第 78 条：厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるものが発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきこと、又は変更すべきことを指示する権限を定めた規定。

(2) 第 79 条：都道府県労働局長が、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して安全衛生改善計画を作成すべきことを指示する権限を定めた規定。

(3) 第 80 条：厚生労働大臣が、事業者に対して特別安全衛生改善計画の作成ないし変更を指示した場合、又は、都道府県労働局長が、事業者に対して安全衛生改善計画の作成を指示した場合で、専門的な助言をする必要とすると認めるとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受け、かつ、それらの計画の作成ないし変更について、その意見を聴くべきことを勧奨する権限を定めた規定。

### 3. 4 沿革

#### 3. 4. 1 沿革史

現行労働安全衛生法の制定時、企業等の死亡災害の防止をはじめとする労働者の安全衛生から、健康確保や汚染などの外部への悪影響の防止、さらには快適な作業環境形成へ向けた努力など、広く内外の環境との調和を保ちながら事業活動を行うことが経営者の責務であると捉えられているようになっており、その実現のため、安全衛生上の改善策等を不断に検討することが求められるようになっていた。これらの改善は、事業者の発意に基づき、生産技術はもちろんのこと、安全衛生に関する豊富な経験と知識を持つ者を中心に進められねばならないが、とりわけ中小企業においては、個々の企業毎にそれぞれ、このような専門家を企業内部の労働者として確保することは困難であることから、企業が必要とする場合、その都度、安全衛生問題に精通した技術専門家を供給できるような条件を整えることが要請された。そこで、国の行う公正な資格試験による試験合格者について、労働省（当時）に備える名簿に登録させた上で、事業場の安全又は衛生についての診断と指導を行わせるために労働安全・衛生コンサルタント制度が誕生した<sup>72</sup>。もっとも、立法当時、安全衛生改善計画を作成するよう指示する際に、専門家による意見を聞くべきであるという指摘に対して、ここにいう専門家とはどのような者であるのか、また、新たに専門家制度を創設するよりも、労働基準監督署による相談を強化すべきであるとの意見も見られた<sup>73</sup>。

かような経過を経て、労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントに関する規定は、労働安全衛生法ではじめて設けられた<sup>74</sup>。それ以前の労働基準法時代にも

安全コンサルタント等を名乗っている人が若干いたが<sup>75</sup>、法令に根拠を有する制度として確立したのは、労働安全衛生法制定時である<sup>76</sup>。もともとコンサルタント制度は労働安全衛生法制定時の議論の中では、現在の労働安全コンサルタントのみが考えられていたが、結果的に労働衛生コンサルタントも含まれることとなったという<sup>77</sup>。当時、安全及び衛生管理者、安全及び衛生推進者、作業主任者等の制度が整備され、労働衛生に関し、健康管理については産業医が、作業環境管理については作業環境測定士の制度が整備又は整備の準備がされ、更に衛生工学衛生管理者の制度も成立していたので、労働衛生に関する技術支援の制度は全て準備されているという意見もあったという<sup>78</sup>。しかし、労働衛生管理の観点から、各専門家から得られた個々の作業場に関する情報が有機的に利用される必要があるにもかかわらず、それらを結びつける方策が欠如していたことから、それらをすべて総合して、効果的なものとする役割が労働衛生コンサルタントに担わされていると評価されている<sup>79</sup>。

労働安全及び労働衛生コンサルタント制度の発足時の国会における議論では、労働省（当時）の監督官不足を補うものとしてこの制度があるのではないかと、更には労働基準監督官の天下りとなるのではないかと、との疑問も見られ<sup>80</sup>、当時の労災防止指導員に法的な権限を付与した方が良いのではないかと、という指摘もあった。しかし、それに対して、第一に、労働災害の防止については、まず事業者が自主的に行うべきものであって、監督官によってのみ行われるべきものではなく、第二に、既に民間に

は安全衛生についての専門的知識を有している者がおり、それらの者を活用することも重要であること、第三に、生産技術の伸展、様々な有害物質の出現という激しい変化の中で監督官だけでは対応が困難であることが示されていた<sup>81</sup>。

### 3. 4. 2 背景になった災害等

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の創設に当たっては、具体的な労働災害が背景にあったというよりも、前述したように、特に中小企業において労働安全衛生の専門家がいないうちで、労働安全衛生を確保することが困難であることなどから、試験に合格し、信頼のおける外部の専門家による診断と指導を行うために設けられたものである。

## 3. 5 運用

### 3. 5. 1 適用の実際

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントにつき、業務、試験制度は法第 81 条以下に基づいて運用されている。法は、その体系上、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の作成等の際に、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの利用を事業者に勧奨することや、安全・衛生管理者、推進者の代替となり得ることのみを定めているが、実際の運用においては、それ以外の業務（例えば、広く安全衛生の専門家としての指導、専門的な安全技術指導、安全衛生管理の指導等）の役割も果たしている<sup>82</sup>。

### 3. 5. 2 関係判例

労働安全コンサルタント、労働衛生コン



サルタンの業務及びコンサルタント会の業務等に関する裁判例は公表されていない。

#### D. 考察

##### (1) 特別労働安全衛生改善計画における課題

特別安全衛生改善計画制度に対しては、社会福祉業、小売、外食などは事業場が多店舗展開しており、個々の店舗や施設などの事業場ごとの労災防止対策には限界があり、チェーン展開している企業においては、本社が中心となって労災防止対策に企業単位で組織的に取り組むことが、労災防止に資することから、好意的に評価されている<sup>83</sup>。しかし、第78条の対象となる重大な労働災害が死亡災害及び障害等級7級以上の災害が発生し、かつ、それが労働安全衛生法、じん肺法及び作業環境測定法などの法律や命令の規定に違反していた場合に限定されており、過重労働やメンタルヘルス疾患を原因とする死亡災害等は、特別安全衛生改善計画の作成指示の対象とはなっていない。近時は、過重労働による労働災害がクローズアップされている中で、複数の過重労働による労働災害が発生している事業者に対しても特別安全衛生改善計画の作成の指示を出すことも検討に値するのではないだろうか<sup>84</sup>。

##### (2) 労働者の意見聴取の位置づけ

第78条第2項及び第79条第2項に基づき、特別労働安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際しては、労働者（の代表）に対する意見聴取が義務付けられている。労働者に対する意見聴取は、一般的に、事業者が安全衛生改善計画の作成指示

を受けた場合に、事業場が良好な安全衛生状態へ到達するための具体的改善手法についてなされるものであり、労働者の理解如何がその成果に大きな影響があることから求められると説明される<sup>85</sup>。しかしながら、労働者への意見聴取については、やや異なった説明もなされることもある。上記の立場は、改善計画の内容を労働者に理解させるための仕組みとして労働者への意見聴取が捉えられているように読めるが、例えば、労使において事業場の安全衛生状態の改善を考える機会を提供するものとするものや<sup>86</sup>、改善計画が十分な成果を上げるため、労働者の協力を得るためのものとして位置づけるものもあり<sup>87</sup>、このような理解も有意義と思われる。そうすると、労働者自らも特別安全衛生改善計画の作成に参画することからも、第78条第3項が定める計画の遵守義務を事業者だけでなく労働者も負うと解し得るのではなかろうか。

##### (3) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント制度における課題

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに筆記試験及び口述試験によって行われるとされる。労働安全コンサルタント試験は年に1回以上行われることとされ（コンサルタント規則第6条）、試験の日時、場所等は、あらかじめ官報で公告される<sup>88</sup>。試験区分について、コンサルタント規則第1条によると、労働安全コンサルタントについては、機械、電気、化学、土木、建築の5分野に分かれている。また、労働衛生コンサルタントについては、保健

衛生と労働衛生工学の 2 分野に分かれている。ただし、この試験区分は労働安全衛生コンサルタントとしての活動分野を制限するものではなく、いわば得意科目とする専門分野を示すものに過ぎず、例えば、「機械」の区分で試験を受けて合格した場合でも、建設工事現場や化学プラント等についてもコンサルタント活動ができるという<sup>89</sup>。

そうすると、機械という区分で受験したとしても、土木や建築といった別の業務を制度上行うことができる。たしかに、実際には、各人が自分の得意分野を自覚し、できない分野は他の専門家に任せている旨の指摘もある<sup>90</sup>。しかし、制度として、試験区分と実際の業務との間で乖離がある場合には、業務の効果に影響が生じる可能性もないとはいえないことから、やはり、試験区分と業務活動とを一致させるのが本来であろう。とはいえ、必ずしも安全衛生の専門家が多くない中、狭い区分で受験し、業務もそれに限定されるところでは、広く労働安全衛生の向上が図られないという批判も説得的であり、安易にそのような考え方をとるということもできない。

加えて、前回の研究報告においては、各種国家資格の更新制度の導入を契機とする安全衛生の専門家の育成及び能力の維持向上についても言及がなされていたが<sup>91</sup>、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度にかかる更新制度等の導入も一考に値するのではないと思われる。もっとも、任意参加の更新講習を関係団体が開設しても、受講者が増えないことから強制的な資格更新制度を採用しようとする、規制緩和を求める立場からは否定的な

意見も出る可能性がある。

また、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度自体の認知度が低く、企業における利用が低調との指摘もある<sup>92</sup>。制度の体系上、前述したように、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の作成を指示された事業者が、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを利用して、より実効的な計画が策定されることが予定されている。つまり、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、上記各計画の策定を前提とした制度として法文上存在している。しかし、より重要なことは、労働災害の防止であって、普段からこれらのコンサルタントを利用しながら、事業場の安全及び衛生を改善することであって、労働災害が繰り返し発生している場合にのみ用いられるような建て付けではなく、コンサルタントを「普段使い」のできる制度として確立していくことも重要であると考えられる。

#### （4）労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの信頼保持

第 86 条では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの信頼を保持するため、コンサルタントに対して一定の義務を課している。すなわち、第一に、コンサルタントは、その信用を傷つけ、またはコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならず、さらに、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならないとされている。なお、後者の行為はコンサルタントでなくなった後にも義務を負うことになる。

本条の趣旨は、コンサルタントは、他の

事業場に立ち入って生産設備、作業方法等についての安全又は衛生上の診断、指導をする者であるから、社会的な信頼の上に立たなければ、その業務を円滑に実施することができないことから、登録制度に加えて、コンサルタントの信用保持規定と秘密保持義務規定が設けられた<sup>93</sup>。

まず本条 1 項の信用失墜行為について述べる。従前、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに関する裁判例は存在しておらず、具体的にどのような場合が信用失墜行為に当たるかは明らかではない。しかし、この点、後述する一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会においては、倫理綱領及び行動規範を定めている。まず倫理綱領においては、品位の保持（第 2 条）、公正かつ誠実な業務遂行（第 3 条）、業務遂行能力の充実（第 4 条）、自己の経験・技術・知識の把握と能力を超え、または確信のない業務を行わないこと（第 5 条）、秘密保持（第 6 条）、契約に基づく誠実業務遂行（第 7 条）、利害相反行為等の禁止（第 8 条）、誇大表示の禁止（第 9 条）などが定められ、それをより具体化した行動規範を示している。例えば、信頼性の保持という観点からは、「専門家としての信頼を傷つけ、関係者を欺くおそれのある行為をしない。また、事実を知っていても黙っていたり、誤り伝えることをしない。」（2-4）、「業務に関する見解や証言を求められたときには、その業務に関連する科学的な根拠又は客観的データに基づき、把握した事実を曲げたり、隠したりはしない。」（3-3）、「業務の契約に当っては、不当な対価で受注し、名義貸をし、業務の全面的なアウトソーシングなど

の行為をしてはならない。」（5-4）、また、秘密保持という観点からは、「業務上知りえた企業及び個人の秘密は、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。」（6-1）、「個人の情報については、業務遂行上必要としない情報の聴取等を行わない。」（6-2）、「依頼者に関する情報を開示するときは、事前に依頼者の承諾を得る。」（6-3）、「企業及び個人の秘密の保持については、労働安全衛生コンサルタントでなくなった場合においても、漏らし、又は盗用してはならない。」（6-4）とされている。そのほか、「契約を締結した後に、当初の見積りを超える経費を要することになっても、契約履行の原則に則り、依頼者との合意なしに契約した報酬以外の金品の請求をしない。」（7-3）、「業務の遂行に当たって、利害の相反するおそれがあるときは、またはそのようなおそれがある状況にあると判断したときは直ちに、行為を中止し、当事者に通知しなければならない。」（8-1）、「業務の遂行に際して、直接間接を問わず業務に影響を与えることを意図した金品を請求し、又は受け取ってはならない。」（8-2）、「業務受注のため、いかなる名目を問わず金品等の提供をしてはならない。」（8-3）、「学歴、受けた専門教育、業務歴又は有する資格内容等は正確に記載し、依頼者に誤解を与えるような誇大又は偽りの表示をしない。」（9-1）と定められている。

したがって、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの信用失墜行為該当性を検討する上では、上記、コンサルタント会の倫理綱領や行動規範が一つの考慮要素となり得ると思われる。もっとも、

これらの規定はあくまで会内の自主規制であって、これらの規定に反する行為をしたことをもって、必ず第 86 条第 1 項の信頼失墜行為に当たるとは解されないものと思われる。ただし、倫理綱領及び行動規範で定められている行為のうち、例えば、秘密保持に関する倫理綱領及び行動規範に反する行為があった場合には、後述する第 86 条第 2 項に該当するおそれがあることから、当該行為態様によっては、登録取り消しの可能性があるものと思われる（第 85 条第 2 項）。なお、第 86 条第 1 項に該当する行為をコンサルタントが行ったとしても、罰則はなく、あくまで任意的な登録の取消しの可能性があるにとどまる（ただし、第 86 条第 2 項に該当する信頼失墜行為を行った場合には罰則があり、かつ刑事罰が科せられた場合には、必要的取消事由となる）。

次に、本条 2 項の秘密保持義務について述べる。労働安全コンサルタントは、事業場の安全についての診断およびこれに基づく指導を行うことを業とし、また労働衛生コンサルタントは、事業場の衛生についての診断およびこれに基づく指導を行うことを業とするとされ、これらの業務を行う中で知り得た秘密を漏洩し、または盗用することが禁止されている。そして、この秘密保持義務はコンサルタントではなくなった後についても課せられている。なお、第 86 条第 2 項は、他の士業等における秘密保持義務規定で定められているような「正当な理由なく」という免責規定が置かれていないことから、正当な理由があったとしても、免責されないとも考えられる。しかし、他の法令における秘密保持義務の免責事由である「正当な理由なく」は、基本的に、

「本人の許諾又は法令に基づく義務があること」とされており（後掲大阪高判平成 26 年 8 月 28 日）、コンサルタントの場合も、そうした事情があれば、同様に解されよう。ところで、コンサルタントの秘密保持義務についての裁判例や事例は少なくとも公表されておらず、具体的に、どのような秘密を、どのような形で漏らしたり、盗用したりした場合であれば秘密保持義務違反に該当するかは明確ではない。従来、コンサルタントの秘密保持義務に関する検討自体ほとんどなされていないと思われるが、考え得る問題として、労働基準監督官による事業場への立入検査権限との関係が問題となるように思われる。安衛法第 91 条第 1 項では、労働基準監督官は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者<sup>94</sup>に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査することができることとされる。そして、第 91 条第 1 項に基づく労働基準監督官による立ち入り、検査等を拒み、または質問に対して陳述しなかったような場合には刑事罰が科せられる（安衛法第 120 条第 4 号）。このように、労働基準監督官が立入検査及び質問等を関係者であるコンサルタントに対して行った場合、コンサルタントは、第 86 条第 2 項の秘密保持義務に基づき質問を拒否することが認められるかが問題となり得る。

この点、本条とほぼ同様の規定を有する社会保険労務士法第 21 条の秘密保持義務について次のような裁判例がみられる。すなわち、名古屋地判平成 12 年 11 月 20 日 税務訴訟資料 249 号 673 頁は、社会保険労務士に対して税務職員が顧客の氏名、住所

及び取引金額を質問したことに対して社会保険労務士法第 22 条（秘密保持義務）に基づき回答を拒絶した事案において、社会保険労務士が保持すべき秘密とは、顧客のプライバシー及び名誉や営業上または信用上の秘密であり、それに含まれない事項については同条にいう秘密には当たらず、他方で、税務職員の側にも秘密保持義務が刑事罰をもって課せられていることから、税務職員による質問に対して回答を拒絶することはできないとしている。また、他の士業の事案として、税理士が弁護士法第 23 条に基づく照会（いわゆる 23 条照会）に対して顧客の情報を回答したことが、顧客に対する秘密保持義務違反に基づく不法行為が成立するかが争われた事例において、大阪高判平成 26 年 8 月 28 日判時 2243 号 35 頁は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に依って納税義務の適正な実現を図るべく援助をするのであるから、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ、適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあるとすれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。／税理士法三八条に基づく守秘義務は、以上のような事情を考慮して規定されたものであって、税

理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務である。」としたうえで、23 条照会に対して報告を拒絶することができたことに鑑みて、秘密保持義務に違反するとした。

本条のコンサルタントの秘密保持義務と労働基準監督官の立入検査・質問権との関係を考えるのであれば、上記裁判例に照らすと、①事業場の安全性や衛生について診断・指導をするに当たって知り得た事項が秘密に該当しうると考えられるものの、②情報提供先である労働基準監督官においても守秘義務が課せられていること（労基法第 105 条）、③労働基準監督官からの質問に対する回答拒絶について刑事罰が科せられ、報告を拒絶することが法令上認められないこと、④労基法第 91 条の労働基準監督官による立入検査・質問権限は労働安全衛生法の実効ある施行を確保するためという観点からなされるものであり、それは職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものである点では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の目的である「すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することにより、社会の発展に貢献すること」（倫理綱領第 1 条）であり、究極的な顧客の利益に資するものであると考えられることからすれば、基本的には労働基準監督官からの質問に対して、本条に基づく拒絶することはできないものと考えられる。

(5) 日本労働安全衛生コンサルタント会  
第 87 条は日本労働安全衛生コンサルタント会に関する定めである。本条では、労

働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントがその品位の保持および業務の進歩改善に資するため、会員の指導および連絡に関する事務を行うことを目的とする日本労働安全衛生コンサルタント会の設立要件が定められている<sup>95</sup>。

まず、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的は、コンサルタントの品位保持と業務の進歩改善に資するため、社員であるコンサルタントの指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことである。より具体的な業務内容について、①労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対する教育事業、②定期刊行物（「安全衛生コンサルタント」）や特別資料の出版事業、③コンサルタント制度の普及事業、④調査研究事業（安全衛生に関する調査研究、安全衛生診断手法の開発・改善）、⑤安全衛生診断事業、⑥海外技術協力事業、⑦労働安全衛生コンサルタント業務の進歩改善事業・他の労働安全衛生関連団体との協力事業を行っている<sup>96</sup>。

日本労働安全衛生コンサルタント会の組織は、一般社団法人であり、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントが社員とされる。日本労働安全衛生コンサルタント会は、従前、平成18年改正前民法第34条に基づく公益法人であるとされていたが<sup>97</sup>、平成18年の公益法人制度改革により、法人制度が大幅に改正され、その影響により、日本労働安全衛生コンサルタント会は同年の労働安全衛生法の改正に伴い、公益法人ではなく一般社団法人として位置づけられた<sup>98</sup>。そのため、一般法人法・公益法人認定法とは別の枠組みとしての個別法の公益法人としても位置付けられ

ていないことがわかる。すなわち、従来、公益法人であるとされ、公益認定法とは別に個別法により公益法人であると認定された法人として、社会福祉法に基づく社会福祉法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、私立学校法に基づく学校法人、宗教法人法に基づく宗教法人があるが、他方で、日本労働安全衛生コンサルタント会については労働安全衛生法に基づく公益法人として設立されたものとはされず、あくまで一般社団法人とされた。この点をとらえるのであれば、日本労働安全衛生コンサルタント会はあくまで公益性を有する法人としての役割というより、あくまで社員（コンサルタント）相互の利益を重視した法人として法制上は位置づけられているのではないかと考えられる。

日本労働安全衛生コンサルタント会は、一般社団法人であるとされ、かつ具体的なガバナンスについては労働安全衛生法上特段の定めはないことから、原則として、民法及び一般法人法により規律されることになる。したがって、日本労働安全衛生コンサルタント会は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民法第34条）。そして、コンサルタントが社員となることから、コンサルタントから構成される社員総会により、一般法人法に規定する事項及び組織、運営、管理その他コンサルタント会に関する一切の事項について決議をする（一般法人法第35条1項）。また、社員総会によって理事、監事及び会計監査人が選任される（同第63条1項）。理事は一般社団法人の業務を執行し（同第76条1項）、同会を代表する（同第77条1項）。

他方で、監事は理事の職務の執行を監査することになる（同第99条1項）。加えて、一般法人法に基づくガバナンスだけではなく、労働安全衛生法はコンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属するとし（第87条4項）、また、厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、またはコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができるとしており（同5項）、主務官庁による直接的な監督権限の行使が認められている。

日本労働安全衛生コンサルタント会は、他の一般社団法人と同様に定款を作成しなければならないが、安衛法は、当該定款の改正について、独自に一定の限界を設けている。すなわち、第87条2項において、コンサルタントを社員とする旨の規定については、たとえ社員総会の特別決議によるとしても（一般法人法第49条2項4号、第146条）、改正することはできないとされる。あくまで日本労働安全衛生コンサルタント会の社員はコンサルタントでなければならない。

なお、コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならないとされ、前述したように、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントという資格の名称については独占性が認められていないが、日本労働安全衛生コンサルタント会という名称については独占的使用が認められている（第87条6項）。

## E. 結論

### (1) 特別安全衛生改善計画について

上述したように、特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではなく全社的な労働災害の防止を目的として設計されている一方、適用の要件となる労働災害の種類が限定されており、例えば、繰り返し社内において長時間労働に伴う過労死・過労自殺が発生しているようなケースについては基本的に対象となっていない。建築現場等での労働災害の防止も重要である一方、近時は、ホワイトカラーの長時間労働に伴う労働災害が報告されている中では、このようなケースにおいても適用の対象とするような方向性も検討すべきであると考えられる。

### (2) 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント制度について

現行制度自体に特段の問題はないように見受けられるが、他方で、労働コンプライアンスという観点からは、制度やコンサルタントの業務内容の認知度の向上が課題であるようにも思われる。弁護士・産業医・社会保険労務士等との連携などにより、事業場や作業場での総合的な労働災害防止のために、「普段使い」できる仕組みとして位置づけるべきだろう。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の課題については、諸外国との比較を通じて考察する必要もあるかもしれない。例えば、イギリスにおける安全衛生アシスタントに係る研究<sup>99</sup>によれば、安全衛生コンサルタントを選任しなければならない場合があるなど、必要な場合には、義務化という方向性もありうるかもしれない<sup>100</sup>。少なくとも、「はじめに」

において言及したように、ルールや制度設計の問題だけではなく、労働安全衛生においては、専門的な「人」というソフトという側面からの充実化が重視されるのであれば、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントについてもその一つとしてきちんと位置づけ、その利用の促進を図る方策を検討する必要があるものと思われる。

この点と関連して、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的も問題になるように思われる。前述したように、日本労働安全衛生コンサルタント会は、平成 18 年改正前においては民法第 34 条に基づく公益法人であると位置づけられていたが、他方で、公益法人改革による改正によって、一般社団法人として位置づけられることとなり、公益法人ではなくなった。これは、日本労働安全衛生コンサルタント会の目的が、コンサルタントの品位の保持およびその業務の進歩改善に資するため、社員であるコンサルタントの指導及び連絡事務を行うこととされており、この目的があくまでコンサルタントのための団体として考えられていることの証左であると思われる。しかしながら、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントはあくまで労働者が安全で健康に働くことのできる環境を確保することをその使命としており、日本労働安全衛生コンサルタント会はそれをバックアップするための組織として捉えることもできると思われる。そうすると、日本労働安全衛生コンサルタント会についても、単にコンサルタントのための組織という枠組みを超えて、職場における労働安全衛生を確保するための人的資源を統括する労災防止団体として位置づけるべく、立法論的には

公益法人化も十分あり得るのではないかと思われる。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

本研究に係る論文発表は特になし

##### 2. 学会発表

本研究に係る学会発表は特になし

#### G. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

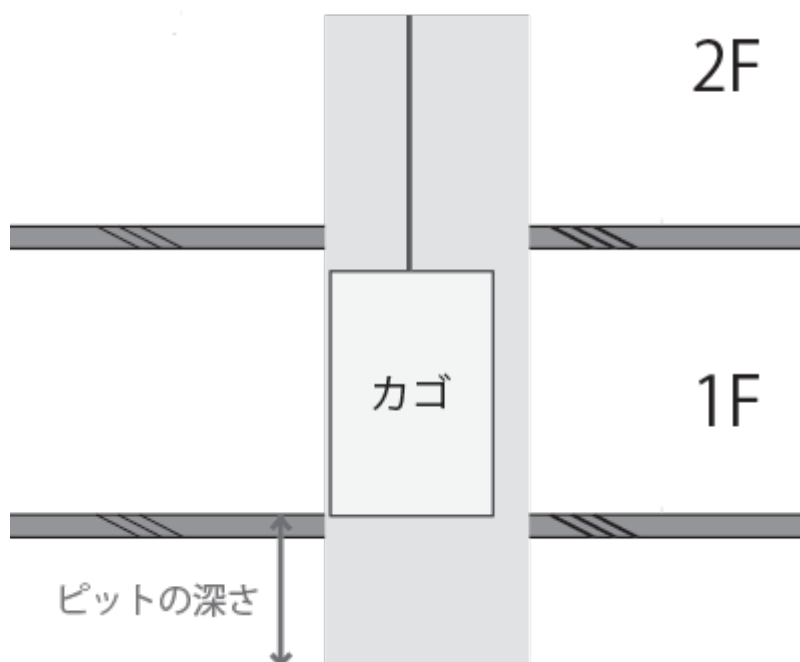
##### 2. 実用新案登録

##### 3. その他

#### H. 引用文献



図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1 段組）



<

<https://aiwaok.jp/elevator-pit-depth>>(Last access 3/11/2020))

<sup>1</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外異国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））1 頁。

<sup>2</sup> 前掲註 1・三柴 7 頁。

<sup>3</sup> 前掲註 1・三柴 14 頁。

<sup>4</sup> 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解（改訂 4 版）』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））906 頁。

<sup>5</sup> 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年（令和元年））108 頁、山本和義「これで納得！安衛法読み方講座 第 23 回 労働安全衛生法第 88 条、第 89 条、第 89 条の 2、第 79 条、第 80 条」労働安全衛生広報 1150 号（2017 年（平成 29 年））40 頁。

<sup>6</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。

<sup>7</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。したがって、同一事業場内において重大な労働災害が繰り返された場合には、79 条に基づく安全衛生改善計画の対象となる。

<sup>8</sup> 職場のあんぜんのウェブサイト<[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo13\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo13_1.html) (Last access 3/3/2020)>。

<sup>9</sup> 陸上貨物運送事業労働災害防止協会のウェブサイト<<http://www.rikusai.or.jp/public/rousai-joukyo/bunrui/jiko/pdf.htm> (Last access 3/3/2020)>。

<sup>10</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。

<sup>11</sup> 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし（第 3 版）』（中央労働災害防止協会、2016 年

- （平成 28 年））126 頁。
- 1<sup>2</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1<sup>3</sup> 一般財団法人労務行政研究所『労働安全衛生法』（労務行政、2017 年（平成 29 年））757 頁。
- 1<sup>4</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1<sup>5</sup> 前掲註 13・労務行政研究所編 757 頁。
- 1<sup>6</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1<sup>7</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1<sup>8</sup> 厚生労働省平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号。
- 1<sup>9</sup> 前掲註 11・畠中 127 頁。
- 2<sup>0</sup> 水島郁子「職場における安全衛生実務の方向性—改正労働安全衛生法施行を契機として」季刊労働法 250 号（2015 年（平成 27 年））4 頁。この公表制度については、既に平成 26 年 6 月 13 日衆議院厚生労働委員会において、「例えばメンタルの課題についても、経営者も悩んでいるはず。管理者も悩んでいるし、これを、要するに、単純に誰かを悪者にするだけで解決できるかという、そう単純ではないと理解しておりますので、企業名の公表については、本当に悪質なところについては正直あってよいと思いますけれども、その選別において極めて慎重にあるべきだということを考えております。」「制度としては設ける意味があると私は思っております。ただし、柳生流の抜かすの剣という使い方がいいのではないか」という指摘がなされていた〔三柴丈典参考人発言〕。
- 2<sup>1</sup> 中央労働災害防止協会『詳報！改正労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会、2015 年（平成 27 年））47 頁。
- 2<sup>2</sup> 前掲註 20・水島 3 頁。
- 2<sup>3</sup> 中央労働災害防止協会『詳報！改正労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会、2015 年（平成 27 年））47 頁。
- 2<sup>4</sup> 安達栄「改正労働安全衛生法の施行と行政施策の推進」（2015 年（平成 27 年））29 頁～32 頁<available at [https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail\\_mag/2015/pdf\\_85/siryou\\_1.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2015/pdf_85/siryou_1.pdf)(Last access 11/11/2019)>。
- 2<sup>5</sup> エレベーターピットとは、エレベーターの最下階の床面から昇降路の底部のこと指す（別図 1 参照）。
- 2<sup>6</sup> パレットとは、荷物を載せるための荷役台のことである。ただし、パレットには様々なものがあるが、この事例におけるパレットがどのようなものであったかまでは資料から不明である。
- 2<sup>7</sup> 第 73 回労働政策審議会安全衛生分科会（2013 年 6 月 27 日）の配布資料 2「安全・健康に対する意識変革を促進するための取組について」9 頁<available at [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035tbz-att/2r98520000035tek\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035tbz-att/2r98520000035tek_1.pdf) (Last access 11/10/2019)>。
- 2<sup>8</sup> 平成 26 年 6 月 11 日衆議院厚生労働委員会〔井坂信彦委員発言〕。
- 2<sup>9</sup> 近藤恵子「ここがポイント！労働安全衛生法入門 第 8 回 監督、その他」労務事情 1191 号（2010 年（平成 22 年））69 頁。
- 3<sup>0</sup> 前掲註 29・近藤 69 頁、労働調査会出版局編『チャート安衛法（改訂 4 版）』（労働調査会、2008 年（平成 20 年））386 頁。
- 3<sup>1</sup> 前掲註 5・山本 37 頁。
- 3<sup>2</sup> 厚生労働省昭和 47 年 9 月 18 日基発第 91 号、前掲註 30・労働調査会出版局編 386 頁。
- 3<sup>3</sup> 保原喜志夫＝山口浩一郎＝西村健一郎『労災保険・安全衛生のすべて』（小畑史子）（有斐閣、1998 年（昭和 63 年））72 頁。
- 3<sup>4</sup> 厚生労働省昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号。
- 3<sup>5</sup> 前掲註 13・労務行政研究所編 760 頁。

- 36 前掲註 5・山本 40 頁～41 頁。
- 37 前掲註 29・近藤 69 頁、前掲註 30・労働調査会出版局編 386 頁。
- 38 前掲註 30・労働調査会出版局編 386 頁。
- 39 前掲註 13・労務行政研究所編 761 頁。
- 40 前掲註 5・山本 41 頁。
- 41 前掲註 33・小畑 72 頁。
- 42 前掲註 29・近藤 69 頁、前掲註 13・労務行政研究所編 762 頁。
- 43 昭和 47 年 3 月 28 日衆議院社会労働委員会〔渡邊健二政府委員発言〕。
- 44 石井照久＝萩澤清彦改訂『労働法（全訂版）』（勁草書房、1997 年）108 頁。
- 45 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部ウェブサイト<available at <http://conkana.org/duties/03.html> (Last access 3/12/2020)>。
- 46 当時は、産業災害と呼ばれていた。
- 47 労働基準局「安全管理特別指導の実態」労働時報 5 卷 4 号（1954 年（昭和 27 年））34 頁。
- 48 ここにいう災害度数率とは、災害の起こった頻度を示す数字で、100 万労働時間の作業中にどの程度の傷害を生じたのかを表す数字であり、次のような数式によって計算される。災害度数率 =  $\frac{\text{傷害件数}}{\text{延労働時間数}} \times 1,000,000$
- 49 前掲註 47・労働基準局 36 頁。
- 50 前掲註 47・労働基準局 35 頁。
- 51 労働衛生課「衛生管理特別指導について」労働基準 6 卷 11 号（1954 年（昭和 27 年））13 頁。
- 52 前掲註 51・労働衛生課 13 頁。
- 53 前掲註 51・労働衛生課 13 頁～14 頁。
- 54 山田耕作「安全管理特別指導の成果」労災 2 卷 6 号（1951 年（昭和 27 年））40 頁、前掲註 46・労働基準局 36 頁。実際、安全管理特別指導及び衛生管理特別指導の成果として、労働生産能率の向上が強調されている（前掲註 54・山田 43 頁、前掲註 51・労働衛生課 14 頁～15 頁）。
- 55 桑原昌宏「労働安全衛生法案の骨子・労基法研究会報告批判」労働法律旬報 794 号（1971 年（昭和 46 年））4 頁参照。
- 56 昭和 47 年 2 月 4 日、中央労働基準審議会答申（会長石井照久）。答申の内容については、労働基準局「労働安全衛生法案 国会に提出」労働時報 25 卷 2 号（1972 年（昭和 47 年））13 頁以下参照。
- 57 前掲註 55・桑原 10 頁。
- 58 菊池高志「労災防止と災防行政の課題」季刊労働法 138 号（1986 年（昭和 61 年））12 頁参照。なお、労働安全衛生全般について、企業の自主的な安全衛生管理活動に委ねている側面については、批判的な立場も見られた（会田朋哉「企業における自主的災防活動の限界と今後の災防行政について」日本労働法学会誌 50 号（1977 年（昭和 52 年））36 頁以下参照）。
- 59 厚生労働省・職場のあんぜんサイト・ウェブサイト<available at [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo53\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo53_1.html) (Last access 3/12/2020)>。
- 60 これは、資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たすことのできない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資する制度であったが、平成 13 年に特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）により廃止された（Available at [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/gyousei\\_review\\_sheet/2012/h23\\_pdf/0818.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0818.pdf) (Last access 1/10/2022)参照）。
- 61 この点については、既に昨年度の森山哲氏へのインタビュー調査においても、コンサ

- ルタントの側から見て、どこが指定事業場になっているかわからなくなっているとの指摘も見られる。もっとも、神奈川県では今でも合同の説明会が行われている旨も指摘されており、各都道府県によって実態が異なる可能性は充分あるようにも思われる。
- 62 前掲註 13・労務行政研究所編 764 頁。
- 63 前掲註 38・労働調査会出版局編 912 頁。
- 64 井上浩『最新労働安全衛生法（第 7 版）』（中央経済社、2006 年（平成 18 年））225 頁～226 頁。
- 65 田中辰雄「労働安全・衛生コンサルタントの活動の現状と将来」労働の科学 54 巻 4 号（1999 年（平成 11 年））6 頁～7 頁。
- 66 三柴文典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第 3 巻 労働条件論の課題』（日本評論社、2017 年（平成 29 年））292 頁～293 頁。
- 67 厚生労働省「安全衛生指導業務等の改革案について」（Available at [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/14-2b.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/14-2b.pdf) (1/11/2022)参照）。
- 68 実際に労災防止指導員となる者は、民間企業における労働安全衛生担当者、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント、労働組合からの推薦者の中から都道府県労働局長により任命されていた。
- 69 厚生労働省労働基準局長基発 0331 第 1 号。
- 70 労働基準局「労働安全・労働衛生コンサルタント制度の発足」労働時報 26 巻 6 号（1973 年（昭和 48 年））37 頁。
- 71 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978 年（昭和 53 年））372 頁。
- 72 前掲註 70・労働基準局 36 頁、前掲註 38・労働調査会出版局編 911 頁～912 頁。
- 73 松岡三郎「労働安全衛生法案要綱案の個別的法的検討」労働法律旬報 802 号（1972 年（昭和 47 年））22 頁。
- 74 井上浩『労働安全衛生法詳説（改訂 12 版）』（経営書院、2006 年（平成 18 年））351 頁。
- 75 前掲註 74・井上 225 頁。当時は、技術士や安全管理士などのいわゆるコンサルタント業務を実際に行っている個人あるいはファームが、安全設備の計画、災害防止計画や従業員教育を委託されている例があったという（鈴木成一「安全コンサルタント業務の実情」安全工学 13 巻 2 号（1974 年（昭和 49 年））101 頁）。なお、同文献に記載されている技術士や安全管理士が技術士法及び労働災害防止団体に基づくものであるかは不明であるが、コンサルタント制度発足時には、既に同制度が存在していることから、ここにいう技術士及び安全管理士については技術士法及び労働災害防止団体に基づくものと推測される。
- 76 なお、制定当時既に存在して特別管理指定制度については、前掲註 43・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部ウェブサイト参照。
- 77 藤田雄三「労働衛生コンサルタントの昨今」産業医学ジャーナル 40 巻 6 号（2017 年（平成 29 年））72 頁。
- 78 輿重治「労働衛生コンサルタント活動の活性化」労働の科学 54 巻 4 号（1999 年（平成 11 年））9 頁。
- 79 前掲註 78・輿 9 頁。
- 80 昭和 47 年 4 月 12 日衆議院社会労働委員会〔川保健二郎委員発言〕、昭和 47 年 4 月 18 日衆議院社会労働委員会〔後藤俊夫委員発言〕、昭和 47 年 5 月 11 日参議院社会労働委員会〔須原昭二委員発言〕。
- 81 昭和 47 年 4 月 12 日衆議院社会労働委員会〔北川俊夫政府委員発言〕、昭和 47 年 5 月 11 日参議院社会労働委員会〔渡邊健二政府委員発言〕。
- 82 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会のウェブサイト<available at <https://www.jashcon.or.jp/contents/society/consultant> (Last access 3/12/2020)>。
- 83 北岡大介『職場の安全・健康管理の基本』（労務行政、2015 年（平成 27 年））63

頁。

<sup>84</sup> なお、この点は第 77 回労働政策審議会安全衛生分科会において議論になっている <available at <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000033470.html> (Last access 3/12/2020)>。

<sup>85</sup> 渡辺健二『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1973 年（昭和 48 年））449 頁、吉本実『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1981 年（昭和 56 年））621 頁、桑原敬一『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978 年（昭和 53 年））563 頁、野見山眞之『労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1989 年（平成元年））693 頁、佐藤勝美『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992 年（平成 4 年））173 頁、労働省労働基準局安全衛生部『労働安全衛生法の詳解』（労働調査会、2000 年（平成 12 年））808 頁、前掲註 13・労務行政研究所 761 頁。

<sup>86</sup> 前掲註 33・小畑 72 頁。

<sup>87</sup> 加来利一『わかりやすい労働安全衛生法（改訂版）』（労務行政研究所、1986 年（昭和 61 年））312 頁、労働省労働基準局編『労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法の実務（改訂 2 版）』（日本労務研究会、1997 年（平成 9 年））365 頁、前掲註 30・労働調査会出版局編 386 頁、前掲註 29・近藤 69 頁。

<sup>88</sup> 前掲註 30・労働調査会出版局編 916 頁。

<sup>89</sup> 前掲註 87・労働省労働基準局編 371 頁。

<sup>90</sup> 本研究プロジェクト第 6 回会議（2019 年（令和元年）12 月 23 日）における角田発言。

<sup>91</sup> 前掲註 1・三柴 75 頁。

<sup>92</sup> 本研究プロジェクト第 6 回会議（2019 年（令和元年）12 月 23 日）における角田発言。

<sup>93</sup> 前掲註 30・労働調査会 922 頁。

<sup>94</sup> この点、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対する質問がそもそもできるか、ということも問題となるかもしれない。例えば、労基法第 101 条第 1 項に基づく労働基準監督官の権限では、使用者もしくは労働者に対して尋問することができることされており、対象は労使に限定されている。しかし、安衛法においては、「関係者」と定められ、幅広い対象に質問できるとされている。これは、安衛法上、労働災害の防止等の観点から労使に限られず、他の関係者（元請事業者等）に対しても立入検査等を行う必要によると思われる、特に関係者を限定する文言がない以上、労働基準監督官は、コンサルタントに対しても質問等を行えると考えられる。

<sup>95</sup> 前掲註 13・労務行政研究所 780 頁。

<sup>96</sup> 日本労働安全衛生コンサルタント会 Web サイト「事業の概要」<available at <https://www.jashcon.or.jp/contents/society/summary>(Last access:10/31/2020)>。

<sup>97</sup> 前掲註 85・吉本 633 頁。

<sup>98</sup> 平成 18 年の公益法人制度改革により、非営利法人関連の法律においては、一般法人法を土台として、その上に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）があるという構造となり、準則主義により一般社団法人及び一般財団法人が成立し、その中から、公益認定により公益法人が成立するという 2 階建て方式となった（山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』〔後藤元伸〕（有斐閣、2018 年（平成 30 年））642 頁～643 頁。

<sup>99</sup> 前掲註 1・三柴 295 頁等参照。

<sup>100</sup> 前掲註 1・三柴 92 頁では、専門家・専門機関の適格性確保、事業場による活用の促進や義務づけについて言及されており、また、作業環境測定の場合には、一定の場合、作業環境測定機関等への委託義務が法定されているが（作業環境測定法施行規則）、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントについても同様の方式も検討の余地があるように思われる。

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 88 条から第 100 条の逐条解説

分担研究者 鎌田耕一 東洋大学名誉教授  
田中建一 東洋大学法学部非常勤講師

研究要旨

労働安全衛生法はその実効確保のため様々な制度を用意している。法形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁する仕組みを基軸としているが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第 10 章は、この法律の実効性を確保するための行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）及び行政官等の役割を規定したものである。

主なものとして、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第 88 条・第 89 条）、労働基準監督官の権限（法第 91 条・第 92 条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第 93 条・94 条）、労働衛生指導医の職務（法第 95 条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第 96 条）、労働者の申告（法 97 条）、都道府県労働局長等の使用停止等命令及び緊急措置命令（法 98 条・第 99 条）、並びに事業者の報告等（法第 100 条）がそれである。行政機関による監督等の仕組みについては、図 1 「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担研究は、これらの規定の内容や運用実態につき、図などを用いて分かりやすく解説するとともに、各条の解釈上の課題を明らかにすることを目的としている。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第88条から100条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 第10章（88条～100条）

前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法97条）、都道府県労働局長等の使用停止等命令及び緊急措置命令（法98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担報告書の特徴は、①条文等の意味を文系の研究者や実務家にも分かりやすいように、建設産業等で用いられる特殊な用語について図または写真により分かりやすく示していること、②行政による法令の運用実態とプロセスを、図などを用いて詳しく解説していること、③前駆となる厚労科

研総括報告書<sup>1</sup>が、法律と政省令の関係について、政省令が親法の委任を受けて規定されているため、政省令の定めが親法の解釈をき束してしまうことになり、労働安全衛生措置にすき間ができてしまう懸念を指摘し、こうした問題に対する解決策の一つとして「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく」という手法を提言したことを念頭においていること、④安衛法令は、基本的に行政取締法規でありながら、義務違反の場合罰則を適用することもある刑事法規を含んでいる。そこから、行政機関は犯罪捜査と行政監督の二つの異なる手続ルールに服することになるが、本報告書は、この相違を意識した法令の解釈、運用に務めている。また、安衛法令は、安全配慮義務などの内容となることにより、民事的救済の根拠となっている。

## 1 第 88 条

### 1. 1 条文

（計画の届出等）

第 88 条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条

の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第 2 項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前 3 項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事



を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第2項又は第3項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

## 1. 2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施工業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである<sup>2</sup>。

本条は、事業者に対し、厚生労働省令で定める機械等の設置、移転若しくは主要構造部分の変更をしようとするとき又は厚生

労働省令で定める建設工事若しくは土石採取を開始しようとするときに、事前にその計画を行政官庁に提出することを義務付けるとともに、行政官庁に当該計画の届出を行った事業者に対して当該計画に関する工事着手差止・計画変更命令を行う権限等について規定しており、この制度は労働安全衛生法における事前審査制の中核をなすものといえる。

## 1.3 沿革

戦前、工場法においては、その第13条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるとみとめるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命ずることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要とすることになったので、1947年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった<sup>3</sup>）。

すなわち、事業場の設備については労基法第45条に基づく命令で、事業附属寄宿舎については同法第96条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手14日前までに届け出ることとした。さらに、第54条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時10人以上

の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第 45 条又は第 96 条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手 14 日前までに労働基準監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めるときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、1972 年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第 54 条は現行の安衛法 88 条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第 88 条第 1 項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第 2 項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第 3 項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第 4 項では、数次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第 5 項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、

「法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和 55 年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日 30 日前に、労働大臣に届け出ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和 63 年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成 26 年改正労働安全衛生法は、従前の第 1 項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である<sup>4</sup>。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の 4 つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3 つの場合となった<sup>5</sup>。

## 1.4 内容

### 1.4.1 本条の概要

#### 1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害

の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第1項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第2項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第3項）には、

その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、上記①②の届出は免除される（本条第1項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めるときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第6項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災

害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

工事計画の届出については、図2「工事計画の届出」を参照されたい。

#### 1.4.1.2 計画届の共通事項

1.2.1.1で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法でいう事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

##### 1.4.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう<sup>6</sup>。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別

個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある<sup>7</sup>。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをいう。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に10箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和48.1.8基発第2号）。

#### 1.4.1.3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄をまたぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

#### 1.4.1.4 参画者

##### 1.4.1.4.1 参画者が参画する計画

安衛法88条の届出の対象となる工事のうち、次のものは、一定の資格を有する参画者がその計画の作成に参画しなければなら

ない（同条4項）。第1項のみならず第2項の届出も同様である。

その対象となる工事は次のものである（安衛則92条の2）

○機械（設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事  
型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）

足場（つり足場、張出し足場以外の足場であつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）

○仕事

(1)88条2項の届出対象の仕事

- ① 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が150メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間500メートル（つり橋にあつては、1000メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（\*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和55・11・25基発第648号））
- ④ 長さが3000メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが1000メートル以上3000メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- ⑥ ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

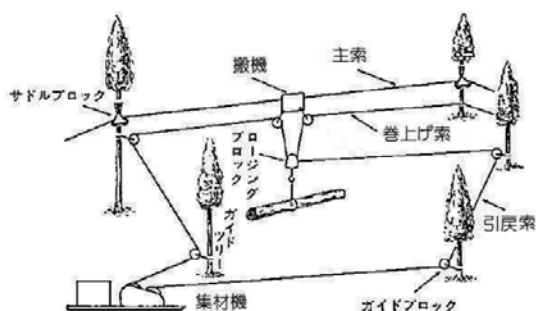


クレーンの設置に際しては、法第 100 条第 1 項の規定に基づく設置報告書を提出しなければならない。）。

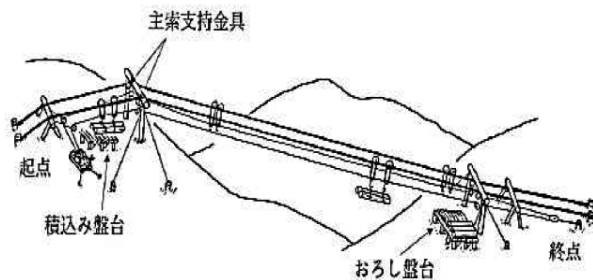
#### 1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

安衛則第 85 条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第 7 の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう（図参照））運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間空中において運搬する設備をいう（安衛令第 6 条第 3 号）。（図参照））、架設通路及び足場以外の機械等で、6 月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの、は除く）。

【機械集材装置<sup>9</sup>】



【運材索道<sup>10</sup>】

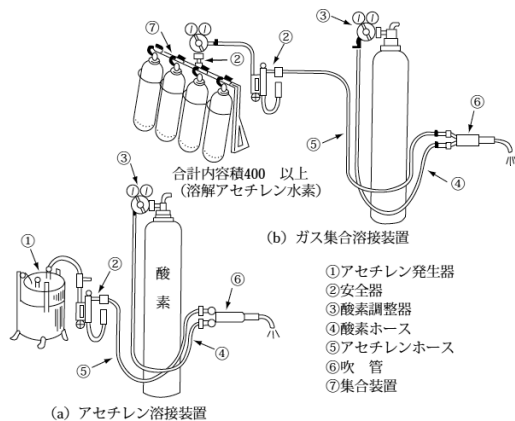


※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

別表第 7 の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構（金型中心と荷重中心がずれている機構）を有するもの及び液圧プレスに限る。）【\*動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第 36 条第 2 号）】
- ② 金属その他の鋳物の溶解炉（容量が 1 トン以上のものに限る。）【\*溶解炉には、溶鋳炉、電気炉、転炉等がある。】
- ③ 化学設備（配管を除く。）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が 65 度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）【\*化学設備とは、安衛令別表第一に掲げる危険物を製造し、もしくは取扱い、またはシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他引火点が 65 度以上の物を引火点以上の温度で製造し、もしくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（安衛令第 9 条の 3 第 1 号）。】
- ④ 乾燥設備（令第 6 条第 8 号イ又はロの乾燥設備に限る。）
- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）【アセチレン溶接装置とは、ア

セチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第1条第1号）。アセチレン発生器とは、カーバイトに水をかけてアセチレンガスを発生させるものである。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。<sup>11)</sup> アセチレン溶接装置と次のガス集合溶接装置を図示すると以下のようなものである<sup>12)</sup>。



\*使用に際しては、ガス溶接主任者の選任及び指揮させることが必要

- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう（安衛令第1条第2号、安衛則第308条第1項）。ガス集合溶接装置とは、10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置又は9以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては400リットル以上、その他の可燃性ガス（プロパンガス等）

の容器にあつては1000リットル以上のものをいう（安衛令第1条第2号）。ガス集合溶接装置の図は、アセチレン溶接装置の項を参照。】

- ⑦ 機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)
- ⑧ 運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)
- ⑨ 軌道装置【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安衛則195条）（写真参照<sup>13)</sup>）。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。



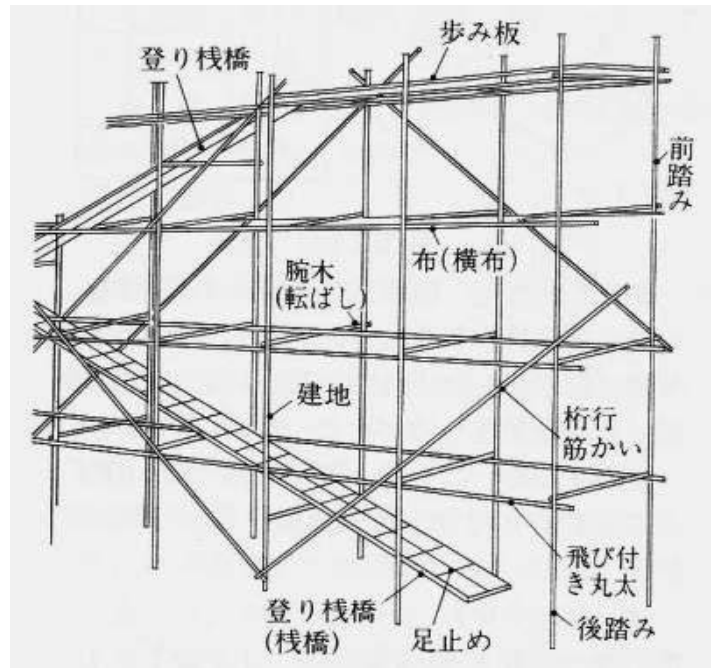
（軌道装置）

トラバーサーは軌道及び動力原動機を有しているが、トラバーサー（重量物、車体を台上に載せて回転向き変え水平方向に平行移動させる装置）のみでは軌道装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバーサーは、安衛則の適用を受ける（昭和24.8.8基収第2480号、昭和33.2.13基発第90号）。有軌道台車（コンピュータにより

制御され、無人の状態でコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則 195 条の軌道装置として取り扱われないとされる（平 23. 11. 28 基安発 第 1128 第 1 号）】

- ⑩ 型枠支保工（支柱の高さが 3.5 メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第 6 条第 14 号）。】

- ⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 10 メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であって、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない<sup>14</sup>。登りさん橋とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。（図・写真参照）<sup>15</sup>。】



（登りさん橋の図）



（登りさん橋の写真）

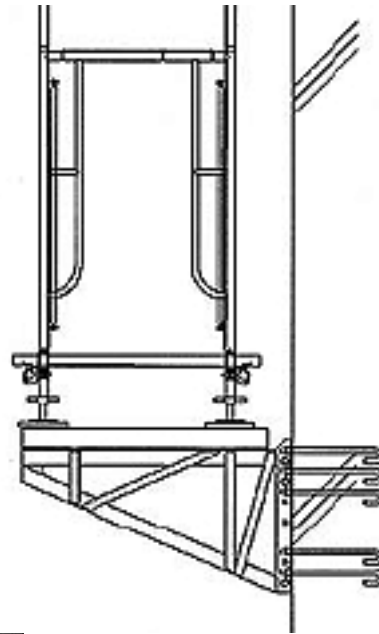
- ⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場に あつては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）足場とは、いわゆる本足場、一側足場（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場、張り出し足場（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋳



打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいう<sup>16</sup>。（一側足場の写真<sup>17</sup>】



（一側足場の写真）<sup>18</sup>



（張り出し足場の図）

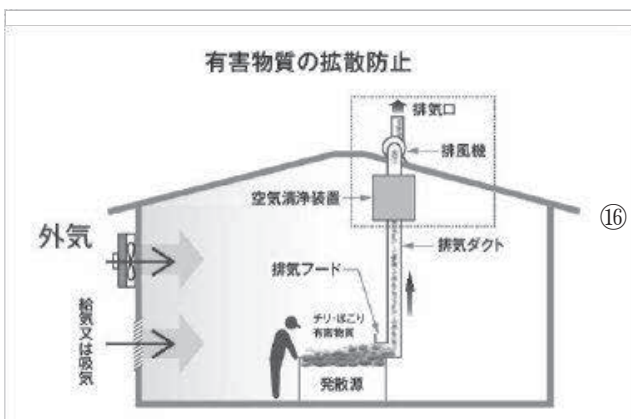
⑩ 有機則第 5 条又は第 6 条(特化則第 38 条の 8 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）【有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される<sup>20</sup>。局所排気装置とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上側に労働者を配置して作業することにより、有害物に暴露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置とは、動



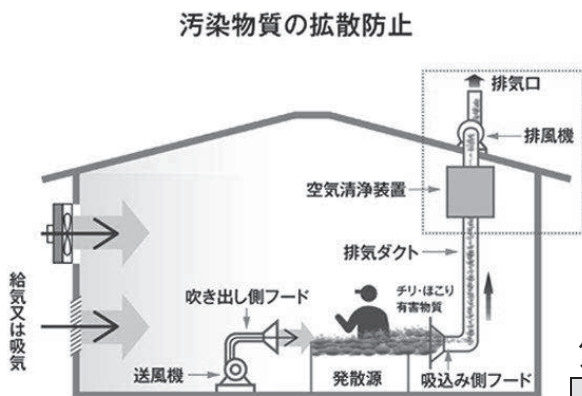
（つり足場の写真）<sup>19</sup>

力により一定方向の流れを持つ吹き出し、吸い込み気流を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる<sup>21)</sup>。】

（局所排気型換気装置の図参照）<sup>22)</sup>。



（プッシュプル型換気装置の図参照）<sup>23)</sup>。



⑭ 鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。【焼結鉛とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉛石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉛石をそのまま入れると目づまりを起こし、炉内の下から上

の還元ガスの流れを阻害するので、石灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている<sup>24)</sup>。】

⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。【四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計4個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い<sup>25)</sup>。】

⑯ 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。【第一類物質とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第1条第1項に定める物質をいう。特定第二類物質とは、第二類物質のうち、特化則第2条第1項で定める物質をいう。<sup>26)</sup>】

第1類物質<sup>27)</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
ジクロロベンジジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—

アルファ ナフチルア ミン及びそ の塩	特定 され ず	1%超	該当	—
塩素化ビフ ェニル（別名 P C B）	特定 され ず	1%超	非該 当	0.01m g/m <sup>3</sup>
オルトート リジン及び その塩	特定 され ず	1%超	該当	—
ジアニシジ ン及びその 塩	特定 され ず	1%超	該当	—
ベリリウム 及びその化 合物	特定 され ず	1%超 （合金 は3% 超）	該当	ベリ リウ ムと して 0.001 mg/m <sup>3</sup>
ベンゾトリ クロリド	98-07 -7	0.5% 超	該当	0.05p pm

### 特定第2類物質<sup>28</sup>

物質名	CAS No.	対象 となる含 有濃 度	特別 管理 物質	管理 濃度
エチレンイ ミン	151-5 6-4	1%超	該当	0.05p pm
エチレンオ	75-21	1%超	該当	1ppm

キシド	-8			
塩化ビニル	75-01 -4	1%超	該当	2ppm
クロロメチ ルメチルエ ーテル	107-3 0-2	1%超	該当	—
酸化プロピ レン	75-56 -9	1%超	該当	2ppm
3, 3' -ジ クロロ-4, 4' -ジアミ ノジフェニ ルメタン	101-1 4-4	1%超	該当	0.005 mg/m <sup>3</sup>
ジメチル- 2, 2-ジク ロロビニル ホスフェイ ト (DDVP)	62-73 -7	1%超	該当	0.1mg /m <sup>3</sup>
1, 1-ジメ チルヒドラ ジン	57-14 -7	1%超	該当	0.01p pm
ナフタレン	91-20 -3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカ ルボニル	13463 -39-3	1%超	該当	0.001 ppm
パラ-ジメ チルアミノ アゾベンゼ ン	60-11 -7	1%超	該当	—
ベータープ	57-57	1%超	該当	0.5pp

ロピオラク トン	-8			m
ベンゼン	71-43 -2	1%超	該当	1ppm
ホルムアル デヒド	50-00 -0	1%超	該当	0.1pp m
オルトート ルイジン	95-53 -4	1%超	該当	1ppm
アクリルア ミド	79-06 -1	1%超	非該 当	0.1mg /m <sup>3</sup>
アクリロニ トリル	107-1 3-1	1%超	非該 当	2ppm
塩素	7782- 50-5	1%超	非該 当	0.5pp m
シアン化水 素	74-90 -8	1%超	非該 当	3ppm
臭化メチル	74-83 -9	1%超	非該 当	1ppm
トリレンジ イソシアネ ート	584-8 4-9 91-08 -7	1%超	非該 当	0.005 ppm
パラニト ロクロルベ ンゼン	100-0 0-5	5%超	非該 当	0.6mg /m <sup>3</sup>
弗化水素	7664- 39-3	5%超	非該 当	0.5pp m
沃化メチル	74-88 -4	1%超	非該 当	2ppm
硫化水素	7783-	1%超	非該	1ppm

	06-4		当	
硫酸ジメチ ル	77-78 -1	1%超	非該 当	0.1pp m

- ⑰ 令第9条の3第2号の特定化学設備及びその附属設備。【特定化学設備とは、安衛令別表第3第2号に掲げる第2類物質のうち厚生労働省令で定めるもの（特定第2類物質）又は同表第3号に掲げる第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（特化則第13条）。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等がある（平18.2.24基発第0224003号）】
- ⑱ 特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第2条の2第2号又は第4号から第8号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）【管理第2類物質とは、特定化学物質の第2類物質のうち、特定第2類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第2条第1項が定めるものをいう。】

### 管理第2類物質<sup>29</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
-----	---------	-----------	--------	------

三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして0.1mg/m <sup>3</sup>
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>
コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m <sup>3</sup>
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして0.1mg/m <sup>3</sup>
砒素及びその化	特定	1%超	該当	砒素と

化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	されず			して0.003mg/m <sup>3</sup>
リフラクトリーセラミックファイバー	特定されず	1%超	該当	5μm以上の繊維として0.3本/cm <sup>3</sup>
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として0.01mg/m <sup>3</sup>
オルトーフタロジニトリル	91-15-6	1%超	非該当	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	特定されず	1%超	非該当	カドミウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	1314-62-1	1%超	非該当	バナジウムとして0.03mg/m <sup>3</sup>
シアン化カリウム	151-50-8	5%超	非該当	シアンとして3mg/m <sup>3</sup>
シアン化ナトリ	143-3	5%超	非該当	シアン

ウム	3-9		当	として 3mg/m <sup>3</sup>
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup>
ニトログリコール	628-96-6	1%超	非該当	0.05ppm
ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	1%超	非該当	ペンタクロロフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	特定されず	1%超	非該当	マンガンをとして 0.2mg/m <sup>3</sup>

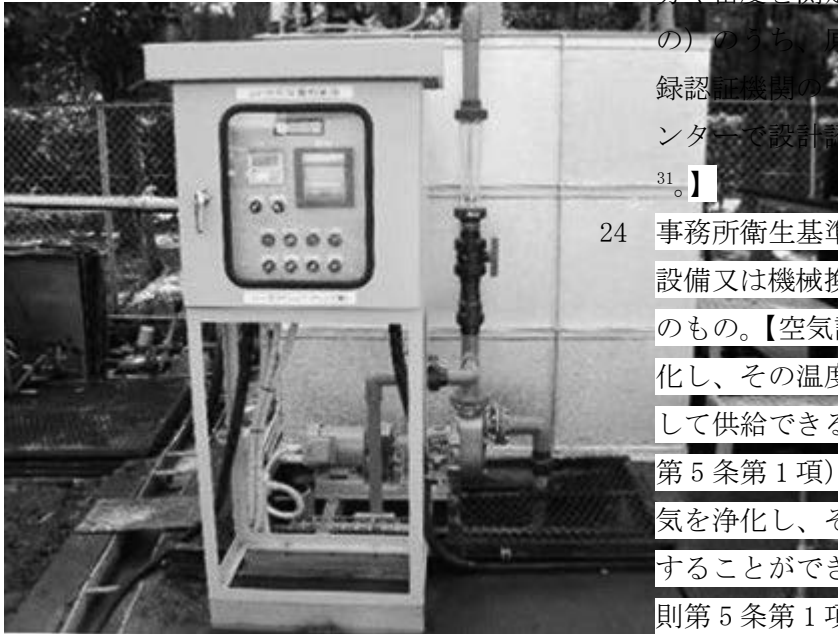
- ⑱ 特化則第10条第1項の排ガス処理装置  
 (人体に有害なガスを分解又は排出するための装置)であつて、アクロレインに係るもの。【特定化学物質のうち一定の物のガス又は蒸気を含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、一定の処理方式による排ガス処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない(特化則第10条第1項)。

ここでは、そのうち、アクロレイン(有害物質)に関する設備が対象となる。】

- ⑳ 特化則第11条第1項の排液処理装置  
 (多種多様な物質を含む廃油や廃酸、廃アルカリなどの廃液や排水を処理する装置で環境への負担軽減やコスト削減に貢献する)。【特定化学物質のうち一定の物を含有する排液(第1類物質を製造する設備からの廃液を除く)については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない(特化則第11条第1項)。】次の物が対象である<sup>30</sup>。

物質名	処理方式
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	酸化・還元方式
塩酸	中和方式
硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩	凝集沈でん方式

硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式

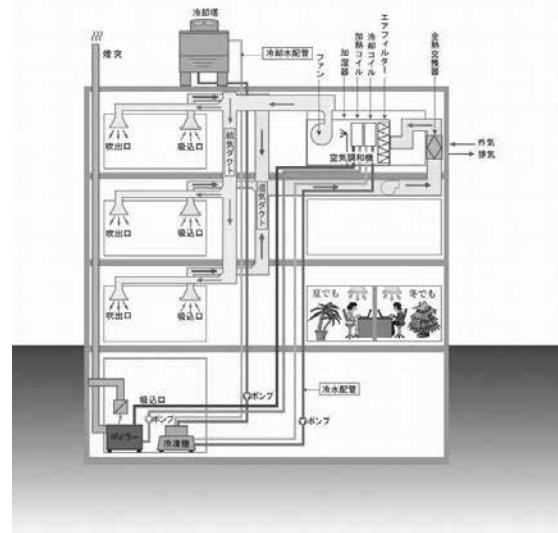


生を伴うこれらの検査を行う装置、④放射性物質を装備している機器をいう。表示付認証装置とは、R I 装備計器（R I（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう<sup>31）</sup>。

- 24 事務所衛生基準規則第 5 条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。【空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。図参照<sup>32）</sup>。

（中和方式廃液処理装置

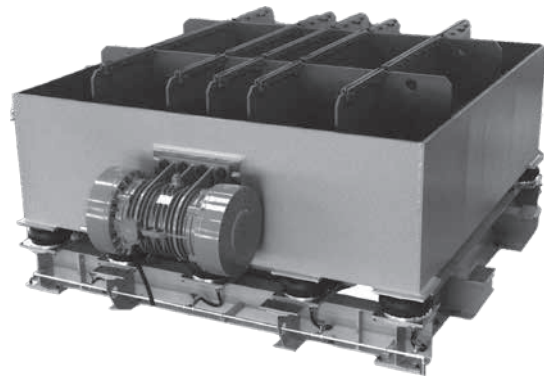
- 21 特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）
- 22 特化則第 38 条の 19 の 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備
- 23 電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。以下この項において同じ。）【放射線装置とは、次の装置又は機器をいう（電離則第 15 条第 1 項）。すなわち、①エックス線装置、②荷電粒子を加速させる装置、③エックス線管若しくはケノトロン<sup>25</sup>のガス抜き又はエックス線の発



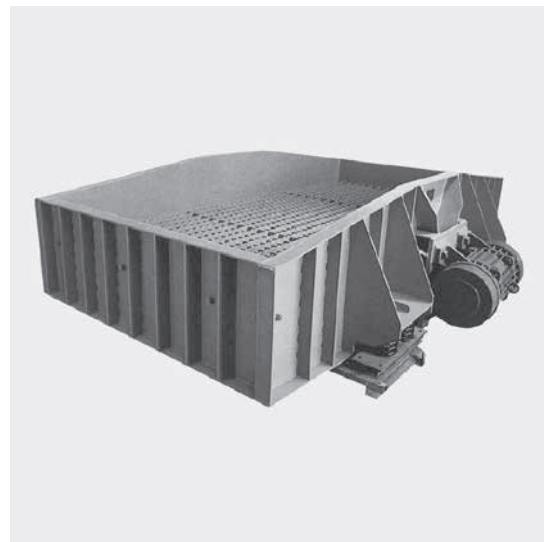
- 25 25 粉じん則別表第 2 第 6 号及び第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第 14 号の型ばらし装置。【粉じん則別表第 2 第 6 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉

じん則別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹きつけにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所に設置された機械又は設備をいう。別表第1第6号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第7号の作業とは、「研磨材の吹きつけにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）」をいう。粉じん則別表第2第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に設置された機械または設備をいう。別表第1第8号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける<sup>26</sup>場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。同表第14号の型ばらし装置とは、<sup>27</sup> 鑄造（溶かした金属を型の中に注いで、所定の形にする製造方法）の型、特に砂型（すながた）を解体する時には、多量の粉塵（型に使われていた砂や、金属粉、離型剤の粉等々）が発生するが、この型を解体するのが「型ばらし」で、振動を加えて型を崩す

機械や、棒で突いて型を崩す機械 などがある<sup>33</sup>。】



（振動解枠型シェイクアウトマシン・太平洋マシーナリー）



鑄物の砂落としに最適なシェイクアウトマシン

- 27 粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置
- 28 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備。【事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密



閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない（石綿則第12条）。なお、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する物は製造禁止である<sup>34</sup>。】

石綿等の粉じん発散抑制の設備<sup>35</sup>



20の3の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合

- ② 石綿則第47条第1項又は第48条の3第1項の規定による申請をした者が、別表第7の25の項の上欄に掲げる機械等の設置を行った場合

#### 1.4.3.2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の30日前までとされている。

#### 1.4.4 建設業の仕事で特に大規模な仕事の計画届（第2項）

##### 1.4.4.1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の30日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条2項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立坑又は本坑の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着手する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第2項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあっては圧気工法作業摘要書（様式第21号の2）を添えて厚生労働大臣に提

#### 1.4.3 計画の届出等

##### 1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる危険有害機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式（様式第20号）による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則86条第1項）。所定の様式は図3「様式第20号」を参照されたい。

ただし、以下の場合は安衛法第88条第1項による届出は要しない（安衛則第86条第2項、第3項）。

- ① 特化則第49条第1項の規定による申請をした者が、別表第7の16の項から

出しなければならない（安衛則第 91 条第 1 項）。

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

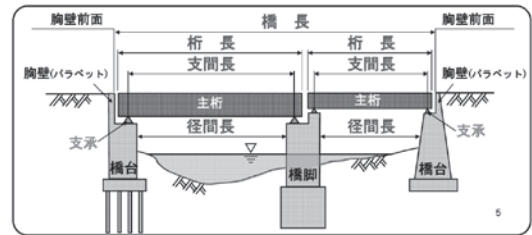
#### 1.4.4.2 第 2 項の計画届の対象工事

厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事を対象工事に規定されている（安衛則第 89 条）。

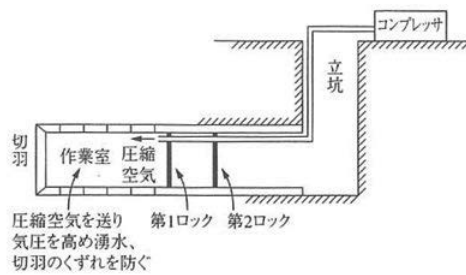
- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（\*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和 55・11・25 基発第 648 号））

橋梁の各部分の長さ<sup>36</sup>

橋 長 … 両端の橋台の胸壁（パラペット）前面間の長さ  
 桁 長 … 主桁の長さ  
 支間長 … 支承の間の長さ  
 径間長 … 下部構造の橋台（橋脚）と橋台（橋脚）の長さ



- ④ 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- ⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事【圧気工法とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニューマチックケーソン、地下トンネルの場合には、圧気シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので、作業時間などに制約があるが、直接地質を確かめながら作業できるので、確実な工事が可能となる。近年は、大型基礎に空気ケーソンを用い、各種の建設機械をケーソンの中に持込み、機械化作業が行われるようになった<sup>37</sup>。図参照<sup>38</sup>。】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

- ② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

### 1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事の計画届（第3項）

#### 1.4.5.1 第3項の計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない（法第88条第3項）。

土石採石業とは、採石業や土砂採石業が含まれるが、鉱業は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

#### 1.4.5.1.1 建設業の計画届

建設業に属する事業の仕事について、本条第3項の規定に基づく届出をする場合、安衛則91条1項の規定を準用する（安衛則第91条2項）とされる。

安衛則91条1項は、「建設工事・土石採取計画届」（様式21号）による届出に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあっては、圧気工法作業摘要書（様式21号の2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

#### 1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第3項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第92条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

#### 1.4.5.2 第3項の計画届の対象

本条第3項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第90条）。

- ① 高さ31メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（1号）
- ② 最大支間50メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事（2号）
- ③ 最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第18条の2の2の場所において行われるものに限る。）（2の2号）
- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の

内部に労働者が立ち入らないものを除く。) (3号)

- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう<sup>39)</sup>）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（4号）

- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事（5号）

- ⑦ 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事（5の2号）

【令和2年安衛則改正。「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。建築物等や船舶の解体等

の前には、当該建築物等や船舶に石綿含有建材が使用されているか否かを調査する必要がある。この調査は、原則として書面による調査（書面調査）と現地で目視により確認する調査（現地での目視調査）を行う必要がある。また、事前調査で建材が石綿を含有するか否か判断できない場合は、建材の採取・分析を行って石綿含有の有無を確認する必要がある。<sup>40)</sup>】

- ⑧ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事（5の3号）

- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり200キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。

【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間であって、燃焼する固体燃料を支えるもので<sup>41)</sup>、火格子面積とは燃焼室内の免責をいう。】（5の4号）

- ⑩ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（6号）

- ⑪ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する用語<sup>42)</sup>。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（7号）

#### 1.4.6 参画人が参画する工事等（第4項）

安衛法第88条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、厚生労働省が定める一定の資格を有する者（参画人）がその計画の作成に参画していなければならない（同条4項）。第1項のみならず、第2項又は第3項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げるものとする（安衛則92条の3）。→1.4.1.4 参照

#### 1.4.7 数次の請負による工事の場合の特例（第5項）

第3項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（最先次で他者に仕事を請け負わせている注文者であって、丸投げせず、自らも仕事を行う者。（特定）元方事業者には、発注者の下にある元請も含まれる点で異なる）がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第5項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第5条）、計

画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる<sup>43</sup>。

#### 1.4.8. 計画届免除認定制度

安衛法第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第88条第1項ただし書き（第2項で準用する場合を含む））。

平成18年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

計画届免除認定制度の流れは図4「計画届免除認定制度の概要」を参照されたい。

##### 1.4.8.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法28条の2第1項の危険性又は有害性の調査を含む法第24条の2の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第87条第1項及び第2項）
- ② 安衛則第87条の3に定める欠格条項に該当しないこと
- ③ 安衛則第87条の4に定める認定基準に該当すること

である。

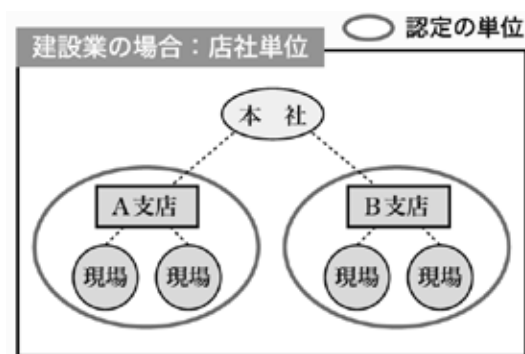
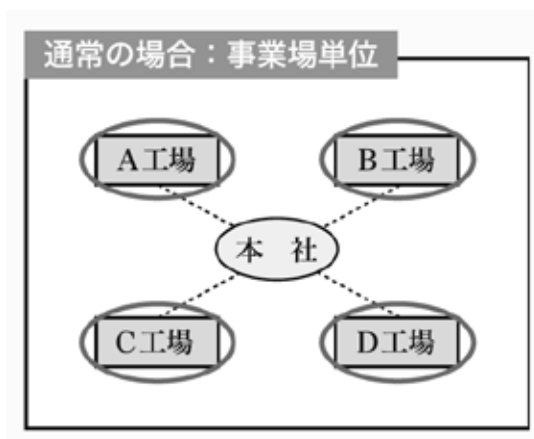
欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

つた日から起算して2年を経過しない者、  
 ②認定を受けようとする事業場について第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第87条の3）。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みである<sup>44</sup>。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年7月1日基発0701第3号）を公表している<sup>45</sup>。

#### 1.4.8.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（規則87条の2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごと（\*場所単位ではなく、契約単位ということ）に認定を行う（安衛則88条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい<sup>46</sup>。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第20号の2）に次の①から④までの書面を添えて、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第87条の5第1項）。

- ① 安衛則第87条の3各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第87条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日3カ月以内に一定の要件を備えた2人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を

備えた2人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面

- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

#### 1.4.8.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 第87条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること<sup>47</sup>
- ③ 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害<sup>48</sup>が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第87条の4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」

（（平成18年3月10日）（基安発第0310001号））に定めている。

#### 1.4.8.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は3年ごとに更新をうけなければ、受けた認定は失効する（安衛則第87条の6第1項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、一年以内ごとに1回、実施状況等報告書に安衛則第87条の措置の実施

状況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない（安衛則第87条の7）。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第87条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない（安衛則第87条の8）。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される（安衛則第87条の9）。

#### 1.4.9 差止め又は変更命令（第6項）

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画を審査した結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる（本条第6項）。

ただし、工事又は仕事の開始の差止め命令は、労働者の安全と健康を確保するためのものであるから、計画が変更され安全衛生上危険有害でないことが期待される場合は、計画の変更が命じられることになる。

工事着手差止・計画変更命令は、工事着手差止・計画変更命令書（別添様式参照）の交付により行われている。

また、命令を行わない場合であっても、計画の届出の内容に問題があるときは、工

事計画変更勧告書又は工事計画変更指導書（別添様式参照）により計画の改善を行うよう行政指導がなされることがある。

#### 1.4.9.1 計画の届出に係る審査

#### 1.4.9.2 本条の工事差止・計画変更命令に関する実際の運用

実際の運用においては、迅速な処理のため、窓口担当者が届出の受理と同時に内容の審査を行い、その場で任意の用紙に指導事項を記入して計画の改善（修正、変更）を求め、工事着手までに、改善したとの報告を徴し、上記の正式な様式による命令、勧告、指導は行わず審査を終了することも多いようである。

労働安全衛生法第88条第6項及び労働基準法第96条の2第2項では、工事着手差止・計画変更命令以外の権限について規定されていないが、厚生労働省設置法等に基づく行政指導は当然可能である。

労働基準監督年報によると年間の工事着手差止・計画変更命令件数が100～200件となっているが、これも本当は工事着手差止・計画変更命令の対象となりうる計画届はもっと多いと思われるが、上述の通り簡易的な指導で解決している例が多いことから命令がなされていないと思われる。

勧告・指導の内容は、計画届の対象となる機械や作業そのものに絞られるわけではなく、例えば石綿等の除去に係る建設工事計画届において、石綿等の除去のために薬剤を使用する時は、当該薬剤のSDSを確認して防毒マスクの使用等を指導することがある。

#### 1.4.10 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条第6項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

本条第1項から第4項は、計画の届出等の措置を事業者に義務付けているが、第7項は、行政が事業者ではない発注者に対しても一定の勧告又は要請を行うことができることを規定している。

安衛法は、数次の請負により事業が行われる場合などに、労働契約の相手方たる事業者以外の者（発注者、派遣先など）を義務主体に加えている。これは、特定の事案に関し、最適な義務主体は誰かということ、それに負わせるべき義務内容として何が求められるかという二つの側面から、安全衛生上の実効性を確保することを目的としている<sup>49</sup>。同種の考え方は、イギリスの法制度でもみられ、安全衛生では、リスクを創出した者や、情報を得て情報を管理する者が管理責任を負うという考え方がとられている<sup>50</sup>。

安衛法第3条第3項は、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者に対して、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定している。これは建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工すること



になるので、これらの設計条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合、施工時の安全衛生の確保に困難が生ずることになるからである。

しかし、現実には、無理な工期が設けられているなど安全衛生上問題がある設計条件の発注がなされている例がある。数次の請負がなされている場合、労災事故の防止を徹底させるためには、発注者においても工事が安全に行われるよう配慮しなければならない。

法第3条第3項は、発注者に対し一般的に配慮を求めるものであるが、本条第7項は、本条第6項に定める差止め命令又は変更命令を行うなど具体的な危険が認められる場合、行政は、当該命令にかかる工事の発注者に対しても安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう必要な勧告又は要請を行うことにより、具体的な配慮を求めるものといえよう。

具体的な配慮の内容としては、例えば、発注者に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等を勧告又は要請することになる。なお、これらの勧告は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として付していることを理由として行われるものであるから、設計図書において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる<sup>51</sup>。

昭和63年9月16日基発第601号の1では、発注者等に対する勧告又は要請（第88条第8項（現行では7項）及び第98条第4項）について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第88条第8項（現行第7項）又は第98条第4項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者（第98条第4項の場合にあつては、注文者）が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがって設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第88条第8項の「労働災害の防止に関する事項」及び第98条第4項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

#### 1.4.11 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第1項から第4項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第5項の規定に違反し有資格者を参画させない場合には、50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第120条第1号）。

事業者が第6項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第2号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を

条件に、提出期限に遅れた計画届を受理するということもある<sup>52</sup>。

ところで、本条の第1項から第3項までは計画等の届出を「事業者」に課している。すなわち、届出義務を負っているのは「事業者」である。この義務の履行にあたっては、事業者本人が履行する場合もあるが、義務の履行を受任者に委任して行うこともでき、あるいは従業員を履行補助者として用いることもできる。行政上の責任という観点からみれば、事業者がいかなる履行方法をとろうと、結果として届出がなされなければ、行政上の義務違反が生じる。

ところが、刑事責任は、法律に違反する行為をしたことについての責任を問うものであって、届出がなされなかったという結果が発生したことに対する責任を問うものではない。刑事法上は、結果において届出がなされなかった場合、誰の行為によってその結果が発生したかということの問題にするのであって、事業者が自ら届出をしなかったのか、補助者や受任者が届出をしなかったということを区別しなければならない。そのうえで、補助者や受任者が届出を行わなかった場合には、意図的に届出を行わなかったどうかを検討される<sup>53</sup>。

例えば、建設業に属する事業の仕事では事前にその計画を労働基準監督署長に届け出なければならないが（第3項）、届出がなされなかった状況としては、①事業者に届け出る意思がなく、届け出なかった、②事業者に届出の意思があり、受任者に届け出ることを委任したが、受任者が故意又は過失によって届け出なかった、③事業者に届け出る意思があり、書類を作成して補助者（従業員）に書類を提出するよう指示し

たが、補助者が故意又は過失によって届け出なかった、という状況が想定できる。

行政法規上はいずれの場合であっても事業者の責任が発生する。しかし、刑事法上は、上記①の場合は事業者が、上記②の場合は受任者が、上記③の場合は補助者が違反者となる。

ところが、上記②、③の場合、受任者にも補助者にも事業者という身分がないので、違反行為者であってもその行為は構成要件に該当しないため安衛法第88条第3項の規定に違反することにならず、処罰されない。さらに、この場合、事業者に届出がなされなかったことを知りながら、それを容認して放置していたという事情がなければ、事業者も処罰できないことになる<sup>54</sup>。

これは法目的に反するものといわなければならない。そこで、こうした場合には、安衛法122条のいわゆる両罰規定が重要な役割を果たす。すなわち、両罰規定の意味は、法人の代表者又は法人がもしくは代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、「行為者を罰する」点にある。「行為者を罰する」というのは、第116条以下の各規定が引用している各本条の措置義務者が特定の身分がある場合には、その規定違反の犯罪は身分犯となり、身分のない者は形式的には各規定に違反する行為を行っても処罰されないが、この「行為者を罰する」という規定により、身分がない者が行った各規定に違反する行為を犯罪とすることを意味しているのである<sup>55</sup>。

この規定により、事業者ではない履行補助者が処罰の対象とされることになるが、

さらに、事業者自体が処罰されるか否かにかかわらず、行為者に加えて、法人もまた処罰されることになる。

## 2. 第 89 条

### 2. 1 条文

（厚生労働大臣の審査等）

第 8 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第 2 項の規定により第 1 項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

について、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新原材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、各産業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第 7 項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない<sup>56</sup>。

### 2.2.2 審査の対象（第 1 項）

本条第 1 項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第 88 条第 1 項から第 3 項までの規定）による届出があつた計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である<sup>57</sup>。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反する事実がなくても、届け出られた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる<sup>58</sup>。

## 2.2 内容

### 2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するもの

### 2.3.2 審査の方法（第 2 項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査す

べき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第5項）。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第94条）。

審査委員は、トンネルや構造物、圧気工法、爆発火災の専門家などからなる。大臣審査の審査委員候補は十数人いるが、その中から特定の工事について毎回4～5名が厚労省安全衛生部長名で指名され、委員会が組織される。審査委員はその場で対象となる工事について意見を求められ審査するというプロセスとなる。

委員会は届出がなされた都度行われ、委員も交代で指名される。対象となる工事はトンネル（ずい道）や圧気工法関係が多い。

### 2.3.3 事業者への勧告又は要請（第3項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第4項）。

## 3. 89条の2

### 3.1 条文

**（都道府県労働局長の審査等）**

**第89条の2 都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、前条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。**

**2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査について準用する。**

### 3.2 内容

#### 3.2.1 趣旨

安衛法第89条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けた（橋脚の上に架け渡して橋板を乗せるための曲線の材）の橋梁や土被り（ずいど

うの上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ)が小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、このような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成4年の改正によって新設された規定である<sup>59</sup>



<曲線けた>



<ずいどうの土被り>

### 3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、安衛法第89条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の

規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第1項ただし書き）。

安衛法第89条第2項から第5項までの規定は、この審査について準用する（本条第2項）。

### 3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第89条の2第1項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第94条の2）。

① 高さが100メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 埋設物その他地下に存する工作物（第2編第6章第1一節及び第634条の2において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

② 堤高が100メートル以上のダム建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの（図参照<sup>60</sup>）。



- ③ 最大支間 300 メートル以上の橋梁(りょう)の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該橋梁(りょう)のけた(橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの)が曲線けたであるもの
  - ロ 当該橋梁(りょう)のけた下高さが 30 メートル以上のもの
- ④ 長さが千メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの
- ⑤ 掘削する土の量が 20 万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの
  - ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの
- ⑥ ゲージ圧力が 0.2 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

### 3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見をきいて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

## 4. 第 90 条

### 4. 1 条文

**(労働基準監督署長及び労働基準監督官)**  
**第 90 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。**

### 4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等により、これらの法律の施行に関する事務をつかさど

っている（労基法第100条第4項、じん肺法第41条、作業環境法第38条、最低賃金法38条、家内労働法第29条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第12条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第97条1項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法97条3項）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

### 4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治25）年6月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが<sup>61</sup>、一般的には、工場法施行の前年である1915（大正4）年の12月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官4名、工場監督官補5名を置いたことが出発であったとされている。翌年の1916（大正5）年には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補199名を置き、合計208名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任

補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1949（昭和16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった1942年には、重要事業場労務管理令（以下、「管理令」という）が発令され、中央地方とも労務監理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和16）年2月24日に、国家総動員法6条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第31条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（21条）、戦時色の強い命令<sup>62</sup>であった。

戦後の1947（昭和22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関として一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することとなった。また、労働基準監督官制度も、1923年のILO第20号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった<sup>63</sup>。

### 4.4 労働基準監督署長の職務

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関

する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する（労基法第99条第3項）。

#### 4.5 労働基準監督署の業務<sup>64</sup>

労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労災保険法以外の労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、賃確法、家内労働法等を所管する「監督畑」と、労災保険法、労働保険徴収法等を所管する「労災畑」の二つに分けらる。

更に、「監督畑」を事業場の臨検（監督・指導）・司法処分（捜査）を担当する「監督」と、ボイラー、クレーン等の検査、計画届の審査など労働安全衛生法の技術的な事項を担当する「安全衛生」に分けている。

官名として労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官の三官がある。

なお、「監督」は労働基準監督官のみの業務、「安全衛生」は技官が中心の業務、「労災」は事務官が中心の業務となっている。ただし、人員配置等の関係から「安全衛生」「労災」に労働基準監督官が配属されることはある。

##### 4.5.1 監督

「監督」というのは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の所管の法律に基づく臨検、司法処分（送検）などの業務を行うことをいう。「臨検」とは部内的には「臨検監督」（又は単に「監督」）と知っているが、工場や建築・土木現場、事務所などへ立ち入り、機械や設備等の違反について「使用停止命令」「変更命令」「立入禁止命令」を行うほか、法違反事項については「是正勧告書」の交付、法違反でない事項や是正方法の指導に関しては

「指導票」の交付を行うのが中心である。

##### 4.5.2 安全衛生

「安全衛生」は技官又は労働基準監督官が労働安全衛生法に基づく「検査」「安衛法第88条の計画届の審査」「安全衛生指導」などの業務を行うことをいう。具体的には、労働局においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの製造許可や検査（溶接検査、構造検査など）、監督署においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの検査（落成検査、使用再開検査など）、安衛法第88条の計画届の審査、有機則などの適用除外認定業務、安全衛生に関する一般的指導、その他安衛法に基づく各種届出書類（労働者死傷病報告、健康診断結果報告など）の取りまとめなどの一般業務を行っている。

##### 4.5.3 労災

「労災」は事務官又は労働基準監督官が「労働災害」についての業務上外の決定、支給の業務を行うことをいう。具体的には、労働者からの「休業補償給付請求」（労災保険法に基づき労基署に請求する給付）、「休業補償請求」（労働基準法に基づき使用者に請求する補償）、「障害補償給付請求」「遺族補償請求」などの請求について、業務上外の決定、休業補償（平均賃金）の計算、障害等級の決定、遺族補償の決定などの事務を行っている。

#### 4.6 「事務をつかさどる」の意味

本条に定める労働基準監督官の「この法律の施行に関する事務をつかさどる。」の意味は、実際には、安衛法に基づく事業場



への臨検、関係者への尋問、製造許可等の事務、ボイラー、クレーン等の検査、司法事件捜査など安衛法に規定されているすべての業務を行うことができる権限を有しているということである。つまりはオールマイティである。

ただし、ボイラー、クレーン等の検査については、経験が必要なため部内での一定の研修を修了した者を充てることとしている（検査は技官が中心で行うが、監督官が実施することもある）。

#### 4.6 権限行使の制約

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、搜索、押収することになるため、憲法第 35 条の精神に反するとする説と憲法第 35 条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限したのだから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。

こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第 35 条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭 47. 11. 27 判時 687 号 17 頁）が参考になる。

##### 4.6.1 川崎民商事件の事実概要と判旨

本件は、Y が税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第 70 条第 10 号に違反するとして起訴されたという事案である。1 審、2 審とも Y を有罪としたため、Y は、①質問調査は刑罰よって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要であるとする憲法第 35 条に違反

するなどを理由として上告した。判決は、旧所得税法 63 条の質問調査は、「もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続きであって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続きではない」、「刑罰を加えることによって間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであ」るが、「その作用する強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思を著しく拘束して、直接物理的な強制と同視すべき程度の強制にまで達しているものとは、未だ認めがたく、公益上の目的を実現するには、「右の程度の強制は、実効性的手段として確保的手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない」。「憲法第 35 条第 1 項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きにおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、前に述べた点を総合判断すれば、旧所得税法 70 条 10 号、63 条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法 35 条の法意に反するものということとはでき」ないとした。

##### 4.6.2 本判決から汲み取るべき示唆

本判決からは、憲法 35 条の令状主義の適用が行政手続きにも及ぶかという問題について、令状主義を一般的要件としなくても違憲ではないが、令状主義が行政手続きに

適用される場合であっても、その範囲は狭く、また、制限的であるということが汲み取れる<sup>65</sup>。

## 5. 第91条

### 5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

**第91条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。**

**2 医師である労働基準監督官は、第68条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。**

**3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。**

### 5.2 趣旨

本条第1項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第2項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（労働安全衛生法第68条）の疑いのある労働者を対

象として検診を行うことができることを規定している。ただし、かつては医師が労働基準監督官に任命された例もあったが、現在ではないようである<sup>1</sup>。

同第3項は、労働基準監督官が第1項、第2項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第108条）で、ILO第81条約（第2号）と同様に、労働基準監督官証票（労働基準法施行規則様式第18号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第4項では、第1項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

### 5.3 権限

#### 5.3.1 労基法上の労働基準監督官の権限<sup>66</sup>

労働基準法における労働基準監督官の権限は、安衛法と同様臨検（監督、指導、使用停止等命令（寄宿舍））、関係者への尋問、司法事件捜査などなどすべての業務を行うことができる権限を有している。

なお、法制度的には、労基法第99条第1項で労働基準主管局長、同第2項で都道府県労働局長が「この法律の施行に関する事項をつかさど」ることとし、第4項で「所属の労働基準監督官をして行わせることができる」と権限を委任できることとしており、第101条第1項で労働基準監督官は「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」としている。

<sup>1</sup> 玉泉氏の示唆による。

労基法第99条第3項の労働基準監督署長の「臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁」のうち「許可、認定、審査、仲裁」は行政官庁としての労働基準監督署長の職務であって、労働基準監督官に権限はなく、「臨検、尋問」の権限は、両者が共有していることになる（許可と認定は署長の権限なので、労基法第99条第3項により署長の指揮監督により業務を行っているという解釈である。）

労働基準監督官の業務としては、「定期監督」といって各署の年間の監督計画に基づき主体的に工場や建設現場などに対して臨検監督を実施するもの、労働者からの申告に基づいて臨検監督し法違反があった場合には是正を求める「申告監督」（基本給及び残業手当の支払い、解雇予告手当の支払いの指導など）、労働者死傷病報告や労災保険の請求書（療養補償給付や休業補償給付請求など）の情報、事業場や消防署等からの通報に基づいて労災事故の原因調査と再発防止のための是正勧告や指導をする「災害時監督」、定期監督、申告監督、災害時監督時の是正勧告や使用停止命令等に対する是正状況を確認する「再監督」がある。

また、家内労働法に基づいて委託者に臨検し、家内労働手帳の交付の確認、最低工賃の確認などの業務も行っている。これらを総合して「臨検」（臨検監督）と総称している。

その他、死亡事故や重大な災害の場合に実施する「災害調査」がある。「災害調査」は安全衛生の分野だが、法違反があると捜査に移行することがあるため、労働基準監督官が実施している（ただし、技官が同行

する場合もある）。

また、就業規則や36協定等各種届出の受理、解雇予告除外認定申請の対応、宿・日直許可申請の対応、監視断続勤務適用除外申請の対応、児童使用許可、最低賃金減額特例許可、賃確法に基づく倒産の認定、未払い賃金額の確認などの業務もある。

長時間労働、賃金不払いなどで事案が悪質とされた場合や災害調査で重大な法違反があった場合又は告訴・告発があったときは、労基法違反、安衛法違反、最賃法違反などで司法事件として捜査のうえ事件を検察庁に送ることになる。

### 5.3.2 本条における権限

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

### 5.3.3 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事業所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある<sup>67</sup>。臨検監督の流れについては、図5「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督でなにをみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労

働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査するが、具体例については、「臨検監督（安全衛生）例」を参照されたい。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い<sup>68</sup>。

## 5.4 是正勧告、指導票等

### 5.4.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると認めたととき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押印する。是正勧告書については、図6「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までには是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格

は労基法第104条の2に基づく行政処分にあたらない<sup>69</sup>。是正勧告に従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第120条第5号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第104条の2に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法57条及び行政事件訴訟法46条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平19.2.14基発0214001号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第120条第5号に基づき送検手続きをとることができる。

### 5.4.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインなど）に従っていない状態がある場合、又は労働法令違反と断定しがたいが改善すべき場合、その事項を改善すべき旨を記した指導票を、使用者に交付する。指導票については、図7「指導票（見本）」を参照されたい。

使用者又は労務担当者等は指導票を受け取った際に、指導票に受領年月日を記入し、記名押印する。改善した場合、そのことを報告しなければならない。

## 5.5 労働基準監督官の守秘義務

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは在職中だけでなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第105条）。こうした労働基準監督官の守秘義務規定は、令状なしでも行使し得る労働基準監督官の行政権限から得られる労使双方からの情報の要保護性を担保するという目的がある。

なお、国家公務員法にも同様の守秘義務規定があり労基法の罰則より、一段重い罰則を規定しているため両者の関係が問題となるが、実際の適用にあつては、国家公務員法で「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令矛盾し又ははてい触する場合には、この法律の規定が、優先する」（国公第1条第5項）と定めているため国家公務員法の罰則を優先適用せざるを得ない<sup>70</sup>。

## 5.6 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察員として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司法警察官としての権限行使は厳格に区別されなければならない（第4項）。使用者の私宅内への侵入や寄宿舍内の私宅に臨検する場合にも、裁判官の令状が必要であるとの見解<sup>71</sup>が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない<sup>72</sup>。

どのような場合に司法処分されるかは、実際に送検された事件及び関係者からのヒヤリング結果から窺うことになる。最近労働基準監督署が公表した送検事例で労働安全衛生に関係したものを参照すると、概ね、

- ① 就業制限にかかる違反、使用停止命令を繰り返すなど法違反が繰り返される事案
- ② 死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす重大な労災事故がある事案、
- ③ 長時間労働による労災がらみの請求が繰り返されるなどの事案の性質が重大でかつ悪質な事案

などについて司法処分を行う傾向にあるといえよう<sup>73</sup>。これをみると、司法処分は、罰則の適用要件を満たす事例のなかでも、違反が繰り返されている事例や死亡事故などの重大事案を主な対象としてなされていると考えられる。とくに、「労災かくし」は重大かつ悪質な事案となる。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告書を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労基署に提出することなどの場合を指す（第100条を参照されたい）。

## 5.7 犯罪捜査と行政監督

### 5.7.1 犯罪捜査と行政監督の峻別

労働基準監督官が実施する犯罪捜査は、本条に定める権限に基づく事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿等の書類その他の物件を検査する行為と峻別しなければならない。後者はあくまでも労働監督のために認められた行政上の権限の行使であり、

犯罪捜査を目的とするものではないからである。

したがって、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、捜索又は検証することができない<sup>74</sup>。

安衛法はもともとは行政取締法規であり、罰則規定を設けたことにより、罰則規定の適用場面で刑罰法規に変身するものである。そのため、本来行政法規である安衛法は、刑罰法規の適用場面では、罪刑法定主義に服して、厳格に解釈されることになる。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科すことは許されないという刑罰法規に関する原理である<sup>75</sup>。

そのことから、刑罰法規として労働安全衛生法の規定を解釈する場合、規定の文言からその意味・内容を明らかにする文理解釈や、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は認められるが、規定の文言から類推して規定の内容を明らかにする類推解釈は禁止されることになる。

これに対して、行政法規は多少内容がいまいで拡張して解釈する余地があるほうが、行政が円滑に遂行でき行政目的を達成することができるという側面があり、行政解釈も、行政目的の達成という合目的な解釈が認められるには当然であり、規定の文言を足がかりにして類推して解釈するこ

とも、行政上の必要があれば、可能だと考えられる<sup>76</sup>。

労災防止という立場から、行政により行政法規の類推解釈、拡張解釈がなされる一方で、刑罰法規の適用の場面では、罪刑法定主義から解釈が制限され、適用範囲が縮小するという現象が生じる（行政監督と司法処分の乖離<sup>77</sup>）。現場で監督行政を担う労働基準監督官は、こうした乖離を認識して権限行使をする必要がある。

### 5.7.2 実際の運用・手続き<sup>78</sup>

通常、工場や建設現場、事務所などに行く「臨検」（臨検監督）は、原則的にはすべて「行政上の監督権限」として実施している。

したがって、事業者の同意の下に臨検を実施し、行政処分としての「使用停止等命令」、行政指導としての「是正勧告書」「指導票」の交付を行い、是正を求め、併せて報告（是正報告書）を求める。「行政上の監督権限」として臨検する場合は「労働基準監督署です。」と名乗って臨検を行う。

事業場に行く場合は、あらかじめ通知をして赴く場合と、非通知で赴く場合があるが、事案によってケースバイケースである。

使用停止等命令の行政処分に対して是正しない場合や、是正勧告に対して是正をしない場合で悪質な法違反の場合は、司法事件に移行することがある（被害額や悪質程度など事案の軽重も関係するが。）。

司法事件となる場合は、刑事訴訟に基づき適正な手続きが定められているので、それにより実施する。

したがって、例えば、災害調査の場合は「行政上の監督権限」として実施している

が、災害調査の途中で重大な法違反が認められ司法事件としなければならないと判断したときは、「ただいまから、労働安全衛生法違反被疑事件として捜査に移りますので、実況見分として行います。」「〇〇さんに立会人になっていただきます。」と宣言したうえで、刑事訴訟法に基づく捜査に入る（移行する）。つまり、「行政上の監督」と「捜査」をある時点で厳密に区別している。

実況見分は任意捜査である。相手の事業場が拒否したり、隠蔽工作をしたり、任意の捜査ができないと判断されたときは、検証令状又は搜索差押許可状を裁判所に請求して強制捜査を行う。

労働基準法違反で送検するケースは、定期監督や申告監督等で事案が悪質である場合に実施する。その場合は、使用者に対して「労働基準法違反被疑事件として捜査する。」と宣言して実施する。

相手が否認せず、また捜査に協力する場合は任意捜査として証拠を提出させ、「参考人調書」「被疑者調書」を作成して送致（通常「書類送検」）する。相手が非協力的である場合は、搜索差押許可状を請求して家宅捜査を実施して証拠を収集するほか、件数は少ないが被疑者を逮捕して送致することもある。告訴、告発の場合は、刑事訴訟法上必ず捜査し、違反の有無を問わず書類を検察庁に送らなければならない。この場合の送検は「送付」といい、通常事件の「送致」と区別されている。

搜索差押（家宅捜査）は、ごく普通に行われている。

## 6. 第92条

### 6.1 条文

**第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。**

### 6.2 趣旨

本条は、労働基準法102条の規定と同じく、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。

### 6.3 沿革

工場法の時代には、各府県の警察部が工場法の実施に関する地方の事務を主管していたため、同法違反の罪に係る司法手続は警察部が行っていた。

しかし、戦後になって労働行政が警察行政から分離されると、労基法違反の罪に関する犯罪捜査について専門的な知識、経験を必要とすることから、労働行政に関する専門性を有する労働基準監督官をして労基法違反事件に関する司法警察員の職務を行わせることとなった。

そして、労働安全衛生法が労基法から分離したことにより、同法違反事案についても労働基準監督官が司法警察員の職務を行うこととした。

## 6.4 司法警察員の権限

本条にいう「司法警察員」とは、刑事訴訟法第 39 条第 3 項でいう「特別司法警察職員」をいう。（刑事訴訟法第 190 条は、「司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」としたうえで、刑事訴訟法第 39 条第 3 項で、「司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される」と定めている）。

司法警察員は、通常、逮捕状の請求（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）、捜索・差押・検証令状の請求（刑事訴訟法第 218 条第 4 項）、検察官への事件送致（刑事訴訟法第 246 条本文）を行う権限を有する（司法巡査はこれらを行う権限がない）。

## 7. 第 93 条

### 7.1 条文

**（産業安全専門官及び労働衛生専門官）**

**第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。**

**2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する**

**事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

### 7.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について定めている。

産業安全専門官及び労働衛生専門官（7.4 で詳しく述べる）は、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置しなければならない（第 1 項）。

産業安全専門官は、「労働者の危険」を防止するスタッフとして、労働衛生専門官は、「労働者の健康障害」を防止するスタッフとして指導及び援助を行う。

産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 46 号）（以下「専門官規程」という）が定めている（第 4 項）。

### 7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官については、かつては、旧産業安全専門官規程（昭和 36 年労働省訓令第 1 号）及び旧労働



衛生専門官規程（昭和 41 年労働省訓令第 3 号）によって設置されていたのであるが、昭和 47 年に安衛法が制定された際、法律上の制度として確立した。

法制上、産業安全専門官及び労働衛生専門官の制度ができた背景事情は、以下の通りといわれる<sup>79</sup>。

労働基準監督官だけでは安衛法の膨大な業務が処理できないこと、技官は事業場への立入権限がないこと、労働基準監督官には文系監督官と理系監督官がいるが（7.4 で詳しく述べるが、採用試験を文系と理系で分けて採用している）理系監督官が少ないこと（20～30%程度）、安全衛生のウェーブが増してきたこと、技術が高度化しており専門的知識を有する者を育てる必要が生じたこと、技官の処遇の改善が必要なこと等からこの制度ができたのではないかとされている。

#### 7.4 資格・配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官のうち、厚生労働省には中央産業安全専門官又は中央労働衛生専門官を配置し、都道府県労働局及び労働基準監督署には、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官を配置しなければならない（「専門官規程」第 1 条）。

中央産業安全専門官及び中央労働衛生専門官は、厚生労働省労働基準局に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が 4 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、地方産業安全専門官及び地方労働

衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては、都道府県労働局に勤務する職務の級が 3 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、労働基準監督署に置くものにあつては労働基準監督署に勤務する職務の級が 2 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから任命する（「専門官規程」第 2 条）。

#### 7.5 職務

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、官名ではなく職名である。労働基準監督官又は技官が就くが事務官はならない。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第 37 条第 1 項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第 2 項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る報告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務<sup>80</sup>、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに関すること、作業環境基準の普及に関すること、有害物の表示および有害性の調査に関する

こと、健康の保持増進の推進に関すること、労働衛生に関する情報の収集に関すること等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第3項）。

## 7.6 実際の配置、職務<sup>81</sup>

### 7.6.1 実際の配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について、法令上は上記のように定められているが、実際の配置、職務については、以下のようなものである。

産業安全専門官、労働衛生専門官は都道府県労働局の場合は「健康安全課」に配置される。労働基準監督署の場合は、安全衛生課のある方面制署（大規模の労働基準監督署関係では法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う部署である「方面」を置く）の場合は「安全衛生課」に配置され、安全衛生課のない方面制署では方面に配置され、課制署（小規模の労働基準監督署では「方面」ではなく「監督課」を置き、2課ないし3課制をとる）の場合は「安全衛生課」、「監督・安衛課」又は「労災・安衛課」に配置される。

技官が労働基準監督署の安全衛生課長になった場合でも、併せて安全専門官か衛生専門官の発令をする。技官のままでは立入権限がないためである。労働基準監督官が安全衛生課長になっても安全専門官や衛生専門官の発令はされない。実益がないためである。

ただし、労働局の健康安全課に所属する場合は、労働基準監督官であっても安全専門官か衛生専門官の発令をする（行政職俸給表(一)の三級以上の場合。）。これは、健康安全課内での職務の分担のためだが、

人員が少ない労働局の健康安全課の場合は、安全専門官か衛生専門官のどちらか1名しかいない場合もある。

技官の採用時点では「厚生労働技官」だが、行政職俸給表(一)の三級以上になると、地方労働局又は労働基準監督署の産業安全専門官又は労働衛生専門官に発令される可能性が出てくる（それまでは、安全係長などの職名である。）。

なお、2008年から厚生労働技官の採用が停止され、労働安全衛生分野での専門的知識を有する職員の不足が問題とされている。従前監督署ごとに1名配置されていた技官は、現在では1名の技官を複数の監督署に併任発令している。将来的にはゼロになることが予想される。現在、技官の人数は都道府県労働局基準サイドの全職員の数%程度である。

### 7.6.2 具体的な職務

安全専門官と衛生専門官の具体的な仕事だが、安全専門官は安全関係（ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、安衛則の安全関係条文を所管することから、ボイラー、クレーンの検査、足場や機械などの安全関係の88条の計画届の審査など）を担当する。

衛生専門官は衛生関係（じん肺法、作業環境測定法、有機則、特化則、石綿則、粉じん則、酸欠則、鉛則などの衛生関係規則、安衛則の衛生関係条文を所管することから、じん肺の健康管理区分の決定事務（労働局のみ）、健康管理手帳の事務（労働局のみ）、有機則、特化則の適用除外許可、健康診断・ストレスチェック関係事務、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの衛生関係の88条の計画届の審査など）を担当し

ている。

また、両官とも災害調査に同行することもある。

とはいうものの、上記のとおり、実際には、都道府県労働局の健康安全課には産業安全専門官か労働衛生専門官しかいない、労働基準監督署においても産業安全専門官か労働衛生専門官しかいないというのが現状であり、安全専門官・衛生専門官の名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当しているのが現状である。

法にある「第 37 条第 1 項の許可」「第 56 条第 1 項の許可」「第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告」、「第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示」、「第 65 条の規定による作業環境測定」は、技術的な事項であるため都道府県労働局については健康安全課の安全専門官、衛生専門官、技官が担当しており、本省では安全課、労働衛生課の技官＝安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」は、本省安全課、労働衛生課の所管なので、両課の安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」（所謂「特安」「特衛」）は都道府県労働局長が指定するが、対象事業場の推薦は労働基準監督署が行うため、実際の指導は労働基準監督署が担当する。

労働基準監督署では、特安、特衛の事業場を担当労働基準監督官（又は各方面）に割り振って 1 年間監督指導（臨検、是正勧告、使用停止等命令、指導等）をさせる。したがって、各事業場から提出されてくる改善計画及びそれに対する進捗状況の確認

等も担当労働基準監督官がすべて担当する。これについては、法条文では安全専門官、衛生専門官が担当することとされているが、技官である安全専門官、衛生専門官が単独で担当することは少ない。これは、技官である安全専門官、衛生専門官は、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができないためである（同行することはある。）。

「届出」は、安衛法第 88 条に基づく届出だが、労働基準監督署の安全衛生課所管になっているので、同課所属の技官、安全専門官、衛生専門官、労働基準監督官が担当する。

## 7.7 関連裁判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平 30.10.4 LEX-DB 文献番号 25449830）は、福岡労働局労働基準部健康課に所属して地方労働衛生専門官の職務に従事していた Y が、自己の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官 C へ早急に本件申請を受理して許可決裁を受け、申請会社が速やかに製造許可を受けることができるよう働き掛けるなどして、申請会社に有利な取り計らいをしてもらいたいとの趣旨の請託を受け、額面合計 30 万円の商品券を賄賂として収受した事案において、特定機械等の製造許可の審査等に関する指導・助言をすることは、被告人の本来職務の職務密接関連行為であったとして、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を収受した」と判断した事件である。

### 7.7.1 受託収賄被告事件の判旨

前掲受託収賄被告事件判決は、産業安全専門官と労働衛生専門官の職務を、以下のように詳細に述べており、参考になる。

労働安全衛生法により、都道府県労働局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法93条1項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法93条3項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある物の製造の許可等、特に専門的知識を有する事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また、地方産業安全専門官は、労働安全衛生法93条2項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するもの

のうちから任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程2条）。実際、安全衛生業務を専門に行っている職員は、安全課と健康課のどちらかに配置され、両課をまたいで異動することが通常であり、職務経験を積んだ厚生労働技官は、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

### 7.7.2 判決から汲み取るべき示唆

法令上は、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し、関連性が強く、安全衛生業務を取り扱うことで共通している。

実際に、労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得るため、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、法令上の職務に限定されず、地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有しているといえる。

## 8. 第94条

### 8.1 条文

**（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）**

**第94条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事**

務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 8.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官が、前条の事務を行うために必要な限度における権限について定めたものである。また、立入検査を行う際に必要な措置について規定している。

## 8.3 権限

産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる（第1項）。

## 8.4 立入検査

産業安全専門官又は労働衛生専門官が、事業場に立ち入り、上記の事項を行う場合、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官証票（「専門官規程」第5条、下図参照）を携帯し、関係者から要求があった場合には、それを提示しなければならない（第2項）。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

（第一面）



## 9. 第95条

### 9.1 条文

（労働衛生指導医）

第95条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第65条第5項又は第66条第4項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

### 9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その職務は、法第65条第5項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第66条第4項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることや、作業環境の改善、

健康管理の推進など労働者の衛生の確保に必要な事項に関し調査や指導を実施することである。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は2年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

### 9.3 沿革

労働衛生指導医については、すでに昭和43年5月に労働衛生指導医規程（昭和43年労働省訓令第4号）により、労働者の衛生環境の改善、職業疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。本条は、これを引き継ぎ、法律上の制度とした規定である。

### 9.4 職務

労働衛生指導医の職務は、法第65条第5項及び法66条第4項の指示に関する事務その他、労働者の衛生に関する事務に参画することである。

例えば、法第66条第4項に関連して、鉛中毒が発生した事業場において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由、②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、このような指示

について、その必要があるか否かの判定、指示する必要がある場合には、健康診断の項目、実施すべき労働者の範囲などを明示して行うこととされているので、その事務には専門的な医学的知識が必要となるため労働衛生指導医を参画させることとなる<sup>82</sup>。

また、この事務のほか、作業環境測定、作業環境の改善、職業性疾患の予防その他労働者の健康確保に資するために必要な事項、例えば新しい原材料、作業方法などに起因する健康障害の発生原因の調査や予防対策の検討、衛生管理特別指導事業場の指導上とくに必要な事項についての検討などが、その職務となる。

### 9.5 任命

労働衛生指導医の任命にあたっては、大学の教授クラスの医師に委嘱している<sup>2</sup>。

## 10. 第96条

### 10.1 条文

#### （厚生労働大臣等の権限）

**第96条** 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

**2** 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認

<sup>2</sup> 玉泉氏の示唆による。

めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

## 10.2 趣旨

本条は、型式検定制度の適正な運用を図り、コンサルタントの業務及び登録製造等検査機関等の業務の適正な運営を確保する為の行政機関職員の立入検査、労働衛生指導医の立入検査等について規定したものである。

厚生労働大臣は、型式検定合格証の効力を失わせること（法44条の4）、コンサルタントの登録の取消し（法85条）、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録の取消し（法53条、法53条の3、法54条、法54条の2）、指定試験機関の取消し（法75条の3）等を行いうる権限があり、また、都道府県労働局長には、登録教習機関の取消し（法77条3項）等を行いうる権限がある。また、労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法65条5項）、臨時の健康診断の指示（法66条4項）等の事務に参画するものである。本条は、これらの事務を適正に行うことができるよう規定されたものである<sup>83</sup>。

本条第1項でいう「その職員」とは、型式検定は小型ボイラーや第二種圧力容器など安全関係なので、本省労働基準局安全課の中央産業安全専門官が基本だが、同課の技官も該当する。<sup>84</sup>

## 10.3 内容

### 10.3.1 型式検定合格証の失効に係る調査権限

安衛法は、一定の機械等について、それらを製造・販売を行う者に対して、当該機械について、ユーザーたる個々の事業者の手に渡って使用されるに至った段階におい

て安全を確保するために、所期段階で必要な措置を講ずべきことを罰則付で義務付けている。

この製造・流通規制が課せられる機械等は、①特に危険な作業を必要とする特定機械等、②特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するために使用するもの、③動力により駆動される機械等で、作動部部上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に所用の防護措置が施されていないものの3通りに区分されている。

法第42条は、上記②の特定機械以外の機械で一定の機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ、譲渡、貸与又は設置してはならないとしている。

そして、法第42条の対象となる機械等のうち、一定のものを製造し、又は輸入した者は、当該機械等について、所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかの確認のため、検定を受けなければならない（法第44条、第44条の2）。この検定には、個別検定と型式検定の二種類がある。

型式検定に合格した機械等が製造・流通段階では安全性を確保していても、ユーザーが個別に使用する際に必要な規格等を具備していないなど法第44条の4所定の場合には、厚生労働大臣は当該機械等についての型式検定合格証の効力を失わせることができる（法第44条の4）。

本条第1項は、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させる前提として、必要と認めた場合、当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式に係る機械等もしくは設備

等の所在すると認める場所に、その職員をして立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等その他の物件を検査させる権限を与えている。

### 10.3.2 コンサルタンの登録取消しに係る調査権限

厚生労働大臣はコンサルタントの登録を取消す権限（法第85条）を有している。

法第78条は、厚生労働大臣は重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要と認めるとき、事業者に対して、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成、提出することを義務付けている。

厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成、提出を指示した場合、専門的な助言を必要とするとき、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成または変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる（法第80条）。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者は、厚生労働大臣の行う試験を受け、この試験に合格した者を厚生労働省に備える労働安全衛生コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に登録されて、はじめて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントになる（法第84条）。

当該試験に合格したとしても、第84条2項所定の欠格事由に該当するものは、登録を受けることができない。また、コンサルタントは、社会的信用を保持することが大



切である。そこで、登録を受けた後においても、コンサルタントが上記の欠格事由に該当することになった場合、又は法 86 条 1 項の規定に違反して社会的信用を失う行為をした場合には、厚生労働大臣はその登録を取り消すことができる（法第 85 条）。

本条第 2 項は、この登録取消しの前提として、厚生労働大臣は、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿もしくは書類を検査させる権限を与えている。

### 10.3.3 登録製造時等検査機関等への立入りなどの権限

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラーや第一種圧力容器等につき、製造時等検査を行う者）、登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラー、第一種圧力容器等につき、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査（性能検査）を行う者）、登録個別検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、第二種圧力容器、小型ボイラー等につき、労働安全衛生法所定の構造、材料等の要件を満足しているか否かを確認するため、製造時又は輸入時に個々に検定を行う者）及び登録型式検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、動力プレス、安全器具等の譲渡、貸与、設置にあたり、機械等の型式ごとに行われる検定を行う者）の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条及び法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行う権限を持ち、また、都道府県労働局長は、登録教習機関

（建設機械等の運転・操作や作業主任者となるのに必要となる免許又は技能講習に関する学科・実技教育を行うことを目的として都道府県労働局長より登録された機関）の登録の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行う権限を持つ。

本条第 3 項は、こうした登録製造時検査機関等の登録取消しの前提として、その職員をして、これら機関等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係がある帳簿、書類その他の物件を検査させる権限を与えている。

### 10.3.4 労働衛生指導医の立入り権限

労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参画するものである（法第 95 条第 2 項）。

本条第 4 項は、都道府県労働局長に、労働衛生指導医を、これらの事務に参画させるため必要があると認められるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させる権限を与えている<sup>85</sup>。

### 10.3.5 証票の携帯

上記職員が本条各項に基づき立入検査を行う際には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない（本条第 5 項）。

## 10.4 罰則

この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ認められる。これを拒んだ者等に対しては、

罰則の適用がある（第1項、第2項、第4項の阻害行為は50万円以下の罰金（法120条第4号）、両罰規定（122条）、第3項の阻害行為に対しては50万円以下の罰金（法121条第3号））。

外国事業者の事業場等の検査等については、第44条の4第3号に規定されており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させることができる（昭和58・8・1基発第419号）。

## 11. 第96条の2

### 11.1 条文

**（機構による労働災害の原因の調査等の実施）**

**第96条の2** 厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

**2** 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第94条第1項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

**3** 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

**4** 機構は前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

**5** 第91条第3項及び第4項の規定は、第2項の規定による立入検査について準用す

**る。この場合において、同条第3項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。**

### 11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

### 11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加されたものである。

平成17年度まで特定独法であり国家公務員身分を有していたが、平成18年度から特定独法でなくなり国家公務員ではなくなったための措置とされている。

平成28年4月1日に、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所（平成18年4月1日発足、以下「総合研究所」という）と独立行政法人労働者健康福祉機構（昭和24年「財団法人労災協会」として発足）が統合し、①勤労者医療の充実、②勤労者の安全向上、③産業保健の強化を理念として発足した。統合前の総合研究所は、安全衛生に関する専門の研究所であり、厚生労働省傘下にあった産業安全研究所と産業医学総合研究所が母体となっているため、機構は、この分野の高度な専門

の技術、知見、ノウハウを継承していることから、国による災害原因調査に参画させたものである。

## 11.4 機構の目的と組織

機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された（独立行政法人労働者健康安全機構法（以下では「機構法」という）第3条）。

機構は、労働者の健康と安全を守るため、現場ニーズの把握を踏まえた課題研究や行政機関、事業場、学会、災害防止団体との連携を通じて、労働災害や疾病を減少させるというミッションに統合後も変わりはなく、日本で唯一の労働安全衛生を総合的専門機関として労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見を提供するという重要な役割を担っている。

主要な研究としては、①労働者の健康保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等の調査研究、②安全衛生指針の策定のた

めの研究、③労災病院等と連携した、過労死、脊髄損傷、産業中毒等の共同研究などである。

機構法第12条第2項は、安衛法第96条の2第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による立入検査を行うと規定している。

平成26年度から5年間を対象とした中期目標のうち、労働災害調査業務に関しては、①安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと、②原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと、③調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること、④災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること、があげられている。

災害調査等については、機構内の労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。

## 11.5 内容

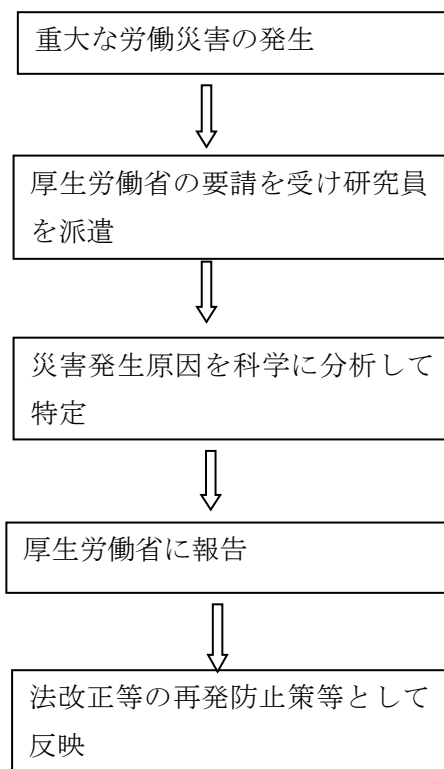
### 11.5.1 機構による労働災害調査

厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると

認めるときは、機構に、当該調査を行わせることができる（第1項）。

「当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるとき」とは、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明」の必要がある場合であり、労働基準監督官等では難しい事案について調査を行わせている<sup>86</sup>。

機構における本条第1項に基づく災害調査の流れは以下のようなものである<sup>87</sup>。



調査の実績としては、厚生労働省からの依頼に基づき、労働災害に対応した件数は平成29年度は新規に9件であった<sup>88</sup>。

労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所は、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、

企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表している<sup>89</sup>。

実施件数からも明らかなように、災害調査は、厚生労働大臣の指示が前提となる行政措置ではあるが、強制権限の行使でもあるため、運用は慎重なものとなっている。そのため、災害予防という制度趣旨に叶っていないのではないかとこの疑問が呈されている<sup>90</sup>。

平成29年度の調査実施件数は、9件、調査結果等報告13件、鑑定等12件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等7件、行政機関依頼調査1件となっている<sup>91</sup>。

### 11.5.2 機構職員による立入検査等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第94条第1項の規定による立入検査（本条第1項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる（本条第2項）。

また、厚生労働大臣は、機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする（本条第3項）。

なお、機構は本条第3項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない（本条第4項）。

実際に、厚生労働大臣が機構の職員にどの程度立入検査を行わせているかについては、公表されていない。

## 12. 第96条の3

### 12.1 条文

**（機構に対する命令）**

**第96条の3 厚生労働大臣は、前条第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。**

## 12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

## 12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加された。

## 12.4 命令

厚生労働大臣は、法第96条の2第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

厚生労働大臣が本条に基づき命令することは現実にはあまりないようであるが、厚生労働大臣が機構に行わせるとした第96条の2の災害調査（第1項）の内容に不備があったときや違法な災害調査をしたとき、立入検査（第2項）の際に証票を携帯せず、また関係者に提示しなかったとき（第4項）、

大臣が指定した立入検査の場所や指示に従った立入検査をしなかったときなどが考えられる<sup>92</sup>。

## 13. 第97条

### 13.1 条文

#### （労働者の申告）

**第97条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるようを求めることができる。**

**2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。**

## 13.2 趣旨

本条は、安衛法又は安衛法に基づき発せられる命令違反の事実について、労働者が労働基準監督官等の行政官庁に申告する権利を有すること（本条1項）、及び当該申告をした労働者に対する事業者の不利益取扱いが禁止されること（本条2項）を規定し、労基法第104条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障したものである。

安衛法等に違反した事実がある場合、監督機関が迅速的確に是正することが望ましい。このため、監督機関には臨検をはじめ行政権限が与えられている。しかし、監督の対象となる事業場、労働者の数は膨大であり、監督機関の積極的な監督を待つのみでは実効性が確保しがたい。なお、「平成31年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成31年・令和元年度の適用事業場数は4,120,804事業場、適用労働者数は

52,935,178人で、労働基準監督者数は3,013人であった。

本条に定める労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけではなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保のために保障されている。そのため、事業者が、本条第2項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第119条第1号）。

### 13.3 沿革

本条は、労働基準法第104条の規定と同じ思想に源を発する。ILOの「労働者保護を目的とする法令及び規則の実施を確保する為の監督制度の組織についての一般原則に関する勧告（第20号）」19条は、「労働者及其の代表者は、其の使用せらるる事業場に於ける欠点又は法令違反に関し監督官に自由に通報する為一切の便宜を与へらるべきこと。此の種の異議は、監督官に依り遅滞なく能ふ限り取調べらるべきこと。並該異議は、監督官に依り絶対に秘密に取扱はるべく且取調を目的とする臨検が異議の接受の結果行はるるものなることを使用者又は其の役員に何等覚知せしむべからざることを緊要とすること。」と規定している。本条はこの勧告の趣旨に沿い、労働者からの異議の通報と迅速な監督の実施及び申告の保障を定めたものである。

本条の元となった労基法第104条の規定は、労働者が違反事実を労基署等に申告することができる旨を定めるだけであるが、

安衛法制定時に、本条は、労基署等に申告して「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」と改め、労基署等が積極的に措置をとることを促している<sup>93</sup>。

## 13.4 申告権の内容

### 13.4.1 申告の対象事実

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実であれば足り、必ずしも犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい<sup>94</sup>。

### 13.4.2 申告の主体

本条に基づく申告ができる主体は「労働者」である。そのため、労働者と同一の事業場で同一の危険物を取り扱う一人親方などの労働者以外の者は、申告することができない。しかし、最高裁は、建設アスベスト神奈川1陣訴訟・最判令3・5・17において、安衛法57条に定める有害物の警告表示に関して、この規定は労働者以外の者も保護の対象とすると判示しており、安衛法の個々の規定の趣旨・目的に応じて申告権の主体を拡大すべきと解される。

申告の対象は申告を行う労働者自身に関する事実である必要はなく、同じ事業場の他の労働者や他の企業の労働者に関する事実であってもよい<sup>95</sup>。

この「労働者」に退職者が含まれるか明らかではないが、有害物の影響が遅れてし

ようじるうることを考えると、健康診断不実施などの申告がある場合には、たとえ退職者であっても申告を受けるべきであろう。

### 13.5 申告と労働基準監督官の監督権限の発動

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。

青梅労基署長事件（最三小判昭 57. 4. 27）では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告をしたことを理由に労働者に不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用人に対する監督権発動の有効な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決（昭 56. 3. 26）を正当として是認した。

しかし、すでに本条の沿革において述べたとおり、労基法第 104 条の規定と比較して、本条は、「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である。この立法の経緯を踏まえると、申告を受けて、労基署等が特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想されるも場合には、当該事

実に関する調査を実施する義務を課すものと解すべきである<sup>96</sup>。

しかし、労基法 104 条に定める申告があった事案であるが、裁判例（八王子労基署長事件・東京地判平 29・5・12 判タ 1 4 7 4 号 2 2 2 頁）は、労働基準監督官は、労働基準法 104 条 1 項に基づく申告をした者との関係において、当該申告に対応して調査等の措置をとるべき職務上の作為義務を負うものではないから、申告者は、労働基準監督官による調査等の措置の不適正を理由に、国家賠償請求することはできない、としている。

なお、「平成 31 年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成 31 年・令和元年度の申告受理事業場数は 27,471 事業場（前年度繰り越し分含む）であるのに対して、監督実施事業場数は 19,691 事業場であった。

### 13.6 本条違反の不利益取扱いの効力

本条 2 項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、懲戒などの法律行為のみならず、雇止め、及び人格的利益の侵害等の精神的苦痛を与えることが含まれる<sup>97</sup>。

「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利益な取扱いを行う場合を指す。こうした使用者の報復的意思の存否は、使用者の単なる表面上の理由にとらわれず、当該不利

益取扱いをするに至った経緯、他の労働者との対比等一切の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。なお、不利益取扱いをする理由が複数競合している場合には、使用者が当該不利益取扱いをするにあたって、労働者が申告したという事実が決定的な動機となっている場合をいうと解される<sup>98</sup>。

この点に関する裁判例（太洋鉄板事件・東京地判昭 25. 12. 28）は以下の通りである。

太洋鉄板事件は、労働者 X が就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残存させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先 Y が労働基準法所定の災害補償金を支払っていないことにつき、X が、亀戸労働基準監督署へ申告したところ、同署は補償決定をした。この後、Y は、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、X を解雇した。これに対し、X は、本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法 104 条 2 項に違反するとして、効力停止の仮処分を申請したものである。

判決は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役が X らに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言をした」ことが疎明されたことを理由として、「総合すれば Y の本件解雇の決定的な理由は X が、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法 104 条の第 2 項の規定に反するも

のであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

## 14. 第 98 条

### 14.1 条文

#### （使用停止命令等）

**第 98 条** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項又は第 34 条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

**2** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

**3** 労働基準監督官は、前 2 項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

**4** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。



## 14.2 内容

### 14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた<sup>99</sup>。

その一環として、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行使し、使用停止又は変更を命ずることができるとしたものである<sup>100</sup>。

### 14.2.2 沿革

工場法は第13条で、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、第55条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又

は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる」と規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、附属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第54条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させたいうで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第13条と趣旨を同じくする第55条を設けた。それは、たとえ、新設、移転、変更が安全衛生基準に適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである<sup>101</sup>。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第55条の趣旨は、現在の第98条に引き継がれた。

### 14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

#### 14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列挙された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第99条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、

作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

- ① 法第 20 条（機械設備、爆発物等による危険の防止義務）、法第 21 条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第 22 条（健康障害防止義務）、第 23 条（通路等の保全、換気、採光等の必要な措置）、第 24 条（作業行動について必要な措置）、第 25 条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、
- ② 法第 25 条の 2 第 1 項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第 30 条の 3 第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第 4 項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を行なう注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者とは異なる。ただし、法第 31 条第 1 項の措置義務は、第 2 項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所におい

てその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第 31 条第 1 項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、

- ④ 法第 33 条第 1 項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合
- ⑤ 法第 34 条の規定により建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることになるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである<sup>102</sup>。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法 21 条 2 項及び労働安全衛生規則 518 条は、高さが 2 メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがある

ことをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の模様、高度、当該労働者の年齢技量等を総合的に判断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないと主張があり得る<sup>103</sup>。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置の基準を示して、事業者はその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則 518 条にいう墜落により労働者に危険が及ぼすおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和 56 年 4 月 9 日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぼすおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の履行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解するべきであろう。

安衛則が定める具体的な「危険の内容」については、図 8 「「危険」の内容」を参照されたい。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、前回報告書は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している<sup>104</sup>。

#### 14.2.3.2 使用停止等命令の内容

使用停止等の処分は、建設物等が安全又は衛生に関する基準に反する場合に、専ら労働災害予防の見地から当該危険性を除去しないし回避するために必要な措置を関係事業者、安衛法第 31 条の注文者等に命じるものである。

したがって、使用停止命令を発するに当たって個々の事案の具体的な状況と、当該危険性に即して具体的に適切な内容の措置が要請される。

これらの処分の種類（類型）については、本条では作業の停止、建設物等の使用の停止及び変更のほか、その他労働災害を防止するため必要な事項と規定しているが、「その他」の措置として、危険な場所に関する立入禁止等を命じられた例が認められる。

都道府県労働局長等が命じうるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働

災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用の変更の範囲をどう画するかは、問題となっている規範の保護目的と当該建築物等の性質を考慮して決定される。例えば、安全装置の備え付け等が安衛則等で義務付けられている場合に、その備え付けを命じることは、使用方法の変更ということが可能である<sup>105</sup>。

使用停止措置等の処分の具体的内容は、上記法違反の個別具体的状況に応じて様々である。

産業関係者へのヒアリングによると、具体的には、製造業において機械の歯車等の可動部がむき出しになっている場合に当該部分に覆い等を設けるよう命じた例や、建設業において本足場の作業床に手すりが設けられていない場合に労働者の作業を停止した上で手すりを設けるよう命じられた例が認められる。

使用停止等命令に際しては、事業者等に対し、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図9「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）が交付されている。

是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続きをとることができる。この命令後に、違反状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

#### 14.2.4 労働基準監督官の権限行使

本条第3項は、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があると

きは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができる」と規定している。

都道府県労働局長等の使用停止命令等の権限行使の要件である違法状態は、新設、移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見する機会が多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きがたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた<sup>106</sup>。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第1項又は第2項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が急迫しているような場合をいう<sup>107</sup>。

#### 14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、事業者が本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止命令等を発する義務を負うのか、議論があるところである。

大東マンガン事件・大阪高判昭60・12・23判例時報1178号27頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患したのは、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことによるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にらしめるために行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対して行使され、労働者に対して行使されるものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によつては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を広く認めたとうえで、権限濫用となる要件をかなり厳格に捉えたものといえる。

#### 14.2. 6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によつて行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合で、

本条第1項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めたとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

なお、昭和63年9月16日基発第601号の1では、発注者等に対する勧告又は要請(第88条第8項(現行では7項)及び第98条第4項)について次のとおり通達されている。すなわち、

① 第88条第8項(現行第7項)又は第98条第4項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者(第98条第4項の場合にあつては、注文者)が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがつて設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。

② 第88条第8項の「労働災害の防止に関する事項」及び第98条第4項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

### 15. 第99条

#### 15.1 条文

(使用停止命令等2)

**第99条 都道府県労働局長又は労働基準監**

督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

## 15. 2 内容

### 15.2.1 趣旨

本条は、前条第1項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。すなわち、第98条の使用停止命令は、法違反を要件として都道府県労働局長又は労基署長が権限を行使できることから、命令を発する要件が限られているのに対して、本条の命令は、労働災害発生の急迫した危険がありかつ緊急の必要があるときという要件があるとはいえ、法違反を要件としていない。

本条に基づく命令は緊急措置命令と呼ばれる。

### 15.2.2 沿革

本条に相当する規定としては、1964年に成立した旧「労働災害防止団体等に関する法律」（以下、災防法という）第61条が設けられていた<sup>108</sup>。

旧災防法第61条第1項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第55条第1項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第55条第1項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の質を講ずることができるようにする点にある<sup>109</sup>。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法99条に同じものが規定された。

### 15.2.3 緊急措置命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するため

の措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

急迫の場合とは、具体的には、気象官署から警報が発令されている場合、水位が上昇している場合等で寄宿舍の流出又は労働者の脱出困難が予想され、生命の急迫した危険がある場合などをいう。

#### 15.2.4 本条に定める使用停止命令の内容

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである。

これは、本条が、労働災害発生の実際の差し迫った危険を取り除き、又は回避することを目的としており、労働災害の防止のための根本的な是正措置については、安衛則その他の規則の定めるところにより実施されるべきだからである<sup>110</sup>。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図10「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

労働基準監督年報によれば、緊急措置命令の発出件数は少なく、その実態を明らかにすることは容易ではないが、雪崩等の自然災害の急迫した危険がある場合に発出された例がある。また、例えば工場で危険有害物質が漏出している場合で、それに隣接する場所に事業場を有する他の事業者に対して避難措置等を命じるときには、通常は当該他の事業者には労働安全衛生法違反が

認められないことから、第98条ではなく本条による措置を行うことになると考えられる。

## 16. 第99条の2

### 16.1 条文

**（講習の指示）**

**第99条の2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。**

**2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。**

**3 前2項に定めるもののほか、講習の科目その他第1項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

### 16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という）。

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続

ける事業者がある一方で、災害を繰り返し発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

## 16.3 内容

### 16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業場に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習機関）が行う講習を労働災害防止業務従事者に受講させるよう指示する。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。また、事業主は、自らが労働災害防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害防止業務従事者講習修了証」（様式第10号）を交付することとされている（登録者令第70条第2項）。

## 17.2 趣旨

本法は、第61条第1項で、クレーンの運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務について、この法律またはこれに基づく命令の

### 16.3.2 講習の内容

労働災害防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第70条第2項）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成21年厚生労働省告示第143号）。なお、本講習の趣旨が、労働災害の再発防止にあることより衛生管理者を受講対象者とはしていない。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

## 17. 第99条の3

### 17.1 条文

**第99条の3** 都道府県労働局長は、第61条第1項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

**2** 前条第3項の規定は、前項の講習について準用する。

規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けることができることを定めたものである。



## 17.3 内容

### 17.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第11号）（下図参照）を交付することとされている（登録省令第83条第3号）。

様式第11号（第84条関係）

就業制限業務従事者講習修了証	
第 号	(ふりがな) 氏 名
	年 月 日 生
	住 所
あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習（ ）を修了したことを証します。	
	年 月 日
	指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名

〔備考〕  
様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

### 17.2.2 講習機関の指定

本条第1項の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う（登録省令第82条第1項）。すなわち、

- ① 登録省令第26条第6号の業務に就くことができる者（クレーン運転士等に対する講習）
- ② 登録省令第20条第7号の業務に就くことができる者（移動式クレーン運転士等に対する講習）
- ③ 登録省令第20条第12号の業務に就くことができる者（車両系建設機械運転業務従事者に対する講習）
- ④ 登録省令第20条第16号の業務に就くことができる者（玉掛業務従事者に対する講習）

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（「就業制限業務従事者講習」）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（登録省令第82条第2項）。

- ① 名称及び住所
- ② 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別
- ④ 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

### 17.2.3 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第83条第1項第3号）。なお、時間が示されている。

- ① 就業制限業務機械等の構造
- ② 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
- ③ 就業制限業務機械等の保守管理
- ④ 就業制限業務機械等に係る作業の方法
- ⑤ 安全衛生関係法令
- ⑥ 労働災害の事例及びその防止対策

## 18. 第 100 条

### 18.1 条文

#### （報告等）

**第 100 条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

**2** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で

定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

**3** 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### 18.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることを定めている（第 1 項）。

また、登録時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第 2 項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができると規定している（第 3 項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第 98 条）に大別され<sup>111</sup>、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報告は、行政機関の災害調査の端緒、引いて

は、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能<sup>112</sup>であるため、労災防止にとって重要な役割を果たしている。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

### 18.3 沿革

工場法では災害（同施行規則第 26 条。疾病・負傷・死亡等の届出義務に違反がある場合の処罰規定）及び扶助（同第 26 条の 2）に関する事項のほかは報告義務を規定していなかった。実際上は、工場法が警察によって運用されていた関係から警察命令で各種の報告が要求されていた。

労働基準法の制定によって、法律の運用が労働省に委ねられたため、制定時の労働基準法第 110 条（現行 104 条の 2）は、必要があるとき使用者及び労働者に対して報

告又は出頭を要求できるとする一般的規定を設けた<sup>113</sup>。

そして、昭和22年の同法施行規則第58条第2号は、事業場又は寄宿舎その他附属施設内における事故が発生したとき、所轄労働基準監督署長に報告することを義務付けている。上記事故としては、例えば、火災又は爆発の事故、一時に3人以上の埋没者、死傷者が発生した崩壊又は落盤の事故、一時に5人以上の死傷者が発生した事故があげられていた。

安衛法が制定されたとき、報告（死傷病報告を含む）を求める行政主体として、厚生労働大臣、都道府県労働局長が加えられ、義務主体も、事業者、労働者とされた。

その後の法改正により、報告の義務主体には、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタントが加えられた。

## 18.4 報告すべき内容

### 18.4.1 報告すべき事項

本条第1項は「厚生労働省令で定めるところにより」とある通り、労働安全衛生規則やその他の各種規則で報告すべきものを定めている。

本条第1項で定める報告すべき事項は、安衛則その他規則で届出すべき事項も含まれる。例えば、石綿則5条では、石綿が吹き付けられているビルなどの建築物の解体作業を行う事業者は、所定様式による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定している。これを怠った事業者は、本条違反として罰則の適用がある。実際、石綿則5条に違反して作業届を提出しなかった事例に

おいて、労基署が本条違反を根拠に送検した事例がある。

労働行政は、本条における報告と届出を区別していないようにみえる。しかし、報告は事故報告にみられるように、生じた事実を事後に報告するものであるが、届出は予め提出させ審査を行うことを想定させる。実際、法88条が定める計画届は届出の後、審査を行うことを前提にしたものであり、届出の不履行については120条1項により処罰される。令和2年安衛則改正により、石綿の吹き付けられている建築物等の解体作業の一部については88条2項による届出が義務付けられている。報告と届出にはニュアンスの違いがあることを考えると、届出に罰則を適用するためには別途の規定を設けることも検討すべきであろう。

以下では、報告の義務主体、安衛則その他規則に基づく報告事項を挙げた上で、とくに、重要な報告である事故報告、選任報告、健康診断結果報告、労働者死傷病報告について報告義務の内容を詳述する。

#### 18.4.1.1 報告の義務主体

報告の義務主体は事業者（特定元方事業者を含む）、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタント（以上100条1項）、登録製造時等検査機関等（登録性能検査機関、登録型式検定機関、検査業者）である。

以下、安衛則に基づく報告の義務主体毎に主な報告事項をあげる。なお、安衛則に基づく報告事項の詳細及び安衛則以外の報告事項については、18.4.1.2に挙げるものを参照されたい。

(1)事業者が報告すべき場合

- 総括安全衛生管理者を選任した場合（2条2項）
- 安全管理者を選任した場合（4条2項）
- 衛生管理者を選任した場合（7条2項）
- 産業医を選任した場合（13条2項）
- 指定事業場における安全衛生教育計画及び実施計画報告（40条の3）
- 常時50人以上の労働者を使用する事業者が、定期の健康診断を行った場合（52条）
- 有害物ばく露作業報告（95条の6）
- 事故報告（96条）
- 労働者死傷病報告（97条）
- 計画届免除認定を受けた事業者に係る実施状況の報告（87条の7）

(2)特定元方事業者が報告すべき場合

特定元方事業者の労働者が関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合（664条）

(3)登録性能検査機関が報告すべき場合

性能検査の結果について、当該性能検査を行った月の翌月末日まで（機関則9条）

(4)登録型式検定機関が報告すべき場合

その期間内に行った型式検定の結果について、毎事業年度において6カ月以内に1回（機関則19条の10）

(5)検査業者が報告すべき場合

- 特定自主検査の業務に関する規程を変更した場合（機関則19条の19）
- 特定自主検査の状況について、当該年度に1回（機関則19条の21）

(6)その他

その他、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関に対しても所定の報告義務をかしている。

### 18.4.1.2 安衛則その他規則に基づく報告事項

事業者等から報告を求める旨の定めは安衛則のほか各種規則に多数存在する。具体的には、下記のとおりである。以下、安衛則その他各種の規則ごとに報告すべき事項を記述する。

#### ○安衛則に定める報告

第2条（総括安全衛生管理者の選任）（様式3号）、第4条（安全管理者の選任）（様式3号）、第7条（衛生管理者の選任）（様式3号）、第13条（産業医等の選任）（様式3号）、第40条の3（指定事業場における安全衛生教育の計画及び実施結果報告）（安全衛生教育実施結果報告書、様式4号の5）、第52条（健康診断結果報告）（様式6号）、第52条の21（心理的負担の程度の検査及び面接指導結果の報告）（様式6号の2）、第87条の7（計画届免除認定を受けた事業者による安全衛生管理の実施状況等の報告）、第95条の6（有害物ばく露作業報告）（様式21号の7）、第96条（事故報告）（様式22号）、第97条（労働者死傷病報告）（様式23号）、第98条（報告・出頭命令の通知事項）、第664条（特定元方事業者が報告すべき事項）。

○ボイラー則に定める報告

第4条（ボイラーの製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第10条（ボイラー設置届）（様式11号）、第11条（移動式ボイラーの設置報告）、第45条（ボイラー使用休止報告）（休止廃止報告書）、第50条（第一種圧力容器の製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第80条（第一種圧力容器の使用休止報告）（休止廃止報告書）、第91条（小型ボイラーの設置報告）（様式26号）

○クレーン則に定める報告

第4条（検査設備等の変更報告）、第11条（クレーン設置報告）（様式9号）、第48条（クレーン使用休止報告）（休止・廃止報告書）、第54条（移動式クレーンの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第61条（移動式クレーン設置報告）（様式9号）、第89条（移動式クレーン使用休止報告）、第95条（デリックの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第101条（デリック設置報告）（様式25号）、第133条（デリック使用休止報告）（休止・廃止報告書）、第139条（エレベーターの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第145条（エレベーター設置報告）（様式29号）、第167条（エレベーター使用休止報告）（休止・廃止報告書）、第173条（建設用リフトの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第202条（簡易リフト設置報告）

○ゴンドラ則に定める報告

第3条（ゴンドラの製造許可条件（設備

等）の変更報告）、第32条（ゴンドラ使用休止報告）（休止・廃止報告書）

○有機則；第4条（認定の申請手続等）、第30条の3（有機溶剤等健康診断結果報告）（様式3号の2）、第31条（健康診断の特例、有機溶剤等健康診断特例許可申請書）（様式4号）

○鉛則に定める報告

第4条（鉛業務一部適用除外認定申請書）（様式1号）、第23条の3（発散防止抑制措置特例実施許可申請書）（様式1号の2）、第55条（鉛健康診断結果報告書）（様式3号）

○四アルキル則に定める報告

第23条（健康診断個人票）（様式2号）、第24条（健康診断結果報告書）（様式3号）

○特化則に定める報告

第6条（特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書）（様式1号）、第6条の3（発散防止抑制措置特例実施許可申請書）（様式1号の2）、第40条（特定化学物質健康診断個人票）（様式2号）  
第41条（健康診断結果報告）（様式3号）、第46条（製造等禁止物質製造・輸入・使用許可申請書）（様式4号）、第49条（特定化学物質製造許可申請書）（様式5号）、第53条（特別管理物質等関係記録等報告書）（様式11号）

○高圧則に定める報告

第40条（健康診断結果報告）（様式2号）

○電離則に定める報告

第41条の14（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出）（様式1号）、第43条（事故に関する報告）（任意様式）、第44条（診察結果報告）、第58条（健康診断結果報告）（様式2号）（緊急時電離放射線健康診断結果報告書）（様式2号の2）、第59条の2（指定緊急作業等従事者等に係る線量等管理実施状況報告書）（様式3号）

○除染電離則に定める報告

第10条（作業の届出）（様式1号）、第11条（診察結果報告）、第24条（健康診断結果報告）（様式3号）、第25条の7

○酸欠則に定める報告

第29条（事故等の報告）

○粉じん則に定める報告

第26条（粉じん濃度測定結果摘要書）（様式4号）

○石綿則に定める報告

第5条（作業の届出）、第43条（健康診断結果報告）（様式3号）、第49条（石綿関係記録等報告書）（様式6）

○コンサルタント則に定める報告

第19条（コンサルタント業務継続が困難になった場合の報告）、第21条（安衛法の施行上の必要がある場合の報告・出頭の命令）

○登録省令に定める報告

第9条（性能検査結果報告）（様式7号）、第19条の10（型式検定結果報告）、第19条の19（業務規程変更報告）、第19条の21（特定自主検査実施状況報告）（様式7号の6）、第19条の34（免許試験結果報告）、第35条（コンサルタント試験の結果の報告）、第47条（登録状況の報告）（様式9号）、第48条（不正登録者の報告）

### 18.4.2 事故報告

事業者は、労働者が負傷しなくても、事業場の火災など事故は発生したときは、遅滞なく、事故報告書（様式22号）を所轄労働基準監督署長に届出なければならない

（安衛則96条）。この場合、人災の有無は問わない。事業者への報告義務は、労働行政が的確に監督指導を行うための事実を収集することを目的としている。

事故報告をしなければならない場合とは以下の場合である。

（1）事業場又はその付属建築物内で次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 火災又は爆発
- ② 遠心機械（\*）、研削といしその他の高速回転体の破壊  
\*遠心機械とは、材料を容器に入れ、高速で容器を回転させることにより材料を混ぜたり、分離する機械をいう。
- ③ 機械集材装置（1.4.2.2参照）、巻上げ機、索道（\*）の鎖又は索の切断

\*索道（さくどう）とは、空中に渡したロープに吊り下げた輸送用機器に人や貨物を乗せ、輸送を行う交通機関である。ロープウェイ、ゴンドラリフト、スキー場などのリフトなどが索道に含まれる。

- ④ 建設物、付属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう（\*）等の破壊  
\*高架そう（高架水槽）とは、道路に埋設されている水道の本管と、各家庭の止水栓とを直接に結ばずに、屋上などの高所で貯水するためのタンクをいう<sup>14</sup>。

(2) 安衛令1条3号のボイラー（小型ボイラーを除く）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき、

(3) 小型ボイラー、安衛令1条5号の第一種圧力容器及び同7号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき、

(4) クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 逸走、転倒、落下又はジブの折損
- ② ワイヤロープ又はつりチェーン（\*）の切断

<つりチェーン>



(5) 移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 転倒、倒壊又はジブの破損

<ジブの折損>



② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断  
③ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断  
(6) デリック（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 倒壊又はブームの折損
- ② ワイヤロープの切断

(7) エレベーター（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
- ② ワイヤロープの切断、

(8) 建設用リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 昇降機等の倒壊または搬器の墜落
- ② ワイヤロープの切断

(9) 簡易リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 搬器の墜落
- ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

(10) ゴンドラの次の事故が発生したとき

- ① 逸走、転倒、落下又はアームの折損
- ② ワイヤロープの切断

(5) 電離則43条では、放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物

質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある場合、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。

### 18.4.3 選任報告

事業者は以下の者を選任したとき遅滞なく報告しなければならない。

総括安全衛生管理者（安衛則 2 条）（様式 3 号）、安全管理者（安衛則 4 条）（様式 3 号）、衛生管理者（安衛則 7 条）（様式 3 号）及び産業医の選任（安衛則 13 条）（様式 3 号）はその選任すべき日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。

なお、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場については、安全衛生水準の向上を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければならない（安衛則 12 条の 2）（安全管理者の選任対象外の業種では安全衛生推進者に代わり衛生推進者を選任し、衛生にかかる業務を担当させる）<sup>115</sup>。

この場合、安全衛生推進者及び衛生推進者についての届出は不要であるが氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない（安衛則 12 条の 4）。

厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出等の帳票印刷に係る入力支援サービス

を進めており、インターネット申請にまで至っていないが、上記の 4 つの報告は、帳票への入力データの保存により、次回届出の際の効率化を図っている。

## 18.4.4 健康診断結果報告

### 18.4.4.1 一般定期健康診断

安衛法では、健康診断のうち、一般の定期健康診断（法第 66 条第 1 項、安衛則第 44 条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第 45 条）、定期の歯科医師による健康診断（安衛則第 48 条）を実施した常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載し、遅滞なく労働基準監督署長へ報告しなければならない（法第 100 条第 1 項、安衛則 52 条）（安衛則様式第 6 号）。

なお、法第 66 条第 1 項の健康診断についての結果報告書は、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったため、昭和 53 年の安衛則の改正より、その定着の促進を図ることを目的として、届出様式において産業医の署名又は記名・押印が必要であるとしていたが<sup>116</sup>、2020 年 8 月 28 日厚生労働省令第 154 号（官報号外第 178 号）3 条により、様式第 6 号（表面）産業医の欄中「印」及び同様式（裏面）備考中『「産業医の氏名」の欄及び』を削除し、記名だけでもよいことに変更された<sup>117</sup>。

### 18.4.4.2 特殊健康診断結果報告

特殊健康診断とは、有害業務に従事する労働者、または、従事していた労働者に行う医師による健康診断（法第 66 条第 2 項）及び有害業務に従事する労働者に従事する



労働者に行う歯科医師による健康診断（同条3項）のことをいうが、じん肺法に規定されたじん肺健康診断（じん肺法第3条）、通達に基づき行政指導として勧奨される重量物取扱作業、VDT作業等29業務の健康診断もこれに含まれる。詳細は以下の通りである。

- ①特定化学物質健康診断結果報告（特化規則第41条）
- ②有機溶剤等健康診断結果報告（有機規則第30条の3）
- ③鉛健康診断結果報告（鉛規則第55条）
- ④四アルキル鉛健康診断結果報告（四アルキル規則第24条）
- ⑤高気圧業務健康診断結果報告（高気圧規則第40条）
- ⑥電離放射線健康診断結果報告（電離規則第58条）
- ⑦除染等電離放射線健康診断結果報告（除染規則第24条）
- ⑧石綿健康診断結果報告（石綿規則第43条）
- ⑨歯科特殊健康診断（安衛規則第52条）  
【歯科検診については50人以上事業場について定期健康診断結果報告（様式第6号）に含めて報告する義務を課している。】
- ⑩指導勧奨による特殊健康診断結果報告など（例えば、VDT作業に従事する労働者の健康診断平成14年4月5日基発第0405001号、騒音作業健康診断平成4年10月1日基発第546号、振動業務健康診断昭和45年2月28日基発第134号 昭和49年1月28日基発第45号 昭和50年10月20日基発第609号 昭和50年10月20

日基発第610号。）

特殊健康診断は、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回実施することが事業者には義務づけられている。一般健康診断が、全ての疾病や健康障害を対象とするに対し、特殊健康診断は、ある特定の健康障害を対象とするという違いがある。

健康診断の結果報告は、上記の通り規則で義務づけられている。事業者は、事業場の規模にかかわらず1人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署長へ報告する義務があり、省令でその様式が定められている。

なお、「特殊健康診断」と混同しやすい特定健康診査は、40歳から74歳までの公的医療保険加入者等を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした保健制度であるため区別しなければならない（高齢者の医療の確保に関する法律第18条、国民健康保険法82条）。

なお、じん肺の健康管理については、じん肺法施行規則第37条第1項により、じん肺健康診断の実施の有無に関わらず、粉じん作業従事者数、じん肺健康診断の実施状況（実施の有無を含む。）、じん肺に罹った者に対する就業上の措置その他のじん肺健康管理全般について、毎年、じん肺健康管理実施状況報告として所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出することとされている。

## 18.4.5 労働者死傷病報告

### 18.4.5.1 労働者死傷病報告の方法と

## 目的

事業者は、安衛則第 97 条第 1 項の規定により、①労働者が 4 日以上休業した場合に、死傷病報告書（様式第 23 号）の提出を義務付け、②休業が 3 日以内であるときは、同条 2 項により、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告書（様式第 24 号）を提出することを義務付けている。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。そのため、死傷病報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、いわゆる「労災隠し」となり、50 万円以下の罰金に処せられる（法 120 条 5 号）。

### 18.4.5.2 派遣先事業者の死傷病報告

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告書の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者私傷病報告書を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付するこ

とが必要であるとされていたが（労働者派遣法第 45 条第 15 項、安衛則第 97 条に基づく労働者死傷病報告書の様式、労働者派遣法施行規則第 42 条）、派遣先事業者から、死傷病報告書が提出されないことが少なくなかった。

そこで、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則様式 23 号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けられた（平成 22 年 1 月 25 日基発 0125 第 1 号）。

### 18.4.5.3 外国人労働者の死傷病報告

外国人労働者の労働災害については、2019（平成 31）年に、死傷病報告書（様式第 23 号）の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためのである。

### 18.4.5.4 労働者死傷病報告の提出要件

労働者死傷病報告の提出の要件については、安衛則第 97 条第 1 項が定めている。これによれば、事業者は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき」遅

滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、と規定している。

安衛則 97 条 1 項が「労働災害その他」と規定しているように、提出義務は労働災害の場合のみに限定されていない。例えば、仕出し弁当によって労働者が食中毒になった場合のように、通常業務との相当因果関係がないと思われる場合でも、事業場内もしくはその附属建設物内での急性中毒により休業したときは、労働者私傷病報告を提出しなければならない。これは、その災害が労働災害に該当するか否かはある程度調査しないと判明しない場合があり、労働災害に限定してしまうと、報告までに相当の期間を要するおそれがあるからである。

「遅滞なく」とは、正当な又は合理的な理由による遅延と認められる場合を除き、直ちに提出することを意味している。したがって、休業 4 日以上となることが判明した場合、特段の事情がない限り、直ちに提出すべきものとされる。

#### 18.4.5.5 死傷病報告書の未提出と労災隠し

労災隠しとは、安衛則第 97 条に該当するものであることを認識しているにも拘らず提出しない、又は虚偽の内容を報告した場合をいう。これは、第 120 条第 5 項の「第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし」に該当する。

労働者死傷病報告の違反で多いのは、

##### ①災害発生現場の虚偽

建設現場の場合、下請の労働者の事故についても元請の労災保険が適用されるが、元請に迷惑を掛けたくないという理

由で、自社が元請の他の現場での事故とする、自社の資材倉庫での事故とする（労災保険も、それぞれの現場の保険を使うなど。）。

##### ②災害の内容の虚偽

法違反がないように事実と異なる事故とする（例：足場から物が落ちて足を負傷したのを、労働者自身が持っていた物を落として足を負傷したことにするなど。）。

##### ③提出しない

提出すると安衛法違反が監督署に知られるため提出しない（治療費は健康保険で処理するか、会社の費用で支払うなど。）がある。

この他、労災隠しが行われる動機としては、①労災保険のメリット制による保険料の増額、②刑事責任追及からの回避、③作業責任者、監督者の勤務評価の低下、などが挙げられている<sup>118</sup>。

こうした状況下にあつて、労働安全衛生法令別違反件数（令和元年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 29 日）を見ると、全件数 333 件中、労働者死傷病報告義務違反は 49 件で、2 位の作業床の端部等覆いの違反 36 件を大きく上回っている。これは、行政の労災隠しは許さないという積極的な姿勢の現れでもあろう。

#### 18.4.6 特定元方事業者の報告義務

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の同一場所で行われるときは、以下のことを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則 664 条）。

##### ① 事業の種類並びに当該事業場の名称及

び所在地、

- ② 関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、
- ③ 安衛法上の統括安全責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ④ 同じく、安全衛生責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ⑤ 同じく店社安全管理者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名。

なお、この規定は、法第30条第2項によって指名された事業者にも準用される（同条2項）。

#### 18.4.7 届出の電子申請

現在、労働安全衛生法関係の届出・申請帳票印刷に係る入力支援サービスが進められており、①労働者死傷病報告書、②定期健康診断結果報告書、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書、④総括安全衛生管理者（安衛則2条）、安全管理者（安衛則4条）、衛生管理者（安衛則7条）及び産業医の選任（安衛則1）について行われている。現状では、届出データの保存により、共通部分や次回入力の省略にとどまっている。

#### 18.4.8 安衛法関係法令の押印手続きの見直し

令和2年7月「規制改革実施計画」により、現在、労働安全衛生法令でできることから、押印を廃止している。

具体的には、①労働者死傷病報告書、②定期健康診断結果報告書、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書、④総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管

理者、産業医の選任、⑤機械等設置・移転・変更など多数で、詳細は、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第367号）及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」参照<sup>3</sup>。

#### D. 考察

#### E. 結論

#### F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

#### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

<sup>3</sup>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html)

## H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

- 
- <sup>1</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））第1分冊本文②3頁
- <sup>2</sup> 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012年）2頁。
- <sup>3</sup> 寺本廣作『日本立法資料全集別巻46 労働基準法解説』（信山社、1998年）275～276頁。
- <sup>4</sup> 三柴丈典氏のご示唆による。
- <sup>5</sup> 畠中信夫『中災防ブックス 労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019年）102頁。
- <sup>6</sup> 昭22. 9. 13 発基17号。
- <sup>7</sup> 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003年）160～161頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13頁。
- <sup>8</sup> <http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>. 本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているのので、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>9</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- <sup>10</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- <sup>11</sup> 村木・前掲注（2）74頁。
- <sup>12</sup> 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003年7月号
- <sup>13</sup> <http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html>
- <sup>14</sup> 村木・前掲注（2）78頁。
- <sup>15</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>16</sup> 村木・前掲注（2）79頁。
- <sup>17</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>18</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>19</sup> <https://tobi-jin.jp/column/3821.html>
- <sup>20</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>
- <sup>21</sup> 村木・前掲注（2）80～81頁。
- <sup>22</sup> <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>
- <sup>23</sup> <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>
- <sup>24</sup> <https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>
- <sup>25</sup> 村木・前掲注（2）82頁。
- <sup>26</sup> 村木・前掲注（2）83頁。
- <sup>27</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>28</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>29</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>30</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html>

- <sup>31</sup><https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>
- <sup>32</sup>[http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten\\_cd=12&page\\_no=77](http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77)
- <sup>33</sup>[https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q11131911436](https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11131911436)
- <sup>34</sup> 村木・前掲注(2) 95頁。
- <sup>35</sup> <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>
- <sup>36</sup>[https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge\\_points.pdf](https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge_points.pdf)
- <sup>37</sup> <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>
- <sup>38</sup> [http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a\\_20130717\\_171236.html](http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html)
- <sup>39</sup><http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>. 本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているの、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>40</sup> 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等における石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月）  
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)
- <sup>41</sup> <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>
- <sup>42</sup> <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>
- <sup>43</sup> 村木・前掲注(2) 4頁。
- <sup>44</sup><https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>
- <sup>45</sup>[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms\\_system.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf)
- <sup>46</sup><https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>
- <sup>47</sup> 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の前日1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合である。
- <sup>48</sup> 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者に安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に3人以上の労働者に4日以上の上の休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれない。
- <sup>49</sup> 畠中・前掲注(5) 67頁。
- <sup>50</sup> 三柴丈典「労働法学研究会報」2725号（2020年）7頁。
- <sup>51</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール10』（労働行政、2016）803頁。
- <sup>52</sup> 村木・前掲注(2) 18頁。
- <sup>53</sup> 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—（改訂版）』（日労研、2004年）235～6頁。
- <sup>54</sup> 寺西・前掲注(51) 238頁。
- <sup>55</sup> 寺西・前掲注(51) 239頁。
- <sup>56</sup> 労働調査会編『改訂3版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009年）902頁。
- <sup>57</sup> 労働調査会編・前掲注(54) 902頁。
- <sup>58</sup> 労働行政研究所編・前掲注(49) 805頁。

- <sup>59</sup> 労働調査会・前掲注（54）904頁。
- <sup>60</sup> <https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx>
- <sup>61</sup> 片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982(昭57)年）551頁。
- <sup>62</sup> <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>
- <sup>63</sup> 日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第9巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982年）254頁。
- <sup>64</sup> この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏のご教示による。
- <sup>65</sup> 松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選Ⅱ〔第5版〕（有斐閣、2007(平成)年）265頁。
- <sup>66</sup> この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏の教示に負う。
- <sup>67</sup> 角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010年）20頁。
- <sup>68</sup> 三柴丈典氏のご教示による。
- <sup>69</sup> 行政指導は、行政手続法第2条第6号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」という。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政処分は、行政手続法第2条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第1条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対しては、行政事件訴訟法第2条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭39.10.29民集18巻8号1809頁）としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法（第4版）』（弘文堂、2013年）145頁、246頁、278～279頁。
- <sup>70</sup> 片岡昇前掲注（59）（1982(昭57)年）560頁。
- <sup>71</sup> 片岡昇前掲注（59）（1982(昭57)年）559頁。
- <sup>72</sup> 145回国会衆議院予算委員会議事録第21号（平成11年7月15日）34頁は、大森委員の質問の対して、伊藤（庄）政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注（65）53頁。
- <sup>73</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』（中央経済社、2017年）283頁。
- <sup>74</sup> 西谷・野田・和田・奥田編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法 第2版』（2020年、日本評論社）302頁（上村新）。
- <sup>75</sup> 寺西・前掲注（51）214頁。
- <sup>76</sup> 寺西・前掲注（51）214～215頁。
- <sup>77</sup> 安西愈『労働災害と企業の刑事責任』（労働調査会、2013年）112頁。
- <sup>78</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>79</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>80</sup> 労働行政研究所編・前掲注（49）815頁。



- <sup>81</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>82</sup> 労働調査会編・前掲注（54）詳解 970 頁。
- <sup>83</sup> 労務行政研究所『労働安全衛生法』819－820 頁。
- <sup>84</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>85</sup> 労働行政研究所編・前掲注（49）820 頁。
- <sup>86</sup> 独立行政法人「労働者健康安全機構」 「第3期注記目標期間（平成26～30年度）勤務実績等報告書」 83 頁。
- [https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai\\_shiryu/hyouka\\_kansa\\_jyoho/H30\\_3gyoumu.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryu/hyouka_kansa_jyoho/H30_3gyoumu.pdf)
- <sup>87</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343314.pdf>
- <sup>88</sup> 具体的には、兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場で発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等であった。
- <sup>89</sup> [https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai\\_houkoku.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html) （2010年10月現在）
- <sup>90</sup> 三柴先生のご教示による。
- <sup>91</sup> 尾添博『改定第2版 楽に読める安衛法概要と解説』（労働新聞社、2019（令和元）年）342 頁。
- <sup>92</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- <sup>93</sup> 畠中信夫氏の示唆による。
- <sup>94</sup> 厚生労働省労働基準局編『平成22年版 労働基準法 下』（労務行政）994 頁。
- <sup>95</sup> 西谷・野田・和田・奥田『新基本法コメ 労働基準法・労働契約法（第2版）』（2020年、日本評論社）304 頁（植村）。
- <sup>96</sup> 西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012年）283～284 頁（梶川敦子）。
- <sup>97</sup> 厚生労働省労働基準局編『増補版 労働法コンメンタール労働基準法下』（労務行政、（2003（平成）15年）957 頁。
- <sup>98</sup> 厚生労働省労働基準局・前掲書（92）995 頁。
- <sup>99</sup> 『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第2巻（第一法規、1992年）8342 頁参照。
- <sup>100</sup> 同上。
- <sup>101</sup> 寺本・前掲注（3）277～278 頁。
- <sup>102</sup> 労働調査会・前掲注（54）927 頁。
- <sup>103</sup> 寺西・前掲注（51）167～168 頁。
- <sup>104</sup> 三柴丈典ほか前掲注（1）3 頁
- <sup>105</sup> 労働調査会・前掲注（54）927 頁。
- <sup>106</sup> 寺本・前掲注（3）277～278 頁
- <sup>107</sup> 労働調査会・前掲注（54）928 頁。
- <sup>108</sup> 栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978年）615 頁。
- <sup>109</sup> 「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報 1760 号（1964年）18～19 頁。
- <sup>110</sup> 労働調査会・前掲注（54）930 頁。
- <sup>111</sup> 畠中・前掲注（5）105 頁
- <sup>112</sup> 石井まこと「労働の科学」（74巻9号・2019（令和元）年）14 頁。
- <sup>113</sup> 寺本・前掲注（3）382 頁。
- <sup>114</sup> [http://www.kenchikuyogo.com/115-ko/041-kouka\\_suisou.htm](http://www.kenchikuyogo.com/115-ko/041-kouka_suisou.htm)

---

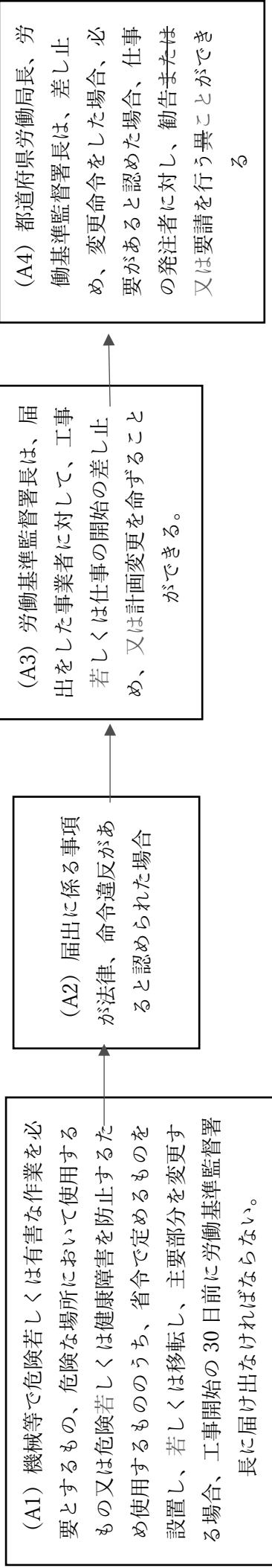
<sup>115</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09980.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09980.html)

<sup>116</sup> 畠中・前掲注（5）152頁。

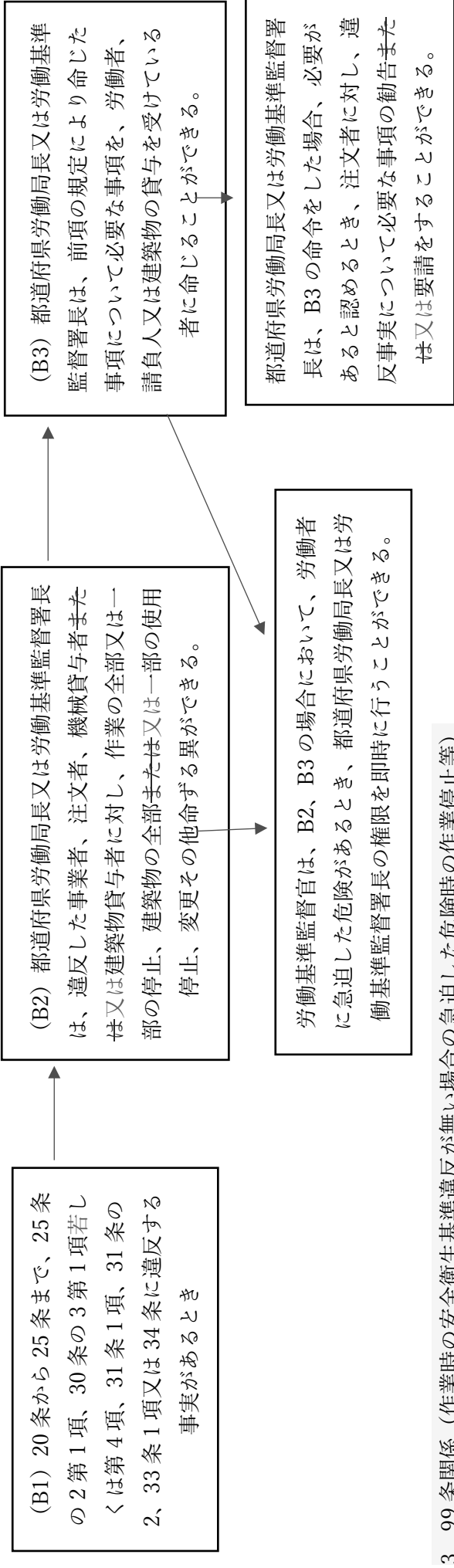
<sup>117</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

<sup>118</sup> 畠中・前掲注（5）16頁。

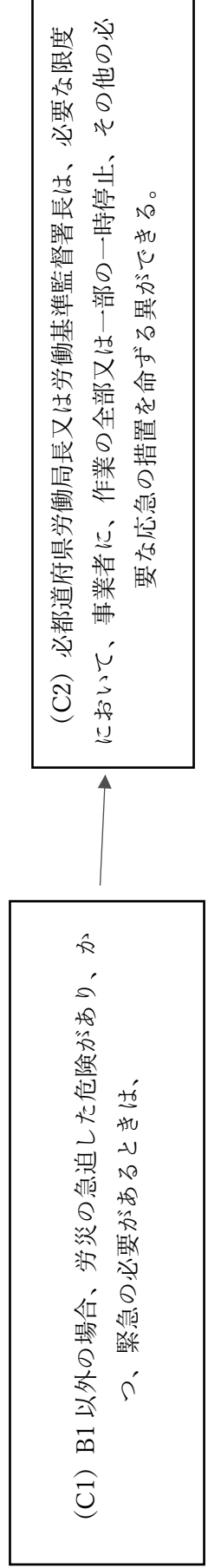
1. 88 条関係（事前予防。計画時の作業開始の差し止め・変更）



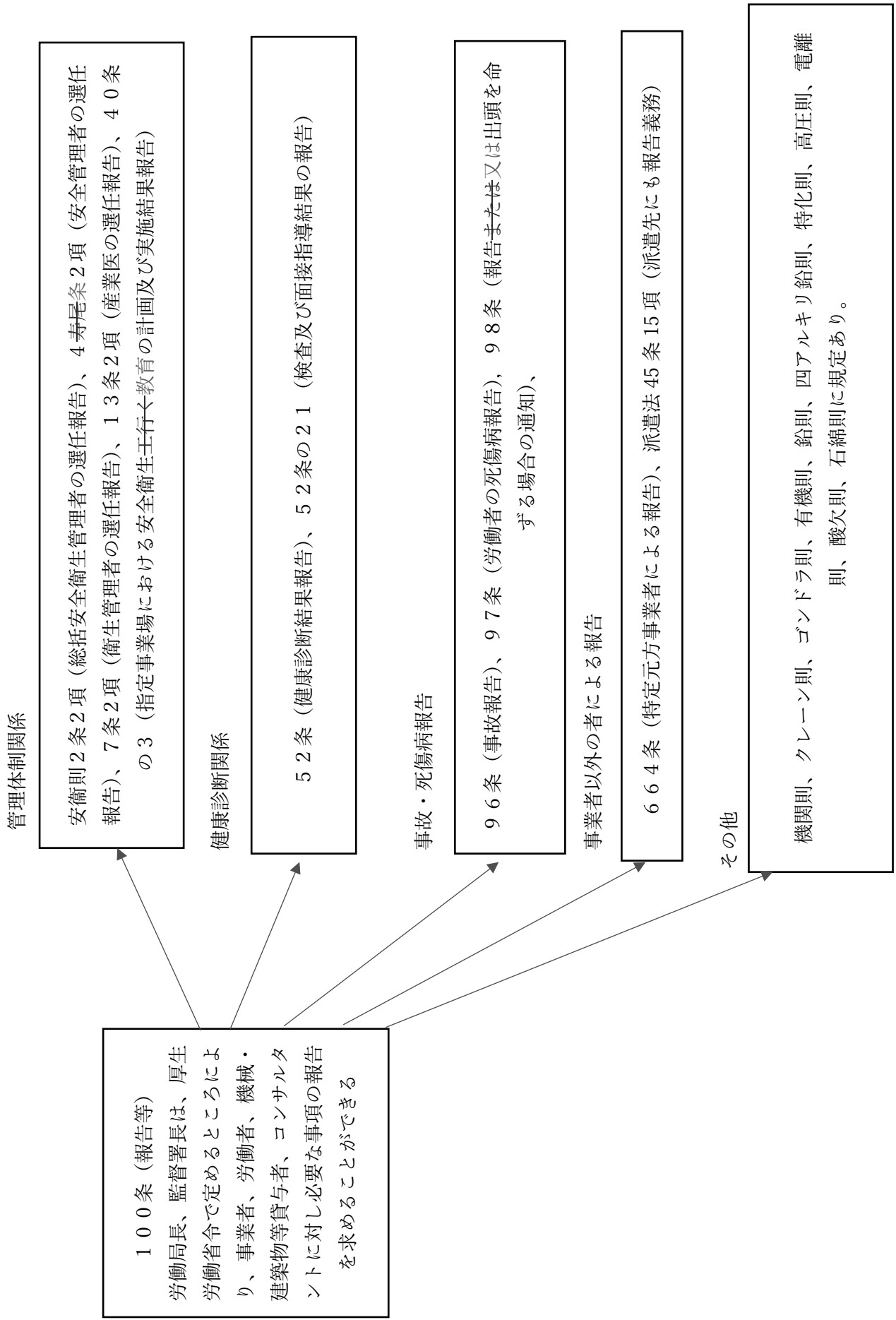
2. 98 条関係（作業時の安全衛生基準違反時の是正勧告及び使用停止等）



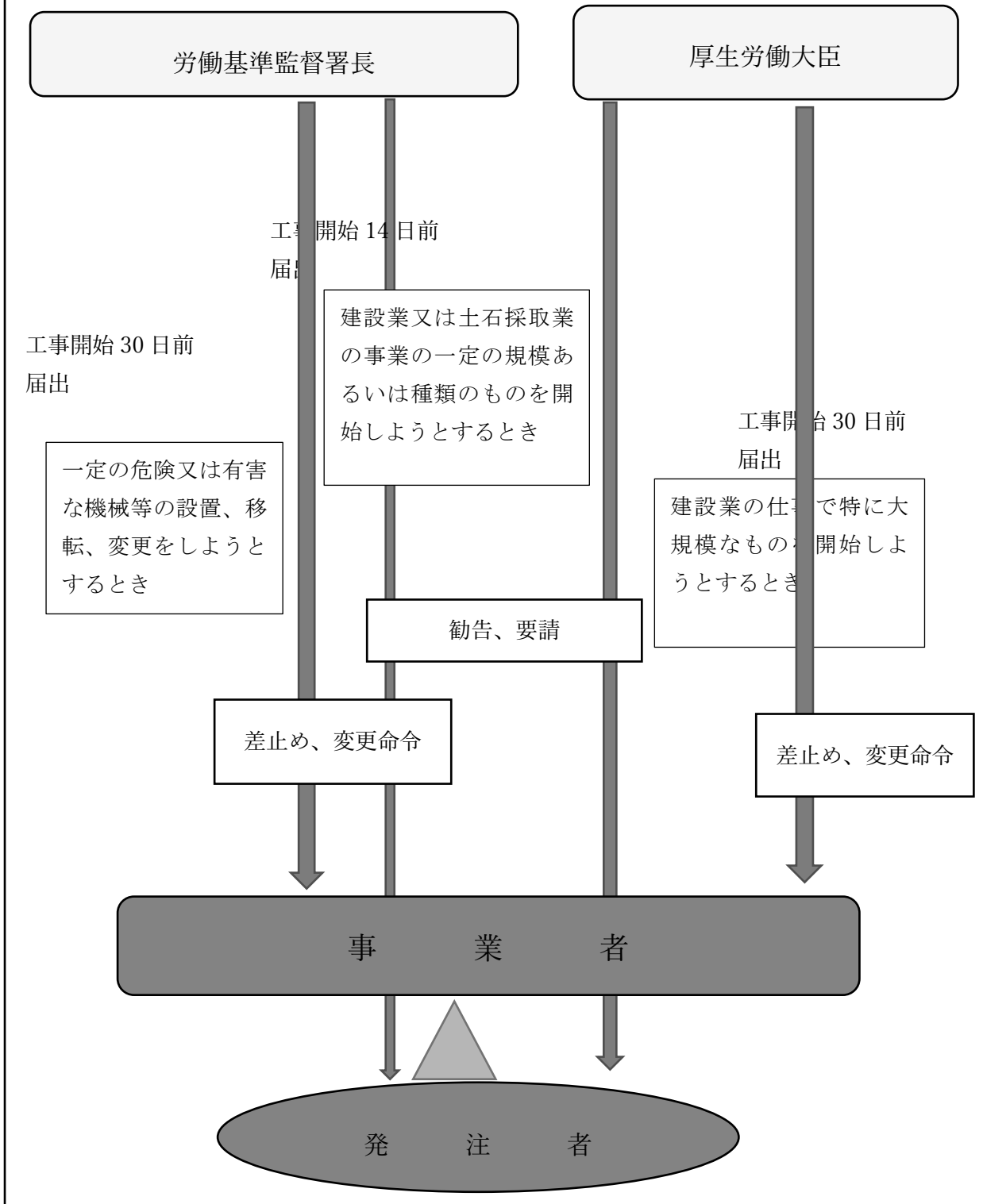
3. 99 条関係（作業時の安全衛生基準違反が無い場合の急迫した危険時の作業停止等）



4. 100条関係（管理、事故、死傷病等の報告等）



図表 A 工事計画の届出



様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ( )	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要			
工事着手 予定年月日		工事落成予定 年 月 日			

年 月 日

事業者 職 氏

名 ⑩

労働基準監督署長 殿  
備考

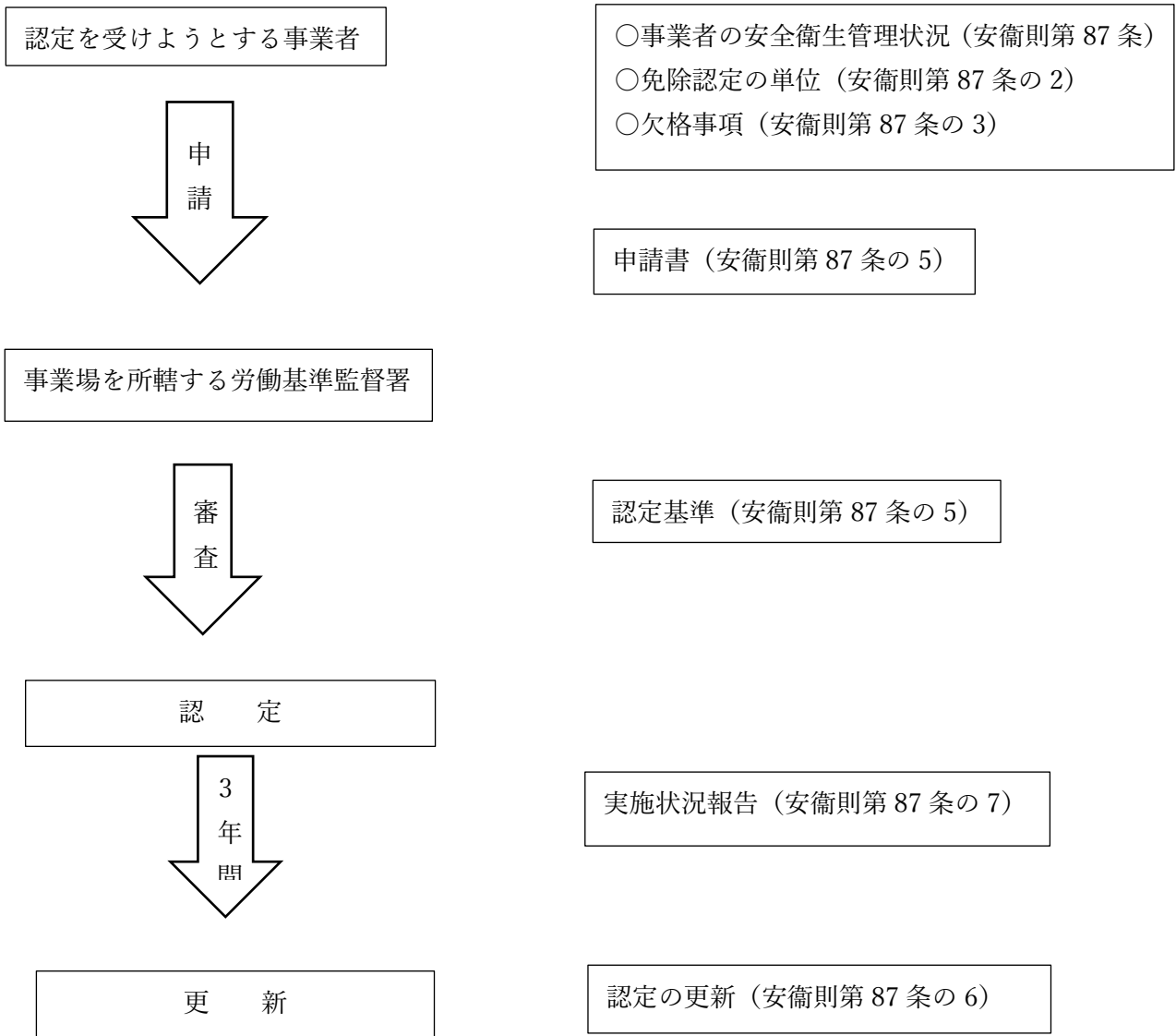
- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

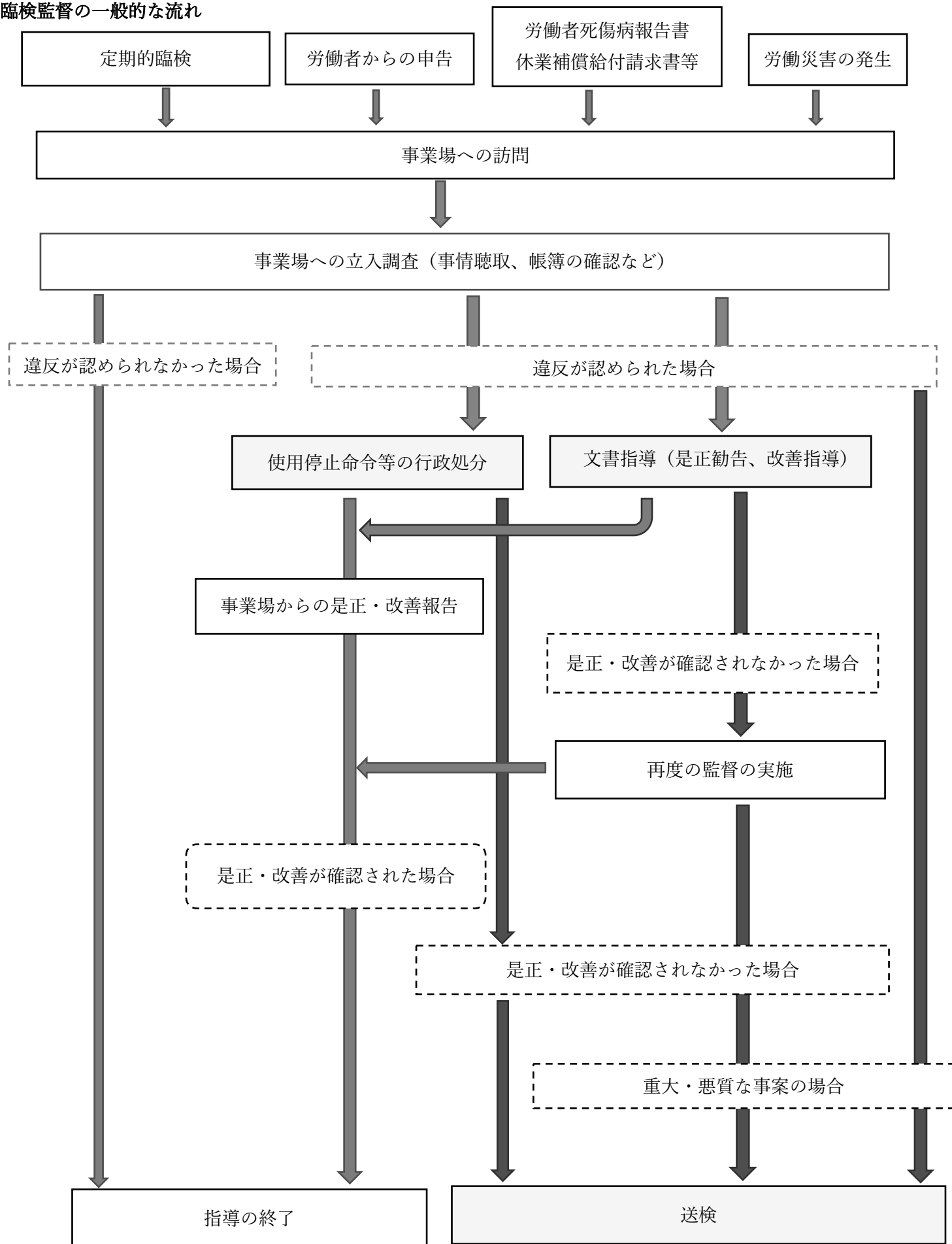
- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
  - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
  - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
  - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

計画届免除認定制度の概要





臨検監督の一般的な流れ



\*上図は一般的な流れを示したもので、厚労省が公表している「労働基準監督署の役割」に掲載された図を鎌田が一部手直したものである。

# 是正勧告書

○年○月○日

A株式会社

B工場長 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署  
労働基準監督官 ○○ ○○

貴社B工場における下記労働安全衛生法違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事業の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

法条項等	違反事項	是正期日
労働安全衛生法 第65条第1項 (酸素欠乏症等防止規則第3条第1項)	腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定していないこと。	今 後
同法第22条第1号 (酸素欠乏症等防止規則第5条第1項)	酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つように換気をしていないこと。	即 時
労働安全衛生法 第14条 (酸素欠乏症等防止規則第11条第1項)	第2種酸素欠乏危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないこと。	○年○月○日
	(以下、余白)	
受領年月日 受領者職氏名		( ) 枚のうち ( ) 枚目

# 指 導 票

年 月 日

殿

労働基準監督署

労働基準監督官

労働技官



厚生労働事務官

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。  
なお、改善の状況については、 月 日までに報告してください。

受領年月日  
受領者職氏名

年 月 日

「危険」の内容（労働安全衛生規則）（例）

規定の仕方	条文	通達	危険の内容	
労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき	104①(合図)	○	総合運転方式において原動機にスイッチを入れる場合等	
	130の3①(切断機等)	○	機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合	
	355(明り掘削作業)	○	掘削面の高さが2m以上の掘削を行うとき等	
	432(はい作業)	○	はいが著しく傾いている場合、袋物のはいの高さが3mを超える場合等	
	479②(伐木作業)			
	518①(作業床)	裁判例※		
ないとき	651①		(条文)「落盤又は肌落ちによる危険・・・」	
	151の14(フォークリフト等)	○	転倒のおそれがなく、パレットの周囲に十分な高さの手すり等がある場合	
労働者に危険が生ずるおそれのあるもの	151の18(リ)	○	積荷の重心の高さがフォークの垂直部上端の高さ以下である場合	
	109(巻取ロール等)			
	148(扇風機)			
	346①(低圧活線作業)	○	足元、作業衣が湿潤している等感電しやすい状態となっている場合	
	122(丸のこ盤)	○	(条文)「横切用丸のこ盤」、(通達)走行丸のこ盤等	
	労働者に危険を及ぼすおそれのある部分	101①(原動機、回転軸等)	○	通常の作業又は通行の際に巻き込まれる等の危険がある部分
		130の8(ロール機)	○	労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし・・・
	労働者に危険が生ずるおそれのある場所 あるところ	153(建設機械等)	○	明り掘削作業、砕石のための掘削作業、ずい道等の建設の作業を行う場所
		157の2	○	傾斜角が5度を超える傾斜地等
		386(地山の崩壊)		(条文)「浮石の落下、落盤又は肌落ち」のおそれのあるところ
453(港湾荷役作業)			(条文)「ハッチボードが落下する」等のおそれがあるところ	
労働者に危険が生ずるおそれのある箇所 危険のある箇所	151の140(架線集材機械)	○	アーム等の作業装置の可動範囲内の箇所等	
	519①			
	552①(仮設通路)			
	563①(足場作業床)			

労働者に危険を及ぼすおそれのない方法	150の2(回転試験の実施方法)		(条文)「遠隔操作の方法等」(通達)破壊時に破片の飛来を避けること
危険が予想されるとき	151の106(悪天候時作業禁止) 151の145(〃) 522(〃)	○ ○ ○	機械の斜面滑落、立木の倒壊、枝条の落下等による危険 強風等の気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む 〃
急迫した危険があるとき	575の13(土石流)	○	土石流時、土砂崩壊により天然ダムが形成されるとき等

# 使用停止等命令書

年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長



(事業場の名称)

における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第 96 条の 3、103 条、労働安全衛生法第 98 条第 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。

番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日

備考

- 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。  
 なお、「番号」欄に口印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。
- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この命令に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。(この場合においても裁決を経る前から直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
- この命令書は、3 年間保存して下さい。

受領年月日

年 月 日

受領者職氏名

<p style="margin: 0;">緊急措置命令書</p>	<p style="margin: 0;">労働基準監督署 緊急第 号の 平成 年 月 日</p>
<p>(事業者等)</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">殿</p> <p style="text-align: center;">労働基準監督署長 <span style="float: right;">図</span></p> <p>(事業者の名称)</p>	
<p style="text-align: center;">における については、</p> <p>下記のとおり労働災害発生を急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるため、労働安全衛生法第99条の規定に基づき</p> <p style="text-align: right;">を命令します。</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>(注) 1 上記期間中に労働災害発生を急迫した危険がなくなった場合には、この命令を解除するので、その旨報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 労働局長に対して、審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>4 この命令書は、3年間保存してください。</p>	
<p>受領年月日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>受領者職氏名</p>	<p> </p>

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 101 条から第 103 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授  
近藤 龍志 労働基準監督官（監督行政実務に関する 1.2.3、1.2.4 を担当）

研究要旨

労働安全衛生法第 10 章「雑則」のうち第 101 条から第 103 条では、第 101 条が労働安全衛生法を施行するために必要な法令の周知に関する義務を、第 102 条ではガス工作物等設置者の教示義務を、第 103 条では書類の保存等の義務をそれぞれ規定している。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な

論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

ある安衛法のうち第 101 条から 103 条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第 101 条
1. 1 条文



（法令等の周知）

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

労働災害を効果的に防止するためには、労働安全衛生関係の法令を労働者に適切な方法で広く周知するとともに、専門的・技術的な事項が多く関係する条文も複雑多岐にわたる法令に関する理解を促し、事業者

や労働者に対して法令の遵守と労働災害防止に向けた意識の向上を図る必要がある<sup>1</sup>。

そのため第101条では、事業者に対して労働安全衛生法及び関係政省令等の要旨を常時各作業場に掲示するなどの方法で労働者に周知させなければならないことを規定している<sup>2</sup>。

同様の趣旨に基づく規定は工場法（工場法施行規則第12条）、労働基準法（第106条）にも設けられており、また、ILO条約「1947年の労働監督条約（第81号）」の第12条においても、労働監督官の権限として法規により事業者に要求される掲示を行わせることを規定している<sup>3</sup>。

1. 2. 2 内容

〔周知すべき内容〕

法第101条第1項に基づく周知すべき命令には、主要なものとして以下に掲げるものがある<sup>4</sup>。

- ①労働安全衛生法施行令
- ②労働安全衛生規則
- ③ボイラー及び圧力容器安全規則
- ④クレーン等安全規則
- ⑤ゴンドラ安全規則
- ⑥有機溶剤中毒予防規則
- ⑦鉛中毒予防規則
- ⑧四アルキル鉛中毒予防規則
- ⑨特定化学物質障害予防規則
- ⑩高気圧作業安全衛生規則
- ⑪電離放射線障害防止規則
- ⑫酸素欠乏症等防止規則
- ⑬事務所衛生基準規則
- ⑭粉じん障害防止規則
- ⑮石綿障害予防規則

事業者においてはこれらの法令の全てを

掲示するのではなく、作業場における作業の内容や作業の態様などを考慮したうえで、作業場において必要な命令や告示等に関し、その内容を分かりやすく整理し、労働者の見やすい箇所に掲示し、あるいは備え付けることが必要とされる<sup>5</sup>。

〔周知の方法〕

事業者は、労働安全衛生法及び法に基づく命令の要旨を、次の①～③のいずれかの方法により、労働者に対して周知しなければならない（法第101条第1項、安衛則第98条の2第1項）<sup>6</sup>。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を労働者に交付すること。
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

なお、法第101条における「作業場」とは、事業場（事業に属する人的・物的施設の存する場所的な範囲）内において密接な関連のもとに作業が行われている個々の現場を指し、主として建物別などにより判定すべきものとされる<sup>7</sup>。

〔産業医の業務の具体的内容等の周知〕

産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、次の①～③までの方法により、労働者に対して周知しなければならない（法第101条第2項、安衛則第98条の2第1項・第2項）<sup>8</sup>。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

- ②書面を労働者に交付すること。

- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

また、法第101条第2項の規定は、第13条第1項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用される。産業医の選任義務のない事業場（常時使用する労働者が50人未満）において、法第13条の2第1項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるときは、業務の内容その他の業務に関する事項を、作業場の見やすい場所への掲示、備え付けなどの方法により労働者に周知することに努めなければならない<sup>9</sup>。

〔危険又は健康障害を生ずるおそれのある物等を取り扱う作業場における一定事項の掲示〕

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し又は提供する者は、名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性などに関する事項を譲渡又は提供する相手方に通知しなければならない（法第57条の2）<sup>10</sup>。

法第101条第4項は、労働者が取り扱う物質の成分、有害性、取扱い上注意すべき点等を事前に承知していなかったことにより生ずる労働災害を防止するため、事業者に対し、法第57条の2の規定により通知された事項について、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された

事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させることを義務づけている<sup>11</sup>。

法第 101 条第 4 項において厚生労働省令で定める周知の方法は以下の通り（安衛則第 98 条の 2 第 3 項）。

①通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。

②書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。

③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

#### 1. 2. 3 実務上の取扱い

安衛法第 101 条第 1 項の類似の規定として労働基準法第 106 条第 1 項がある。労基法第 106 条第 1 項では法令またはその要旨のほかに就業規則や労使協定等の周知義務が課せられているが、法令またはその要旨そのものを周知している事業場は稀であろう。法令そのものは現在はインターネット等で容易に確認することができ、労働基準監督署の指導も事実上就業規則や労使協定等の未周知についてのみ行われ、法令またはその要旨そのものの未周知についての指導は行われていないと思われる。

同じように、安衛法第 101 条でも、労働基準監督署の指導は第 2 項の産業医の業務内容等や第 4 項の化学物質に関し通知された事項等（一般的には SDS）の未周知についてのみ行われ、第 1 項における法令また

はその要旨そのものの未周知についての指導は行われていないと思われる<sup>12</sup>。

なお、安衛則第 23 条第 3 項において、安全委員会、衛生委員会の議事概要の周知義務を課しており、その方法について安衛法第 101 条第 1 項と同様の方法が定められているが、安衛則第 23 条第 3 項は安衛法に委任根拠を持たない。（安衛則第 23 条第 4 項の議事録の保存義務は安衛法第 103 条第 1 項が根拠条文である。）

#### 1. 2. 4 行政指導

行政指導の現場において、他の条文の規定に違反が認められる事業場は法令の周知についても違反の可能性が高いと考えられる。労働基準監督官や技官が事業場を臨検し、例えばボール盤使用時に手袋を着用している労働者を認めた場合は、安衛法第 20 条、安衛則第 111 条の条文に関する周知についても未実施であることがほとんどと思われる。安衛法令の他の条文に関する違反を認めた場合、法令の周知に関する条文の違反の有無についても併せて確認すれば、全体として法令の履行確保の期待が高まると考えられる。

ここで留意すべきは、安衛法の多くの条文は「事業者は……しなければならない／してはならない」と規定していることである。例えばボール盤を用いる作業の場合、安衛法第 20 条、安衛則第 111 条では

第 1 項 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

第2項 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

と規定されている。

そのため、ボール盤に「手袋着用禁止」と張り紙をしている事業者は多いと思われるが、この張り紙はあくまで安衛則第111条第1項の事業者の措置の一環であって、安衛法第101条第1項の法令の周知とはならないと考えられる。（強いて言えば、安衛則第111条第2項についての周知と言えなくもない。）

1. 2. 1の通り、法令の周知は事業者の責任宣言的な意味を持ち、自主的な法令の遵守を促す趣旨から考えると、「事業者は労働者にボール盤を使用させる際、手袋を着用させてはならない」ということを周知して初めて法令の周知義務を履行していると考えられる。

現状は法令またはその要旨を周知している事業者や未周知の事業者に対する行政指導はほとんどないと思われるが、その理由としては安衛法令は条文が膨大であり、全部を周知することは事実上不可能であり、またそれは作業現場の実態に即した周知の趣旨にもそぐわないであろう。（例えば労働調査会発行『安衛法便覧Ⅰ～Ⅲ』を各作業場に備え付けていれば形式上は本条違反とはみなされないであろうが、労働災害防止の観点からはあまり意味はないであろう。）

したがって、厚生労働省や防災団体等において業種や作業内容に応じて法令の内容を簡易的にまとめたリーフレット等を作成し、それらを作業場所ごとに掲示するよう指導することが効率的かつ効果

的な方法と考えられる。詳細な規定については別途ポータルサイトを用意し、そのURLのQRコードをリーフレットに添付しておけば、いつでも詳細な規定を参照することが可能となる。（図1、2参照）

〔罰則〕

事業者が第101条第1項の規定に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第1号）

## 2. 第102条

### 2. 1 条文

（ガス工作物等設置者の義務）

第百二条 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

### 2. 2 趣旨・内容

#### 2. 2. 1 趣旨

法第102条は、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインを設けている者に対し、当該工作物の所在する場所又はその附近で建設工事等を行う者から、当該工作物による労働災害を防止するためにとるべき措置について教示を求められたときは、これを教示しなければならないことを定めている<sup>13</sup>。

#### 2. 2. 2 内容

建設工事を行う場合、工事中にガス管、電力地下ケーブル、蒸気配管、石油配管などの地下埋設物に接触し、これを破壊したことにより重大な災害を発生させるリスクが存在する<sup>14</sup>。

そのため、接触あるいは破壊したことにより重大な労働災害を発生させるおそれのあるガス工作物などが存在する場所における工事に際しては、事前又は工事中に適切な対策を講ずることが必要となる<sup>15</sup>。この対策を講じる場合においては、ガス工作物などの設置者が危険性及び破壊、漏洩等の事故の防止対策に関する必要な知識と経験を有しているのが普通であるため、工事の施工者に適切な措置をとらせるためにも、ガス工作物等の設置者に災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示義務を課すこととしている<sup>16</sup>。

法第 102 条の工作物としては、ガス工作物以外に次のものが定められている（安衛令第 25 条）。

- ①電気工作物
- ②熱供給施設
- ③石油パイプライン

### 3. 第 103 条

#### 3. 1 条文

（書類の保存等）

第百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類（次項及び第三項の帳簿を除く。）を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機

関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

#### 3. 2 趣旨・内容

##### 3. 2. 1 趣旨

法第 103 条では、労働基準監督機関による監督の実効性を確保するとともに、事業場における安全管理・衛生管理手法の適正化と水準の向上に資するため、労働安全衛生法と同法に基づく命令の規定に基づき作成すべきこととされた書類のうち、特に労働災害を防止するうえで必要とされるものについては一定期間関係者に保存させることとし、また、当事者の資格等に関するものに関しては、その備付け及び保存を義務づけている<sup>17</sup>。

##### 3. 2. 2 内容

事業者、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関、コンサルタントは、一定の

書類・帳簿を作成し、一定の期間保存しなければならない<sup>18</sup>。

〔保存すべき書類の種類及び期間〕

法第 103 条第 1 項に基づき事業者が保存すべき書類としては、

- ①特別教育に関する記録
- ②健康診断の結果に関する記録
- ③定期自主検査の結果に関する記録
- ④作業環境の測定に関する記録及びその評価の記録
- ⑤安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会における議事で重要なものに関する記録などがある<sup>19</sup>。

このような記録の保存年限はそれぞれの規則が定めている。例えば、定期自主検査結果報告記録、作業環境測定結果記録、安全・衛生委員会会議記録、特別教育記録は、原則として 3 年間とされ、健康診断結果記録や面接指導結果記録に関しては、医療法の規定によるカルテの保存年限に合わせて保存年限が 5 年間とされている（表 1）<sup>20</sup>。

また、特化則等において、発がん性のある物質に係る健康診断の結果等については、その保存期間が 30 年間とされ、石綿則第 40 条各項の健康診断結果記録（石綿健康診断個人票）に関しては、労働者が常時業務に従事しないこととなった日から 40 年間の保存が定められている<sup>21</sup>。

〔第 103 条第 2 項の規定に基づく帳簿〕

第 103 条第 2 項の規定による帳簿としては、登録製造時等検査機関又は登録性能検査機関が作成する製造時等検査又は性能検査の対象機械等に関する帳簿、登録個別検定機関又は登録型式検定機関が作成する個別検定又は型式検定の対象機械等に関する帳簿、検査業者が作成する特定自主検査の

機械等に関する帳簿、指定試験機関が作成する免許試験に関する帳簿及び登録教習機関が作成する技能講習又は教習に係る帳簿がある（表 2）<sup>22</sup>。

〔第 103 条第 3 項の規定に基づく帳簿〕

第 103 条第 3 項の規定による帳簿としては、コンサルタントが依頼者の氏名等を記載する帳簿があり、この帳簿は記載の日から三年間保存しなければならない（コンサルタント則第 22 条）<sup>23</sup>。

〔罰則〕

事業者が、法第 103 条第 1 項の規定に違反して、作成した書類を保存しない場合は、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 1 号）。

登録製造時等検査機関等の役員又は職員が、第 103 条第 2 項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第 5 号）。

コンサルタントが、第 103 条第 3 項の規定に違反して、記載した帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 6 号）。

D. 考察

E. 結論

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
  
2. 実用新案登録
  
3. その他

H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表1 事業者の書類の保存

書類	保存期間
救護に関する訓練に関する記録	3年間
特別の安全衛生教育の受講者、科目などの記録	3年間
作業環境測定の結果の評価の評価日時、評価箇所、評価結果及び評価を実施した者の氏名の記録	鉛業務を行う作業場及び有機溶剤の製造・取扱いの作業場は3年間、特定化学物質及びコークスの製造などの作業場は3年間（クロム酸などを製造する作業場は30年間）、粉じん作業場は7年間、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造の作業場は40年間
健康診断個人票（則様式第5号）	5年間
高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号）	5年間
電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号）	5年間保存した後に厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときを除き30年間
特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号）	特別管理物質の製造・取扱い業務は30年間 それ以外は5年間
石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号）	常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間
鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号）	5年間
四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル鉛則様式第2号）	5年間
有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号）	5年間
面接指導の結果の記録	5年間
じん肺則施行規則様式第3号による記録及びじん肺健康診断に関するエックス線写真	病院、診療所又は医師が保存しているエックス線写真を除き7年間

（表1：出典）木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））376～377頁（表7-10）。



表 2 登録製造時等検査機関などの帳簿の保存

区分	記載事項	保存期間
製造時等検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所</li> <li>②製造時等検査対象機械・設備の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置などに関する事項</li> <li>③製造時等検査を行った年月日</li> <li>④製造時等検査を行った検査員の氏名</li> <li>⑤製造時等検査の結果</li> <li>⑥製造時等検査合格番号</li> <li>⑦その他製造時等検査に関し必要な事項</li> </ul>	3年間
性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①性能検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに性能検査対象機械・設備の設置の場所</li> <li>②性能検査対象機械・設備の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置などに関する事項</li> <li>③検査証番号</li> <li>④検査証の更新を行った年月日</li> <li>⑤検査証の有効期間</li> <li>⑥性能検査を行った検査員の氏名</li> <li>⑦性能検査の結果</li> <li>⑧その他性能検査に関し必要な事項</li> </ul>	3年間
個別検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別検定を受けた者の氏名又は名称</li> <li>②個別検定対象機械・設備の種類、型式及び性能</li> <li>③個別検定を行った年月日</li> <li>④個別検定を行った検定員の氏名</li> <li>⑤個別検定の結果</li> <li>⑥個別検定合格番号</li> <li>⑦その他個別検定に関し必要な事項</li> </ul>	10年間
型式検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>①型式検定を受けた者の氏名又は名称</li> <li>②型式検定対象機械・設備の種類、型式及び性能</li> <li>③型式検定を行った年月日</li> <li>④型式検定を行った検定員の氏名</li> <li>⑤型式検定の結果</li> <li>⑥型式検定合格番号</li> <li>⑦その他型式検定に関し必要な事項</li> <li>⑧型式検定を行ったときはその年月日</li> <li>⑨型式検定において不合格としたときはその理由</li> </ul>	10年間

特定自主検査	①特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所 ②特定自主検査を行った機械・設備の種類、型式、性能及び製造年月又は製造番号 ③特定自主検査を行った年月日 ④特定自主検査を実施した者の氏名 ⑤特定自主検査の結果 ⑥その他特定自主検査に関し必要な事項	3年間
免許試験	免許試験の区分ごとの合格者の氏名、生年月日及び住所	試験事務を廃止するまで
技能講習又は教習	技能講習又は教習の修了者の氏名、生年月日、本籍地、終了年月日及び終了証番号	技能講習の場合は業務の廃止まで 教習の場合は2年間
	①技能講習又は教習の種類、科目及び時間 ②技能講習又は教習を行った年月日 ③技能講習の講師又は指導員及び技能検定員の氏名並びにその者の資格に関する事項 ④技能講習又は教習の結果 ⑤その他技能講習又は教習に関し必要な事項	5年間
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の区分ごとに次の事項 ①各月における登録、登録の拒否及び登録の取消しの件数 ②各月における登録証の書換え、再交付及び返納の件数 ③角津におけるコンサルタントがその業務を廃止又は死亡した場合の報告などの件数 ④各月の末日において登録を受けている者の人数	登録事務を廃止するまで

(表2：出典) 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））377～379頁  
(表7-11)

図1 プレス機械等のリーフレット

**機械による労働災害防止対策を強化するため  
労働安全衛生規則を改正しました  
(プレス機械対策を中心に)**

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による指切断災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部を改正しました。  
改正規則は平成23年7月1日から施行されます。

**改正の概要**

- 1 プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加(第131条)**  
プレスブレーキ(※1)に使用できる安全装置(プレスブレーキ用レーザー式安全装置)を追加しました。この装置は、スライドの速度を低速(毎秒10ミリメートル以下)とすることができ、操作部を操作している間のみスライドを動作させることができるプレスブレーキに設置、使用することができます。  
(※1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス機械
- 2 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条および附則)**  
手払い式安全装置は、使用禁止となります。ただし、当分の間、プレス機械の操作部が両手操作式のものに取付けた場合に限り使用することができます。
- 3 機械のストローク端による危険防止措置の充実(第108条の2)**  
ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械に限らず、移動するテーブルなど該当するものすべて、危険を防止する措置を講じなければならなくなります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



- ※3 当分の間、手払い式安全装置を使用することができるプレス機械の条件**
- 操作方法が両手操作式であること
  - ストローク長さが
    - ① 40ミリメートル以上
    - ② スライドの作動中に手の安全を確保できる防護板(以下「防護板」)の高さ以下(防護板の高さが300ミリメートル以上のものは300ミリメートル以下)
  - 毎分ストローク数が120以下

※この経過措置については、改正規則の施行状況を踏まえて将来的に見直しを予定しています。新たにプレス機械の安全対策を行う場合は、できる限り手払い式安全装置以外の措置を選択しましょう。

**III 機械のストローク端による危険防止**

労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、改正前は工作機械にのみ、柵、覆いなどを設けることを規定していましたが、工作機械以外の移動するテーブルやラムを有する機械でも、テーブルと建物設備の間に挟まれる死亡災害が発生していることから、ストローク端のリスクを有するすべての機械について、危険防止のための措置を講じなければならぬこととしました。

**対象を工作機械から、ストローク端のリスクを有するすべての機械に拡大!**

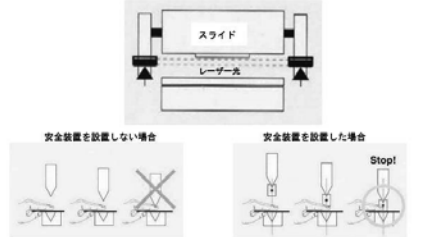


※対象となる機械には、カッター/シブプレス、木工用のNCルーター、NCプレスなどがあります。  
※危険を防止する措置とは、例えば、①覆い/柵を設けること、②変速式安全装置・マフラー安全装置を設置し、作業者の進入を検知したときに機械の作動を停止させること、などがあります。

**I プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加**

プレスブレーキは、材料を手を持って加工する場合など、従行の光線式安全装置が使いにくいことがあります。今回の改正により、一定の条件(※2)を満たすプレスブレーキについて、「プレスブレーキ用レーザー式安全装置」が使用できるようになりました。この安全装置については、今回、「プレス機械又はシーヤの安全装置構造規格」にも、新たに規定しています(第22条の2)。このような安全装置は、欧州規格(EN規格)に基づき、ヨーロッパなどでも使用されています。

この安全装置は、プレスブレーキの停止性能に応じ、身体の一部がスライドに挟まれるおそれがないよう、上部の近傍に射出機構のレーザー光線を配して使用します。



- (※2) プレスブレーキ用レーザー式安全装置を取り付けることができる一定の条件**
- (1)スライドの速度を毎秒10ミリメートル以下の低速にすることができるものであること。
  - (2)(1)の低速でスライドを動作させるときは、スライドの操作部を操作している間のみスライドを動作させるものであること。例えば、足踏みスイッチを用いる場合は、動いている間のみスライドが作動するもの。

**II 手払い式安全装置の原則使用禁止**

手払い式安全装置は簡便な安全装置として使用されてきましたが、足踏みスイッチのプレス機械に設置した場合に、手をいれずにスライドに手を挟まれることがありました。そこで、今後は原則使用禁止とします。ただし、両手操作式のプレス機械など一定の条件(※3)を満たすものに限り、当分の間、使用することができます。

**改正 労働安全衛生規則**

**第108条の2(ストローク端の覆い等)**  
事業者は、研削盤又はプレーナーのテーブル、シーバーのラム等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、柵又は柵を設ける等当該危険を防止する措置を講じなければならない。

**第131条(プレス等による危険の防止)**  
(略)

2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒10ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを動作させるときはスライドを動作させるための操作部を操作している間のみスライドを動作させる性能を有するものであること。

3 (略)

**附 則**  
**第25条の2(手払い式安全装置に係る経過措置)**  
当分の間、第131条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「手払い式安全装置」とあるのは、「手払い式安全装置(ストローク長さが40ミリメートル以上であって防護板(スライドの作動中に手の安全を確保するためのものをいう。))の長さ(当該防護板の長さが300ミリメートル以上のものにあつては、300ミリメートル)以下のものでも、毎分ストローク数が120以下である両手操作式のプレス機械(以下「両手操作式プレス機械」とする。))とする。

※労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の改正とあわせて、「プレス機械又はシーヤの安全装置構造規格」(昭和53年労働省令第102号)、「動力プレス機械構造規格」(昭和52年労働省令第116号)も改正しました。

このリーフレットに関するお問い合わせは、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

図2 溶接ヒュームに関するリーフレット

### 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。  
※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。  
・作業場の建物の面積の半分以上にわたって壁、天井その他のしやべい物が設けられている場所  
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建屋中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化用の特定化学物質（管理第2類物質）として位置づけました。

※金属アーク溶接等作業  
・金属をアーク溶接する作業  
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業  
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

溶接ヒューム	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝縮した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）	
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガ（MnO）について神経機能障害 三酸化二マンガ（Mn2O3）について神経機能障害、呼吸器系障害		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 2. 特定化学物質としての規制

#### (1) 全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第1項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
- ※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、排気換気装置が含まれます。
- 「全体換気装置」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→6ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その構造、質等の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】 【局所排気装置の例】

#### (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第2項～第8項）

- 「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」の場合、当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（経過措置期間は下記参照）。
- ※「変更しようとするとき」には、以下の場合が含まれます。
  - 溶接方法が変更された場合
  - 溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を及ぼす場合

### 必要な措置の流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 → 3ページ  
 ↓ 測定の結果マンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>以上の場合  
 ② 換気装置の風量の増加 其他必要な措置 → 4ページ  
 ↓  
 ③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定 → 3ページ  
 ↓  
 ④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる → 4ページ  
 ↓  
 ⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）1年以内ごとに1回、フィットテスト（※）の実施 → 5ページ

経過措置期間 → 8ページ  
 令和4年3月31日まで  
 令和5年3月31日まで

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

### ①③ 溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示第1条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

サンブラー、ポンプ

(注) 個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

#### 個人ばく露測定の詳細

- 試料空気は採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する**試料採取機器**を用いる方法により行います。  
 ※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位（呼吸域）に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。
- 試料空気は採取の対象者、時間は以下のとおりです。  
 ・試料採取機器の装着は、労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（以下「均等ばく露作業」）ごとに、それぞれ、適切な数（2人以上に限る）の労働者に対して行います。  
 ※均等ばく露作業に従事する労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。  
 ・試料空気は採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する分粒装置を用いる**過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- 分析方法は、吸光度分析方法、原子分光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

### ② 換気装置の風量の増加其他の措置（特化則第38条の21第3項）

- 溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**其他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。  
 ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>を下回る場合  
 ・同一作業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合  
 ※「其他必要な措置」には、次の措置が含まれます。  
 ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減  
 ・集じん装置による集じん  
 ・移動式送風機による送風の実施
- ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
- 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します。  
 （当該金属アーク溶接等作業方法を用いなくなった日から3年保存）

### ④ 呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガンの濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。  

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$
- 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

防シメタイプ	呼吸用保護具の種類	指定防護係数
		PF <sub>r</sub>
防シメタイプ	全面形面体	R53又はRL3 50
		R52又はRL2 14
		R51又はRL1 4
	半面形面体	R53又はRL3 10
		R52又はRL2 10
		R51又はRL1 4
電動ファン付き呼吸用保護具	使い捨て式	D53又はDL3 10
		D52又はDL2 10
		D51又はDL1 4
	全面形面体	P53又はPL3 1,000
		P52又はPL2 90
		P51又はPL1 19
	半面形面体	P53又はPL3 90
		P52又はPL2 33
		P51又はPL1 14
	フード型又はフェイスシールド型	S53又はSL3 25
		S52又はSL2 20
		S51又はSL1 11

(注) R51、R52などは、防シメマスクの規格の規定による区分。S級、A級およびB級、P51、P52などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数の値に劣る指定防護係数を上回ることを義務者が認める特定の款式については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

### ⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

● フィットテストの方法

① JIS T8150 (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側をそれぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

② 「フィットファクタ」が、以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● フィットテストの記録の方法  
確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ)。
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不適合となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大藪粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

---

### (参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】

電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】 【半面形面体】

### (3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能(HEPA)フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

### (4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

### (5) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

### ■ 溶接ヒュームの健診項目

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせきやパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤視力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガン濃度の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

### (6) その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① 安全衛生教育 (安衛則第35条)  
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のために必要な事項(特に、「呼吸用保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」など)について、教育を行う。
- ② ぼろ等の処理 (特化則第12条の2)  
対象物に汚染されたぼろ(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ 不浸透性の床の設置 (特化則第21条)  
作業場所の床は、不浸透性のもの(コンクリート、鉄板等)とする。
- ④ 立入禁止措置 (特化則第24条)  
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等 (特化則第25条)  
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ 休憩室の設置 (特化則第37条)  
対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ 洗浄設備の設置 (特化則第38条)  
以下の設備を設ける。  
・ 洗眼、洗身またはつがいの設備  
・ 更衣設備  
・ 洗濯のための設備
- ⑧ 喫煙または飲食の禁止 (特化則第38条の2)  
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等 (特化則第43条、第45条)  
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

### 3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定、呼吸用保護具の使用等												
特定化学物質作業主任者の選任												
全体換気の実施、特殊健康診断の実施、その他必要な措置												

● 現時点でも、粉じん類の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。  
- 令和4年4月1日以降、特化則と粉じん類に基づく防じんマスクについては、いずれか防じん性の高い方を使用しなければなりません。

● 現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。  
※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。

● 溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)

● 換気風量の増加その他必要な措置 (4/1~)

● 再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)

● 呼吸用保護具の選択・使用 (4/1~)

● フィットテストの実施 (4/1~)

● 選任職務 (4/1~)

● 実施義務 (4/1~)

改正内容に関する通達・資料はこちら  
厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000099121_00001.html)

条文の参照は、e-GOV法令検索システム  
<https://elaws.e-gov.go.jp/>

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署  
(所在案内: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)

- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））842頁。畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019年（令和元年））88～89頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第5版』（労働調査会、2020年（令和2年））1014頁。
- 2 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014頁
- 3 国際労働機関（ILO）ホームページ  
（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_238155/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238155/lang-ja/index.htm)）（2021年〇月〇日閲覧）。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014頁。
- 4 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842～843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014～1015頁。
- 5 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842～843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014～1015頁。
- 6 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））375頁。
- 7 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））844頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1016頁。
- 8 畠中前掲書（2019（令和元年））89頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1016～1017頁。
- 9 尾添博『改訂第2版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019年（令和元年））355頁。
- 10 木村前掲書（2013年（平成25年））376頁。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に 係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（平18・10・30 基安化発 1020001号）。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について」（平22・12・16 基安化発 1216 第1号）。
- 11 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1015～1016頁。
- 12 厚生労働省労働基準局が毎年発表する「労働基準監督年報」の定期監督の違反状況では、労基法第106条について指導していることは確認できるが、それが何についての（法令なのか就業規則なのか労使協定なのか）未周知なのかは把握できない。また、安衛法第101条については違反状況の欄がないため指導状況は確認できない。
- 13 木村前掲書（2013年（平成25年））379頁。畠中前掲書（2019年（令和元年））235頁。
- 14 法第102条の規定は、1970年（昭和45年）4月8日に発生した大阪市営地下鉄谷町線の建設工事中のガス爆発事故の教訓に基づき立法化されたものである（労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））1018頁）。この事故では、坑内に宙吊りにされたガス導管の継ぎ手が抜けたことによりガスが工事現場に噴出し、何らかの理由により引火爆発したことにより、工事関係者・通行人などに多数の死傷者（死者79人、負傷者420人）が発生した（久谷與四郎『事故と災害の歴史館 - “あの時” から何を学ぶか - 』（中央労働災害防止協会、2008年（平成20年））63～75頁）。
- 15 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））1018頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））845頁。
- 16 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））844～845頁。労働調査会出版局編前

---

掲書（2020年（令和2年））1018～1019頁。

17 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））847頁。畠中前掲書（2019年（令和元年））104～105頁。働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021頁。

18 尾添前掲書（2019年（令和元年））357頁。

19 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

20 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

21 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

22 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

23 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### 労働安全衛生法第 106 条から第 108 条の 2 までの逐条解説

分担研究者 森山 誠也 労働基準監督官

##### 研究要旨

第 106 条から第 108 条の 2 までの規定は、国の施策実施に関するものである。

第 106 条は、国が事業者の労働災害防止活動に関して行う援助に係る努力規定である。同条に基づく援助の具体例としては、労働基準監督機関が事業者に行う助言等もこれにあたるが、特別な支出を要するものは社会復帰促進等事業（以前は労働福祉事業）の一環として各種補助金、サービスの提供等が実施されている。過去には、減税措置、融資等による援助も行われていたが、行財政改革ないし行政刷新の流れを受け平成以降は事業縮小の傾向がみられた。

第 107 条は、厚生労働大臣が労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対して行う援助に係る努力規定である。具体的には、全国安全週間及び全国労働衛生週間などがある。

第 108 条は、政府が労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るために行う研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置に係る努力規定である。（未了）

第 108 条の 2 は（未了）



## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 106 条から第 108 条の 2 までについて、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験者（現職）である本分担研究者が、関係法規、行政解釈、専門書、公文書等のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

また、元厚生労働省労働基準局安全衛生部長の半田有道氏から、法令の運用等に関する情報提供を受けた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリスト

で班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 106 条

1.1 条文

(国の援助)	
第百六条	国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。
2	国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

1.2 趣旨

本法では、複数の事項について国の援助規定が置かれているが、本条は、それ以外の事項についても、国が、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとすることを定めるとともに、国がこの援助を行うに当たって中小企業者に対し特別の配慮をするものとすることを定めたものである。

本条の位置付けを把握するために、本法中の複数の国の援助規定を、概括的に、その対象者と対象分野で分類すると、次のようになる。

表 1 (労働安全衛生法中援助規定整理表)

	対象者
--	-----

		事業者	事業者以外	対象に限定無し
対象分野	労働災害防止	本条、 第 19 条の 3、 第 28 条の 2 第 3 項、 第 57 条の 3 第 3 項、 第 63 条	第 107 条	第 58 条、 第 66 条の 10 第 9 項、 第 71 条
	快適職場形成	第 71 条の 4		

本条の制定理由及び制定当初の援助措置の概要は、施行通達である昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」において次のとおり説明が尽くされているので引用する。

昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」(抄)  
記

第 3 概要

10 監督等 (第 10 章関係)

(3) 国の援助

事業者、とくに中小企業においては、資金的または技術的な問題により労働災害の防止措置が十分に果たせないという事情があることにかんがみ、法規制の拡充整備を図るとともに、国が事業者の行なう労働災害防止の基盤と環境を整備する努力を側面から援助することも、労働災害防止という点においては極めて有効な手法である。このため、この法律の制定を契機として、労働福祉事業団法を改正して、新たに労働安全衛生融資制度を設け、事業者に対しては安全衛生改善計画の実施に要する資金、健康診断機関に対しては健康診断用機器の購入に要する資金を労働福祉事業団が長

期低利で融資することとし、また、租税特別措置法の一部改正により、新たに特定の労働安全衛生設備の特別償却が認められることとなり、これらの減税措置を講ずることによつて安全衛生設備の整備の促進をはかることとしたこと。

このほか、その一環として、国は、行政措置により、安全衛生教育を行なう指導員を養成するための安全衛生教育センターの設置、健康診断機関に対する特殊健康診断用機器の整備に要する経費の補助、中小企業における特殊健康診断の実施のための巡回健康診断の実施等の援助を行なうこととしていること。

なお、このうち「このほか、その一環として」から始まる段落は、本条ではなく、本法制定当時の第 63 条及び第 71 条の規定に関する記述であると思われる。

### 1.3 条文解釈

#### 1.3.1 「国」

一般に、法令において国の義務を規定する場合の主語には、「国」や「政府」（第 108 条等）がある。

「国」とは、法律上の権利義務の主体としての国家を意味することが多いが、これに対して「政府」は行政府、即ち内閣及びその統括の下にある行政機関の意味で用いられることがある<sup>1</sup>。

例えば、男女共同参画社会基本法第 11 条（法制上の措置等）は、政府に施策の実施のため必要な具体的措置を講じることを義務付けることを明確にするために、主語を「国」でなく「政府」としている<sup>2</sup>。

また、国の義務を規定する場合の主語に「厚生労働大臣」（第 28 条の 2 第 3 項、第 57 条の 3 第 4 項、第 107 条等）など行政機

関の長が置かれる場合もある。行政機関の長の援助義務は、援助の範囲が当該行政機関の権限の範囲内で行うことができるものに限られると考えられる一方で、当該行政機関の長に一定の具体的な義務が課されたものとも解すこともできる。

本条は、主語を「政府」ないし「厚生労働大臣」とせず、最も広義の「国」としていることから、あらゆる意味における国の援助について一般的かつ包括的に規定したものと解すことができるだろう。

#### 1.3.2 「第十九条の三…に定めるもの」

現在、本法では、本条以外に、次表のとおり、9 個の特別の事項について、国又は厚生労働大臣による援助規定を置いている（各条文の主題部分に下線を附した。）。

条項	規定内容の概要
第 19 条の 3	国は、 <u>常時 50 人未満の事業場の労働者の健康の確保</u> のために援助を行うよう努めること。 (労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 8 年 6 月 19 日法律第 89 号)により新設)
第 28 条の 2 第 3 項	厚生労働大臣は、 <u>事業者が行うリスクアセスメント</u> について指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。 (労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年 11 月 2 日号外法律第 108 号)により新設)
第 57 条の 3 第 4 項	厚生労働大臣は、 <u>事業者が行う通知対象物等に係るリスクアセスメント</u> について指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。(労働安全衛生法の

	一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により新設）		図るための必要な援助を行うよう努めるとともに、この援助を行うに当たって、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする
第 58 条	<p>国は、<u>化学物質に係る有害性の調査の適切な実施に資するため、必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めること。</u></p> <p>（労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）により第 57 条の 4 として新設、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）により第 57 条の 5 に移動、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により第 58 条に移動）</p>		<p>（援助の対象事項は、本法制定当初は健康診断のみに係る規定であったが、作業環境測定法（昭和 50 年 5 月 1 日法律第 28 号）により作業環境測定が追加され、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により労働者の健康の保持増進とされるとともに第 2 項が新設されて中小企業者への特別の配慮をするものとされ、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により援助の一つに受動喫煙の防止のための設備の設置の促進が追加）</p>
第 63 条	<p>国は、<u>事業者が行う安全衛生教育の効果的实施を図るため必要な施策の充実に努めること。</u></p> <p>（本法制定時から改廃無し）</p>	第 71 条の 4	<p>国は、<u>事業者による快適な職場環境を形成する措置の適切有効な実施に資するため、必要な援助を行うよう努力すること。</u></p> <p>（労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律（平成 4 年 5 月 22 日法律第 55 号）による追加）</p>
第 66 条の 10 第 9 項	<p>国は、<u>心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、ストレスチェック結果を利用する労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により追加）</p>	第 107 条	<p>厚生労働大臣は、<u>安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提</u></p>
第 71 条	<p>国は、<u>労働者の健康の保持増進に関する措置の適切有効な実施を</u></p>		

	<p>供その他必要な援助を行うように努めること。 (下記 2 参照)</p>
--	--------------------------------------------

本法制定時は、特別の事項に関する援助規定はこれらのうち第 63 条、第 71 条及び第 107 条のみであったが、その後の法改正により特別規定が 9 個に増加している。

本条は、事業者が行う活動に対する国の援助義務に関する一般的規定であり、このうち第 107 条を除く 8 個の特別の事項以外の事項についても、国が援助を行うよう努めることを規定している。

したがって、理論的には、本条から特別規定を分離し、又は特別規定を本条に吸収することもできるであろう。

ただし、この 8 個の特別規定の中には、事業者が行う活動に対する援助を定めるもののほか、援助の対象者を事業者に限定していないものもあることから、全てを本条に吸収することはできない。また、第 71 条の 4 は、快適な職場環境の形成を目的とする規定であることから、労働災害の防止を目的とする本条に吸収することはできないであろう。

以上のほか、第 93 条において、産業安全専門官及び労働衛生専門官の職務として、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うことを定めている。

### 1.3.3 「労働災害の防止に資するため」

本法の目的は、第 1 条によれば、労働災害の防止（ないし職場における労働者の安全と健康の確保）と快適な職場環境の形成を促進することの 2 つであるが、本条は、このうち前者に係る国の援助について規定

したものである。

後者に関する国の援助については、第 71 条の 4 で規定されている。

### 1.3.4 「事業者」

事業者は労働安全衛生法第 2 条で定義される事業者、即ち「事業を行う者で、労働者を使用するもの」である。

### 1.3.5 「安全衛生施設の整備」

「施設」とは、一定の目的のために設けられる土地や建物を意味することもあるが、さらに広く物的設備のほかにも人的要素を加味した事業活動の全体を総合的に指し示す意味で用いられることが多い<sup>3</sup>。

「整備」とは、整えそなえること<sup>4</sup>であり、新設はもちろん、点検、修理等も含まれるだろう。

かつて存在した職場環境改善資金制度の貸付条件によれば、機械等の新設、増設及び改造、土地の取得及び整備と並んで運転資金も融資対象となっているが<sup>5</sup>、これらはいずれも「安全衛生施設の整備」に含まれるものであろう。

### 1.3.6 「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施」

本法第 78 条の特別安全衛生改善計画、第 79 条の安全衛生改善計画をいう。

この部分は、従来「安全衛生改善計画」であったものが、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）による特別安全衛生改善計画指示制度の創設により、「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」と表現を整理された。従前は第 78 条で安全衛生改善計画制度を、第 79 条で事業者等の安全衛生改善計画の遵守義務を規定していたが、同改正法によりこれら 2 条の全部が改正され、第 78 条

で特別安全衛生改善計画制度を、第 79 条で安全衛生改善計画制度を規定することになった。

かつて存在した職場環境改善資金では、事業者側から労働基準監督署への相談を端緒として労働基準監督署が事業場を点検し、その結果に基づき都道府県労働基準局長が当該事業者に対して安全衛生改善計画の作成を指示し、それに対して事業者が安全衛生改善計画を作成することが貸付条件の一つとされていた<sup>6</sup>。

### 1.3.7 「その他の活動」

労働災害の防止に資するあらゆる活動が含まれると解される。

### 1.3.8 「金融上の措置」

一般に、金融とは、金銭の融通、特に資金の借り手と貸し手のあいだで行われる貨幣の信用取引をいう<sup>7</sup>。

一般に、政府による資金供給のあり方には無償資金（補助金等の予算措置）と有償資金（融資、出資及び投資）が考えられるが<sup>8</sup>、金融上の措置といった場合には、有償資金のみを意味すると思われる。

かつて存在した融資事業（1.7.4.3 参照）は 1.3.2 及び 1.4 に掲げた各規定に基づく援助に該当しない限り、原則的には本条に基づくものであろう。

なお、国の施策実施規定中の「〇〇上の措置」という形の表現については、「法制上、財政上又は金融上の措置」（ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年法律第 2 号）第 7 条）、「法制上、財政上又は税制上の措置」（スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 8 条）、「法制上、財政上、税制上又は金融上の措置」（バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）第

19 条）、「法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置」（労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成 27 年法律第 69 号））など、主に基本法に用例がある。

### 1.3.9 「技術上の助言」

「技術上の助言」には、労働基準監督機関による援助（1.7.1、1.5 参照）が含まれる。なお、第 93 条で、産業安全専門官及び労働衛生専門官は、事業者に対して労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うと規定されているが、これも「技術上の助言」に含まれるであろう。

労働基準監督機関以外の機関による技術上の助言としては、労災防止指導員等の制度（1.7.4.1 参照）、産業保健総合支援センターの相談対応（第 19 条の 3 の規定に係る援助を除く。）、中央労働災害防止協会が行う中小規模事業場安全衛生サポート事業等は、この技術上の助言に含まれるだろう。

### 1.3.10 「その他必要な援助」

金融上の措置及び技術上の助言以外の必要な援助としては、減税措置、補助金（助成金を含む）、資料の提供、集団指導（講習会）等がこれに該当するだろう。

なお、一般的に、減税、納税猶予等の措置を「税制上の措置」とする用例や、補助金の支出や金融上の措置を含めた予算案の作成及び国会提出、予算の執行等による措置を「財政上の措置」とする用例がある<sup>2</sup>。

「減税措置」については、国の徴税権に制約を加えるものであることから<sup>9</sup>、あるいは直接的に税収減に繋がることから<sup>10</sup>、各種の援助措置の中でも、実現のためのハードルが極めて高いと言われているという証

言がある。

### 1.3.11 「援助を行う」

各種援助については、一般に、国が自ら事業を行うもののみならず、国費を投じた委託事業等を行う場合も含まれると解されよう。

なお、補助金を始めある種の事業には当然予算が必要となるが、既に事業者に対して義務付けられた事項を援助することは難しく、事業者の努力義務となっている事項の促進のための援助や、法令改正に伴う経過措置期間において事業者の対応を促進するための援助の方が、予算措置を求めやすいという証言がある<sup>11</sup>。この例として、近年ではフルハーネス型墜落制止用器具等の導入促進のための既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 参照）がある。

### 1.3.12 「努めるものとする」

本条の規定は努力義務にとどまっており、また援助内容が具体的に定められているわけではないことから、本条に基づく援助事業の経費は義務的経費ではなく裁量的経費にとどまり、その時々政治及び政策により大きな影響を受けると考えられる。

しかし、援助措置に係る予算要求の際の根拠条文となりうることから<sup>10</sup>、その点で、本条には意義があるといえる。

### 1.3.13 「中小企業者」

本条及び第 71 条で「中小企業者」という語が使用されているが、その定義は示されていない。

中小企業者に関する国等の施策の総合的な推進等について規定する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項では、同法に基づいて講ずる国の施策の対象とする「中小企業者」の原則的な範囲（以

下本報告書において「原則的範囲」という。）が次表のように定められている。ただし、同項に明記されているように、それは飽くまで原則であり「その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。」と規定されている。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②及び③を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④小売業	5000 万円以下	50 人以下

本条に基づいて講ぜられる国の援助措置である既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 参照）の対象者は、この原則的範囲の中小企業者となっている。

ただし、この中小企業者の原則的範囲は、法改正等により変更されるものであることに注意が必要である。

中小企業基本法は昭和 38 年 7 月 20 日に公布され、即日施行されたが、このときの中小企業者の原則的範囲は、次表のとおりであった。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①工業、鉱業、運送業 その他の業種（②を除く）	5000 万円以下	300 人以下
②商業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

その後、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法

律（昭和 48 年法律第 115 号）が昭和 48 年 10 月 15 日に公布・即日施行され、これにより中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は次表のように改められた。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①工業、鉱業、運送業 その他の業種（②及び③を除く）	1 億円以下	300 人以下
②卸売業	3000 万円以下	100 人以下
③小売業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

さらにその後、中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 146 号）による改正により、中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は現在のものになっている。

#### 1.4 関係規定

ここでは他の労働安全衛生関係法令中の国等の援助規定について述べることとし、本法中の関係規定については 1.3.2 で、国の援助事業の実施に関する法令については必要に応じて 1.7 の中で、国際労働基準については 1.5 で述べることとする。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号、船災防法）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号、CO 法）、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号、家労法）、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号、作環法）及び建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号、建設職人基本法）においては、次表のように、国の援助に関する規定が設

けられている。

法条項	規定内容の概要 (安全衛生関係)
労働基準法第 105 条の 2	厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、労働基準法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならないこと。
じん肺法第 32 条～第 35 条	政府は、事業者に対して粉じんの測定・発散防止抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めるとともに、じん肺の予防に関する技術的研究及び当該技術的援助を行うため必要な施設の整備を図らなければならないこと。また、都道府県労働局及び産業保安監督部に、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行わせるため、粉じん対策指導委員を置くこと。 政府は、じん肺管理区分が管理 3 の労働者の職業転換に関し適切な措置を講ずるように努めること。 政府は、じん肺にかかった労働者であつた者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に関し適切な措置を講ずるように努めなければならないこと。



船災防法第5条	国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるとともに、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
CO法第9条～第11条	政府は、炭鉱災害によるCO中毒症について療養補償給付を受けていた被災労働者であって同症が治ったものに対し、必要があると認めるときは、社会復帰促進等事業の一環として診察、保健指導等を行うこと。また、政府は、炭鉱災害によるCO中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならないこと。
家労法第25条	国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他家内労働法の目的を達成するために必要な援助を行なうよう努めなければならないこと。
作環法第47条	政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び登録講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を

	行うように努めるものとする。
建設職人基本法第7条	政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

労働基準法については1.6.2、家内労働法については1.9.3、船員法については1.9.2で別途述べるものとする。

### 1.5 国際労働基準

日本は、1919年の創設時から国際労働機関（ILO）に参加していたが、1938年11月に脱退を通告し、2年後に発効した。その後、1951年の第34回ILO総会で日本の再加盟が承認され、同年11月に発効した<sup>12</sup>。

従来、国際労働基準においても、国や労働監督機関による援助について繰り返し謳われてきた。

#### 1.5.1 労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第20号）

労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第20号、第5回総会で1923年10月29日採択）<sup>13</sup>では、次のとおり、監督官は、健康安全の最善の標準について、使用者に対し情報供与及び助言をすべきと勧告している。

Recommendation concerning the General Principles for the Organisation of Systems of Inspection to Secure the Enforcement of the Laws and Regulations for the Protection of the Workers, 1923 (No. 20, ILO)

II. Nature of the Functions and Powers of Inspectors

B. SAFETY

7. (略)

(b) that inspectors should inform and advise employers respecting the best standards of health and safety;

1.5.2 産業災害の予防に関する勧告(第31号)

1.5.2.1 概要

産業災害の予防に関する勧告（第31号、第12回総会で1929年6月21日採択、第109回総会で2021年撤回）<sup>14</sup>では、第10項で常設安全展覧会の設置又は設置の促進を勧告している。また、第23項で国が災害保険機関及び災害保険会社を災害予防事業に協力させるべきことを勧告しており、その協力の方法の例として、監督機関への災害情報の報告、災害調査研究機関及び安全第一運動への協力、使用者への安全装置の貸付、災害防止について労働者、技術者その他の者がした発明等に対する褒賞、使用者及び公衆への宣伝、安全措置への助言並びに安全博物館及び災害予防教育施設への醸出を挙げている。

また、第107条関係であるが、同勧告第9項では、国が災害予防に関する労働者の関心を覚醒させ維持させるための取組を行うべきことについて、第11項では、国が、使用者に災害予防に関する労働者教育の改善を行わせ、労働者団体にその教育への協力を行わせるようにすべきことについて勧告していた。

Prevention of Industrial Accidents  
Recommendation, 1929 (No. 31)

II

9. It is recommended that the Members should do all in their power to awaken and maintain the interest of the workers in the prevention of accidents and ensure their co-operation by means of lectures, publications, cinematograph films, visits to industrial establishments, and by such other means as they may find most appropriate.

10. It is recommended that the State should establish or promote the establishment of permanent safety exhibitions where the best appliances, arrangements and methods for preventing accidents and promoting safety can be seen (and in the case of machinery, seen in action) and advice and information given to employers, works officials, workers, students in the engineering and technical schools, and others.

11. In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members co-operate in this work.

IV

23. The State should use its influence with accident insurance institutions and

companies to co-operate in the work of accident prevention by such means as the following: communication of information on causes and consequences of accidents to the inspection service or other supervising authorities concerned; co-operation in the institutions and committees referred to in Paragraph 1 and in the Safety First Movement in general; advances to employers for the adoption or improvement of safety appliances; the award of prizes to workmen, engineers and others who, by their inventions or ideas, contribute substantially to the avoidance of accidents; propaganda among employers and the public; advice on safety measures, contributions to safety museums and institutions for instruction in accident prevention.

The most effective practice is to lay particular stress on promoting understanding of sound labour conditions and of the legal provisions, and on informing and advising employers and workers of the most effective means of complying with their legal obligations. At the same time, the way is left open for repressive measures to be applied, if unavoidable, in cases of serious or repeated offences and obviously intentional violation.

1.5.2.2 採択までの審議経過

(未了)

1.5.3 労働監督官の手引

労働監督官の手引（Guide for labour inspectors）（1955年）<sup>15</sup>では、最も効果的な監督手法として、健全な労働条件及び法令に関する理解の促進と、労使に対し最も効果的な法的義務履行についての情報提供と助言を行うこととし、重大・悪質な違反行為に対してやむをえず抑圧的な措置を講じることとしている。

Guide for labour inspectors  
Part I. *The Labour Inspection Service*  
Method and Standards of Inspection  
Methods of Inspection  
(…略…)

1.5.4 その他

以上のほか、日本は批准していないが、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号、第67回総会で1981年6月22日採択）<sup>16</sup>及びこれを補足する職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する勧告（第164号、第67回総会で1981年6月22日採択）<sup>17</sup>では、国の援助を含む国の施策についてより体系的な規定がなされている。

1.6 沿革

ここでは国等の援助ないし援助規定の沿革について述べることとし、国の援助事業の実施のための法令については1.8で簡単に述べることとし、国際労働基準に関しては1.5で述べることとする。

なお、報告者が若干の調査を行った範囲内では、戦前戦中の労働関係法において国の援助規定を見つけ出すことはできなかった。

1.6.1 戦前戦中の状況

戦前戦中の民間団体（官製を含む。）による労働安全衛生関係の運動、活動等については、中央労働災害防止協会編（2011年）

『労働安全運動史—安全専一から100年』<sup>18</sup>に詳しいが、引用文献を明確にしたより学術的な文献として、近代日本の安全衛生運動に尽力した蒲生俊文に焦点を当てた研究である堀口良一著（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版）<sup>19</sup>がある。同書によれば、戦前期の日本の安全運動（個別の社内運動及び地域的ないし業界内の運動を除く。）には、大正6年に始まる安全第一協会、中央災害防止協会、日本安全協会と続く民間の安全運動の系譜と、昭和4年に設立された産業福利協会を起源とする官製の安全運動の系統があり、この2系統は昭和16年に大日本産業報国会へ統合された<sup>20</sup>。

安全第一協会は、雑誌『安全第一』の刊行のほか、大正8年5月4日から7月10日まで文部省東京教育博物館で開催され延べ183,605人の入場者があった災害防止展覧会（別称 安全第一展覧会）に多大な協力を行うとともに、同展覧会会期中の6月15日から6月21日まで、東京市とその隣接町村において内田 嘉吉<sup>21</sup>を主催者代表として日本最初の安全週間を実施したが、収入の殆どを会費及び寄附に頼っており<sup>22</sup>、本分担研究者の若干の調査では、国が援助をしていた状況は確認できなかった。

産業福利協会は、大正14年11月、内務省社会局の外郭団体として設立されたが、その性格は、工場法等の労働法規の円満なる施行、労働安全衛生の改善、労働者福利の増進等を目的とした工場及び鉱山に関する事業主団体の全国組織として、労働行政を所管する内務省社会局を補佐するものであり、事務所は社会局内に置かれていた<sup>23</sup>。その後、産業福利協会は昭和4年2月に財

団法人となり、昭和11年に解散した。産業福利協会の理事は、社会局職員から構成され、社会局長官を会長、社会局労働部長を理事長としており、これはその後財団法人化して理事の一部に民間人を起用するようになっても変わることはなかった<sup>24</sup>。

産業福利協会の事業は、月刊誌『産業福利』や安全衛生関係図書の刊行や災害豫防及び衛生に関するポスター、パンフレット類の配布、安全週間・衛生週間の実施、安全委員会の奨励指導等であったが、財政面においては会費等を主体としながらも例えば昭和2年度において歳入5.7万円中国庫補助2万円、財団法人化後の昭和10年度において歳入6.1万円中国庫補助1.1万円であり、国の援助が行われたことが分かる<sup>25</sup>。

財団法人産業福利協会は、昭和11年に協調会に吸収され、その事業は協調会産業福利部に受け継がれ、昭和16年4月、協調会産業福利部は汽罐協会等とともに大日本産業報国会に統合されることとなる（ただし協調会の本体は、大日本産業報国会に統合されず存続した。）<sup>20,26,27</sup>。...

#### 1.6.2 戦後の状況

戦後、労働者の福祉のための国の援助としては、都道府県労働基準局等を介した労務用物資（作業用必需品、食料及び嗜好品）の配給<sup>28</sup>が行われたこともあった。

労務法制審議会は、昭和21年12月24日の最終総会において労働基準法草案の答申案を決定し、同案はその後立法技術上の見地から12の点について修正が加えられた外そのまま帝国議会で成立をみたが、その最終総会において、休業手当と罰則について次の附帯決議が付けられた<sup>29</sup>。

一、現下におけるわが國産業の實情にかん

がみ、政府は、労働者又は使用者のいづれの責にも歸すべからざる事由による休業に對して労働者の生活を保障するごとく施策を講ぜられ度い。

二、この法律の違反事件については監督官による戒告、起訴猶豫、その他刑事政策上の考慮をほらひ、みだりに初犯者に體刑を科し、法の運用を苛酷ならしめることなきを期せられたい。

この附帯決議の一は、政府による労働者の生活援助が求めるものであり、二は、使用者に対する指導・助言の必要性を示したものと考えることができるだろう。

また、昭和 22 年 3 月 27 日の第 92 回帝国議会貴族院本会議で労働基準法案が可決成立した際、次の希望決議がなされた。

#### 希望決議

政府は本法の施行に當り左の諸點に留意せられむことを望む

一、本法の施行期日を定むるに當りては經濟、労働の實狀、特に本法運営の爲多くの施設準備を要すべき事情に鑑み、十分の餘裕を存するやう篤と考慮すること

二、本法施行の爲の命令規則の制定に當りては、經濟、労働に知識經驗ある委員に諮問して之を行ふこと

三、本法の運営に當りては徒らに取締乃至處罰を旨とすること無く、指導斡旋に努め且つ此の方針を行政の末端に徹底せしむること

四、本法の施行と並行して社會保險及び公的醫療機關の整備充實を圖ること

この希望決議の三からは、労働基準法の実施に際し、政府には厳正な制裁のみならず指導が強く求められていたことがうかがえる。

労働基準法に国の援助義務が初めて明記されたのは、労働基準法の一部を改正する法律（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 287 号）により雑則の筆頭に新設された第 105 条の 2 で、同条は同年 9 月 1 日に施行された。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

#### 第十二章 雑則

（国の援助義務）

第百五條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

労働基準法には目的規定はないが、この条文における「この法律の目的」とは、労働基準法第 1 条の趣旨から、労働者に人たるに値する生活<sup>30</sup>を保障する労働条件の最低基準を確保し、さらに労働条件を向上させることと解される<sup>31</sup>。この「資料の提供」にはパンフレット、リーフレット等の提供が含まれ、「必要な援助」には、助言、勧告等のほか、福利施設、住宅等に対する財政的援助等が含まれる<sup>32</sup>。

当時は労働基準法で労働安全衛生に関する事項が定められていたことから、これらには労働安全衛生に関するものも含まれていた。

この改正は、昭和 26 年の政令諮問委員会の後、同年 9 月 11 日労働省発基第 74 号をもって労働大臣から諮問を受けた中央労働基準審議会が、昭和 27 年 3 月 15 日にした答申及び建議に基づいてなされたものである。

この諮問は、「労働基準法及びこれに基づく諸規則は独立国家として我が国が国際社

会に復帰するに際し、再検討を加える必要があると認められる。如何なる点を改正すべきか。貴会の意見を問う。」という包括的なものであり、これに対して中央労働基準審議会は多岐に亘る事項を審議し、答申では次のとおり国の援助義務についても提案するに至った<sup>33</sup>。

労働基準法の改正に関する答申並びに建議  
四、問題点の審議経過は、次の通りである。

A 労使公益三者の意見の一致したもの

a 法律改正に関するもの

(九) 労働基準法中に、国は、労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために資料の提供その他必要な援助をなさなければならない旨の規定を設けること。

これは、日本労働組合総評議会から「福利厚生施設に関し労働基準法中に使用者に対して必要な措置を講ずる義務を課するとともに、国もこれに対して援助協力すべきこと」として、又日本リクリエーション協会からも「事業場におけるリクリエーション施設の最低基準を法的に定めること」として提案されたものに対し、使用者側が使用者による義務を時期尚早として反対した結果、国の援助義務だけが答申としてまとめられたものである<sup>33</sup>。

この答申中「労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために」の部分は、法案の段階で「この法律の目的を達成するために」とされた。「この法律の目的」の意義については上述のとおりである。

その後、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和30年7月29日法律第91号）やその後身であるじん肺法（昭和35年3月31日法律第30号）において

も政府の援助規定が設けられた。

### 1.6.3 沖縄法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、昭和28年9月1日に労働基準法（1953年立法第44号）が公布され、同年10月1日から施行されたが、この際、本土の労働基準法と同様、雑則の筆頭に次のとおり国の援助規定が規定された<sup>34</sup>。

労働基準法（一九五三年九月一日立法第四十四号）

（政府の援助義務）

第一百三條 行政主席は、この立法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その必要な援助をしなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和47年5月15日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになっている。

### 1.6.4 労働安全衛生法以後

労働安全衛生法の制定にあたり、労働安全衛生法においても、第63条、第71条、本条及び第107条で国又は厚生労働大臣を主語とする援助規定が設けられた。

労働基準法第105条の2の労働者に対する援助規定は本法第107条に、使用者に対する援助規定は事業者に対するそれとして本条に規定された。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

（国の援助）

第一百六條 国は、第六十三條及び第七十一條に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行なう安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行なうよ

うに努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

本条については、その後、上記 1.4 に示した特別の事項に関する援助規定の追加に伴って所要の改正が行われたほか、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）による特別安全衛生改善計画指示制度の創設により、「安全衛生改善計画」が「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」に改められた。

ちなみに、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）の「第百六条中「国は」の下に「、第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。」との規定により、第一項のみならず第二項まで「2 国は、第五十七条の四、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。」と改正されてしまったが、これは労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年 6 月 2 日法律第 78 号）により「第百六条第二項中「、第五十七条の四」を削る。」と修正済である。

本条を改正した法律は、次のとおりである。

- 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年法律第 76 号）
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 78 号）
- 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 55 号）
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 89 号）

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 45 号）
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）

### 1.7 運用

国の援助規定は、1.2、1.3.2 及び 1.4 で述べたように、本条に限らず第 107 条を始め本法及び他の法令中に数多く存在するが、一つの援助措置又は援助事業がこのうち本条の規定だけに係るものとは限らないことも多い。

したがって、以下ここで挙げる援助の事例が、当然、他の条文や法令に係るものであることもあるが、これについては以下、特に必要と思われた場合以外には逐一附記しないこととする。

#### 1.7.1 労働基準監督機関による助言等

本条を初めとする国の援助規定は、労働基準監督機関が事業者に対して助言等の根拠にもなっている。労働基準監督官が法令の取締りだけに止まるのではなく、使用者その他の関係者に対して資料の提供、助言等の援助をすべきであるということは、旧労働省労働基準局が昭和 25 年に定めた「労働基準監督官執務規範」<sup>35</sup>等でも示されてきた。

近年では、政府の働き方改革政策に関連して策定された労働基準監督官行動規範（平成 31 年 1 月公表）においても、労働安全衛生法を含む労働基準の確保のため、監督指導等においては事業主等に法令等を分かりやすく説明すること等が表明されている。

労働基準監督官行動規範

（基本的使命）

1. 私たち労働基準監督機関は、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（以下、法令という。）に基づき、働く方の労働条件の確保・改善を図ることで、社会・経済を発展させ、国民の皆さまに貢献することを目指します。

（法令のわかりやすい説明）

2. 労働基準監督官（以下、監督官という。）は、事業主の方や働く方に、法令の趣旨や内容を十分に理解していただけるよう、できる限りわかりやすい説明に努めます。

（事業主の方による自主的改善の促進）

3. 監督官は、法令違反があった場合は、違反の内容や是正の必要性を丁寧に説明することにより、事業主の方による自主的な改善を促します。また、法令違反の是正に取り組む事業主の方の希望に応じ、きめ細やかな情報提供や具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援に努めます。

（公平・公正かつ斉一的な対応）

4. 監督官は、事業主の方や働く方の御事情を正確に把握し、かつ、これを的確に考慮しつつ、法令に基づく職務を公平・公正かつ斉一的に遂行します。

（中小企業等の事情に配慮した対応）

5. 監督官は、中小企業等の事業主の方に対しては、その法令に関する知識や労務管理体制の状況を十分に把握、理解しつつ、きめ細やかな相談・支援を通じた法令の趣旨・内容の理解の促進等に努めます。また、中小企業等に法令違反があっ

た場合には、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて、事業主の方による自主的な改善を促します。

（厚生労働省ウェブサイト：労働基準監督署における中小企業事業主に対する相談支援 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03141.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03141.html), 令和3年10月7日閲覧）

労働基準監督官、産業安全専門官等が行う技術上の助言の方法としては、口頭によるもの、安全衛生指導書又は指導票に記載して交付するものなどがあるほか、その他資料の提供があるが、資料の提供については本法第107条の解説中（2.5.2）で述べることにする。

1.7.2 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災害補償保険事業のうちの社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条）の一環として実施されているが、現行事業を表2（社会復帰促進等事業の全事業一覧）に示した。

この事業については、別途1.8で述べることにする。

1.7.3 労働災害防止計画との関係

国の援助については、本法第2章の規定に基づく労働災害防止計画で謳われることがある。例えば、第13次労働災害防止計画においては、「構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、これらの更新を促進するための支援措置等について検討する。」（既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4）を指すもの。）

「第三次産業の事業場が実効ある取組を行



えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。」等をはじめ、援助に関する記述が複数箇所に認められる。

#### 1.7.4 主要な援助事業

以下、既に廃止されたものも含め、国によるいくつかの主要な援助等について援助の類型毎に述べることにする。

##### 1.7.4.1 安全指導員制度及び労災防止指導員制度（廃止済）



昭和 33 年秋に開催された政府の有識者会議である臨時産業災害防止懇談会（会長三村起一氏）<sup>36</sup>が政府に具申した意見書の中に、中小企業災害防止対策として「産業安全に関する知識、経験を有する者を政府において安全指導員に委嘱し、中小企業の事情に通暁している者の参加をえて、業種別または企業系列別に安全指導班を編成し、これを中軸として自主的、安全管理を促進し、安全管理水準の向上をはかる。」という意見が含まれていた。当時の労働省はこれを受けて、安全指導員規程（資料 1（昭和 34 年労働省訓令第 2 号，昭和 34 年 4 月 13 日（月曜日）付け官報本紙第 9689 号））

を制定し、全国の都道府県労働基準局に安全指導員を置いた。安全指導員の職務は、同訓令第 3 条によれば「中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務」であったが、具体的には①安全管理一般、②研究発表、③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）、④災害事例に対する対策、⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い及び知識の普及、⑥集団事業場のパトロールなどであり、中小企業向けの集団指導のほか、個々の事業場でも要請があれば無料で指導員が派遣されていた（資料 2（安全指導員（労働省），昭和 35 年 9 月 21 日（水曜日）付け官報資料版第 10127 号））。

安全指導員制度は、労災防止指導員規程（資料 3（昭和 40 年労働省訓令第 10 号，昭和 40 年 12 月 18 日（土曜日）付け官報本紙第 11707 号））の制定により、労災防止指導員制度に改められた。労災防止指導員の職務は、同訓令第 3 条で「中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務」と定められ、従来の「安全管理」に「衛生管理」が加わった。なお、厚生労働省の設置と同時に労災防止指導員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 41 号）が制定され、即日施行されたが、これは旧訓令とほぼ同一の内容であった。

労災防止指導員の活動実績についての詳細な統計は不見当であるが、昭和 53 年度の活動実績は 35187 事業場であったとの政府答弁がある<sup>37</sup>。

労災防止指導員制度は、制度の発足以来 40 年以上に亘って実施されていたが、平成 22 年のいわゆる省内事業仕分けにより廃止

が提言され<sup>38</sup>、労災防止指導員規程を廃止する訓令（平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省訓第 12 号）により平成 23 年 4 月 1 日に廃止され<sup>39</sup>、任期中中の労災防止指導員も平成 23 年 3 月 31 日を以て解職された。

この労災防止指導員制度は、一定の効果を上げたものであるが、本報告者が複数の関係者に聴取したところ、その末期における次のようなメリット及デメリットが挙げられた。

<p>メ リ ツ ト</p>	<p>行政職員に比べて実際の産業現場に根ざした経験や技術をもった指導員が多く、特に、企業組織に安全衛生対策を定着させるための技術に長けていた。</p> <p>また、労災防止指導員自身の技術的向上や労災防止指導員を輩出する企業におけるモチベーションが向上するという効果もあった。</p>
<p>デ メ リ ツ ト</p>	<p>社外秘の技術や経験の流出を恐れ、民間営利企業に所属する労災防止指導員が事業場への立ち入ることを嫌がる事業者があった。</p> <p>労災防止指導員は本来単独で事業場を訪問することができたが、トラブル防止のため都道府県労働局や労働基準監督署の技官や監督官が随行することも多く、業務上の負担となることがあった。</p> <p>また、同じくトラブル防止のため、特に深刻な違反がある少ない中小事業場に労災防止指導員を派遣できないという事情があった。</p>

労災防止指導員制度の廃止に伴い、その代替措置として、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議が設置された<sup>40</sup>。しかし、

同会議は、都道府県労働局が年 2 回程度、安全衛生実務に係る専門家である委員を招集して安全衛生に関する意見を聴取し、これを都道府県労働局毎の安全衛生行政の運営方針等に反映するものであり、個別事業場に対する現地指導を主としていた労災防止指導員制度とは性格を大きく異にするものであるといえるだろう。

#### 1.7.4.2 減税措置

既に昭和 32 年 4 月 1 日から、汎用機械としての電気集塵機などが、租税特別措置法に基づいて青色申告書を提出する個人及び法人が新規購入後 3 年間 5 割増で減税償却費を計算することができる重要機械等とされていた<sup>41</sup>。

その後、租税特別措置法第十一条第一項第二号に規定する機械その他の設備及びこれに係る期間を指定する件（昭和 36 年 7 月大蔵省告示第 215 号）の一部改正（昭和 41 年 3 月 31 日大蔵省告示第 33 号）により「別表第三 産業安全衛生設備」が新設され、昭和 41 年 4 月 1 日施行された。同別表によれば、この時対象とされた機械等は、活線作業用具の絶縁性能検査装置、有害ガス局所排出処理装置（排気の無害化処理機能付）、粉じん局所排出処理装置（集塵装置付）、可搬式換気装置（有害ガス又は粉塵除去用）及び再圧タンク（高気圧障害予防用）で、いずれも昭和 41 年 4 月 1 日から昭和 43 年 9 月 30 日までに取得したものに限る時限的な措置であった。

しかし、その後も労働省が大蔵省と折衝を続けた結果、産業安全衛生設備の減税措置は少なくとも昭和 52 年度までは実施されていたが<sup>42</sup>、現在は実施されていない。

このほか、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令の一部を改正する省令（昭和47年6月6日大蔵省令第52号）により、健康診断用機器（自動血液分析器）の耐用年数が短縮される等の減税措置が行われていた。これは本法施行前に開始された措置であるが、本法施行後は本法第71条の規定に基づく措置であると解される。

現在では、租税特別措置法第42条の12の4の規定に基づく中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制において、対象となる減価償却資産に冷暖房設備等が掲げられており、これが本条の規定を根拠とするものか不明であるが、当該制度の対象施設の中に労働災害の防止に資する施設も含まれるだろう<sup>43</sup>。

#### 1.7.4.3 融資（廃止済）

##### 1.7.4.3.1 政策金融機関による融資（廃止済）

戦後、国民金融公庫（昭和24年6月設立）や中小企業金融公庫（昭和28年8月設立）により中小企業の設備近代化のための融資が行われていたが、その後特定の政策目的に沿った重点的融資が行われるようになり、その中で産業安全衛生に係る融資制度も創設された。

昭和36年5月の閣議決定「鉱山保安の確保等産業災害の防止に関する対策の推進について」に基づき、国民金融公庫は、同年9月、産業安全施設等整備資金貸付（略称産業安全貸付）を発足させた。これは当初、2年間の時限的な制度であったが、昭和41年度労働災害防止実施計画に関する公示（昭和41年2月2日労働省）に「機械、装置等作業環境の欠陥による労働災害を防止するため、監督指導の強化と相いまって、安全衛生施設にかかる融資制度並びに所得

税、法人税、及び固定資産税についての税制特別措置の活用を図る等作業環境の整備を飛躍的に促進するものとする。」と謳われたことに伴い、昭和41年度からは資金使途に産業衛生施設取得資金が加えられる等内容が拡充されるとともに制度が恒久化された<sup>44</sup>。この制度は昭和45年9月に資金使途に産業公害防止施設の取得資金を追加して産業安全衛生・公害防止施設等整備資金貸付（略称安全公害貸付）に改組され、昭和47年6月に産業安全衛生施設等整備資金貸付（略称安全貸付）と産業公害防止施設等整備資金貸付（略称公害貸付）に制度が分離された<sup>45</sup>。

中小企業金融公庫でも、前同閣議決定に基づき、昭和36年、産業災害防止施設貸付を創設した。この制度は、中小企業における各種産業災害を防止するために必要となる施設整備資金を貸し付け、中小企業の産業安全の確保を図ることを目的とするもので、産業安全施設等貸付（昭和36年9月発足、昭和41年度から産業安全衛生施設等貸付に拡充）、金属鉱山保安施設貸付及び石炭鉱山保安施設貸付（ともに昭和36年12月発足）の3つからなっており、当初は2年間の時限的な制度であった<sup>46</sup>。

中小企業金融公庫を例にとりて産業安全施設等貸付（昭和36年9月）の条件を見ると、貸付対象は、火薬取締法の対象となる製造業者、販売業者及び火薬類を消費する事業者並びに労働基準法に規定する製造業者、建設業者及び道路運送取扱業者（通運業者を含む）であり、資金使途は火薬取締法施行規則及び労働安全衛生規則に規定する産業安全施設の取得・改造に必要な資金とされていた<sup>46</sup>。

昭和 41 年度には、労働者の衛生・作業環境改善の必要性等から、資金使途に産業衛生施設取得資金が加わり産業安全衛生施設等貸付に改称するとともに、従前は 2 年の時限的措置であったこの資金貸付制度が恒久化し、その後も貸付対象が拡充された<sup>47</sup>。

中小企業金融公庫編（1984 年）『中小企業金融公庫三十年史』に掲載された昭和 57 年度までの貸付額を表に纏めると次のとおりである。

中小企業金融公庫による 産業安全施設等貸付（昭和 41 年度以降は産業安全衛生施設等貸付）の貸付状況		
年度	件数	金額（百万円）
昭和 36 年度	85	205
昭和 37 年度	187	448
昭和 38 年度	183	545
昭和 39 年度	168	569
昭和 40 年度	163	679
昭和 41 年度	303	1,148
昭和 42 年度	390	1,423
昭和 43 年度	392	1,515
昭和 44 年度	463	1,896
昭和 45 年度	433	1,887
昭和 46 年度	(以下データ無し)	1,856
昭和 47 年度		1,843
昭和 48 年度		3,734
昭和 49 年度		4,521
昭和 50 年度		5,010
昭和 51 年度		8,082
昭和 52 年度		10,003
昭和 53 年度		16,846
昭和 54 年度		15,378
昭和 55 年度		11,801
昭和 56 年度		12,318

昭和 57 年度	11,509
----------	--------

(未了)

#### 1.7.4.3.2 労働安全衛生融資（廃止済）

本法制定に伴い、附則第 15 条で労働福祉事業団法が改正され、労働福祉事業団法第 1 条（目的）中に「労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうこと」が追加されるとともに、第 19 条（業務の範囲）に「事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。」が追加され、また、第 19 条の 2（金融機関に対する業務の委託等）が新設された。

これにより、昭和 47 年 7 月に労働安全衛生融資制度が発足し、当初は職場環境改善資金及び健康診断機関等整備促進資金の 2 つの融資制度によりスタートし、昭和 54 年度からは建設工事安全機材資金が加わり、長年に亘り運営されていた。しかし、平成 13 年の特殊法人等整理合理化計画により、同年を以て新規融資が廃止されることとなり<sup>66</sup>、独立行政法人化に際し融資業務は引き継がれず、独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行及び労働福祉事業団法の廃止により、融資事業に関する規定は消え、独立行政法人労働者健康福祉機構（平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康安全機構に改組）は融資事業を行っていない（その後は債権管理回収業務のみ存続）。

#### 1.7.4.4 補助金・助成金

本条の規定に基づくもの（同時に他の条項の規定にも基づくものも含む。）と思われる助成金としては、廃止されたものとしては、平成 7 年度から平成 12 年度頃まで行われていた中小企業安全衛生活動促進事業

助成制度<sup>48,49</sup>のうちの中企業集団安全衛生活動促進事業、平成11年度から平成24年度まで（新規申込は平成22年度まで）行われていた小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業（たんぼぼ<sup>プラン</sup>計画）<sup>50,51</sup>、平成13年度から平成21年度まで行われていた職場改善用機器等整備事業<sup>52,53</sup>等があった。

近年実施されているものとしては、既存不適合機械等更新支援補助金<sup>54</sup>（表2（社会復帰促進等事業の全事業一覧）の33の項）がある。これは、中小企業における胴ベルト型安全帯のフルハーネス型墜落制止用器具への買い換え（正確に言えば、旧規格による安全帯を新規格による墜落制止用器具に買い換えること）及びつり上げ荷重3トン未満の移動式クレーンで過負荷防止装置（荷重計でないもの）の装備の促進を行うもので、その費用の一部を補助するものである。これらの機械等は、構造規格の改正<sup>55</sup>により、新構造規格に適合しなくなったもので、法令の経過措置により新構造規格に適合するものとみなされ、法的には使用することができるものについて、労働災害の防止のため、新構造規格による製品へ買い換え又は改修を促進するものである。

補助金については、中小企業安全衛生活動促進事業助成制度のうちの特殊健康診断用機器等整備事業や、労働者健康保持増進事業助成制度等など、第71条の規定に基づくものも多い。

## 1.8 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

### 1.8.1 概要

この節では、本条の規定による事業に限定しないで記述する。

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災

害補償保険事業のうち社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条）の一環として実施されている。その現行事業を、表2（社会復帰促進等事業の全事業一覧）に示した。

社会復帰促進等事業は次のとおり、3個に区分されている。

社会復帰促進等事業	社会復帰促進事業
	被災労働者等援護事業
	安全衛生確保等事業

安全衛生確保等事業は「業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」（同条第1項第3号）と定められており、本条に基づくものは、このうち「業務災害の防止に関する活動に対する援助その他労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業」の一部に該当すると考えられる。なお、「健康診断に関する施設の設置及び運営」は本法第71条の規定に基づく各種事業、「賃金の支払の確保」は賃金の支払の確保等に関する法律第7条に規定する未払賃金立替払事業がこれに当たると考えられる。

### 1.8.2 沿革及び行財政改革

終戦時点において、労働者災害扶助責任保険は健康保険、国民健康保険とともに厚生省保険局の所掌事務であった<sup>56</sup>。

労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）は、労働基準法の一部及び労働省設置法（昭和22年8月31日法律第97号）とともに昭和22年9月1日に施行されたが<sup>57</sup>、労働省設置に際して労働者災害補償保険に関する事務の所掌を厚生省保

険局に残すか新労働省労働基準局に移すかということが問題になった<sup>58,59</sup>。

当時厚生省労働基準局監督課長だった寺本廣作の回顧によると、厚生大臣室において厚生大臣一松定吉の前で、新労働省側代表の寺本廣作が厚生省側代表の厚生省保険局庶務課長高田浩運及び同保険課長友納武人と討論を行い、厚生省側が「新憲法第 25 条第 2 項には、国は社会保障の向上充実に務めなければならないという義務を負っている。労災保険であれ、失業保険であれ、社会保険といわれるものは、保険局に一元化してこれを取扱うのでなければ、社会保障の充実は期待できない」と主張し、なお細目として、徴収、給付等の一元化による事務費の軽減や、業務上外の解釈の統一等を挙げたのに対し、新労働省側は「今まで業務上の損害賠償を健康保険や年金保険で取り扱っているが、完全賠償からはほど遠いものだ。とても今の社会保険に代行させては、労働者の損害賠償を完全に履行することはできない。その上、労災保険というものは、労働災害の後始末をするものだ。労働災害の予防をする役所に後始末もさせるといっているのでなければ予防の効果は上がらん。予防から後始末まで一貫して同じ役所で扱うということこそ、初めてこの労働行政の能率をあげ、効果をあげることができるのだ」と主張し、この討論の結果として新労働省への労働者災害補償保険の移管が決まったという<sup>60,61</sup>。

労働者災害補償保険法の制定・施行当初、労働者災害補償保険事業は保険給付のほかは業務災害に係る保険施設（同法旧第 23 条）のみを行うこととなっていたが、労働災害防止団体等に関する法律（昭和 39 年 6

月 29 日法律第 118 号）附則第 6 条の規定により、「業務災害の予防に関し必要な保険施設」も併せて行うこととされた（労働者災害補償保険法旧第 23 条の 2）。

昭和 50 年 12 月、中央労働基準審議会内の労災保険基本問題懇談会は、労働者災害補償保険事業について、労働災害の補償を中心としつつ、労働安全衛生や労働条件の確保を含む労働条件をめぐる使用者の責任分野に関する総合的な保険制度へ発展させるよう建議した<sup>62</sup>。これを受けて成立した労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年 5 月 27 日法律第 32 号）により、従来の「保険施設」は労働条件確保事業（未払賃金立替払事業を含む）を含む「労働福祉事業」に拡充された。なお、労災勘定に占める労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）及び事務執行のための費用については、従来行政内部の慣行として設定されていたが、昭和 56 年度予算以降、当該費用が労災勘定に占める枠が労働者災害補償保険法施行規則第 43 条で規定されている<sup>63</sup>。

その後、行財政改革が進む中で事業縮小へと流れが変わり、平成 12 年 12 月 1 日閣議決定「行政改革大綱」<sup>64</sup>において特殊法人等改革が示され、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）<sup>65</sup>が制定された。同法に基づき、労働福祉事業の一定部分を担っていた労働福祉事業団も検討対象となり、平成 13 年 12 月 18 日付け特殊法人等整理合理化計画<sup>66</sup>が策定され、これに基づき、労働福祉事業団は平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康福祉機構に改組され、労働安全衛生融資業務も廃止された（債権管理回収業務は存続）。

さらに、平成 17 年 12 月 24 日閣議決定「行政改革の重要方針」<sup>67</sup>では「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図る」と謳われ、同閣議決定及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）第 23 条で次のような見直し方針が示された。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

## 2 略

これを受けて、平成 18 年、使用者側委員及び厚生労働省幹部による労働福祉事業の見直し検討会<sup>68</sup>が組織され、労働条件確保事業を大幅に縮小して安全衛生確保事業と統合し、統合した事業については「保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）」のみを行うこととし（未払賃金立替払事業及び中小企業福祉事業は継続検討）、労働福祉事業の名称も変更することとされた<sup>69</sup>。この検討結果を基に労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会<sup>70</sup>が審議を行い、この検

討結果を特に変更せず厚生労働大臣に建議した<sup>71</sup>。

この建議に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）により労働者災害補償保険法の労働福祉事業が再編され、その名称は「社会復帰促進等事業」に改められた。

その後、民主党による政権交代後には見直しの動きがさらに加速し、行政刷新会議<sup>72</sup>ワーキンググループが行った平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分け第 3 弾前半においては<sup>73</sup>、社会復帰促進等事業は労働保険特別会計としては原則廃止という評価結果となった<sup>74</sup>。しかし、これについては当時の野党からの批判もあり<sup>75</sup>、全部廃止や一般会計への移行はなされず、いわゆる省内仕分けを含め、社会復帰促進等事業のうちの個別事業毎の大幅な整理や廃止が行われるに止まった。

このほか、社会復帰促進等事業ないし労働者災害補償保険事業については、労働基準局が主催する社会復帰促進等事業に関する検討会<sup>76</sup>、行政監察<sup>77</sup>等の機会に検討が加えられてきた。

### 1.8.3 災害保険と災害予防との関係

行財政改革における労働者災害補償保険事業の検討に際し、一部の委員から主張されることが多いのが、受益と負担の関係を限定的に捉える立場から、労災保険料財源<sup>78</sup>の用途は被災労働者やその遺族のための保険給付（や特別支給金）に限るべきだという意見である。しかし、保険機関がその保険財政を安定させるためには、災害の減少又は増加の抑制が必要であり、安全衛生対策の推進は保険機関としても有利であるから、保険機関自らそれに寄与する措置を

行うことは決して不自然ではないという考え方もあり<sup>79</sup>、災害保険機関が災害予防事業を行うべきことは、国際労働基準（1.5.2 参照）でも謳われている。また、日本の安全衛生分野では、古くから損害保険ジャパン株式会社（商号等に変遷あり<sup>80</sup>）がボイラーの検査を行う例がある<sup>81</sup>。

（未了）

#### 1.8.4 「援助」概念と労働者災害補償保険との関係

本条ないし 1.3.2 各条その他じん肺法等の規定に基づく労働災害防止のための国の援助に係る支出は、労働保険特別会計の労災勘定によって賄われている。

国の労働災害防止事業は、労働者災害補償保険法制定以降、同法の保険施設、のちに労働福祉事業、さらに社会復帰促進等事業と変遷する事業の一環として行われてきており（1.8.2 参照）、会計上は、当初は労働者災害補償保険特別会計、その後労働保険特別会計の労災勘定と変遷する主として労災保険料を財源とする会計から支出されてきており、本分担研者の不十分な調査の範囲においては、一般会計による事業は不見当であった。近年では、労災勘定への国庫補助は殆ど無くなっている。

ここで疑問が生じるのが、本分担報告書においては労働者災害補償保険事業における安全衛生確保等事業を国の援助として記述しているが、そもそも保険料を財源として労働災害防止事業を行うことを、国の援助と呼ぶことができるのかということである。即ち、一般論として災害保険が災害防止事業を行うことは、その収支の安定のためであるという見方（1.8.3 参照）、あるいは、国の援助ではなく、事業主の共同連帯

による事業という見方も可能である<sup>82</sup>。

（未了）

#### 1.9 本法が適用されない領域における事情

本法は、鉱山における保安については第 2 章を除き適用されず、船員については全く適用されない。

##### 1.9.1 鉱山における保安

鉱山保安法等に国の援助規定はないが、経済産業省等において技術上の助言、リーフレットの配布等による指導援助が行われていることはいうまでもない。

なお、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構により、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の鉱害防止支援事業が行われている<sup>83</sup>。

##### 1.9.2 船員

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）では、第 1 章（総則）に次のとおり国の援助規定が置かれている。

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）

（国の援助等）

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### 1.9.3 家内労働者

家内労働法にも次のとおり援助規定がある。



家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

（援助）

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

本条の特徴として、国に加えて地方公共団体もまた努力義務を負っていることが挙げられる。これは、家内労働者の労働条件向上のための施策が、地域住民の福祉対策としての側面を有していることによるものであると説明されている<sup>84</sup>。

家内労働者については、国民金融公庫の産業安全衛生施設等整備資金貸付（1.7.4.3.1 参照）<sup>45</sup> 及び労働安全衛生融資制度（1.7.4.3.2 参照）の対象となっていた。

1.9.4 一人親方等

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、労災保険に特別加入している個人事業者も対象としている<sup>85</sup>。

1.10 その他

（未了）

## 2 第 107 条

（厚生労働大臣の援助）

第百七条 厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

### 2.1 趣旨

本条は、厚生労働大臣が、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとすることを明確化したものである。

第 106 条との主な相違点として、本条の主語が国ではなく厚生労働大臣であること、本条の対象が事業者ではなく労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者であることが挙げられる。

なお、国の援助義務に関する一般的事項については、第 106 条の解説にまとめることとし、本条の解説では本条に特徴的な事項について述べるものとする。

### 2.2 条文解釈

#### 2.2.1 「安全管理者…その他労働災害の防止のための業務に従事する者」

類似の表現として、第 99 条の 2 に「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）」

との表現があるが、本条との細かい異同は明らかではない。しかし、同条は都道府県労働局長が事業者に対し事業場の労働災害防止業務従事者に講習を受けさせるよう指示させる規定であるから、少なくとも、本条が事業場に所属しない、例えばコンサルタントも対象としうる点で趣旨を異にすると考えられる。

「その他労働災害の防止のための業務に従事する者」には、総括安全衛生管理者、産業医、産業保健師、産業歯科医師、作業主任者、職長、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者等は当然含まれるほか、その他労働災害の防止のための業務に従事するあらゆる自然人が含まれるであろう。

#### 2.2.2 「労働者」

従来、労働基準法第 105 条の 2 では「労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。」と規定されてきたが、本法では使用者について名宛人を事業者に改めて第 106 条に、労働者について本条にと分けて規定された。

#### 2.2.3 「…の資質の向上を図り…の労働災害防止の思想を高めるため」

##### 1.3.3 参照。

#### 2.2.4 「資料の提供その他必要な援助」

「資料の提供」には、労働災害の発生状況、有効な防止対策事例、諸外国における労働災害防止対策の現況、各種の統計等を示したリーフレット、パンフレット等の提供が含まれる<sup>86</sup>。

「その他必要な援助」には、資料の提供も伴うが、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の開催、後援等<sup>86</sup>のほか、安全衛生教育センター、産業安全技術館（3.5.2

参照）等の施設の設置（委託等を含む）や助成が含まれるであろう。

なお、これらの具体的な援助が、同時に本条以外の国の援助関係規定に関する援助にも該当することも少なくないだろう。

### 2.3 関係規定

（講習の指示）

第九十九条の二 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 2.4 沿革

国の援助規定全般に係る沿革は 1.6 に示した。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

（労働大臣の援助）

第一百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その

他必要な援助を行なうように努めるものとする。

その後、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により安全衛生推進者及び衛生推進者に関する規定が新設された際、同時に本条中「衛生管理者」の下に「、安全衛生推進者、衛生推進者」が加えられ、「行なう」が「行う」に改められ、昭和 64 年 4 月 1 日から施行された。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 19 日法律第 92 号）で産業医の専門性の確保等のための改正が行われた際、本条中「衛生推進者」の下に「、産業医」が加えられ、平成 8 年 10 月 1 日から施行された。

中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。

### 2.5 運用

労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，平成 5 年）によれば、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の推進、安全衛生関係法令等に関する講習会や説明会の開催等が本条に基づく援助であると解説されている<sup>87</sup>。

これらの行事等は、本条の規定だけに基づくものとは限らないが、以下これらの行事等について便宜上本条の解説として記述することとする。

#### 2.5.1 全国安全週間及び全国労働衛生週間

日本最初の安全週間は、大正 8 年 6 月 15

日から6月21日まで、東京市とその隣接町村において地域的なものとして実施された（1.6.1 参照）。



昭和3年の第一回全国安全週間のポスター  
(未了)

### 2.5.2 リーフレット等

図1（パンフレット「特定化学物質障害予防規則等を改正しました」より（平成26年9月30日掲載、10月30日更新、平成27年3月5日更新）令和3年10月7日閲覧、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>）

**特定化学物質障害予防規則等を改正しました**

**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP) について健康障害防止措置が義務づけられます**

**クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます**

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン  
※これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます

改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。  
(一部に経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)**と「**クロロホルムほか9物質**」についても規制が必要とされましたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

- 主な規定の適用一覧 (P2)
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (P3)  
有害性・性状・用途 / 容器・包装への表示 (ラベル) / 文書の交付等 (SDS) / 特定化学物質としての規制の対象となる作業と作業率 / 採取空気濃度等 / 作業主任者 / 重大な停止のための措置等 / その他の措置 / 作業環境測定 / 健康診断
- クロロホルムほか9物質 (P7)  
有害性・性状・用途 / 発がん性の確認 / 発がん抑制剤等と呼吸用保護具 (有機物の使用) / 届出済装置など設備の例外と呼吸用保護具 / 必要な保護具の備え付け / 作業主任者 / 作業環境測定 / 健康診断 / 特別管理物質としての措置 / その他の措置 / 有機物の使用の適用除外 / 文書の交付等 (SDSの増切り量の変更) / 有機物第24条第1項の規定に基づく標示

◆このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。  
労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令 特定化学物質障害予防規則→特化則 有機物第24条第1項の規定→有機則

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(未了)

### 2.5.3 情報提供（リーフレット等を除く）

(未了)

### 3 第 108 条

（研究開発の推進等）

第百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号でじん肺法との関係

#### 3.1 趣旨

本条は、政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとすることを定めている。

#### 3.2 条文解釈

##### 3.2.1 「政府」

「政府」の意義については、1.3.1 に記述した。

##### 3.2.2 「労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため」

（未了）

##### 3.2.3 「研究開発の推進及びその成果の普及」

施設としては、独立行政法人労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所、産業医学振興財団、学校法人産業医科大学などがこれに該当する。

なお、日本バイオアッセイ研究センター（当初中央労働災害防止協会に運営を委託、その後独立行政法人労働者健康安全機構に移管）は、本条ではなく第 58 条の規定に基づく事業である。

また、警察庁科学警察研究所、消防庁消防大学校消防研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民

生活センターなど、他の行政分野で行われる研究開発が、労働災害の防止に資することは少なくない。

##### 3.2.4 「その他必要な措置」

（未了）

#### 3.3 関係規定

じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）

##### 第四章 政府の援助等

（技術的援助等）

第三十二条 政府は、事業者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の防止及び抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めなければならない。

2 政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。

（未了）

#### 3.4 沿革

昭和 46 年 7 月 13 日付け労働基準法研究会第 3 小委員会報告別紙

##### 3 安全衛生対策の現状と問題点

(十) むすび

(8) 国の監督指導および援助

ホ 研究体制の整備充実

技術の進展、労働環境等の変化に対応する科学的労働災害防止対策を展開するためその裏づけとなる研究体制の整備充実をはかる必要があること。

（未了）

#### 3.5 運用

##### 3.5.1 労働安全衛生総合研究所

厚生省官制中改正ノ件（昭和 17 年 1 月 30 日勅令第 40 号、即日施行）により、厚

生省に産業安全研究所が設立された。

産業界ニ於ケル災害増加ノ傾向ニ鑑ミ産業安全ノ徹底ヲ図ル事ハ誠ニ緊要ノ事ト被存候

而テ右目的達成ノ基本の方策トシテハ厚生省附属産業安全研究所及産業安全博物館ヲ設置致候事最モ大切ト痛感致候

（未了）

### 3.5.2 産業安全技術館及び大阪産業安全技術館



産業安全参考館（昭和18年）



産業安全会館（昭和46年）  
（産業安全研究所および産業安全技術館）



大阪産業安全博物館（昭和36年）



大阪産業安全技術館（昭和46年）

労働省産業安全研究所『労働省産業安全研究所 50年の歩み』（平成4年）4～5頁から

<https://www.jaish.gr.jp/museum/japanese/end.html>

（未了）

### 3.5.3 公益財団法人産業医学振興財団

（未了）

### 3.5.4 学校法人産業医科大学

（未了）

### 3.5.5 厚生労働科学研究費補助金

（未了）

### 3.5.6 国の研究の在り方と国と民間の研究

（未了）

4 第108条の2

（疫学的調査等）

第百八条の二 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査（以下この条において「疫学的調査等」という。）

を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 厚生労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により厚生労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

4.1 趣旨

本条の趣旨は、施行通達により次のとおり説明されている。

発 基 第 9 号  
昭和 53 年 2 月 10 日  
都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について（労働安全衛生法関係）

記

第一 労働安全衛生法の改正の経緯及び趣旨

労働安全衛生法の制定以来五年余が経過したが、その間の労働災害の発生状況をみると、全般的には毎年着実に減少の一途をたどつてはいるものの、今なお、相当数の労働災害の発生がみられている。

特に職業性疾病については、最近の新しい原材料の採用等により、職業がん等新しい型の疾病の発生がみられ、最近においては、六価クロム、塩化ビニル等の化学物質による重篤な職業性疾病が大きな社会問題となつたところである。こうした化学物質等による職業がん等の重篤な職業性疾病の防止対策が、安全衛生行政の重要な課題となつている。

このような情勢を踏まえ、労働省では、中央労働基準審議会の労働災害防止部会における職業性疾病対策を重点とした労働安全衛生法の改正についての報告書を受けて、同審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、その答申を受けて改正を行つたものである。

第二 労働安全衛生法の改正の内容

七 疫学的調査等(第一〇八条の二関係)

疫学的調査等は、がん原性等の疑いがある化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するために行う調査である。

この調査は、従来は法的な根拠をもたず、事業者の自主的な協力を依存して実施してきたが、その重要性にかんがみ、特に規定を設け、国として調査を行う姿勢を明らかにしたものであること。

この調査の結果は、労働者の疾病の原因となることが明らかになった化学物質等又は作業に関連する有害な要因を除去し、又は減少させる技術的な対策を講ずるための基礎資料となるとともに、適正かつ迅速な労災補償を行うための基礎資料としても利用されるものであること。

#### 4.2 条文解釈

##### 4.2.1 「厚生労働大臣」

（未了）

##### 4.2.2 「労働者がさらされる化学物質等」

（未了）

##### 4.2.3 「労働者の従事する作業」

（未了）

##### 4.2.4 「必要があると認めるとき」

（未了）

##### 4.2.5 「疫学的調査」

「疫学的調査」とは、一定の集団における特定の疫病の分布を多角的（人間の因子（性、年齢、職業等）、場所（地理的）、時間（年、月）等）に観察し、その結果を基として、なぜそのような分布をするかという理由（主としてその疫病の成立の原因）を統計学的に解析して考究するための調査をいい、コーホースタディ、ケースコントロールスタディ等がこれに該当する<sup>88</sup>。

コーホースタディとは、同種の職業又は業務等に従事した労働者等のできる限り幅広い集団を疫学的調査の対象集団（コーホート）として設定し、この集団に属する労働者等の死因等の遡及調査又は将来における死因等の追跡調査を行い、その集団に属する労働者等の特定の死因に係る死亡率等と一般人口におけるその死因に係る修正死亡率とを統計的に比較解析すること等により特定の疾病の原因となる因子を解明し

ようとする疫学的研究手法である<sup>88</sup>。

ケースコントロールスタディとは、特定の地域等における特定の疾病に罹患した者（ケース）と性、年齢等が等しい者を対照として無作為的に選定し、当該疾病に罹患した者（ケース）及び無作為に選定した者（コントロール）の従事した職業又は業務等の履歴を調査して、そのケースの群とそのコントロールの群との間における特定の職業又は業務等の出現頻度の差を推計学的に検討し、その特定の疾病とその特定の職業又は業務等との関連を解明しようとする疫学的研究手法である<sup>88</sup>。

なお、労働大臣官房国際労働課編（1997年）『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社）<sup>89</sup>によると、「疫学的調査」の英語としてepidemiological surveyの語を充てている。

なお、「疫学的調査」は一般に使用される「疫学調査」という用語と意味内容に相違は無い<sup>90</sup>。

##### 4.2.6 「その他の調査」

「その他の調査」とは、特定の疾病(主として特異的なもの)に罹患した者等について、その職業及び取扱い物質等並びにその者等の病歴その他の医学的所見等を調査し、その職業及び取扱い物質等がその特定の疾病の成立の原因となっているかどうかを、既に得られている科学的な知見に照らして考究するための調査をいい、ケーススタディがこれに該当する<sup>88</sup>。

##### 4.2.7 「疫学的調査等の実施に関する事務」

（未了）



4.2.8 「疫学的調査等について専門的知識を有する者」

（未了）

4.2.9 「委託」

この場合の委託とは、疫学的調査等の実施に関する事務を、国の機関でない

4.2.10 「疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるとき」

（未了）

4.2.11 「質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる」

質問、報告徴収及び書類提出要求のみが認められており、労働基準監督官及び労働衛生専門官に事業場への立入権限のほか、作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去する権限が与えられているのと対照的である。

4.2.12 委託に係る疫学調査等実施事務従事者

（未了）

4.2.13 「秘密」

（未了）

4.2.14 「労働者の健康障害を防止するためやむを得ないとき」

（未了）

4.3 罰則

本条第4項の規定に違反した者は、第119条の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

また、この場合、両罰規定（第122条）も適用されることから、その事務を受託した個人事業主又は法人もまた罰金刑を受けることとなる。

なお、この違反の罪については、第92条の規定により労働基準監督官が特別司法警

察員の職務を行うことができる。

4.4 関係規定

労働安全衛生規則第98条の4において、厚生労働大臣は、疫学的調査等の結果を労働政策審議会に報告することとしている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（疫学的調査等の結果の労働政策審議会への報告）

第九十八条の四 厚生労働大臣は、法第一百八条の二第一項に基づき同項の疫学的調査等を行つたときは、その結果について当該疫学的調査等の終了後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

（昭五四労令二・追加、平一二労令七・旧第九十八条の二繰下、平一二労令四一・一部改正、平三〇厚労令一一二・旧第九十八条の三繰下）

また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年1月5日厚生労働省令第1号）により、有害物ばく露作業報告の義務が新設され、（未了）…

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（未了）

#### 4.5 国際労働基準

日本は、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第59回総会で1974年6月24日採択、1977年7月26日批准、1978年7月26日国内効力発生）<sup>91,92</sup>を批准しているが、この条約を補足するものとして、がん原性物質及び因子による職業性障害の防止及び管理に関する勧告（第59回総会で1974年6月24日採択）<sup>93</sup>が採択されており、次のとおり、この16の(1)において、権限のある機関は、適当な場合には国際的及び国内的な団体（使用者団体及び労働者団体を含む。）の援助を得て疫学的その他の研究を促進し、かつ、職業がんの危険に関する情報を収集し普及すべきであると規定されている。

Recommendation concerning Prevention and Control of Occupational Hazards caused by Carcinogenic Substances and Agents

#### IV. Information and Education

#### 16.

- (1) The competent authority should promote epidemiological and other studies and collect and disseminate information relevant to occupational cancer risks, with the assistance as appropriate of international and national organisations, including organisations of employers and workers.
- (2) It should endeavour to establish the criteria for determining the carcinogenicity of substances and agents.

（未了）

#### 4.6 沿革

本条は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和52年7月1日法律第76号)により、化学物質の有害性調査制度等に係る諸規定とともに追加されたものである。

昭和50年前後、化学物質の需要が多様化し、その種類も極めて複雑多岐にわたってきており、さらに、毎年約450種類の新規化学物質が産業界で生み出されていると推定されていた<sup>94</sup>。これらの新しい化学物質は職業性の疾病、とくに職業がん等の重篤な疾病の発生の原因となり大きな社会問題を引き起こし、職業性疾病の予防対策の早期確率が望まれる状況となっていた<sup>94</sup>。

（未了）

昭和53年1月1日に施行されたものである。この改正法の成立までの沿革は、4.1に引用した施行通達の「第一」に記載されているとおりである。

（未了）

#### 4.7 運用

（未了）

D. 考察及び E. 結論

安全衛生その他の労働条件の確保を目的とする国の援助は、工場法施行とともに形を変え、あるいはその大義名分を変えながら絶えず行われてきた。

第 107 条については、労働安全衛生法やリスクアセスメント指針が、危険源毎の対策を基礎としており、また、作業場に存在する危険源の種類毎に当然生じうる危険が異なることから、労働者等に提供する労働災害防止の知識は、危険源毎に整理・提供されるべきであろう。

そのためには、世の中のあらゆる実在する事物をうまく分類し、その分類を分かりやすく労働者等にて維持する必要がある。とりわけ、機械器具は多様性に富むため、消費者行政、産業保安行政等とも連携しながら、新しく生まれ流通する製品を既存の分類に位置付け、又は分類を更新するという営みが常に必要であろう。

（未了）

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

H. 引用文献

文末脚註のとおり。

添付資料

表 2（社会復帰促進等事業の全事業一覧）

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/syuhukuzennzigyoku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syuhukuzennzigyoku.html), 令和 3 年 10 月 7 日閲覧)

事業名	主な事業内容	関連リンク
1 外科後処置等経費	・労働災害等による傷病が治癒した後の再手術等、外科後処置に要した経費の支給	請求（申請）のできる保険給付等（16ページ）
2 義肢等補装具支給経費	・労働災害等による両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の義肢等補装具の購入等に要した費用の支給	請求（申請）のできる保険給付等（16ページ）
3 特殊疾病アフターケア実施費	・20 傷病（せき髄損傷、精神障害等）を対象として、医療機関での診察等に要した費用の支給	請求（申請）のできる保険給付等（13ページ）
4 社会復帰特別対策支援経費	・療養期間が長期間に及ぶ運動障害等の疾病に罹患した者への賃金の一部補填や職業転換等に要する費用の支給	請求（申請）のできる保険給付等（17ページ）
5 CO 中毒患者に係る特別対策事業経費	・「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 11 条」に基づき、CO 中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備	
6 独立行政法人労働者健康安全機構運営費	・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う。	独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う。	
7 労災疾病臨床研究補助金事業	・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助	労災疾病臨床研究補助金事業
8 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	・炭鉱災害により、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料の支給	
9 労災就学等援護経費	・労災年金受給者及びその子弟に対する、学校等に在学する場合の就学に要する経費及び未就学児を幼稚園、保育所等に預ける場合の保育に要する経費の支給	請求（申請）のできる保険給付等（11ページ）
10 労災ケアサポート事業経費	・在宅介護・看護等が必要な労災重度被災労働者等に対する看護師等による訪問支援等	訪問支援事業のご案内（一般財団法人労災サポートセンター）
11 休業補償特別援護経費	・労働基準法第 76 条に基づき使用者が行う休業 3 日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で休業補償を受けることができない被災者に対し、休業補償 3 日分相当額を支給する。	請求（申請）のできる保険給付等（6ページ）
12 長期家族介護者に対する援護経費	・労災重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合の、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対する生活転換援護金の支給	請求（申請）のできる保険給付等（9ページ）
13 労災特別介護援護施設運営費・設置経費	・在宅介護を受けることが困難な労災重度被災労働者が利用する労災特別介護施設の運営、整備・修繕	施設介護事業のご案内（一般財団法人労災サポートセンター）
14 労災診療被災労働者援護事業補助事業費	・被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に対する補助	RIC の紹介公益財団法人労災保険情報センター
15 労災援護金等経費	・打切補償費の支給を受けたために現在保険給付を受けることができない被	労災療養援護金支給要綱

		災労働者に対する、療養に要した費用等の支給	
16	過労死等防止対策推進事業実施経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 過労死等に関する調査研究</li> <li>2. 過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発</li> <li>3. 国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」</li> <li>4. 過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施</li> </ul>	過労死等防止対策
17	安全衛生啓発指導等経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を効果的に促進させるための全国安全週間・全国労働衛生週間の実施</li> <li>・災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施</li> <li>・車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部に義務づけられている技能講習の修了者の利便性を高めるため、技能講習修了証を統合した証明書の発行</li> <li>・職場の安全衛生情報の周知・意識啓発をするため、過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の情報を「職場のあんぜんサイト」にて提供</li> <li>・労働者の健康障害を未然に防止するため、有害物質等有害要因を有する事業場に対する監督指導等の実施</li> <li>・火災、爆発等の重大な災害の再発や同種災害の発生を防止するため、重大な災害等発生時に徹底的な災害原因調査の実施</li> <li>・重篤な労働災害を発生させた事業場等に対して安全管理措置の構築を図るため、当該事業場等に対する継続的な安全指導の実施</li> </ul>	<p>安全衛生週間・表彰 技能講習修了証明書発行のご案内 職場のあんぜんサイト</p>
18	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進のため、企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省ホームページにて提供</li> </ul>	安全衛生優良企業公表制度について
19	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成</li> <li>・当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育を支援</li> </ul>	
20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生分野における国際化への的確な対応のため、OECD等の国際会議等への職員の派遣、中国との政策対話、日中安全衛生シンポジウムの開催等を実施</li> </ul>	
21	職業病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の健康の保持増進のため、被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するシステムの構築及び健康相談、保健指導の実施</li> <li>・廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信の実施</li> <li>・東電福島第一原発・除染作業者の放射線曝露情報の国際発信を強化するため、東電福島第一原発作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を、厚生労働省の英語版ホームページに掲載及び世界保健機関（WHO）等の国際機関への情報発信の実施</li> <li>・東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化のため、東電福島第一原発内における廃炉作業等の施工計画作成者等に対する被ばく低減措置の実施に係る必要な教育の実施</li> <li>・被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討、好事例の収集及び元請事業者が作成する施工計画に対する助言の実施</li> </ul>	<p>東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の長期的健康管理 廃炉等作業員の健康支援相談窓口 Radiation Protection at Works Relating to TEPCO's Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident (IRPW) 東電福島第一原発内における被ばく低減対策の好事例（委託事業）</p>

22	じん肺等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露によるじん肺等への対策のため、石綿取扱い業務等に従事し離職した労働者等に対する健康管理手帳の交付、特殊健康診断の実施</li> <li>・石綿作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の普及啓発を行うため、マニュアルを改訂し、厚生労働省のホームページにて情報を掲載</li> <li>・石綿除去作業等に対応する行政体制を充実するため、石綿障害防止総合相談員等による石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等の実施</li> </ul>	<p>石綿障害予防規則など関係法令について</p> <p>「石綿に関する健康管理手帳」の交付について</p> <p>アスベスト（石綿）情報</p>
23	職場における受動喫煙対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における受動喫煙防止対策の推進のため、デジタル粉じん計等の測定機器の貸出</li> <li>・職場における受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導</li> <li>・喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用を一部助成</li> </ul>	<p>職場における受動喫煙防止対策について</p>
24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察</li> <li>・職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価の実施</li> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質管理に関する相談・訪問指導の実施及びGHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成</li> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質による職業がん対策を行う日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備の実施</li> </ul>	<p>新規化学物質の有害性調査制度の概要</p> <p>職場における化学物質のリスク評価</p> <p>化学物質管理に関する相談窓口のご案内</p> <p>日本バイオアッセイ研究センター</p>
25	産業保健活動総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置</li> <li>・都道府県労働局長が事業者に対して作業環境測定実施や臨時的健康診断実施を指示する際、労働衛生指導医からの意見の聴取を実施</li> <li>・事業場における産業保健活動（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組）に対する各種支援を行うため、事業者、産業保健スタッフ等への研修等の実施、情報提供等を実施</li> <li>・労働者数 50 人未満の小規模事業場等に対する訪問指導、相談対応や助成等を実施</li> </ul>	<p>産業保健総合支援センターの事業案内</p> <p>地域産業保健センターの事業案内</p> <p>産業保健関係助成金のご案内</p>
26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準監督署に配置した時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導の徹底</li> <li>・労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対する個別訪問指導</li> <li>・過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検の実施・インターネット監視による労働条件に問題のある事業場情報の収集</li> <li>・夜間・休日に無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談まっとうライン」の設置</li> <li>・労働基準法等の基礎知識、相談窓口及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについて WEB 上で診断を受けられるサービス等をまとめた労働条件ポータルサイトの設置</li> <li>・大学や高校等での法令の周知啓発や労働法教育に必要な指導者用資料の作成</li> <li>・36 協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理や安全衛生管理についてセミナー及び個別訪問での専門家による助言等の実施。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催。</li> <li>・新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトにて、労働関係法令の周知及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについて WEB 上</li> </ul>	<p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組</p> <p>『はたらく』へのトビラ ～ワークルール20のモデル授業案～</p> <p>ポータルサイト「確かめよう労働条件」</p> <p>就業環境整備・改善支援事業</p>

		で診断を受けられるサービス等の実施	
27	メンタルヘルス対策等事業	・労働者のメンタルヘルス対策のため、ポータルサイト「こころの耳」における情報提供、メール相談・電話相談・SNS相談の実施	<a href="#">こころの耳</a>
28	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	・疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を行うため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料の作成、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催	<a href="#">治療と仕事の両立について</a> <a href="#">治療と仕事の両立支援ナビ</a>
29	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	・職場のハラスメントに関するポータルサイトの改修・運営等による周知・啓発 ・パワーハラスメント対策支援コンサルティング等の実施 ・パワーハラスメントに関する実態調査の実施 ・雇用均等指導員による、職場におけるハラスメント事項等にかかる相談対応等 ・パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主に対する啓発指導の実施	<a href="#">あかるい職場応援団</a> <a href="#">職場におけるハラスメント防止のために（セクシュアルハラスメント / 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント / パワーハラスメント）</a> <a href="#">パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善のために</a>
30	建設業等における労働災害防止対策費	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育を実施 ・東日本大震災及び熊本地震にかかる復旧・復興工事における労働災害の発生を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規参入者等に対する安全衛生教育支援を実施 ・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施 ・一人親方を対象とした研修会等の実施	<a href="#">2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業</a> <a href="#">東日本大震災及び熊本地震の復旧復興工事への支援活動</a> <a href="#">墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）</a> <a href="#">建設業における一人親方等の安全及び健康の確保について</a>
31	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	・腰痛による労働災害を防止するため、腰痛による労働災害が多発している介護施設等を対象とする腰痛予防教育・対策の講習会の実施 ・高齢労働者の安全衛生対策を促進するため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」についてのセミナーを実施 ・中小企業を対象に高齢労働者の安全衛生対策の導入にかかる費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」事業を実施 ・外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため、視聴覚教材や技能講習の補助教材を多言語で作成 ・「外国人在留支援センター」に「安全衛生班」を設置し、外国人労働者を雇用する事業者及び外国人労働者からの安全衛生に関する相談に対応	<a href="#">働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動</a> <a href="#">腰痛予防対策（講習会、パンフレット）</a> <a href="#">高齢労働者の安全衛生対策について</a> <a href="#">外国人労働者の安全衛生対策について</a>
32	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	・伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施 ・林業従事労働者等における労働災害防止のため、チェーンソー取扱作業指導員による林業の作業現場等の巡回を行うと共に、ガイドブック等を用いたチェーンソー取扱作業指針の周知徹底	<a href="#">チェーンソーを用いた伐木作業の安全対策講習会</a> <a href="#">振動障害の予防のために（パンフレット）</a>

33	機械等の災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新構造規格に適合していないフルハーネス型墜落制止用器具等の更新を促進するため、中小企業等を対象に、更新に要する費用の一部補助を実施</li> <li>・危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を実施</li> <li>・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施</li> <li>・自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者に対する実態調査を実施</li> <li>・設備の老朽化による労働災害防止を目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を実施</li> </ul>	<p>既存不適合機械等更新支援補助金</p> <p>設備の経年化による労働災害リスクの防止対策</p>
34	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談員による、特定分野（外国人労働者、派遣労働者等）の労働者等からの相談対応</li> <li>・外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレットの作成</li> </ul>	<p>業種・職種別対策</p> <p>For Foreign workers</p>
35	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充</li> <li>・自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施</li> </ul>	<p>トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会</p> <p>トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト</p>
36	家内労働安全衛生管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導</li> <li>・家内労働者の危険有害業務について、災害防止対策好事例の収集</li> <li>・家内労働の安全衛生確保等に関するセミナーの実施、総合的な情報提供を行うサイトの開設</li> </ul>	<p>家内労働について</p>
37	女性就業支援・母性健康管理等対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母性健康管理について周知啓発のためのパンフレット等の作成や配布</li> <li>・母性健康管理の措置に関する調査の実施</li> <li>・女性労働者や事業主向けの母性健康管理に関するサイトの運営</li> <li>・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣</li> <li>・全国の女性関連施設等に対する働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知、情報等提供</li> <li>・雇用均等行政に係る行政指導や相談等をデータベース管理し、迅速かつ正確な事務処理を実施</li> </ul>	<p>女性労働者の母性健康管理のために</p> <p>妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ</p> <p>女性就業支援バックアップナビ</p>
38	多言語相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化</li> </ul>	
39	外国人技能実習機構に対する交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監理団体、実習実施者に対する実地検査の実施</li> <li>・安全衛生マニュアルの活用等による啓発</li> <li>・実習実施者に対する安全衛生セミナーの開催</li> </ul>	<p>外国人技能実習機構</p>
40	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金面から労働災害の防止措置を行うことが難しい中小企業に対する職場改善機器等の導入資金としての融資の実施（平成13年度以降、新規の融資は廃止しており、現在は融資資金の回収等を行っている）</li> </ul>	
41	労働災害防止対策費補助金経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主等による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害を防止するため、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動事業等に対する補助</li> </ul>	<p>中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会</p>



42	産業医学振興経費	・職場における労働者の健康を管理する産業医の養成及び産業医科大学の運営に対する助成 ・産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営及び産業医の資質の向上を図る研修等の実施	産業医学振興団体 産業医科大学
43	就労条件総合調査費	・主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等についての総合的な調査の実施	就労条件総合調査について
44	未払賃金立替払事務実施費	・企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する制度の実施	未払賃金の立替払事業
45	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成金の支給 ・働き方改革推進支援センターの設置 ・「働き方改革」に向けた周知・啓発の実施 ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」による「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等の提供	働き方改革推進支援助成金 働き方改革推進支援センター 働き方改革特設サイト 働き方・休み方改善ポータルサイト
46	テレワーク普及促進等対策	・適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発やテレワーク導入に関する相談対応及び訪問コンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用等に要した費用に要した費用の助成等による導入支援 ・企業向けセミナー、労働者向けイベントの開催や先進企業の表章等を通じた気運の情勢	テレワーク普及促進関連事業
47	医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組	・「医療勤務環境改善支援センター」による相談支援 ・勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進 ・医療機関の勤務環境改善事例に関するデータベースサイトの運用	医療従事者の勤務環境の改善について いきいき働く医療機関サポートWeb
48	中小企業退職金共済事業経費	・中小企業退職金共済制度において、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助	国の掛金助成（新しく中退共済制度に加入する事業主に掛金の一部を助成）
49	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	・独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働行政職員等に対する研修の実施 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構の計画的な施設改修、更新	独立行政法人労働政策研究・研修機構
50	個別労働紛争対策費	・個別労働関係紛争の解決・促進のための「総合労働相談コーナー」の設置 ・都道府県労働局長による紛争解決のための制度の運営	個別労働紛争解決制度 (労働相談、助言・指導、あっせん)
51	雇用労働相談センター設置・運営経費	・国家戦略特別区域に設置した「雇用労働相談センター」における、相談対応・個別訪問指導の実施	「雇用労働相談センター」について

文末脚注

資料 1（昭和 34 年労働省訓令第 2 号，昭和 34 年 4 月 13 日（月曜日）付け官報本紙第 9689 号）

◎労働省訓令第 2 号

安全指導員規程を次のように定める。

昭和三十四年四月十三日

労働大臣 倉石 忠雄

安全指導員規程

（設置）

第一条 中小規模事業場等における安全管理の向上を図り、もつて、安全行政の円滑な運営と産業災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に安全指導員を置く。

（任命）

第二条 安全指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

（職務）

第三条 安全指導員は、都道府県労働基準局長の命を受けて、中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務に従事する。

（任期等）

第四条 安全指導員の任期は、一年とする。

2 安全指導員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務）

第五条 安全指導員及び安全指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところにより、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

（政治的行為の禁止）

第六条 安全指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第七条 この規程に定めるもののほか、安全指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 2（安全指導員（労働省）, 昭和 35 年 9 月 21 日（水曜日）付け官報資料版第 10127 号）

安全指導員（労働省）

最近わが国における経済復興とその後の成長は、まことにめざましいものがある。しかしながら一方中小企業における産業災害も。また大企業に比べて多発の傾向にあることはまことに遺憾である。尊い労働者の生命がうばわれて行く数は年々増加の一途をたどり、最近では、年間約六万人に及んでいる。なお、死亡者を含め七十五万人の死傷者を生じており、これに伴う経済的損失は、年間推定一千五百億円に達する憂慮すべき状況である。

そこで労働省では、特に多発傾向をたどっている中小企業に対する安全指導を行なうため、昭和三十四年四月十三日労働省訓令第二号による「安全指導員規定」をつくり、安全指導員制度を設け、産業災害防止に役立てることにした。

安全指導員は一般民間人を起用することとし過去において安全管理に経験の深い人を事業場の中から推せんしてもらい、都道府県労働基準局で審査のうえ、労働大臣が任命することになっている。身分は国家公務員で一般職非常勤職員とされ、都道府県労働基準局におかれ、中小企業の集団指導に当たることになっているが、個々の事業場でも要請があれば指導することになっている。したがって、申し込みを労働基準局にすれば、指導員が派遣されることとなるが、その費用は無料である。

現在全国で安全指導員は一千人が任命されており、災害防止に大きな役割を果たしている。

安全指導員の仕事は、①安全管理一般②研究発表③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）④災害事例に対する対策⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い、ならびに知識の普及⑥集団事業場のパトロールなどである。

なお、安全指導員は中小企業のうち、特に従業員百人以下の事業場を対象に、安全指導を行なうことになっているので、各事業場では、これら指導員の指導を積極的に受け、災害を未然に防止するよう望まれる。

資料 3（昭和 40 年労働省訓令第 10 号，昭和 40 年 12 月 18 日（土曜日）付け官報本紙第 11707 号）

○労働省訓令第 10 号 労災防止指導員規程を次のように定める。	部内一般
昭和四十年十二月十八日	労働大臣 小平 久雄
労災防止指導員規程 (設置)	
第一条 中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理の向上を図り、もつて、労働災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に労災防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。	
(任命)	
第二条 指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全又は労働衛生に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。	
(職務)	
第三条 指導員は、都道府県労働基準局長の指示を受けて、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務に従事する。	
(任期等)	
第四条 指導員の任期は、一年とする。	
2 指導員は、非常勤とする。	
(秘密を守る義務等)	
第五条 指導員及び指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。	
2 指導員は、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入すること、その他その信用を傷つける行為をしてはならない。	
(その他の事項)	
第六条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。	
附 則	
(施行期日)	
1 この訓令は、昭和四十一年一月一日から施行する。	
(安全指導員規程の廃止)	
2 安全指導員規程（昭和三十四年労働省訓令第 2 号）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。	
(経過措置)	
3 この訓令の施行の際現に旧規程による安全指導員である者は、その施行の日において、当該日の前日に所属していた都道府県労働基準局の指導員になるものとし、その任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定により、当該都道府県労働基準局の指導員がこの訓令の施行後最初に任命されるまでの間とする。	
4 この訓令の施行の日から昭和四十一年三月三十一日までの間に任命される指導員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、四月以上一年三月をこえない範囲内において、各指導員につき労働大臣が定める。	

文末脚注

- 
- <sup>1</sup> 田島信威（2005年）『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい）pp.212-214
  - <sup>2</sup> 男女共同参画局「男女共同参画社会基本法逐条解説」第11条（[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/chikujyou11.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/chikujyou11.html)）
  - <sup>3</sup> 田島信威（2005年）『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい）p.288
  - <sup>4</sup> 精選版日本国語大辞典「整備」の項
  - <sup>5</sup> 労働省労働基準局（1999年）『労働衛生のしおり 平成11年度』（中央労働災害防止協会）p.234
  - <sup>6</sup> 労働省労働基準局（1981年）『労働衛生のしおり 昭和56年度』（中央労働災害防止協会）pp.193-194
  - <sup>7</sup> 小学館『デジタル大辞林』の「金融」の項。
  - <sup>8</sup> 財務省ウェブサイト「財政投融资とは——財政政策としての財政投融资」（[https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/what\\_is\\_filp/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/what_is_filp/index.htm)）を参照（2021年9月21日閲覧）。
  - <sup>9</sup> 半田有通氏（元厚生労働省労働基準局安全衛生部長，昭和58年労働省入省，平成26年7月11日退職）への電子メールでの問合せに対する回答（令和3年6月16日）による。
  - <sup>10</sup> 畠中信夫氏（元中央労働委員会事務局次長，昭和43年労働省入省，労働安全衛生法案作成に従事，元白鴎大学法学部教授）への電話での問合せ結果（令和3年10月25日）による。
  - <sup>11</sup> 野澤英児氏（元福岡労働局長，平成30年7月31日退職）へのZOOMでのインタビュー（令和3年9月11日）による。
  - <sup>12</sup> 国際労働機関公式サイト－駐日事務所「ILOと日本－小史」（<https://www.ilo.org/tokyo/ilo-japan/history/lang--ja/index.htm>）
  - <sup>13</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1923年の労働監督勧告（第20号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239341/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239341/lang--ja/index.htm)）
  - <sup>14</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1929年の産業災害予防勧告（第31号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239330/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239330/lang--ja/index.htm)）
  - <sup>15</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－A Guide for Labour Inspectors (Part I)（[https://www.ilo.org/labadmin/info/WCMS\\_111289/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/labadmin/info/WCMS_111289/lang--en/index.htm)）
  - <sup>16</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1981年の職業上の安全及び健康に関する条約（第155号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239024/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239024/lang--ja/index.htm)）
  - <sup>17</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1981年の職業上の安全及び健康に関する勧告（第164号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239197/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239197/lang--ja/index.htm)）
  - <sup>18</sup> 中央労働災害防止協会編『労働安全運動史－安全専一から100年』（平成23年）。なお、

---

類似書として、中央労働災害防止協会編（1971年）『日本の安全衛生運動—五〇年の回顧と展望—』、中央労働災害防止協会編（1984年）『安全衛生運動史—労働保護から快適職場への七〇年—』がある。

<sup>19</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版）。同書序章の冒頭文によれば、「本書は、近代日本における安全運動の誕生過程について、その思想と活動を蒲生俊文（一八八三～一九六六年）に焦点をあてて解明することを課題とする」。

<sup>20</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） pp.3-4

<sup>21</sup> 内田嘉吉は、1866年10月江戸生まれ、1884年7月東京外国語学校独逸語科卒業、1891年7月帝国大学法科大学法律学科卒業、同年8月逓信省入省、海事行政に従事、逓信次官、貴族院議員等を歴任、米国滞在中に安全第一運動を知り、帰国後普及に尽力する（堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） pp.68-69 参照）。

<sup>22</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） pp.60-61

<sup>23</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） pp.126-127

<sup>24</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） p. 127

<sup>25</sup> 堀口良一（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版） p. 128-131

<sup>26</sup> 中央労働災害防止協会（2011年）『労働安全運動史—安全専一から100年』 p.196

<sup>27</sup> 社団法人日本ボイラ協会（1996年）『五十年の歩み』 p.13

<sup>28</sup> 労務用物資対策に関する件（1946年11月29日閣議決定 <https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00764.php>）

<sup>29</sup> 寺本廣作（1948年）『労働基準法解説』（時事通信社）（日本立法資料全集別巻46 信山社） pp.130-131

<sup>30</sup> 寺本廣作（1976年）『ある官僚の生涯』 pp.96-97によると、「人たるに値する生活」は、当時厚生省労政局労働保護課長として労働基準法案の起草を主導した寺本廣作がヴァイマル憲法第151条第1項から取った表現とのことである。

<sup>31</sup> 厚生労働省労働基準局（2011年）『労働法コンメンタール③ 平成22年版 労働基準法下』（労務行政） p.1002

<sup>32</sup> 労働省労働基準局（1969年）『労働法コンメンタール3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所） p.1052

<sup>33</sup> 中央労働基準審議会（1952年）「労働基準法の改正に関する答申並びに建議」

- <sup>34</sup> 1953年9月1日付公報号外第28号, 沖縄県公文書館ウェブサイトから (<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/img/kouhou//R-1953-09-01-G.pdf>)
- <sup>35</sup> 弁護士山中理司のブログ「労働基準監督官執務規範開示請求結果」 (<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2020/02/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%9B%A3%E7%9D%A3%E5%AE%98%E5%9F%B7%E5%8B%99%E8%A6%8F%E7%AF%84.pdf>)
- <sup>36</sup> 労働省「産業災害を減少させよう「臨時産業災害防止懇談会」の意見書」（昭和33年12月11日（木曜日）付け官報資料版第9593号）
- <sup>37</sup> 国会会議録検索システム・第91回国会衆議院社会労働委員会第14号昭和55年4月22日, 日本社会党安田修三衆議院議員に対する津澤健一労働省労働基準局安全衛生部長の答弁 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/109104410X01419800422/42>)
- <sup>38</sup> 平成22年6月28日第14回厚生労働省省内事業仕分け（議事録 [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/giji-14.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/giji-14.pdf), 仕分け評決結果 [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/14-2e.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/14-2e.pdf))
- <sup>39</sup> 2010年9月15日第41回労働政策審議会安全衛生分科会議事録 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000v05o.html>)
- <sup>40</sup> 平成22年12月27日付け基発1227第4号「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について」 (<http://www.joshrc.org/files2010/20101227-003.pdf>), 開催事情について、岡山労働局ウェブサイト「平成28年度 岡山労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました（平成29年2月10日）」 ([https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/roiusikaigi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/roiusikaigi.html))
- <sup>41</sup> 租税特別措置法第十条及び第四十二条の規定の適用を受ける機械その他の設備又は船舶及び期間を指定する件（昭和三十二年大蔵省告示第二百三十四号）（昭和32年10月31日官報号外第71号）
- <sup>42</sup> 租税特別措置法第十条の二第一項及び第六十六条の五第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件（昭和三十二年三月三十一日大蔵省告示第三十六号）（昭和53年3月31日官報号外第27号）
- <sup>43</sup> 国税庁ウェブサイト「中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制（租税特別措置法第42条の12の4）の適用について」 (<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>, 令和3年11月3日22:14閲覧)
- <sup>44</sup> 国民金融公庫（1999年）『国民金融公庫五十年史』（平成11年9月）pp.123-125
- <sup>45</sup> 国民金融公庫（1999年）『国民金融公庫五十年史』（平成11年9月）pp.132-133
- <sup>46</sup> 中小企業金融公庫編（1984年）『中小企業金融公庫三十年史』pp.127-128
- <sup>47</sup> 中小企業金融公庫編（1984年）『中小企業金融公庫三十年史』pp.246-247
- <sup>48</sup> 平成7年3月22日付け基発第137号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-36/hor1-36-5-1-0.htm>)

- 
- 49 中央労働災害防止協会発行の『労働衛生のしおり』では、その平成12年度版まで中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の記事があり、平成13年度以降の版にはその記事が無い  
ため、平成12年度頃に廃止されたと思われる。
- 50 平成11年4月1日付け基発第220号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の実施  
について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-40/hor1-40-33-1-0.htm>)
- 51 奈良労働局「安全衛生に係る事業廃止等のお知らせ」 (<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/library/nara-roudoukyoku/00topics/h230107topics-zigyohaisi.pdf>, 令和3年10月31日午前3時16分閲覧)
- 52 平成13年3月30日付け基発第213号「職場改善用機器等整備事業について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-42/hor1-42-33-1-0.htm>)
- 53 平成22年3月31日付け基発0331第1号「職場改善用機器等整備事業の廃止について」  
(<http://www.joshrc.org/files2009/20100331-002.pdf>)
- 54 既存不適合機械等更新支援補助金 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03667.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html),  
令和3年10月31日午前3時31分閲覧)
- 55 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（平成  
30年2月26日厚生労働省告示第33号，同3月1日適用）。
- 56 行政簡素化実施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件（昭和17年11月1日勅令第760号）  
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961246/24>)
- 57 労働省設置法の施行期日を定める政令（昭和22年8月31日政令第169号），労働基準  
法の一部の施行期日を定める政令（昭和22年8月31日政令第170号），労働者災害補償  
保険法の施行期日を定める政令（昭和22年8月31日政令第171号）
- 58 寺本廣作（1976年）『ある官僚の生涯』（株制作センター，非売品）pp.100-102
- 59 松本岩吉（1981年）『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所）pp.273-288  
（pp.279-281に「寺本先生30周年講演速記より」との引用あり。）
- 60 松本岩吉（1981年）『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所）中「特別資料 労  
働基準行政の今昔 寺本廣作（昭和52年9月1日滋賀県大津市で開催された「労働基準法・  
労働者災害補償保険法施行30周年記念大会における寺本廣作の講演速記の全文）」  
pp.327-331
- 61 当時厚生省労働基準局監督課員だった松本岩吉は、新労働省への移管を主張する新労働  
省側の考えを纏めたものを著書に掲載しており、労働者災害補償保険に関する当時の監督  
課の考え方がそこに表現されていることから、次に引用する。



◎労働者災害補償保険の全面的移管について

理論上の問題

- 一、労働者災害補償保険は憲法第二十七条に基づいて規定された労働条件を保険化したものであって、憲法第二十五条に言う社会保障を目的とする他の社会保険とは根本的に異なる。
- 二、従って疾病、老齢その他人間不可避の事故について一般国民を対象とする社会保険法が制定される場合においても、これと、企業経営の責任上、当然の義務として労働者の災害を賠償せんとする労働者災害補償保険は性質上峻別すべきものである。
- 三、社会保障法が実施されている英米に徴しても、労働者災害補償保険法はこれを峻別され別個に取扱われている。

実際上の問題 一、積極的理由

- 一、健康保険は点数計算制の保険であって、その給付額は実際の治療分の三分の一程度にしか相当せぬ場合が多いが、労働者災害補償保険は治療費全額負担の保険である。之を同一保険官署で所管させることは、労働者災害補償保険の治療費の給付内容を低下させる危険性がある。
- 二、健康保険及年金保険の金銭給付は郵便で請求できるが、労働者災害補償保険の大宗をなす障害補償の給付に当っては障害等級認定のため、必ず労働者の出頭を必要とする。全国に亘り県庁の外僅かに四十一カ所の出張所しか持たぬ保険官署に比し、都道府県基準局の外三百三十六カ所の組織網を持つ労働基準監督署を利用することは、労働者にとって遙かに便利である。
- 三、労働者災害補償保険行政の中心をなすものは障害等級の認定事務であるが、右の認定事務は労働者災害補償保険法適用外の事業及び進駐軍労働等に於ける災害補償の認定並びに労働者災害補償保険法適用事業に於ける労働基準法上の災害補償義務の認定事務とも統一的に取扱うことが必要であり、且つ、行政の経済化を図る所以でもある。
- 四、前掲の認定事務が統一されない場合、労働者災害補償保険法適用事業に於て、保険官署の認定と労働基準官署の認定が相違するときは使用者は労働基準官署の認定に従い差額補償をせねばならぬこととなる。従来の実例に徴し両者の認定は相当に頻発するものと考えられるが、その都度災害補償に関し労使の間に紛議が起ることになる。
- 五、労働者災害補償行政は作業条件の改善を目的とする産業安全、労働衛生行政と不可分の関係に立つ。労働者災害補償保険法立案の当時、保険局が自ら安全衛生行政を主管するための規定を起草したのもかかる理由によるものであり、右の規定が削除された後に於て現在尚、その予算に於て安全衛生指導行政費を計上しているのも右の事情を裏書きするものである。国は一般会計に於て多額の予算を安全衛生行政のために計上しているが、租税と同じく強制力を以て国民より掛金を徴収する保険が安全衛生について二重行政を行うため多額の予算を計上しているのは、国家の財政的損失であるのみでなく行政の紛淆を来すものである。

実際上の問題 二、消極的理由

- 一、労働者災害補償保険の保険料徴収技術は、月々労働者の俸給より保険料を徴収する健康保険、年金保険及び失業保険と異り、一年に一回（最大の場合一年三回）使用者より概算払いで一括して徴収するので、その徴収事務は極めて簡単であり之を他の保険と形式的に統一して保険官署に所管させる必要はない。
- 二、健康保険はその治療費について点数計算制をとり、之に基き医師会と契約を結んでいるので、その限度で医療行政と深い関係を持つが、労働者災害補償保険の治療費は実費主義であるから、如何なる医療機関を利用するにしても之に現実の治療費を支払へばそれで問題は解決するのであって、医療行政とは本質的に何の関係も持たない。
- 三、労働者災害補償保険を健康保険より分離した場合、業務外の一元的認定が不可能になり労働者の保護に欠けるところがあると言う議論があるが、国の法律で業務上の負傷疾病を定めるのは労働基準法のみであり、労働基準法で業務上と認定されたもの以外は当然業務外として取扱われるべきものであって、健康保険がかかる場合にこれを業務上なりとして給付を拒むならばそれは違法の措置である。

歴史的な事情

- 一、現行の労働者災害補償保険は、昭和六年制定当時より昭和十三年迄中央に於ては、保険行政の一部門としてではなく、労働行政の一部門として所管されてきた。厚生省設立に当り保険行政統一の名の下に、中央は保険院に移管されたのであるが地方庁に於てはその後も引続き今次戦争に至る迄労働行政の一部門として取扱われて来た。保険行政統一の原則が、その後簡易生命保険の分離等によって破棄されたとき、労働行政は戦時中の沈滞期に在ったため労働者災害補償保険は今日迄労働行政に復帰しなかったものである。
- 二、工場法、鑛業法の下では、労働者が社会保険の被保険者である場合に於ては、使用者は之等の労働法規の規定する災害補償義務を全免されることになり、労働法規はその限度で機能を失うことになっていた。然し、労働法規がその機能を喪失したにも拘らず、之を代行すべき社会保険は制度的にも運用上も極めて不十分であって労働者は多年に亘り労働法規が保証するその権利を侵害されて来た。新しい労働者災害補償保険法が制定されたのはかかる事情に基くものである。

輿論

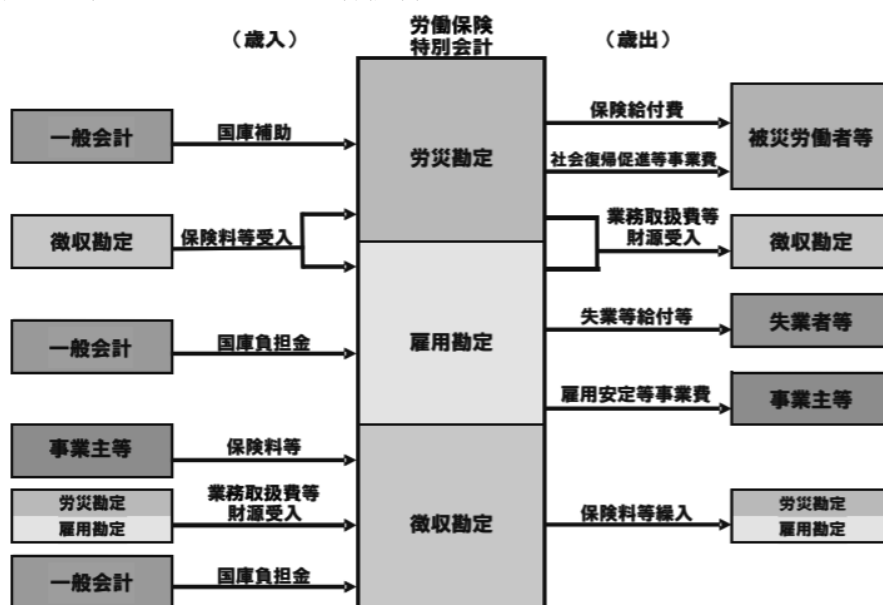
- 一、労働者災害補償保険と労働行政の一元的運営は労働者、使用者双方の一致せる意見であり、之に対し、労働者災害補償保険を他の社会保険と一元的に運用すべしと言うのは、保険行政に関係する現役及び退役の官吏並びに社会保険制度審議会をめぐる一部の関係者のみである。

- 
- <sup>62</sup> 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編（2005年）『労働法コンメンタール⑤ 六訂新版 労働者災害補償保険法』（労務行政）p.57
- <sup>63</sup> 労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年1月26日労働省令第3号）第2条，昭和56年1月31日付け基発第50号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」記の二（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb1904&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb1904&dataType=1&pageNo=1)）
- <sup>64</sup> 平成12年12月1日閣議決定「行政改革大綱」（<https://www.gyokaku.go.jp/about/tai-ko.html>）
- <sup>65</sup> 特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/to-kusyu/hourei/kihonhou.html>）
- <sup>66</sup> 平成13年12月18日付け行政改革推進事務局「特殊法人等整理合理化計画」（<https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/jigyou1.html>）
- <sup>67</sup> 平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224housin.pdf>）
- <sup>68</sup> 労働福祉事業見直し検討会開催要綱（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6as.pdf>）（平成18年10月19日第22回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会配布資料1の参考資料）
- <sup>69</sup> 平成18年8月労働福祉事業見直し検討会「労働福祉事業の見直しについて」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6a.pdf>）
- <sup>70</sup> 平成18年10月19日第22回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会議題・配付資料（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/s1019-6.html>）
- <sup>71</sup> 平成18年12月14日付け労審発第442号労働政策審議会「労働福祉事業の見直しについて（建議）」（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/12/h1214-1.html>）
- <sup>72</sup> 内閣府ウェブサイト「行政刷新」（<https://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/>）
- <sup>73</sup> 行政刷新会議の事業仕分け：詳細と評価結果（平成22年10月27日水曜日，A-5：労働保険特別会計(1)労災勘定(2)雇用勘定(3)徴収勘定）（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/2010-10-27.html>），当該議事録（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>），当該動画（<https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWhtRWI>）
- <sup>74</sup> 平成22年10月27日の事業仕分けによる評価結果（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/kekka/A5.pdf>）
- <sup>75</sup> 第176回国会参議院本会議第11号（平成22年11月27日）質問主意書及び答弁書（官報（号外）7～8頁）（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=117615254X01120101127&page=8&spkNum=16&current=17>）

<sup>76</sup> 社会復帰促進等事業に関する検討会（平成 23 年から）（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou\\_128811.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128811.html)）

<sup>77</sup> 総務庁「労働者災害補償保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」（平成 11 年 12 月）（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/rousai\\_kankoku.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/rousai_kankoku.htm)）

<sup>78</sup> 正確には、政府が事業主から納付を受けた労働保険料のうち、労災保険料率に係る部分をいうが、この部分を便宜上「労災保険料」と呼ぶことがある（なお、労働保険料は、（労働保険料）＝（賃金総額）×労働保険料率（労災保険率＋雇用保険率）で一括計算・納付される）。労災勘定は、労災保険料を主たる財源とするが、一般会計からの国庫補助も部分的に行われており、労災保険料とイコールではない。



（図について財務省ウェブサイト [https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special\\_account/fy2018/7roudouhokenntokkai.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special_account/fy2018/7roudouhokenntokkai.pdf) 参照）

<sup>79</sup> 藤本武「労災補償法と労働安全」p.12 の I の(1)（社会保障研究所（1969 年）『季刊社会保障研究 Vol.5, No.3』）

<sup>80</sup> 明治 41 年 8 月第一機関汽罐保険株式会社設立、昭和 5 年 11 月第一機罐保険株式会社に商号変更、昭和 19 年 2 月東京火災海上保険株式会社及び帝国海上火災保険株式会社と合併して安田火災海上保険株式会社、平成 14 年 7 月日産火災海上保険株式会社と合併して株式会社損害保険ジャパン、その後も合併を経て、平成 26 年 9 月日本興亜損害保険株式会社と合併して損害保険ジャパン日本興亜株式会社、令和 2 年 4 月損害保険ジャパン株式会社に商号変更（<https://www.sompo-japan.co.jp/company/history/>参照）。

<sup>81</sup> 損保ジャパン株式会社ウェブサイト「ボイラー検査 100 周年の概要と歴史」（<https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/risk/property/boiler/100th/>、令和 3 年 11 月 3 日 14:30 閲覧）

<sup>82</sup> 「事業主の共同連帯」という考え方については、行政刷新会議ワーキンググループが行

った平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分け第 3 弾前半において、清水涼子評価者が労働保険特別会計により未払賃金立替払事業を行うことを批判したのに対し、金子順一厚生労働省労働基準局長が「国で、このためだけに新たな保険制度を作るのはいかにも不合理なので、労災保険の仕組みで事業主の共同連帯でやっていただいているということでございます。」と答弁している（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>, <https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWhtWRWI&t=5046s>）。

<sup>83</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「鉱害防止支援」 [http://www.jogmec.go.jp/mp\\_control/](http://www.jogmec.go.jp/mp_control/)

<sup>84</sup> 寺園成章（1981 年）『家内労働法の解説』（労務行政研究所）p.286

<sup>85</sup> 平成 31 年 3 月 28 日基発 0328 第 25 号（令和 2 年 3 月 24 日基発 0324 第 7 号，令和 3 年 3 月 26 日基発 0326 第 11 号改正）「既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000760236.pdf>）

<sup>86</sup> 労働調査会出版局編（2020 年）『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解——労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，令和 2 年）p. 1026

<sup>87</sup> 労働省労働基準局安全衛生部編（1993 年）『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，平成 5 年）p.547

<sup>88</sup> 昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 77 号「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」

<sup>89</sup> 労働大臣官房国際労働課編（1997 年）『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社）

<sup>90</sup> 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）の法案作成に従事した唐澤正義氏（昭和 41 年労働省入省，化学物質の有害性調査制度の創設等に従事，福岡労働基準局長，公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長等を歴任）へのメールでの問合せ結果（令和 3 年 10 月 28 日）による。

<sup>91</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1974 年の職業がん条約（第 139 号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239040/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239040/lang--ja/index.htm)）

<sup>92</sup> 外務省ウェブサイト「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第百三十九号）」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S53-0423.pdf>）

<sup>93</sup> 国際労働機関（ILO）公式サイト－1974 年の職業がん勧告（第 147 号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239214/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239214/lang--ja/index.htm)）

<sup>94</sup> 労働省安全衛生部化学物質調査課編（1990 年）『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会，平成 2 年）p.9

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 109 条から第 115 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授  
近藤 龍志 労働基準監督官（1.2.2 の一部を追記）

研究要旨

労働安全衛生法第 10 章「雑則」のうち第 109 条から第 115 条では、第 109 条が国と地方公共団体との連携について、第 110 条では許可等の条件について、第 111 条では性能検査等についての審査請求の制限について、第 112 条では手数料の納付について、第 112 条の 2 では厚生労働大臣の公示について、第 113 条では経過措置について、第 114 条では鉱山に関する特例について、第 115 条では適用の除外についてそれぞれ規定している。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 109 条から第 115 条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第 109 条

1. 1 条文

（地方公共団体との連携）

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

法第 109 条では、労働災害防止の施策に関する国と地方公共団体との連携について、国のとるべき基本姿勢を規定している<sup>1</sup>。

1. 2. 2 内容

労働災害の防止に関する施策は一義的に国の役割として総合的・計画的に取り組まれるべきものであるが、地方公共団体においても地域に暮らす住民である労働者の安全と健康の確保、福祉の向上等の観点から労働災害の防止に配慮した施策を展開する必要がある。また、都市型産業災害（Urban Industrial Disasters）<sup>2</sup>のように地域住民に広く被害を及ぼす場合などでは、労働災害防止対策と地方公共団体の災害防止対策が密接な関連を持つことになる<sup>3</sup>。

そのため法第 109 条では、国が労働災害を防止するための施策を推進するに当たり、地域の実情を踏まえたうえで地方公共団体の立場を積極的に理解し十分配慮することを要請する規定を設けている<sup>4</sup>。

国と地方公共団体との連携の例として、建設工事関係者連絡会議があげられる。これは、建設業において工事を施工する建設事業者だけではなく発注機関が工事の安全

衛生により配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくために、国の発注機関や都道府県、市町村等の地方公共団体の公共工事担当部署を含め、都道府県を単位として建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、建設工事における労働災害の減少を図るものである<sup>5</sup>。連絡会議の事務局は都道府県労働局が担うこととされている。また、都道府県単位の連絡会議のほか、必要に応じて労働基準監督署の管轄等の単位での連絡会議の設置も行われる。また、石油コンビナート等に係る災害防止に関し、都道府県労働局や労働基準監督署において、石油コンビナート等防災本部及び幹事会への参画、県・防災本部の主催する防災訓練への参加等、防災本部の取組みを通じて関係機関との連携を図っている<sup>6</sup>。ほか、建設業附属寄宿舎において防火対策等がとられていないものについて消防機関に通報することとされている<sup>7</sup>など、消防機関との連携は比較的とられているようである。

地方公務員の労働基準監督機関である地方公共団体の人事委員会等について、上記のような関係機関との会議などの連携の例は確認できなかった。（なお、都道府県労働委員会に対しては、個別労働紛争解決制度機関や集団的労使紛争の調整機関として、都道府県労働局や中央労働委員会と情報交換や研修などが行われている<sup>8</sup>。）

2. 第 110 条

2. 1 条文

（許可等の条件）

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項又は第八十四条第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

## 2. 2 趣旨・内容

### 2. 2. 1 趣旨

法第 110 条は、労働安全衛生法の規定に基づく許認可等の行政処分に関し、必要最小限の条件を付すことができることを定めたものである<sup>9</sup>。

許可、免許、指定又は登録などの処分は、一般に国民に対して一定の利益を付与するものと解されるが、この行政処分に関しては、目的の範囲内において一定の条件を付することが適正な行政運用と恣意的な裁量を抑制することに資するため、法第 110 条においてその趣旨を明確化している<sup>10</sup>。

### 2. 2. 2 内容

法第 110 条第 1 項の「この法律の規定による許可」としては、特定機械等についての製造の許可（法第 37 条第 1 項）、ジクロロベンジジン等の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物についての製造の許可（法第 56 条第 1 項）があり、また、「免許」に関しては、衛生管理者の免許（法第 12 条第 1 項）、作業主任者の免許（法第 14 条）、就業制限業務に係る免許（法第 61

条第 1 項）がある<sup>11</sup>。このほか「指定」に関しては、指定試験機関等の指定（法第 75 条の 2 第 1 項、第 83 条の 2、第 85 条の 2）があり、「登録」には、検査業者、コンサルタント名簿の登録（法第 54 条の 3 第 1 項）がある<sup>12</sup>。

なお、法第 110 条が規定する「条件」とは行政処分の附款としての条件と解され、許認可等の法効果について法律で規定された事項以外の内容を付加したものを指す<sup>13</sup>。実務上広範に用いられる附款は、二者択一（許認可等の処分を行うか、拒否処分を行うか）的な硬直性を緩和し、あるいは行政庁が取り得る措置を予告するなど、状況に応じた適切な処分を可能にすることを目的としている<sup>14</sup>。この法第 110 条が規定する「条件」に関しては、必要最小限なものに限り、かつ、不当な義務を課してはならないこととされている<sup>15</sup>。

## 3. 第 111 条

### 3. 1 条文

#### （審査請求）

第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審

査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

### 3. 2 趣旨・内容

#### 3. 2. 1 趣旨

法第 111 条は、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験等の結果に基づき行われる適否の処分に関し、高度に専門的・技術的な結果に基づく処分の性格からみて行政不服審査法による審査請求はできないこととし、また、指定試験機関が行う試験事務に関する処分等については、事案の重要性に鑑みて厚生労働大臣に対し審査請求をできることとしている<sup>16</sup>。

#### 3. 2. 2 内容

行政不服申立て制度は、行政過程の中に組み込まれた事後救済手続であり、国民が行政庁による公権力の行使につき行政機関に対して不服を申し立てる手続きである<sup>17</sup>。行政不服審査法（行審法）が規定する不服申立手続の種類は審査請求、再審査の請求、再審査請求であるが、このうち原則となるのが審査請求である<sup>18</sup>。

審査請求の対象となるものは行政庁の処分又は不作為であるが、処分又は不作為であっても行審法の適用除外とされるものがある<sup>19</sup>。この点、行審法第 7 条第 1 項第 11 号では「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」については審査請求を行うことができないとしており、この規定に相応する形で法第 111 条第 1 項

では製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験の結果についての処分に関しては審査請求をすることができないことと規定している<sup>20</sup>。検査や検定などの結果に基づき行われる適否の処分は高度な専門的・技術的な実測・試験などの結果に基づく客観的な判定であり、行政不服申立てを認めた場合においても同様の結果になることが予想されるため、労働安全衛生法では明文の規定により行政不服審査の適用を除外している<sup>21</sup>。

これに対し、指定試験機関及び指定コンサルタント試験機関が行う試験事務に係る処分若しくは不作為、指定登録機関が行う登録事務に処分若しくは不作為に関しては、これらの機関が行政庁ではないため、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる<sup>22</sup>。

なお、検査や検定、免許試験の結果に関する処分に関し、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟を提起することは妨げられない<sup>23</sup>。

## 4. 第 112 条

### 4. 1 条文

#### （手数料）

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者



一の二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者

二 技能講習（登録教習機関が行うものを除く。）を受けようとする者

三 第三十七条第一項の許可を受けようとする者

四 第三十八条の検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七 個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の二 型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

八 第五十六条第一項の許可を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 免許試験を受けようとする者

十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関、指定

コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。

#### 4. 2 趣旨・内容

##### 4. 2. 1 趣旨

法第 112 条では、労働安全衛生法の規定に基づき免許、許可、検査等を受けようとする者に対し、政令で定める金額を手数料として納付しなければならないことを定めている<sup>24</sup>。

##### 4. 2. 2 内容

以下の者は、労働安全衛生法関係手数料令（手数料令）で定める手数料を、申請書又は申込書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ること（電子情報処理組織を使用する場合には現金。指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付する場合には試験事務規程などの定め）により、国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする場合には指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする場合には指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする場合には指定登録機関）に納付しなければならない<sup>25</sup>。

①免許を受けようとする者

②作業主任者、就業制限業務従事者又は教習機関の登録の更新を受けようとする者

③技能講習（登録教習機関が行うものを除く）を受けようとする者

④特定機械等の製造の許可を受けようとする者

- ⑤製造時等検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑥登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録又は更新を受けようとする者
- ⑦検査証の再交付又は書換え（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑧性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑨個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑩型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑪製造の許可を受けようとする者
- ⑫免許証の再交付又は書換えを受けようとする者
- ⑬免許の更新期間を受けようとする者
- ⑭労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
- ⑮労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者

以上の場合に、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入となる<sup>26</sup>。

他の立法例では法律で金額を定めているものや法律に最高限度額を規定し具体的な金額を政令に委任する場合もあるが、労働安全衛生法では手数料の納付対象が非常に多く極めて複雑なものになっているため、政令に全てを委任することとしている<sup>27</sup>。

また、「手数料」とは国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が他人のために行う公の職務に対しその報償として徴収する

料金のことを指すものであり、法令上の根拠なく無制限に徴収することは許されない。

なお、手数料は納付された後は返還されない（法第 112 条、手数料令）。

## 5. 第 112 条の 2

### 5. 1 条文

（公示）

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

三 第四十七条の二又は第四十九条（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

六 第五十三条の二（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長

若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七 第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

八 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

九 第七十五条の十一第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による取消をしたとき。

十 第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十一 第七十五条の十二第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないも

のとするとき。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## 5. 2 趣旨・内容

### 5. 2. 1 趣旨

法第 112 条の 2 では、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び指定試験機関の登録又は指定、業務又は事務の休廃止の許可、指定の取消し等を行った場合にその旨を官報で告示しなければならないことを定めている<sup>28</sup>。

### 5. 2. 2 内容

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関の登録をしたときなどには、その旨を官報で告示する<sup>29</sup>。また、都道府県労働局長は、登録教習機関の登録をしたときなどには、都道府県労働局の掲示板に掲示することによりその旨を公示する<sup>30</sup>。

この規定は、行政機関が行うべき業務を代行する機関の指定や業務の動向を広く一般に周知するために公示することを目的と

している<sup>31</sup>。公示する事項に関しては省令に委ねられており、具体的には登録省令（第1条の11、第10条の3、第19条の2、第19条の12、第19条の38、第25条の3、第38条、第52条）、検定則（第15条）で規定されている<sup>32</sup>あ。

## 6. 第113条

### 6. 1 条文

#### （経過措置）

第百十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

### 6. 2 趣旨・内容

#### 6. 2. 1 趣旨

法第113条は、労働安全衛生法の規定に基づく命令の制定、改廃に当たり、合理的に必要と判断される範囲内において、罰則に関する経過措置を含む所要の経過措置を定めることができることを規定している<sup>33</sup>。

#### 6. 2. 2 内容

労働安全衛生法及び同法に基づく政省令の制定、改廃に際しては経過措置が必要となることが多いため、法第113条の規定に基づき、施行令、各規則にそれぞれ所要の経過措置が規定されている<sup>34</sup>。

## 7. 第114条

### 7. 1 条文

#### （鉱山に関する特例）

第百十四条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。）については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

### 7. 2 趣旨・内容

#### 7. 2. 1 趣旨

法第114条では、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の規定による鉱山に関し、労働安全衛生法の適用に係る特例について定めている<sup>35</sup>。

#### 7. 2. 2 内容

鉱山に関しては鉱山保安法が保安に関する事項を規制しており、次条（法第115条）の規定に基づき第2章「労働災害防止計画」を除き労働安全衛生法は適用されない。

鉱山保安法には労働災害防止計画と同様の趣旨の規定がないため、労働安全衛生法の規定による労働災害防止計画の策定を行うことになるが、経済産業省が鉱山における保安を一元的に所管している現状に鑑み、鉱山における保安については、労働災害防止計画の策定・変更、公表、関係者に対する必要な勧告・要請に関する責務を経済産業大臣、中央鉱山保安協議会に課している

36。

また、鉱山保安法における「保安」には安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に関する通気を除く労働衛生の事項は労働安全衛生法の適用となるため、総括安全衛生管理者を総括衛生管理者に、安全衛生推進者を衛生推進者と読み替えることとしている<sup>37</sup>。

## 8. 第 115 条

### 8. 1 条文

(適用除外)

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

### 8. 2 趣旨・内容

#### 8. 2. 1 趣旨

法第 115 条では、鉱山及び船員に関し労働安全衛生法の適用に関する特例を定めている<sup>38</sup>。

#### 8. 2. 2 内容

鉱山における保安に関しては鉱山保安法により安全確保と必要な規制がなされるため、労働災害防止計画に関する規定を除き、労働安全衛生法は適用されない<sup>39</sup>。

また、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員に関しても、海上労働の特殊性の観点から労働安全衛生法を適用せず、船員法をはじめとする別個の法体系

により船員の安全及び衛生を確保することとされている<sup>40</sup>。

## 9. 第 115 条の 2

### 9. 1 条文

(適用除外)

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 9. 2 趣旨・内容

労働安全衛生法に定めるもののほか法の規定の実施に必要な事項は、厚生労働省令で定められる<sup>41</sup>。

## D. 考察

## E. 結論

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

### 2. 学会発表

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

### 2. 実用新案登録

### 3. その他

## H. 引用文献

### 1)

### 2)

3)

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

- 
- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第5版』（労働調査会、2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 2 都市型産業災害とは都市型災害（urban disasters）と産業災害（industrial disasters）の両方の特色を有するものであり、「市街地の拡大と人口の高密度化に伴い、人口密集地またはその近傍で発生することで影響が際だって大きく出る災害であり、加えて一時原因が産業設備にあるもの」が都市型産業災害と定義される（日本リスク研究学会編『【増補改訂版】リスク学辞典』（阪急コミュニケーションズ、2006年（平成18年）105～106頁）。
  - 3 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。尾添博『改訂第2版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019年（令和元年））355頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 4 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 5 平成26年4月11日基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」
  - 6 令和2年度石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（第2回）  
[https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4\\_16/r02\\_konbunato\\_kajigi.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/r02_konbunato_kajigi.html) 最終アクセス令和3年9月15日）
  - 7 平成13年5月11日基発第441号「建設業附属寄宿舎における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」
  - 8 村田毅之「紛争調整委員会による個別労働紛争のあっせんの現状と課題」（『日本労働研究雑誌』2021年6月号62頁）、道幸哲也「労働委員会制度の直面する課題」（前掲書75頁）。
  - 9 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 10 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 11 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 12 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 13 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論【第6版】』（有斐閣、2017年（平成29年））98～100頁。
  - 14 宇賀前掲書（2017年（平成29年））98～100頁。
  - 15 尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。種別として、条件、期限、負担、撤回権の留保などがあるが、法令上は単に条件と呼ばれることが多い（高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編集代表『法律学小辞典第5版』（有斐閣、2016年（平成28年）1124頁）。
  - 16 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
  - 17 櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第6版〕』（弘文堂、2019年（令和元年））229頁。
  - 18 櫻井・橋本前掲書（2019年（令和元年））231頁。

- 
- 19 行政不服審査法の適用除外とされる処分又は不作為の分類は以下の通りである。①特別な機関により特別な手続で行われる処分（国会や裁判所によって行われる処分など：行審法第7条第1項第1号～第4号）、②行審法が定める審査請求よりも慎重な手続で行われる処分（犯則調査において行われる処分など：行審法第7条第1項第5号～第7号）、③処分の性質に照らして行審法を適用することが適当でないとしたもの（学校、刑務所等における処分、外国人の出入国に関する処分など：行審法第7条第1項第8号～第11号）、④既に審査庁の判断が示されており、再度審査庁の判断を求める意義に乏しいもの（行審法に基づく処分：行審法第7条第1項第12号）、⑤国の機関又は地方公共団体等に対する処分で、これらの機関等が固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為（行審法第7条第2項）（中原茂樹『基本行政法第3版』（日本評論社、2018年（平成30年））244～245頁）。
- 20 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 21 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 22 木村前掲書（2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。
- 23 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 24 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 25 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））367～368頁。
- 26 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。
- 27 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 28 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 29 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 30 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 31 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 32 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 33 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 34 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））371頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 35 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 36 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。



- 
- 37 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 38 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 39 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 40 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 41 尾添前掲書（2019年（令和元年））375頁。

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書  
健康診断制度の現状と課題

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

日本では、労働者の健康の保持増進ために、労働安全衛生法を基本に、体系的な各種健康診断制度が存在する。それらは、一般健康診断と特殊健康診断に分けられる。現行の健康診断について、I 一般健康診断の実施、II 特殊健康診断の実施、III 臨時健康診断、IV 健康診断の実施に係るその他の論点、V 労働者の受診義務等、VI 健康診断結果の記録と情報管理、VII 健康診断結果に基づく就業配慮、VIII 結果の通知および保健指導、IX 健康診断結果報告、X 派遣労働者に対する適用、に分けて現状を確認するとともに、その一部について存在する課題を抽出して、検討を行った。

課題としては、以下のような事項が挙げられた。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかかわらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと
- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと
- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること
- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が

低いこと

- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと
- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行うに当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

研究協力者

守屋健太 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の 1 つである法定健診制度について、課題と改善策を示すことにある。

## B. 研究方法

研究班から抽出された横断的検討課題の検討について選任されたことを受け、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、当該課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果と、解説書、専門誌に掲載された学术论文や記事、政府発表等の 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

## C. 研究結果

### I 一般健康診断の実施

### 1. 一般健康診断とは

#### 【概要と趣旨】

使用者の労働者に対する健康管理義務には、職場に特別の健康障害要因のある場合にその障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止する義務と、職場の特有の有害要因にもとづかない個別的な労働者に対して、労働負荷と労働者の健康状態の関係を評価し、その調整を図る義務がある。前者は特定の有害要因の標的臓器（要因ごとに、もっとも小さなばく露で影響が出現する感受性の高い臓器）と関連した検査と、労働者個人ごとにばく露の推定を行い、健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行うための特殊健康診断が相当しており、後者は労働者の健康状態をもとに職務適性を評価し、職務適性に応じて就業上の配慮を行うことを目的とした一般健康診断が関連する。（図 1）

一般健康診断および特殊健康診断の詳細な規定は、労働安全衛生規則等の厚生労働省令で定められている。そして、労働安全衛生法で一部では罰則規定をもって実施を義務化している健康診断とその結果の措置義務は、民事上の使用者の責任をも招来するという関連性を持っている。

先に一般健康診断について検討する。一般健康診断は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項で、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第 66 条の 10 第 1 項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。」としている。その内容は、労働安全衛生規則（安衛則）で規定されており、雇用時健康診断と一般定期健康診断、特定業務従事者健康診断が

ある。一般健康診断には、基本的な健診項目ですべての労働者を対象とした職務適性評価という性質がある<sup>1</sup>。（図2）

一般健康診断に関する省令  
（雇入時の健康診断）

安衛則第四十三条 事業者は、**常時使用する労働者**を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 低比重リポ蛋（たん）白コレステロール（LDL コレステロール）、高比重リポ蛋（たん）白コレステロール（HDL コレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）

- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋（たん）白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査

（定期健康診断）

安衛則第四十四条 事業者は、**常時使用する労働者**（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 **既往歴及び業務歴の調査**
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 **胸部エックス線検査及び喀（かく）痰（たん）検査**
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十号までに掲げる項目については、**厚生労働大臣が定める基準**に基づき、医師が必要でないとき、省略することができる。

3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者（前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当

する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(特定業務従事者の健康診断)

安衛則第四十五条 事業者は、**第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する**労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第四十四条第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は四十五歳未満の者(三

十五歳及び四十歳の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 略

すべての労働者は、雇用後にまず雇入時健診を受診し、その後は“衛生上有害な業務に従事する”特定業務従事者以外は一般定期健康診断、特定業務従事者は特定業務従事者健診を受診することになる。このうち、特定業務従事者健康診断は、6ヵ月ごとに一回、一般定期健康診断と同じ項目で実施される。ここでいう特定業務従事者とは、安衛則第13条第1項第3号で掲げられた業務であり、この条文はもともと専属産業医の選任要件として、「常時1000人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること」の対象業務を定めたものである。すなわち特定業務従事者は、一般労働者に比べて産業医活動のニーズが高いことを想定していると考えられる。

労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著

- しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、鋌（びよう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

（図 2）

【課題】

特定業務従事者健康診断は、衛生上有害な業務に従事する労働者に対して、6 ヶ月ごとに 1 回、一般定期健康診断と同じ項目で実施される。しかし、現行の法令に基づく健康診断の中で、この特定業務従事者健康診断の位置づけが極めてあいまいといわざるをえない。特定業務従事者健康診断の対象となる衛生上有害な業務の中には、深夜業を含む業務といった全般的な負担に関わる業務も存在するが、「水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、

青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務」や「鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」といったように、本来、標的臓器を明確にした上で、その影響を早期発見するための特殊健康診断の対象となるような業務も含まれる。また、「病原体によつて汚染のおそれが著しい業務」といったように、健康影響が比較的想定されやすいが、その病原体による影響は一般健康診断の検査項目とは異なる検査が必要であり、一般定期健康診断と同じ項目実施することの意義が見出しにくい業務も多い。対象業務のリストは、昭和 15（1940）年の工場危害予防及衛生規則の改正で、「工場主はガス、蒸気又は粉じんを発散し、その他衛生上有害な業務に従事する職工については、工場医をして毎年少なくとも 2 回の健康診断をなさしむべし」と、年 2 回の健康診断が義務化されたことが始まりとされている。さらに「工場法施行規則中改正省令施行に関する件（昭和 17 年 2 月 24 日付け厚生次官より各地方長官宛）」で、年 2 回定健康診断を実施しなければならない 30 業務が指定された。そして昭和 22（1947）年に交付された労働基準法に基づき、対象業務も省令（旧労働安全衛生規則第 18 条第 1 項第 2 号）で定められるようになり、このときの対象業務は、現在特定業務従事者健康診断の対象となった業務と同じである<sup>2</sup>。これらの改正が行われた当時は、特殊健康診断が法令で定められていなかったことに留意すべきである。

さらに、問題を複雑化したのは、エチレンオキシドおよびホルムアルデヒドが特定化学物質障害予防規則で特定第二類物質（特化則で規定された物質群で、主に第二類物質の中でも発がん性がある物質が対象）および特定管理物質に指定された際、本来、特殊健康診断を実施すべきところ、これらの物質は標的臓器の特異性がないため特殊健康診断の対象とはせず<sup>4,5</sup>、特定業務従事者健康診断の対象となる労働安全衛生規則第十三条第1項第三号ヲの「これらの準じる有害物」として、エチレンオキシド（平成13年4月27日付け基発第413号）とホルムアルデヒド（平成20年2月29日付け基発0229001号）が追加されたことである<sup>3,4</sup>。これは、本来、特殊健康診断を実施すべきところ、これらの物質は標的臓器の特異性がないため特殊健康診断の対象とすることが困難であったためと考えられる。また、特定業務従事者健康診断の対象業務である「強烈な騒音を発する屋内作業」の基準が、平成4（1992）年8月24日の基発第480号で、等価騒音レベル（騒音レベルが変動する状況で、時間平均値として算出したもの）です。90デシベル以上の屋内作業場に変更された。本来、このレベルの騒音は、騒音の許容レベルを超えており<sup>5</sup>、全身の影響を評価する以上にフルオージオ検査（250・500・1000・2000・4000・8000ヘルツの周波数ごとに聴力閾値を測定する検査であり、騒音性難聴の特徴的な低下を検出できる）を行い、聴力損失を早期に発見すべきである。このような騒音健康診断については、事業者には実施義務が課せられていない騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく“指導勸奨によ

る特殊健康診断”として位置付けられ、本来の労働衛生上の視点から考えると、その関係が不明確であるとともに、義務関係の優先順位が逆転していると言わざるをえない。

## 2. 一般健康診断の対象者

### 【概要と趣旨】

一般定期健康診断の対象は、常時使用する労働者（安衛則第四十四条）となっている。ここでいう常時使用の定義が問題となる。これに関しては、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）が対象となるかどうかである。これについて、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成19年10月1日基発第1001016号）で、事業主が同法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」について、以下のように定めている。

次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条において引用する同規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する短時間労働者にあつては6月。以下この項において同じ。）以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。



1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1 週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数のおおむね 2 分の 1 以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましい。

【課題】

後述のように、現在の一般健康診断は、脳心血管疾患による職務適性を主な目的としているが、これは長時間労働による健康障害防止を中心に職務適性を評価する趣旨が前面にでていていると考えられる。しかし、一般健康診断の範囲であっても本来評価すべき職務適性の範囲はそれだけではなく、深夜勤務、高所作業、運転業務など、危険業務も存在する。今後、定年が延長され、高年齢労働者がパートタイムで働く割合が増えることを考えれば、一般健康診断の対象も見直されるべきと考えられる。

3. 一般健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

一般健康診断のうち、雇入時および定期健康診断はすべての常時雇用する労働者が対象となるが、特定業務従事者健康診断の対象業務および基準が明確になっている。この基準は、昭和 23（1948）年の「労働基準規則第十八条、女子年少者労働基準規則第十三条及び労働安全衛生規則第四十八条の衛生上有害な業務の取り扱い基準（昭和 23 年 8 月 12 日付け基発 1178 号）」に基づく。

【課題】

特定業務従事者健康診断について、対象業務・要因に課題が存在する。前述のように、基準が策定された後、各種特殊健康診断の規定が整備され、特定業務従事者健診との関係が不明確になるとともに、騒音を除き基準自体が見直されなかったために、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告値と大きな差を認める基準となっている<sup>6</sup>。たとえば、鉛取扱い作業において、日本産業衛生学会の鉛の許容濃度は 0.03mg/m<sup>3</sup>、管理濃度が 0.05mg/m<sup>3</sup> であるが、特定業務従事者健診の対象は 0.5 mg/m<sup>3</sup> となる。（表 1）

また、現行の各省令によって特殊健康診断の対象となっている業務の中にも、取扱う有害要因の有害性の大きさには関わらず、特定業務従事者健康診断の対象となっている業務となっていない業務が存在する。日本産業衛生学会の産業医部会会員 1446 名を対象に行った自記式アンケート調査では、特殊健康診断の対象となっている有害要因についても、法令順守を目的に特定業務従事者健診と併せて実施している状況があること<sup>7</sup>を合わせても、科学的知見をもとに「衛生上有害な業務」を定義するとともに特殊健康診断との関係を整理したうえで、特定業務従事者健康診断の対象業務を見直す必要性は高いと考えられる。

4. 一般健康診断における検査項目

【概要と趣旨】

一般定期健康診断の項目は、労働安全衛生法が制定された昭和 47（1972）年以降、労働者の健康課題の変化やその他の事情で徐々に充実してきている。平成元（1989）年の改正では、貧血検査、肝機能検査、血中脂

質検査（総コレステロール、トリグリセライド）および心電図検査が追加された。平成10（1998）年には、血中脂質検査の中にHDLコレステロールが追加され、血糖検査についても追加された。平成19（2007）年には、腹囲が追加され、血中脂質検査のうち総コレステロールがLDLコレステロールに変更された<sup>8</sup>。（図3）

直近の改正の議論は、平成28（2016）年に開催された「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」である。同検討会では、特定健康診査の健診項目との整合性を意識するとともに、一般定期健康診断の主要目的として脳・心臓疾患の発症の防止を上げて、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症防止の観点から健診項目の必要性を検討している<sup>9</sup>。結果として、一般定期健康診断の項目変更は行われなかったが、その検討を踏まえ、平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」で、それまで平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」で血糖検査の代わりに行えることが規定されていたヘモグロビンA1c検査について、血糖検査が必須項目となり、ヘモグロビンA1c検査は、医師が必要と認めた場合には同一検体を利用して実施することが望ましい検査項目とされた。また検討会で議論があった血清クレアチニン検査についても、同様の位置づけになっている。

#### 【課題】

日本においては、すべての労働者に対して法令で詳細な項目を規定した一般健康診断を行っている半面、特定の作業に必要な健康上の適性を明確にして実施する職務適

性評価のための健康診断が限られている以上、本来、一般定期健康診断の目的は、想定される多くの業務に対する職務適性の評価である。したがって、それに見合った健診項目とすべきであり、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定すべきではない。産業医学を専門とする医師に、健康診断費用を固定した場合にどのような検査項目を実施すべきかを質問した、健診項目の優先順位に関するIto et al.の論文では、現行の健康診断項目は妥当との評価が得られたが、腎機能検査の血清クレアチニンと2ヵ月程度の血糖の状況を反映するヘモグロビンA1cについては健康管理上重要として追加を検討する必要性を示唆した結果となっている<sup>10</sup>。

しかし、どのように検査項目を追加したとして臨床検査のみで評価することには限界がある。そこで、法定項目の既往歴の聴取を重視することが考えられるが、聴取すべき既往歴の内容については具体的な指針が存在しない。さらには、多くの健康診断は事業場の実情を理解していない医師および健診機関で行われていること、法定健診の結果は事業者が知ることができる個人情報であることを前提とすれば、不用意な聴取は労働者のプライバシーが脅かされるなどの倫理上の課題が存在する。

今後、通達で示された望ましい健康診断の位置づけを整理するとともに、事業場の実情を知る産業医の裁量による健診項目や問診内容の加除を可能とするとともに、そのための手続きや指針を明確にすべきと考えられる。

5. 一般健康診断における健診項目の省略  
【概要と趣旨】

労働安全衛生規則第44条第2項で、一部の検査項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。これに関して、平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」にて、「省略する場合の判断は、一律な省略でなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること」が明確にされた。この通達により、これまで多くの事業場で実施されていたように、年齢区分で一律に一部の健診項目を省略することができないことが確認された。本来、産業医が前回の健診結果を事前に確認するとともに、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めることが妥当と考えられる。

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定  
に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成十年六月二十四日)  
(労働省告示第八十八号)

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定  
に基づき厚生労働大臣が定める基準  
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者(三十五

査	<p>歳の者を除く。)</p> <p>二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの</p> <p>三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者</p> $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$ <p>四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十未満である者に限る。)</p>
胸部エックス線検査	<p>四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者</p> <p>二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者</p>
喀痰かくたん検査	<p>一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者</p> <p>二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</p> <p>三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者</p>
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)

び心電図 検査	
------------	--

【課題】

平成 26 年(2014 年)度に全国労働衛生団体連合加盟機関が行った職域健康診断が約 3100 万件に及ぶことからわかるように、多くの健康診断が健診機関や医療機関に外注されている現状があり<sup>11</sup>、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めるといった対応は困難である。そのため、すべての労働者について省略をしない健診項目を実施する対応が多くの事業場でなされるようになってきていると考えられる。しかしそれでは、健康管理全体の費用負担の優先順位が、本来の在り方とずれてしまうことも発生する。したがって、医師の判断による適切な省略の在り方について、産業医等の専門家で検討したうえで、何らかのコンセンサスに基づく対応を実施すべきと考えられる。

6. 関連する健康診断

【概要と趣旨】

労働安全衛生法に基づく一般健康診断と関連する健康診断に労災保険二次健康診断がある。「一次健康診断において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたとき」が対象となるとされている。具体的には、(1) 血圧検査、(2) 血中脂質検査、(3) 血糖検査、(4) 腹囲の検査又は BMI(肥満度)の測定のすべての検査項目において、「異常

の所見」があると診断された場合である。ただし、安衛法第 13 条第 1 項に基づき事業場に選任されている産業医(産業医が選任されていない事業場については、地域産業保健センターの医師等)等が診断を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなされることになっている。

労働者災害補償保険法

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下この項において「一次健康診断」という。)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者(当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。) に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査(前項に規定する検査を除く。)であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。)

二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管

疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

第二十七条 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者（労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。）に対する同法第六十六条の四の規定の適用については、同条中「健康診断の結果（当該健康診断」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第二十六条第二項第一号に規定する二次健康診断の結果（これらの健康診断）」とする。

第二十八条 この節に定めるもののほか、二次健康診断等給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働者災害補償保険法施行規則

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポたん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん白コレステロール（HDLコレステロー

ル）又は血清トリグリセライドの量の検査

- 三 血糖検査
- 四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 空腹時の低比重リポたん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
- 三 ヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行った場合を除く。）
- 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- 五 頸けい部超音波検査
- 六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中のたん白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

二次健康診断の結果の提出：労災保険法施行令第十八条の十七

二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取：労災保険法施行令第十八条の十八

二次健康診断等給付の請求：労災保険法施行令第十八条の十九

## II. 特殊健康診断の実施

### 1. 特殊健康診断の実施

#### 【概要と趣旨】

前述のように特殊健康診断は、使用者の

特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器または健康影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとにばく露による健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。

法定の特殊健康診断は、労働安全衛生法66条第2項の規定に基づき実施される医師による特殊健康診断と同条第3項による歯科医師による特殊健康診断がある。医師による特殊健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

安衛法第六十六条第二項

事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

安衛法第六十六条第三項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

- 一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務
- 二 別表第二に掲げる放射線業務
- 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲

げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 一 ベンジジン及びその塩
  - 一の二 ビス（クロロメチル）エーテル
  - 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
  - 三 ジクロルベンジジン及びその塩
  - 四 アルファーナフチルアミン及びその塩
  - 五 オルトトリジン及びその塩
  - 六 ジアニジン及びその塩
  - 七 ベリリウム及びその化合物
  - 八 ベンゾトリクロリド
  - 九 インジウム化合物
    - 九の二 エチルベンゼン
    - 九の三 エチレンイミン
  - 十 塩化ビニル

十一 オーラミン  
 十一の二 オルトートルイジン  
 十二 クロム酸及びその塩  
 十三 クロロメチルメチルエーテル  
 十三の二 コバルト及び無機化合物  
 十四 コールタール  
 十四の二 酸化プロピレン  
 十四の三 三酸化ニアンチモン  
 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -  
 ジアミノジフェニルメタン  
 十五の二 一・二-ジクロロプロパン  
 十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化  
 メチレン）  
 十五の四 ジメチルーニ・ニ-ジクロロ  
 ビニルホスフェイト（別名 DDVP）  
 十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン  
 十六 重クロム酸及びその塩  
 十六の二 ナフタレン  
 十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物  
 を除き、粉状の物に限る。）  
 十八 ニッケルカルボニル  
 十九 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼ  
 ン  
 十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（ア  
 ルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）  
 二十 ベータープロピオラクトン  
 二十一 ベンゼン  
 二十二 マゼンタ  
 二十二の二 リフラクトリーセラミック  
 ファイバー  
 二十三 第一号から第七号までに掲げる  
 物をその重量のパーセントを超えて含有  
 し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・  
 五パーセントを超えて含有する製剤その他  
 の物（合金にあつては、ベリリウムをその重  
 量の三パーセントを超えて含有するものに

限る。)

二十四 第九号から第二十二号の二まで  
 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、  
 厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、  
 労働安全衛生法施行令および労働安全衛生  
 規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六條第三項の政令で定める有害  
 な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フ(ふ  
 つ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組  
 織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発  
 散する場所における業務とする。

安衛則第四十八條

事業者は、令第二十二條第三項の業務に  
 常時従事する労働者に対し、その雇入れの  
 際、当該業務への配置替えの際及び当該業  
 務についた後六月以内ごとに一回、定期に、  
 歯科医師による健康診断を行なわなければ  
 ならない。

そのうえで、高気圧作業安全規則、電離放  
 射線障害防止規則、東日本大震災により生  
 じた放射性物質により汚染された土壌等を  
 除染するための業務等に係る電離放射線障  
 害防止規則（除染電離則）、特定化学物質障  
 害予防規則、石棉障害予防規則、鉛中毒予防  
 規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤  
 中毒予防規則で、詳細を規定している。ま  
 た、労働安全衛生法とは独立しているが、同  
 様の趣旨の健康診断として、じん肺法によ  
 る健康診断がある。

高気圧作業安全規則 高圧則第三十八條  
 電離放射線障害防止規則 電離則第五十六

条

除染電離則 第二十条

特定化学物質障害予防規則 第三十九条

石綿障害予防規則 石綿則第四十条

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九条

それぞれの省令の規定には、健康診断の結果、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断の結果の通知、健康診断結果報告等の規定に加えて、労働者が汚染された場合の緊急診断が規定されている。

## 2. 特殊健康診断の対象者

### 【概要と趣旨】

特殊健康診断には、ばく露測定を含む健康障害リスクの評価では見逃されるような健康障害の発生についても早期発見する目的があるのであれば、作業環境測定の結果が良いからと言って特殊健康診断の実施を除外することには無理がある。その点、有機則第二条の「適用の除外」の規定からは第二十九条を外した上で、別途、特殊健康診断の特例の条文を設けて、労働基準監督署長の認定を受ける等の措置を求めることを前提に特例を認めることで、安全性が担保されている。すなわち、使用量が少なくても特殊健康診断は実施することになる。

### （健康診断の特例）

有機則第三十一条

事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その後における第二

十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断、第三十条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第三十条の二の医師からの意見聴取を行わないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、有機溶剤等健康診断特例許可申請書（様式第四号）に申請に係る有機溶剤業務に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面

三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前三年間に行つた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果を証明する書面

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第一項の許可に係る有機溶剤業務に従事する労働者について新たに有機溶剤による異常所見を生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

特殊健康診断の対象は、労働安全衛生法



施行令で定められた業務に常時従事する労働者となっている。

【課題】

「常時従事する労働者」とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する」とされているが<sup>12</sup>、ここでいう一定期間が明確とは言えない。しかし、慢性ばく露を前提とした健康障害を前提とした特殊健康診断の場合、頻度が限られている状態では、その意義はほとんどないと考えられる。ここでいう常時従事について、科学的知見と照らし合わせた一定のルールが定められるべきと考えられる。

3. 特殊健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

特殊健康診断の対象業務および対象要因については、法令で詳細に規定されている。また、そのような法令に基づく健診以外に、法令上の位置付けは必ずしも明確ではないが、関連する通達に基づき行政指導として勸奨されているものがある。そのうち、VDT作業については、元なるガイドラインが廃止となり、新たに「情報機器作業における労働衛生のためのガイドラインについて」（令和元年7月12日付け基発0712第3号）が出されたが、当分の間、「業務の種別」として、「VDT作業」を使用して報告することになっている。また、自主的に行う特殊健康診断も含め、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務付けられるか、努力義務とされている。本来、義務付けられ

た特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

指導勸奨による特殊健康診断の対象有害要因または作業	
紫外線・赤外線	昭和31年5月18日付け基発第308号
騒音	平成4年10月1日付け基発第546号
マンガン化合物（塩基性酸化マンガン）	昭和31年5月18日付け基発第308号
黄燐または燐の化合物	同上
有機燐剤	同上
亜硫酸ガス	同上
二硫化炭素（有機溶剤以外）	同上
ベンゼンのニトロアミド化合物	同上
脂肪族の塩化または臭化化合物（有機則の対象外）	同上
砒素・砒素化合物（三酸化砒素以外）	同上
フェニル水銀化合物	同上
アルキル水銀化合物（メチル基・アルキル基以外）	同上
クロルナフタリン	同上
沃素	

同上	基発第 188 号
米杉・ネズコ・リョウブ・ラウン	引金付き工具の取扱い
昭和 45 年 1 月 7 日付け基	昭和 50 年 2 月 19 日付け
発第 2 号	基発第 94 号
超音波接着機	情報機器作業
昭和 46 年 5 月 18 日付け	令和元年 7 月 12 日付け
基発第 308 号	基発 0712 第 3 号
メチレンジフェニルイソシアネート	レーザー光線
昭和 31 年 5 月 18 日付け	昭和 61 年 1 月 27 日付け
基発第 308 号	基発 39 号
飼肥料（フェザーミル等）の製造	※ 通達は、最新の改正分を記載
昭和 45 年 5 月 8 日付け基	
発第 360 号	
フェノチアジン系薬剤（クロルプロマジン等）	
昭和 45 年 12 月 12 日付け基発第	
889 号	
キーパンチャー	
昭和 39 年 9 月 22 日付け	
基発第 1106 号	
都市ガス配管工事（一酸化炭素）	
昭和 40 年 12 月 8 日付け	
基発第 223 号	
地下駐車場（排気ガス）	
昭和 46 年 3 月 18 日付け	
基発第 223 号	
チェーンソー使用	
昭和 50 年 10 月 20 日付け	
基発第 610 号	
振動工具（チェーンソー以外の取扱い）	
昭和 49 年 1 月 28 日付け	
基発第 45 号	
腰痛（重量物・介護等）	
平成 6 年 9 月 6 日付け基	
発第 547 号	
金銭登録作業	
昭和 48 年 3 月 30 日付け	

【課題】

事業場においては、化学物質の使用は単剤ではなく、多くの場合には混合物質で用いられている。そのような場合、裾切値を設けて、それ以上の含有率（重量比）の場合には、当該物質に対する特殊健康診断の実施が必要となる。しかし、揮発性の高い物質の場合には、実際の気中濃度は重量比を反映するものではないため、必要な特殊健康診断が実施されない可能性がある。（図 4）

そもそも特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質である。しかし、法令の規制は最低限を定めたものであり、規制されていない物質が安全であるとは言えない以上、法規制以外の物質であっても、一定のばく露がある場合には適当な方法で特殊健康診断の対象とすべきと考えられる。また、自主的に行う特殊健康診断については、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務ないし努力義務と

されている。本来、義務付けられた特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

(図5)

#### 4. 特殊健康診断の項目

##### 【概要と趣旨】

法定の特殊健康診断の項目は、1)業務の経歴の調査、2)作業条件の簡易な調査、3)既往歴の調査、4)自他覚症状の有無の検査を基本として、さらに要因ごとに必要な検査が決まっている。「作業条件の簡易な調査」とは、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、健診を行う医師が主にこの労働者から聴取するものである。また、健診項目には、必ず実施すべき項目と医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目に分けられる。(特定化学物質障害予防規則では、一次健診、二次健診という分類で表現されることが一般的である。)この中で、要因ごとの検査には、バイオロジカルモニタリングと標的臓器の影響を早期発見するための検査項目がある。バイオロジカルモニタリングとは、健康障害要因の中でも化学物質について、体内に取り込まれた物質またはその代謝物の濃度を、生体試料を用いて測定して、曝露量の推定を行うための方法である。特殊健康診断の目的は、「個々の労働者ごとの曝露の情報を得ること」と「健康影響を早期に発見すること」であるが、バイオロジカルモニタリ

ングは作業条件の簡易な調査とともに「個々の労働者ごとの曝露の情報を得ること」のための項目である。

これらの特殊健康診断の項目は、科学的エビデンスをもとに設定されることが基本となっている。しかし現行の特殊健康診断の多くの項目は、各有害要因に関する省令が制定された時期の作業環境やエビデンスが基本となっている。その後、日本の職場の環境は改善しており、当初想定された高濃度ばく露がほとんど見られなくなった有害要因も多い。また、発がん性や生殖毒性などの健康影響が明らかになるなど、エビデンスの蓄積がなされている<sup>13</sup>。本来は、それに応じて柔軟に健康診断の項目が見直されるべきであるが、省令改正の手続きの煩雑さなどから、そのような対応は容易ではない。そのため、特殊健康診断の項目が時代遅れになる可能性がある。また、本来、特殊健康診断の判定は、曝露の推定と健康上の所見の組み合わせで行われるべきであるが<sup>14</sup>、一部のバイオロジカルモニタリングが導入されている物質以外では、曝露の推定に関わる情報が不足していた。このような問題を改善するために、厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託した事業で、平成19年度に作業条件の簡易な調査を含む特殊健康診断の項目改正に関する報告書が出された<sup>15</sup>。しかし、諸事情によって省令の改正に結びつかず、新たに義務付けられた化学物質についてはその際の考え方が導入されたに過ぎない。そして、当初の報告書から12年を経過した令和2年度において大幅な改正が計画されているといった状況である<sup>16</sup>。

##### 【課題】

今後、法定の特殊健康診断の項目について、曝露の推定と健康影響の評価の関係を明確にしたうえで、労働者のばく露状況やエビデンスに基づく健診項目の見直しが行われるべきである。

法定の特殊健康診断には、医師の判断で実施すべき項目が含まれている。この医師については、事業場の実情を知り、また事業者に対して勧告権を有する産業医を前提すべきと考えられる<sup>17</sup>。しかし、産業医選任のない事業場においては、健康診断を実施する医師に頼らざるを得ない。タイ<sup>18</sup>など、特殊健康診断を実施する医師は、産業衛生専門医に限定している国があるように、特殊健康診断における判断には、一定の専門性が必要である。法令では健診項目が明確にされているが、運用における課題が存在している。

また、未規制物質についても、リスクアセスメントの結果に基づき実施を検討することを前提に、その健診項目については事業場の実情をよく知る産業医の助言でより柔軟に設定できるように検討すべきと考えられる。

### Ⅲ 臨時健康診断

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条第四項

都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

労働安全衛生法では、労働者の健康を保持するために必要がある場合には、都道府

県労働基準局長が臨時の健康診断の実施を事業者に対して指示できることが規定されている。その手続きについては、安衛則で規定されている。実際にこの規定が適用された例として、東日本大震災に伴うに東京電力福島第一原子力発電所事故に際して、東京電力等に対して、数度の指示が出された事例がある<sup>19</sup>。

安衛則第四十九条 法第六十六条第四項の規定による指示は、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

### Ⅳ 健康診断の実施に係るその他の論点

#### 1. 健康診断の実施費用

##### 【概要と趣旨】

解釈例規によれば、健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施が義務付けられている以上、当然、事業者が負担すべきものであるとしている<sup>20</sup>。また、受診に要した時間についての賃金の支払いについては、労働者一般に対して行われる一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その実施のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとされている。

一方、特定の有害な業務に従事する労働

者について行われる健康診断である特殊健康診断については、業務の遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすることとされている。

【課題】

労働安全衛生法で一般健康診断が規定された当時と異なり、一般健康診断についても過重労働による健康障害防止などの目的に用いられているなど<sup>21</sup>、事業者の安全配慮義務履行に不可欠になったおり、可能な限り労働時間内に実施されるべきものと考えられる。

## 2. 健康診断の精度

【概要と趣旨】

社内で行っている健康診断について、その精度のレベルや、健康診断で発見できなかった病気について企業はどこまで責任を問われるのかが一つの論点になる。従業員の肺がんによる死亡につき、社内健康診断におけるレントゲン写真の異常陰影の見過ごしなどの不備のため、肺がんの発見と処置が遅れたものとして、健康診断を実施した医師、診療所、雇主企業が安全配慮義務違反の責任が問われた事例では、「定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする検査や何らかの疾病があると推認される患者について、具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なり、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるもので」、「そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から異常の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度には

おのずと限界がある」として、「信義則上、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健康診断を実施し、あるいはこれを行える医療機関に委嘱すれば足りる」として、企業の責任を否定した<sup>22</sup>。

【課題】

多くの場合、外部健診機関に健康診断が委嘱されており、事業者が直接健康診断の精度に責任を持つことができない。しかし、健診機関には、全国労働衛生団体連合会が実施する精度管理事業<sup>23</sup>や、同連合会や日本人間ドック学会が実施するサービス機能評価の仕組みがあり、多くの機関がこの制度を利用して精度および質の管理に努めている。また、これらの制度による評価結果が公表されている<sup>24,25</sup>。それらの情報を利用して、精度や質の管理がされた機関から選定するといった取組みを心掛けるべきと考えられる。

## 3. 健康診断の実施に係る罰則

【概要と趣旨】

一般健康診断（安衛法第 66 条第 1 項）、特殊健康診断（第 2 項）、歯科医師による特殊健康診断（第 3 項）、臨時健康診断（第 4 項）の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

事業者が健康診断を実施せず罰金が科せられた事例として、健康診断を実施せず、また違法に時間外労働を行なったことにより労働安全衛生法および労働基準法違反に問われ、企業および経営者にそれぞれ 40 万円の罰金が科せられた事例（平成 12 年 8 月 9 日大阪地裁）<sup>26</sup>や、人材派遣会社が健康診断を実施せず、医師名義の健康診断個人票を派遣先に提出したことにより労働安全衛生

法違反および有印私文書偽造に問われ、懲役1年6月・執行猶予3年、罰金30万円に科せられた事例（平成18年10月3日長崎地裁）がある<sup>27</sup>。しかし、いずれの事例も他の違反が重なった事例であり、単独の違反で罰金に科せられる場合はあまりないようである。

## V 労働者の受診義務等

### 1. 労働者の受診義務

#### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条第五項

労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

労働安全衛生法に基づく各種健康診断は、労働者にも受診義務が課せられている。また、同項の但し書きで、事業者の指定以外の医師又は歯科医師の行う健康診断の結果を提出することによって、それに代えることが認められている。その際の証明すべき内容については、項目ごとの結果であることが安衛則で規定されている。

安衛則第五十条 法第六十六条第五項ただし書の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

しかし、健康文化が十分に定着していない事業場では、何度も指導しても受診をし

ない労働者がいることも事実である。そのような労働者に対して、上司・部下関係を利用して受診指導または指揮命令権を利用して受診命令を出すことは当然行うべきことと考えられる。このような取組みによって、受診率はかなり向上する。近年、労働力の高齢化に対して、国の事業で健康経営の推進が図られているが、そのプログラムの一つである健康経営優良法人の認定では、一般健康診断の受診率が実質100%であることを要件としている<sup>28</sup>。

問題は、それでも受診を拒否する労働者に対して、懲戒処分を行うことができるかどうかである。このことに関して、公立中学校教諭が放射線の被ばくによる悪影響を理由に定期健康診断の胸部エックス線検査を受診せず、受診を命じた校長の業務命令を拒否、これを地方公務員法違反に当たるとして、減給処分としたことに対し、同教諭がその取り消しを請求したが、同教諭が受診を拒否する理由としてエックス線検査の有害性があること等の実情を認めつつも、その医学的有用性が存在し、受診命令に従う義務があったとして、減給処分が有効であると判断した判例（愛知県教育委員会事件2001年4月26日最高裁）がある<sup>29</sup>。

また、会社の健康診断を受けていなかった課長補佐が、自宅で急性心筋梗塞を引き起こして死亡し、もともと心筋梗塞の素因をもっていた同課長補佐に過重な業務を課したこと、また、健康診断を受けさせなかったことは健康配慮義務違反に当たるとして、遺族が会社に対して損害賠償請求の訴訟を起こした事例で、「心筋梗塞の素因を持つ従業員に対して過重な負担を課すものであった点で、健康配慮義務の不完全履行に当た

るが、会社の健康診断についても支店長の誘いを断り、会社には強制的に健康診断を受けさせる義務があったとはいえないことから、その責任は本人が負うべきである」として、業務と死亡との因果関係を認め、健康配慮義務違反も認められたが、死亡について予見可能性はなかったとして、会社の損害賠償責任は否定された判例（住友林業事件 1981年9月30日名古屋地裁）がある<sup>30</sup>。

## 2. 自発的健康診断の結果の提出

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の二

午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（略）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

使用者は、健康診断の結果を受けて、健康管理義務を負うとともに、後述のように労働安全衛生法の規定に基づき医師の意見を聴き、必要がある場合には就業上の措置を実施することが義務付けられている。深夜業に従事する労働者については、自発的に受診した健康診断についても、事業者に提出することによって、その対応を求めることを可能とすることが本条文の趣旨である。

また、その対象となる要件は安衛則で定められている。

安衛則第五十条の二 法第六十六条の二の厚生労働省令で定める要件は、常時使用され、同条の自ら受けた健康診断を受けた日前六月間を平均して一月当たり四回以上同条の深夜業に従事したこととする。

安衛則第五十条の三 前条で定める要件に該当する労働者は、第四十四条第一項各号に掲げる項目の全部又は一部について、自ら受けた医師による健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。ただし、当該健康診断を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

安衛則第五十条の四 法第六十六条の二の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

## VI 健康診断結果の記録と情報管理

### 1. 健康診断結果の記録の保存

#### 【概要と趣旨】

#### 第六十六条の三

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

安衛法第66条の3で、事業者健康診断の結果記録を義務付けている。保存期間については、健康診断の内容によって異なるが、一般健康診断については安衛則第51条で、健康診断個人票様式第5号を作成して、これを5年間保存しなければならないとしている。また、特殊健康診断についても、各

省令で記録の保存について規定している。

安衛則第五十一条 事業者は、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断若しくは法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第四十三条等の健康診断」という。）又は法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票様式第五号（一）（二表面）（二裏面）（三）を作成して、これを五年間保存しなければならない。

（表 2）

後述の事後措置指針では、事業者は、安衛法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならないとし、「記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』を参照することが望ましい」としている。

## 2. 健康情報の保護

### 【概要と趣旨】

安衛法 104 条およびじん肺法第 35 条の三で、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲

内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないとしている。また、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとしている。これらの規定による措置を適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30 年 9 月 7 日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）」が公表されている。この指針は、事業者が、労働安全衛生法に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、同指針は、前述の安衛法及びじん肺法の規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定



すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

同指針では、事業場で取り扱う労働者の心身の状態の情報について、① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報、② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報、③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報に分類して、心身の状態の情報の取扱いの原則を示している。健康診断に関係して、①には「健康診断の受診・未受診の情報」、「健康診断の事後措置について医師から聴取した意見」、②には「健康診断の結果（法定の項目）」、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）」、③には「健康診断の結果（法定外項目）」、「保健指導の結果」、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものを除く。）」、「健康診断の精密検査の結果」を例として挙げている。

（表3）

一方、事後措置指針では、「事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259

号)に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある」としている。

### 3. 守秘義務

#### 【概要と趣旨】

安衛法第105条およびじん肺法第35条の4で、法令の規定等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないとして、守秘義務を課している。

### 4. 罰則

#### 【概要と趣旨】

健康診断結果の記録（安衛法第66条の3）の違反は、安衛法第120条で50万円以下の罰金に処することが規定されている。

## Ⅶ 健康診断結果に基づく就業配慮

### 1. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条の四

事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六

条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

健康診断は、使用者がその結果を一般健康管理義務および特殊健康管理義務を果たすために活用してはじめて有効となる。使用者は、結果そのものを十分に解釈して、適切な対応を行うために必要な知識を有していない以上、当然、医師又は歯科医師からの意見を参考にする必要があるのである。そこで、安衛法第 66 条の 4 に基づく医師の意見について、一般健康診断については安衛則第 51 条の 2 で、また特殊健康診断については、各省令で規定されている。

安衛則第五十一条の二

第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 第四十三条等の健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の定めるところにより行わなければならない。

一 当該健康診断の結果を証明する書面

が事業者提出された日から二月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

意見聴取を行う対象となる「異常の所見があると診断された労働者」とは、解釈例規<sup>31</sup>では、「健康診断の結果、その項目に異常の所見があると医師等が診断した者であること」としており、それ以上の具体的な基準は存在しない。ただし、異常といっても、様々なレベルがあり、健康診断では、要観察（自己管理を行うことを前提として、次回健康診断までに再確認をするもの）、要管理（医師の管理のもとで、健康管理に取り組むことが必要なもの）、要治療、要精密検査などの段階で評価される。また、対象者の中にはすでに治療を受けていたり、主治医の管理下にあるものもいるため、まず医療上の判定がされる。そのうえで、就業措置を含む事後措置が検討される。

後述の事後措置指針では、イ意見を聴く医師等、ロ 医師等に対する情報の提供、ハ意見の内容、ニ 意見の聴取の方法と時期を明確化している。

「イ 意見を聴く医師等」とは、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

「ロ 医師等に対する情報の提供」に関して、「事業者は、適切に意見を聴くため、必

要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る 作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である」としており、意見を聴く医師等が適切に判断できるように情報を提供することの重要性を強調している。

「ハ 意見の内容」については、「事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある」としている。必要性の有無については、通常勤務、就業制限、要休業の3区分として、就業制限とは、「勤務に制限を加える必要のあるもの」という内容であり、その場合には事業者は、「勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる」ことになる。医師等が就業制限の判定を行った場合、事業者が行うべき就業制限の内容をどこまで具体的に述べるべきかについては、明確に記述はされていない。しかし、厚生労働省の長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルに含まれる「医師が作成する報告書・意見書の様式(例)」では、就業上の措置として、労働時間の短縮(時間外労働の制限、時間外労働の禁止、就業時間を制限、変形労働制または裁量労働制の対象からの除外)と労働時間以外の項目(就業場所の変更、作業の転換、深夜業の回数の減

少、昼間勤務への転換)などを選択肢とともに、具体的な内容と措置期間を記述できる様式となっており参考となる。また、事後措置指針では、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとするとあるが、基本的に特殊健康診断を想定したものと考えられる。(図6) (表4)

「ニ 意見の聴取の方法と時期」については、「事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である」としている。健康診断の判定は、一定の健康診断期間ごとに区切って、産業医等が判定することが多いため、健康診断の実施から医師の意見聴取まで1ヵ月以上を要することは少なくないと思われる。しかし、明らかな異常値が認められた場合に、健康診断実施機関からいわゆるパニック値として情報が提供されることがある<sup>32</sup>。その場合には、医師の意見聴取も緊急で行うことが求められる。

事後措置指針では、「事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は

精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である」としている。このような再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり不可欠なものであるが、結果の確定まで数か月を要することは少なくない。その間の就業制限の取り扱いについては、事業場ごとに取り決めておくべき必要がある。具体的には、「就業判定を保留としておき、再検査または精密検査の結果が出た段階で、就業区分をつけ、必要に応じて就業制限をかける方法」と、「仮の就業判定に基づき就業制限をかけた上で、結果が確定した段階で必要に応じて就業制限をかける方法」である。後者には業務への大きな影響をきたす恐れがあるし、前者にはその間に健康問題を原因とした問題が発生するリスクが存在する。それぞれの事業場において、業務にかかわるリスクに応じた方法が選択されるべきと考えられる。

再検査又は精密検査の結果の取扱いについて、解釈例規では、それらの結果に基づき意見の聴取を事業者に義務付けるものではないが、再検査又は精密検査の受診は、疾病の早期発見、その後の健康管理等に資することから、事業場でのその取扱いについて、労使が協議して定めることが望ましいとしている<sup>33</sup>。

精密検査の実施に関する判例として、健康診断の結果、要精密検査の診断が出たのに本人に通知せず運転業務に就かせたため、入院を要するまで病勢（肺結核）が進行するにいたったとして、損害賠償を請求された事例で、健康診断の結果は労働者自身も事故の健康管理を行ううえで重要な資

料となるものであり、労働者に健診診断の結果を通知すべき義務があるものというべきであるとして、事業者の責任を認めている<sup>34</sup>。一方、定期健康診断の結果により肺結核にかかっていることが労働者に伝えられ、診療または精密検査を受けるよう指示したにもかかわらず、医師の精密検査を受けることを怠り、時期を失して外科手術を受けざるをえない状態に至ったが、当該労働者が、使用者は当時の労基法や安衛則に従って積極的にその就業を禁止すべきだったなどとして、損害賠償を求めた事件について、診療および精密検査受検を指示した使用者は、その結果の報告をもって対応措置をとれば足り、同人が精密検査を受けず、業種の転換の申出もせず病勢が悪化したとしても、過失責任はないと判断されている<sup>35</sup>。また、労働者の出向中にくも膜下出血等を発症した事故につき、過重労働を否定したうえで、高血圧症の労働者にとっては過重な労働であったという主張と理解しても、使用者がそれを知っていたとは認められないこと、産業医は降圧剤の投薬を必要とするほどの状態ではないと判断し、繰り返し計測を行って血圧値に注意するように指導するなどの適切な指示をしていること、労働安全衛生法による健康診断は、当該業務上の配慮をする必要があるか否かを確認することを主たる目的とするものであり、労働者の疾病そのものの治療を目的とするものではないことなどを考慮し、仮に降圧剤の投薬を開始するのが望ましい状態であったとしても、被害労働者に降圧剤の投薬を開始する指示をしなかったからといっても、産業医に過失があるとは言えないとして、安全配慮義務違反を否定している<sup>36</sup>。

就業区分にある就業制限の判定は、作業内容と労働者の健康状態との組み合わせで行われるべきであり、明確な判定基準には馴染まないため、明確にされていない。しかし、産業医ごとの就業制限にあまりにも大きな隔たりがあれば、当然のことながら事業者からも労働者からも信頼を得ることは困難となる。そこで、就業制限を行う場合の理由の類型化（藤野ら、2012）<sup>37</sup>と一般健康診断の健診項目に対する専門産業医のコンセンサス調査（Tateishi et al, 2016）<sup>36</sup>が行われ、参考にされている。しかし、これらのコンセンサス調査は、客観的な結果がでる主に血液検査に対するものである。（表5）

一般健康診断には、自覚症状の項目が存在する。特に自覚症状については、本人しかわからないものであり、事業者は本人の愁訴の申出を待つ以外に把握する方法はない。そのため、労働者が自己の健康状態の自覚症状を放置しておいて、その責任までを使用者に問うわけにはいかない。高血圧症の基礎疾患を持つフォークリフトの運転手が高血圧性脳内出血で死亡した事例について、基礎疾患につき健診担当医から注意が示されておらず、本人が使用者に対して治療中と偽り、業務の負荷について申告もせず、会社からの「ふるまい酒」を断らずに摂取していたという前提を踏まえ、「本来自己の体調の異常や健康障害の兆は、特段の事情がない限り、自己が真先に気づくものであり、これに基づいて本人自らが健康管理を配慮するものである」として、会社に予見可能性がなく、会社の安全配慮義務の不履行による責任が否定された判例がある<sup>39</sup>。

一方、労働者から申し出があった場合には、使用者はその内容を検討し、産業医の意見を聴くなどして、本人の健康保持のために配慮措置が必要か否か、必要なときはどのような措置が必要かにつき所要の措置をとり「病状の増悪の防止、健康回復に必要な措置を講ずべき義務」を負うことになる。一方、特殊健康診断については、ABCTR判定と呼ばれる判定区分を用いて、その後の事後措置の必要性の意見を出すことが一般的である。特殊健康診断の場合には、一般健康診断と同様に、労働者の就業上の配慮を行うことになるが、作業環境の改善や曝露軽減のための措置を実施することが大変重要である。

（表6）

#### 【課題】

事後措置指針は、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である、としている。しかし、そのキャパシティからしても、すべての50人未満の事業場が地域産業保健センターの事業を活用することはできないし、医師の意見には、(イ) 就業区分及びその内容についての意見と (ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見が含まれることから、仮に医師等に対する情報の提供が行われても、実際に事業場を巡視し、労働者の実態を把握していない医師が意見を述べることは極めて困難である。そこで、健康診断を実施している企業外労働衛生機関に注目し、産業医契約のない小規

模事業場に対して就業判定サービスを提供できる条件について、その統括医師と事務担当者にヒアリング調査等を行った結果、企業外労働衛生機関としては、産業医契約のない小規模事業場の労働者の判定を行うためには、1)ある程度職場の状況が把握でき、2)労働者本人との面談ができることが必要で、3)面談に必要なマンパワーの確保と適正な収入が得られる必要があるとの見解が示された<sup>40</sup> その点事後措置指針では、「必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、（中略）職場巡視の機会を提供し、（中略）身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である」として、いることは特筆に値する。しかし、現実的には多くの事業場でそのような対応が行われているとは考えられず、健康診断が労働者の適正配置に有効に利用されるうえで、大きな課題と考えられる。

## 2. 健康診断実施後の措置

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の五

事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同

じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により**事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針**を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

安衛法第 66 条の 5 に基づき、事業者は、医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置等の措置を講ずることが求められている。その具体的な指針として、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（事後措置指針）」が公表されている。

#### 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（目次）

平成 8 年 10 月 1 日 健康診断結果措置指針公示第 1 号  
最新改正 平成 29 年 4 月 14 日 健康診断結果措置指針公示第 9 号

#### 1 趣旨

#### 2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

##### （1）健康診断の実施

##### （2）二次健康診断の受診勧奨等

##### （3）健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

##### イ 意見を聴く医師等

##### ロ 医師等に対する情報の提供

##### ハ 意見の内容

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

ニ 意見の聴取の方法と時期

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

(イ) 関係者間の連携等

(ロ) 健康診断結果を理由とした不利益な取扱いの防止

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

ロ 保健指導

ニ 健康情報の保護

ホ 健康診断結果の記録の保存

3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項

(1) 健康診断の実施

(2) 医師に対する情報の提供

(3) 就業上の措置の決定等

(4) 不利益な取扱いの禁止

(5) 特殊健康診断の結果の保存及び通知

(6) 健康情報の保護

事後措置指針においては、「事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である」としている。

「事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとす

るに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である」としており、就業上の措置の実効性を高めるために有効と考えられる。

就業措置のうち、就業制限については、労働を一部制限することになるため、健康状態の推移に応じて見直すべきものと考えられる。法令上の規定はないが、事業者は制限の見直しのための医師の意見をどのようなタイミングおよび方法で聴くか、明確に定めておくことが望まれる。

偽黄斑円孔を原因とする視力の低下に悩まされている労働者が、自らの健康状態を理由に業務内容の変更、配置転換等の措置をなすよう申し入れたにも関わらず、会社側がそれに対応しなかったことに関して、労働安全衛生法第66条第7項は、その規定の仕方自体が、同条第1項ないし第3項あるいは第6項と異なり、違反する事業者には罰則を科すことは予定されていないことからすると、直ちに、その規定が使用者に命じた行為内容が、使用者の労働契約における本来の履行義務になったとまで認めるのは困難であるとし、健康に配慮する義務を負っていることは認められるにしても、付随的債務にすぎないのであるから、これを根拠にその履行を直接請求する趣旨で提起さ

れた請求は理由ないものと言わざるを得ないとの判断を下している<sup>41</sup>。

コンピューターソフトウェア開発等を目的とする会社で勤務していた労働者が脳出血で死亡したことにつき、その両親が、死亡は長時間労働等過重な業務によるストレス等に原因があったとして会社を相手として安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を請求し、会社側の安全配慮義務違反が認められた判決において、安全配慮義務の具体的な内容として、「適正な労働条件を確保すること」、「高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」が挙げられ、上告審もその判断を支持している<sup>42</sup>。この判決をもとにすれば、すべての労働者に対して「適正な労働条件を確保すること」、健康に若干の支障がある労働者については「健康診断を受診したうえで、労働時間、労働内容を軽減したり、就労場所を変更すること」の措置を、高血圧患者で致命的な合併症を生じる危険があるものについては、「高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」の措置を取るべきこととなる。

### 3. 産業医への情報提供

#### 【概要と趣旨】

産業医が事業者適切な意見を述べるためには、事業場や労働者の状況について産業医に情報提供がなされるとともに、意見を述べた内容に基づき事業者が行った措置について、フィードバックされることが必

要となる。安衛法第13条で規定された産業医への情報提供について、安衛則第14条の2第1項でその内容が規定されている。このうち、第3号「労働者の業務に関する情報であって産業医が健康管理等を適切に行うため必要と認めるもの」については、労働基準局長通達（基発0329第2号平成31年3月29日）で、「①労働者の作業環境、②労働時間、③作業態様、④作業負荷の状況、⑤深夜業等の回数・時間数などのうち、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものが含まれる。」とされている。

さらに、安衛則第14条の2第2項第1号で、法第66条の5第1項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）が定められている。すなわち、産業医の意見に対する事業者の対応については、産業医にフィードバックされることになる。

産業医には、安衛法第13条第5項で、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない」とされており、事業者の就業上の措置の内容が労働者の健康を確保する上で十分ではないと考えられる場合には、産業医が事業者  
に勧告することも検討されることになる。

安衛法第十三条

1～3 略

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、



労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5～6 略

安衛則第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項(略)又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

二 略

三 略

2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項(略)又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。

二 略

三 略

## Ⅷ 結果の通知および保健指導

### 1. 健康診断結果の通知

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条の六

事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところ

により、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

健康診断を受けた労働者は、その結果に基づき保健行動を取り、健康の保持増進に努めることが求められる。そのためには、健康診断の結果を労働者が速やかに知ることが重要であり、そこで、安衛法第66条の6で、その結果の通知義務を課し、さらには一般健康診断については安衛則で遅滞なく通知することを義務付けている。また、特殊健康診断についても、各省令で通知が義務付けられている。

安衛則第五十一条の四 事業者は、法第六十六条第四項又は第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

このような通知義務が健康診断を実施する以上当然のことと解せられるが、労働安全衛生法令で義務付けられたのは、一般健康診断については1996（平成8）年の改正時であり、特殊健康診断については2005（平成17）年であった。解釈例規では、通知の方法は、総合判定結果だけでなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する必要があることが示されている。また、結果通知は、安衛則第51条の4で遅滞なく行うことが求められているが、多くの健康診断が外部委託されている現状を考えると、健康診断を委託した医療機関がどの程度で結果報告を行うかがポイントとなる<sup>43</sup>。このことに関する具体的な取り決めはないが、全国労働衛生団体連合会が労働衛生機関のサービス向上を目的として実施している労働衛生サービス機能評価機構のサーベイでは、2週間

以内をめどとすることを求めており一つの参考となる<sup>44</sup>。

健康診断結果の通知(安衛法第 66 条の 6)の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

## 2. 保健指導

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の七

事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

労働者が、健康診断の結果の通知を受けただけで、その内容を理解して、適切な保健行動を取ることを期待することは困難である。そこで、安衛法第 66 条の 7 第 1 項で、「事業者は、第 66 条第 1 項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断又は第 66 条の 2 の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。」としている。

解釈例規では、保健指導の方法として、面

談による個別指導、文書による指導等の方法があるとしている。事後措置指針では、その内容として、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うことを具体的な内容として挙げており、医療機関への受診指導も保健指導に含まれる<sup>45</sup>。また、「深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である」としているように、安衛法に基づく保健指導は、仕事内容および仕事による生活時間への影響などを十分に意識する必要がある。

保健指導の対象に関しては、「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して」とあるがその定義は明確ではない。保健師の選任に関する法的な規定は存在しないため、労働者当たりの産業保健スタッフの数は、事業場によって大きく異なっている。そのため、労働者全員に対して保健指導を行う事業場もあれば、ほとんど実施されていない事業場も存在する。事業場の実情に応じて保健指導の対象を決めて、効果的な保健指導を実施することが求められる。

労働者が対象として想定される保健指導には、安衛法に基づく保健指導のほか、主に高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法：昭和 57 年法律第 80 号）第二十四条の規定に基づく特定保健指導がある。高齢者医療確保法では、保険者は、労働安全衛生法の健康診断の記録の提供を求めることができることになっている。

高齢者医療確保法 第二十七条

- 1 略
- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【課題】

労働者については労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断が優先され、重複して健康診断が実施されることはないような対応がなされているが、特定保健指導は健康保険組合等の医療保険者またはその委託を受けた機関が行っているため、対象者や実施スケジュールが必ずしも企業と共有されているわけではない。そのため、同一の労働者に重複して保健指導が行われたり、方向性が異なる指導が行われたりする可能性がある。事後措置指針では、「労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である」としているが、医師・保健師が、特定保健指導の受診の事実を知らない中で、情報を伝えるように促すことは容易ではなく、この重複は一つの課題となる。昨今、健康経営においては、医療保険者と事業者の積極的な連携（いわゆるコラボヘルス）が推奨されている<sup>46</sup>。この連携においては、主に

個人情報保護などの障害が存在するが、両者の対話を通じて、役割分担や連携方法を明確にして、より多くの労働者に対する効果的な保健指導の実施が望まれる。

## Ⅹ 健康診断結果報告

【概要と趣旨】

健康診断のうち、一般定期健康診断（安衛則第44四条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第45条）、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第6号を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、特殊健康診断については、それぞれの省令で、事業場規模に関わらず、報告義務が課せられ、その様式が定められている。

安衛則第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第六号（表面）（裏面）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（例として、有機溶剤中毒予防規則の規定を示す。）

有機則第三十条の三 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書様式第三号の二（表面）（裏面）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

それぞれについて、「所見のあった者の人数」および「医師の指示人数」の記載欄がある。このうち、「医師の指示人数」については、健康診断の結果、要医療、要精密検査等

医師による指示のあった者の数を記入することとされている。そして厚生労働省は、この結果をもとに、有所見率等の統計を公表している<sup>47</sup>。

「医師の指示人数」については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」で、「事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。」とされており、この判定までもって健康診断の実施とみなしており、その状況を確認するという意味合いを持つと考えられる。

#### 【課題】

「所見のあった者」とは、労働者の健康状況を把握し、現に統計が公表されていることから、本来であればその基準が示されるべきと考えられるが、各医師の判断が優先されることになるため、この数値は現時点では意味をなさないばかりか、基準がないデータの統計情報による混乱が生じている可能性がある。一方、安衛法第66条の4で、異常の所見があると診断された労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならないとされ、事後措置指針では、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要があり、当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を区分によって求めるものとするとされている。しかし、この区分についての報告義務が存在しないため、事後措置の実施状況が必ず

しも把握できていない。しばしば、労働基準監督署が臨検を行う際、健康診断結果票への就業区分の記載状況を確認している。健康診断の適切な実施状況を把握することを目的とするのであれば、医師の指示人数に併せて、法令上の義務である医師の意見の状況を記載させることも考えられる。

## X 派遣労働者に対する適用

### 【概要と趣旨】

労働者派遣事業においては、雇用関係がある派遣元が、事業者として派遣労働者の労働安全衛生法上の責任を負うことが基本であるが、派遣先も派遣労働者を自らの指揮命令の下において自社の機械設備と作業方法に沿って生産活動に従事させていることに伴い、安全と健康の確保の責任を分担している。派遣先事業者への労働安全衛生法の適用の特例を明確にしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、（中略）第六十六条の五第一項、（中略）を適用する。（後略）

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者

に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四（中略）を適用する。（後略）

【課題】

労働者派遣法第 45 条第 1 項では、医師等の意見に基づく就業上の措置（安衛法 66 条の 5）の責任を派遣元事業者と共有することになっている。前述の事後措置指針では、「派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項」で、不利益な取扱いの禁止を示しているが、派遣元事業者は、派遣先事業者の求めに応じて一定の業務を行うことができる労働者を派遣しているという性質上、その求め自体の履行に影響があるような制限をかけることは困難であり、制限の内容によっては派遣元事業者は派遣される労働者を入れ替えることになる可能性が大きく、派遣労働者の就業上の措置は容易ではない。

また、第 3 項では、特殊健康診断を定める安衛法第 66 条第 2 項とその事後措置に関しては、派遣先事業者の責任として位置付けている。特殊健康診断は、有害環境に従事する労働者の健康障害を早期に発見すると

ともに、ばく露の程度を把握して職場環境や作業方法の改善に結び付けることが目的であり、そのような作業環境や作業方法のもとでの労働をさせている派遣先事業者が責任を持つことは当然のことと考えられる

D. 考察 および E. 結論

一般健康診断と特殊健康診断とで異なる考察が求められる。いずれの場合にも、健康診断は、どのような対象に、どのような項目で実施するか、といった要素が重要となる。また、健康診断は、その結果が活用されて初めて意味を持つが、健診結果を労働者にフィードバックし、合わせて産業保健専門職が結果をもとに事業者および労働者に働きかけ、そのうえで、必要な対応を図ることが必要となる。一般健診および特殊健診とも、法令で対象者と項目を明確に規定し、さらに事後措置の流れを具体的に規定している。そのことによって、健康診断および事後措置が多くの実業場で確実に実施されることに繋がっている。

しかし、健康診断の現行制度には、以下のようないくつかの課題も存在する。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかかわらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと
- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既

往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと

- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること
- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が低いこと
- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと
- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行うに当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

該当せず。

### 2. 実用新案登録

該当せず。

### 3. その他

該当せず。

## H. 引用文献

- 1) 森晃爾著 就業措置・支援の基本、「働く人の健康状態の評価と就業措置・支援」（労働調査会、2018年（平成30年））11頁～15頁
- 2) 伊藤直人ほか 特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史的変遷. 産業衛生学雑誌 (2020;62 (1) :1-12. )
- 3) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定

- 化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について（基発第413号、平成13年4月27日）
- 4) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」（平成20年2月29日基発第0229001号）
  - 5) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、騒音の許容基準」
  - 6) 伊藤直人ほか、特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史の変遷（前掲）
  - 7) 伊藤直人．特定業務従事者健康診断の実施状況、「平成29年度特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する実態把握と課題解決のための調査研究報告書」（労災疾病等臨床研究、研究代表者森晃爾）
  - 8) 畠中信夫．「労働安全衛生法のはなし」（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））303頁～305頁
  - 9) 厚生労働省「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会報告書」（2016年（平成28年））
  - 10) Ito N, et al. Needs survey on the priority given to periodical medical examination items among occupational physicians in Japan. *Journal of Occupational Health*, 2018; 60: 502-514.
  - 11) 尾尻哲洋、全衛連実勢調査の分析 季刊労働衛生管理 2015; 26(1): 28-36
  - 12) 厚生労働省 「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（2016年（平成28年）11月30日）
  - 13) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、発がん性分類・生殖毒性物質」
  - 14) 山瀧一．健康診断の判定、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014年（平成26年））209頁～211頁
  - 15) 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター．「特殊健康診断の健診項目に関する調査研究委員会報告書」2008年（平成20年）
  - 16) 厚生労働省労働基準局安全衛生部．特殊健康診断項目等の見直し案について．「令和元年度第1回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会資料」
  - 17) 山瀧一．健康診断の判定（前掲）
  - 18) 深井七恵ほか．タイ王国の労働衛生に関する制度および専門職育成の現状-日本企業が海外拠点において、適切な労働衛生管理を実施するために．2018産業医科大学雑誌．40(1):33-44.
  - 19) 厚生労働省．「東京電力等に対する労働安全衛生法第六十六条第4項に基づく臨時健康診断の指示内容」
  - 20) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、437頁
  - 21) 厚生労働省労働基準局長、厚生労働省雇用環境・均等局長「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（基発0401第41号雇均発0401第36号平成31年4月1日）

- 22) 東京海上火災保険事件（最 2 小判平成 15 年 7 月 18 日 D1-Law 判例体系）
- 23) 全国労働衛生団体連合会 総合精度管理事業
- 24) 全国労働衛生団体連合会 労働衛生サービス機能評価事業
- 25) 日本人間ドック学会 健診施設機能評価
- 26) 労働安全衛生法違反、労働基準法違反被告事件(大阪地判昭和 12 年 8 月 9 日判例時報 1732 号 152 頁)
- 27) 人材派遣会社社員（労働安全衛生法違反等被告）事件（長崎地判平成 18 年 10 月 3 日労働判例 923 号 93 頁）
- 28) 経済産業省 健康経営優良法人認定制度
- 29) 愛知県教委（減給処分事件）（最 1 小判平成 13 年 4 月 26 日最高裁判所裁判集民事 202 号 173 頁）
- 30) 住友林業事件（名古屋地判昭和 56 年 9 月 30 日労働判例 378 号 64 頁）サンキュー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策ハンドブック
- 31) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））、445 頁
- 32) 櫻木園子 健康診断の準備と実施、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014 年（平成 26 年））165 頁～1 六十六頁
- 33) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））、445 頁
- 34) 京和タクシー事件（京都地判昭和 57 年 10 月 7 日労働判例 404 号 72 頁）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）160 頁
- 35) 城東製鋼事件（大阪地判昭和 46 年 3 月 25 日判例時報 645 号 96 頁）
- 36) 三菱電機（安全配慮義務）事件（静岡地判平成 11 年 11 月 25 日労働判例 786 号 46 頁）
- 37) 藤野善久ら．産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査，産業衛生学雑誌 2012; 54: 267-275
- 38) Tateishi S. et.al, The opinions of occupational physicians about maintaining healthy workers by means of medical examinations in Japan using the Delphi method. Journal of Occupational Health 2016; 58: 72-80
- 39) 川西港運事件（大阪高判昭和 59 年 10 月 19 日掲載誌不明）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）169 頁～170 頁
- 40) 茅嶋康太郎．企業外労働衛生機関の健康診断事後措置への関与「平成 24 年度医師等による就業上の措置に関する意見のあり方等についての調査研究報告書」（厚生労働科学研究補助金安全衛生総合研究事業、研究代表者 森晃爾）
- 41) 高島屋工作所事件（大阪地判平成 2 年 11 月 28 日労働経済判例速報 1413 号 3 頁）
- 42) システムコンサルタント事件（東京高判平成 11 年 7 月 28 日判例時報 1702 号 88 頁、最 2 小判平成 12 年 10 月 13 日労働判例 791 号 6 頁）サンキュー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策



ハンドブック

- 43) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」  
（労働調査会、2019年（令和元年））、  
450 頁
- 44) 全国労働衛生団体連合会．労働衛生サ  
ービス機能評価基準解釈運用の手引
- 45) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」  
（労働調査会、2019年（令和元年））、  
451 頁
- 46) 厚生労働省．データヘルス・健康経営を  
推進するためのコラボヘルスガイドラ  
イン（2017年（平成29年））
- 47) 労働衛生のしおり．（中央労働災害防止  
協会、2019年（平成元年））20 頁

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

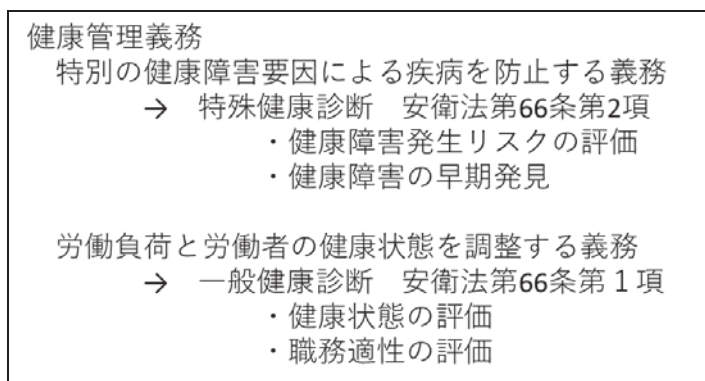


図1 健康管理義務と健康診断

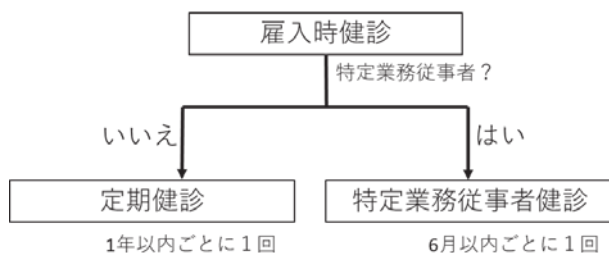


図2 一般健康診断の対象

対象	法令の基準 (1178号通達)	日本産業衛生学会 許容濃度等	備考
暑熱	WBGT 屋外:36.75(°C) 屋内:37.75(°C)	WBGT:26.5~32.5(°C) 作業強度により異なる	1178通達の基準である、乾球温度摂氏40°C、湿球温度摂氏32.5°C、黒球寒暖計示摂氏温度50度とした場合のWBGTとして算出
粉じん	10~15(mg/m <sup>3</sup> )	0.03~8(mg/m <sup>3</sup> )	粉じんの種類等により異なる
騒音	100 (dB)	85 (dB)	1日の暴露時間を8時間とした場合の許容騒音レベル
鉛	0.5(mg/m <sup>3</sup> )	0.03(mg/m <sup>3</sup> )	
水銀	0.1(mg/m <sup>3</sup> )	0.025(mg/m <sup>3</sup> )	
クロム	0.5(mg/m <sup>3</sup> )	0.05(mg/m <sup>3</sup> )(6価クロム化合物) 0.5(mg/m <sup>3</sup> )(金属クロム、3価クロム)	
砒素	1(ppm)	0.3~3(μg/m <sup>3</sup> )	ヒ素及び無比ヒ素化合物(Asとして) 過剰発がん生涯リスクレベル10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>-4</sup> に対応する評価値
黄リン	2(ppm)	0.1(mg/m <sup>3</sup> )	
弗化水素	3(ppm)	3(ppm)	
塩素	1(ppm)	0.5(ppm)	最大許容濃度
塩酸	10(ppm)	2(ppm)	最大許容濃度
硝酸	40(ppm)	2(ppm)	
亜硫酸	10(ppm)	—	
硫酸	5(mg/m <sup>3</sup> )	0.001	最大許容濃度
一酸化炭素	100(ppm)	50(ppm)	
二硫化炭素	20(ppm)	1(ppm)	
青酸	20(ppm)	5(ppm)	
ベンゼン	100(ppm)	0.1~1(ppm)	過剰発がん生涯リスクレベル10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>-4</sup> に対応する評価値
アニリン	7(ppm)	1(ppm)	

表1 特定業務従事者健診の対象となる基準と許容濃度等との比較  
(伊藤直人らの論文<sup>7</sup>を一部修正)

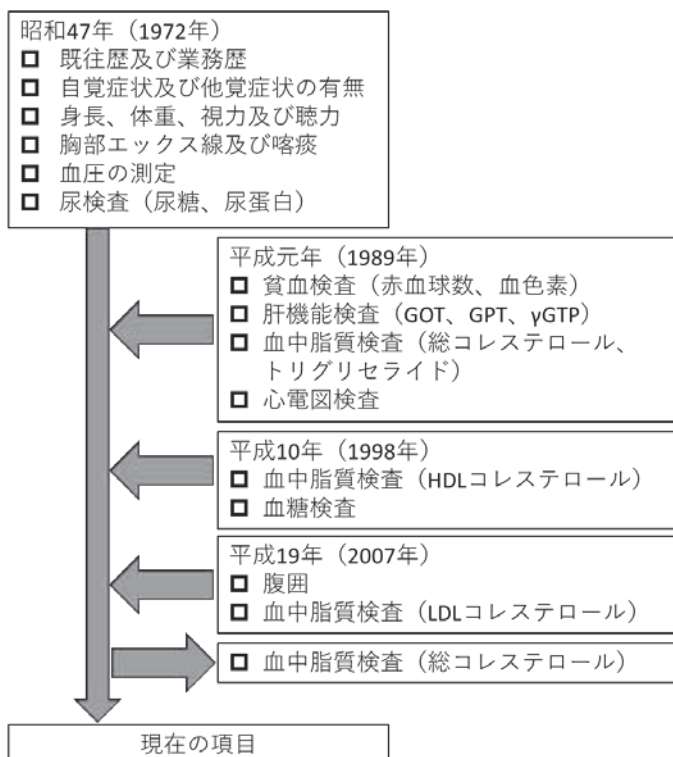


図3 一般的健康診断の項目の変遷

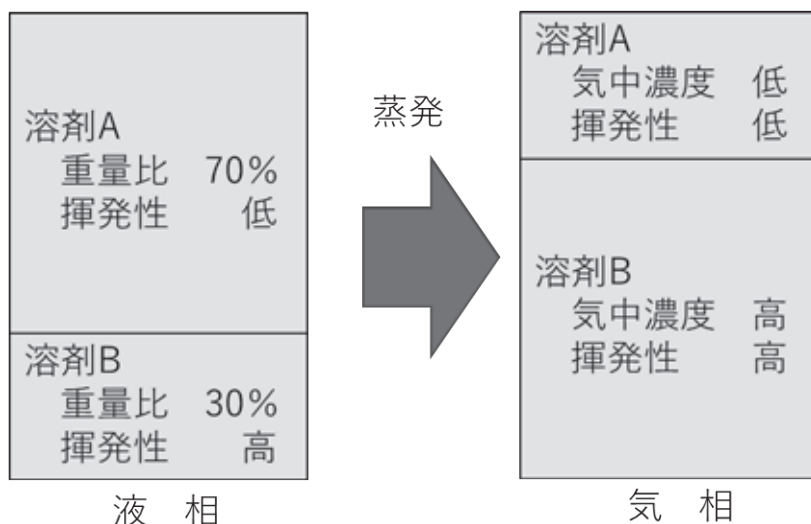


図4 混合溶剤の液相と気相での混合比の違い

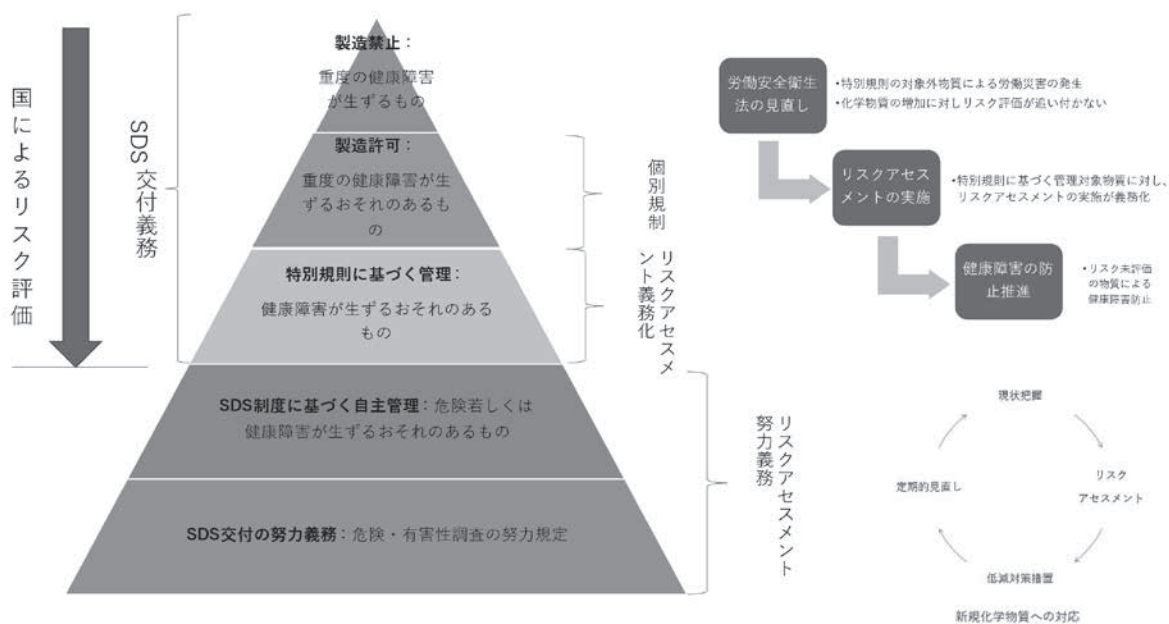


図5 リスクアセスメント努力義務の概要

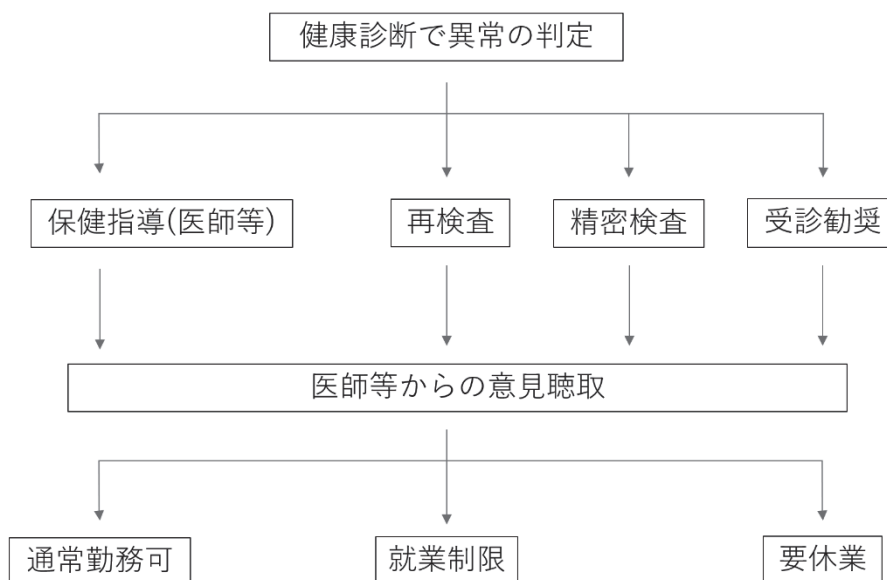


図6：健康診断と事後措置の流れ

表2 健康診断結果の保存期間

有害要因	保存期間
粉じん（じん肺法）	7年
石綿（石綿則）	40年
電離放射線（電離則）	30年
特定化学物質のうち、特定管理物質（特化則）	30年
その他（一般健康診断を含む）	5年

表3 心身の状態の情報の分類と取扱いの原則

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
<p>①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報</p>	<p>(a)健康診断の受診・未受診の情報                      (b)長時間労働者による面接指導の申出の有無                      (c)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無                      (d)健康診断の事後措置について医師から聴取した意見                      (e)長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見                      (f)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</p>	<p>全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>②労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報</p>	<p>(a)健康診断の結果（法定の項目）                      (b)健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る）                      (c)長時間労働者に対する面接指導の結果                      (d)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果</p>	<p>事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、情報を取り扱う者を制限する・情報を加工する等、事業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。</p>
<p>③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱</p>	<p>(a)健康診断の結果 法定外項目                      (b)保健指導の結果</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確</p>

<p>うこと について規定されて いないため、あらかじめ 労働者本人の同意を得る ことが必要であり、事業場 ごとの取扱規程により事 業者等の内部における適 正な取扱いを定めて運用 することが必要である心 身の状態の情報</p>	<p>(c)健康診断の再検査の結果（法定 の項目と同一のものを除く。） (d)健康診断の精密検査の結 果 (e)健康相談の結果 (f)がん検診の結果 (g)職場復帰のための面接指 導の結果 (h)治療と仕事の両立支援等のため の医師の意見書 (i)通院状況等疾病管理のための情 報</p>	<p>保するため、事業場ごとの取 扱規程に則った対応を講じる 必要がある。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

表4 就業措置の区分

就業内容		就業上の措置の内容
区 分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

表5 産業医が実施する就業措置の類型<sup>37</sup>

類 型		具体例
類型1	就業が疾病経過に影響を与える場合の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>心不全のある労働者に対する過度な筋作業の禁止</li> <li>重度の高血圧未治療者に対する深夜勤務の禁止</li> <li>腰痛保持者の筋労働の制限</li> <li>職場不適応によるメンタルヘルス不調が生じた労働者の配置転換</li> </ul>
類型2	事故・公衆災害リスクの予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病コントロールが不良の労働者の高所における暑熱作業の禁止</li> <li>意識消失発作をきたす疾患を持つ労働者の運転作業の禁止</li> </ul>
類型3	健康管理（保健指導・受診勧奨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診行動を促すために、高血圧を放置している労働者に対する運転作業の禁止や残業の禁止</li> </ul>
類型4	企業・職場への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>過重労働が頻発する職場で、高血圧の管理が不十分な労働者に一律45時間以上の残業を禁止</li> </ul>
類型5	適性判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>弱視のある労働者に対するVDT作業の制限</li> <li>発達障害により計算能力が低い労働者に対して、高度な計算が求められる部署への配属を制限</li> </ul>



表6 特殊健診の判定区分と事後措置

区 分		所 見	事後措置
管理 A		第一次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない場合	措置不要
管理 B	1	第一次健康診断のある検査項目に異常を認めるが、医師が第二次健康診断を必要としないと判断した場合	経過観察
	2	健康診断の結果、管理 C には該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	当該業務への就業制限
管理 C		第二次健康診断の結果、治療を要すると認められる場合	就業禁止
管理 R		健康診断の結果、当該因子による疾病または異常を認めないが、当該業務に就業することにより増悪するおそれのある疾患にかかっている場合または異常が認められる場合	当該業務への就業制限、当該疾病および異常に対する療養その他の措置
管理 T		健康診断の結果、当該因子以外の原因による疾病にかかっている場合または異常が認められる場合（管理 R に属するものを除く）	当該疾病に対する療養、その他の措置

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

化学物質による健康障害防止対策の現状と課題

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

産業界では、極めて多くの化学物質が使用されており、その中には有害性に関する情報が十分なものから、ほとんど情報がないものまで存在する。それらの化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防ぐためには、法令による規制と事業者による自律的管理の双方が重要である。

化学物質による健康障害を防止するための労働衛生管理においては、化学物質の発散から労働者の曝露を経て、健康障害が発生する過程に対して、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理のアプローチが基本である。

労働衛生管理の基本を前提に、法令上および行政上は、災害発生等の過去の経緯や有害性の大きさによって、特別規則による規制物質やリスクアセスメントの義務付け対象物質などに分類した対応が行われている。また、確実な化学物質管理を行うためには、労働衛生管理体制の確立が必要であり、そのための規制が存在する。

化学物質の健康障害防止戦略の基本はリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスクコントロールであり、その中で有害性情報の収集、曝露評価、リスクの見積もり、発散の抑制、個人用保護具の活用、特殊健康診断の実施などの取組みを確実に実施する必要がある。そのためには、労働安全衛生マネジメントシステムの運用が有効である。

化学物質に対する特別規則としては、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則があり、それぞれで規制対象物質と対象作業を明確にしたうえで、詳細な規制が行われている。

研究協力者

下田 隼 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

松山和史 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の1つである化学物質管理について、概要、課題と改善策を示すことにある。

## B. 研究方法

研究班での横断的検討課題の抽出、担当者としての選任、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、本研究課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表等の1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

## C. 研究結果

はじめに

地球上には数千万種類以上の多種多様な化学物質が意図的または非意図的に生産され、そのうち数十万の物質が工業的に製造・利用されていると言われているが、その実数は明確ではない。これらの多様な化学物質は、生活を営む上で有用なものであるが、同時に物質固有の危険・有害性を有している。一般的に、その危険・有害性は、以下に大別される。

- ① 引火や爆発性等の物理化学的危険性
- ② ヒトの健康に対する有害性
- ③ 環境生物への有害性
- ④ 地球環境への有害性

このうち、本論では②ヒトの健康に対する有害性に特化して、現行の労働安全衛生法令上の化学物質による健康障害防止対策の現状と課題を整理し考察する。

### I 化学物質による健康障害の発生と管理の原則

#### 【概要と趣旨】

化学物質は作業環境中に拡散し、そこで作業をする労働者がばく露し、経気道的、経口的、経皮的なルートで体内に取り込まれる。取り込まれた化学物質は血流によって体内に分布し、主に肝臓等で代謝されて排出されるが、物質によっては、体内に長期に蓄積されるものもある。この過程で、「化学物質そのもの」または「代謝物」が生体機序に影響を及ぼし、化学物質ごとに特定の臓器（標的臓器）に健康障害を発生させる。化学物質へのばく露は、「短時間の一時的な場合」から「長期間に少量を継続してばく露する場合」、「比較的多量のばく露を断続的に繰り返す場合」など様々である。ばく露によって生じる健康影響は、

ばく露直後に現れる急性影響と、反復または長期間のばく露による慢性影響がある。また、ばく露期間に関わらず、ばく露終了後の一定期間後に健康障害が発生する晩発性の影響（晩発性障害）がある。

化学物質による健康障害の発生を防止するためにはばく露を低減する必要がある。化学物質が作業場で発散・拡散したあと、健康影響が発生するまでの経路を理解することで、低減対策に様々な方法があることが分かる。

- ① 有害化学物質を代替化したり、生産工程を変更したりすることで、化学物質の使用を無くしたり、少なくする
- ② 密閉化や局所排気装置で発散・拡散を抑制する
- ③ 作業方法の改善や作業時間を短縮する事で労働者のばく露を低減する
- ④ 保護具の着用により体内取込みを低減する
- ⑤ 健康影響が生じやすい労働者を配置転換する

これらの方法の中で、有害物の発生源から環境を制御する方法を「作業環境管理」、個人ばく露から生体内吸収を制御する方法を「作業管理」、それ以降を「健康管理」に分類することが一般的である。これらを「三管理」と呼ぶ。

このような多様なばく露低減対策のうち、より根本的な対策である①が優先されるべきであるが、製品の品質や生産性など諸事情により実施が困難な場合には、次善の策として②以降の対策を実施する。しかし、これらの対策を行っても、完全に体内取込みを防止して、有害要因による健康障害の

可能性を無くすことができない場合が多く、健康影響を早期に発見して労働者をばく露から隔離したり、早期に治療したりするために、特殊健康診断を実施する必要がある。

（図1）

このように、化学物質による健康障害防止対策を行うためには、健康障害防止のための多段階の対策を効果的かつ効率的に行っていく必要があり、その基盤となるのがリスクアセスメントである。また、対策がうまく行っているかどうかの管理状況の評価も重要である。そのためには、作業環境管理、作業管理、健康管理に相当するいくつかの段階で、労働者のばく露状況を推定するためのモニタリングを行い、対策の妥当性を評価することが必要である。その評価方法として、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれに基準値として「管理濃度」、「許容濃度」、「生物学的ばく露指標」がある。

（図2）

## II 化学物質による健康障害防止対策の基盤

### 1. 事業者の講ずべき措置等の一般規定

#### 【概要と趣旨】

労働安全衛生法では、化学物質による健康障害防止のための事業者の責任および労働者の責任について規定し、詳細を関係省令の規定に委ねている。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四 略

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 27 条の規定として関連する主な厚生労働省令には、「労働安全衛生規則（安衛則）」、「特定化学物質障害予防規則（特化則）」、「鉛中毒予防規則（鉛則）」、「四アルキル鉛中毒予防規則（四アルキル鉛則）」、「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」があり、後者の 4 つの省令を特定の化学物質に関して規定した特別規則と呼ぶことがある。

## 2. 規制対象物質の分類

### 【概要と趣旨】

(1) GHS の危険有害性を利用した化学物質等安全性データシート (SDS) 交付対象物質

全世界で多様な化学物質が広く利用されており、国際的な取引が活発化する中で、同じ化学物質であっても異なる方法でその危険有害性が評価され、またその情報が表示・伝達される状態では、化学物質の安全な使用・輸送・廃棄は困難である。そのような認識のもと、2003 年 7 月には、国連経済社会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS) の実施促進のための

決議が採択された。そして、各国で GHS を国内法に取り入れることによって、世界共通の基盤となっている。また GHS は現状に合わせて定期的な改訂が行われている。

GHS では、危険・有害性の分類として、以下の分類を用いており、それぞれにレベル分けするための基準を設けている。この GHS の基準によって全化学物質の約 4 万種類が危険・有害性を有していると見なされている。

### GHS による危険・有害性の分類

#### 危険・物理化学的危険性

- 爆発物
  - 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
  - エアゾール ●酸化性ガス ●高圧ガス
  - 引火性液体 ●可燃性固体
  - 自己反応性化学物質 ●自然発火性液体
  - 自然発火性固体 ●自己発熱性化学物質
  - 水反応可燃性化学物質 ●酸化性液体
  - 酸化性固体 ●有機過酸化物
  - 金属腐食性化学物質 ●鈍性化爆発物
- 健康に対する有害性
- 急性毒性 ●皮膚腐食性／刺激性
  - 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
  - 呼吸器感作性又は皮膚感作性
  - 生殖細胞変異原性 ●発がん性
  - 生殖毒性
  - 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
  - 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
  - 誤えん有害性
- 環境に対する有害性
- 水生環境有害性 ●オゾン層への有害性

わが国の労働安全衛生法令に基づく化学物質管理では、GHS で危険・有害性のある化学物質を対象とした規定を設け、事業者

等に対応を義務付けている。さらに、新規化学物質の届け出を義務付けることによって、危険・有害性を有する化学物質全体をカバーする方策を取っている。

化学物質による健康障害防止のための基本は、労働者に発生する恐れのある健康障害のリスクを評価し、リスクの大きさに応じてリスク低減対策を立てることにある。後述のように、化学物質による健康障害リスクは、有害性の大きさとばく露の程度の組み合わせで評価される。このうち有害性の大きさは、GHS に則り標準化された化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）から読み取ることになる。そのためには、化学物質を使用する事業者が SDS が提供されることが不可欠であるため、化学物質の譲渡者または提供者に対する SDS の交付義務を 2 段階で分けて規定している。まず第 1 段階として、安衛法第 57 条の 2 第 1 項で、政令で指定する物質（および第 56 条第 1 項で指定した製造許可物質）に対して義務化し、次に第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚生労働大臣が指定した特定危険有害化学物質等に対して努力義務を課している。

安衛法第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者

の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる

事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名（法人にあつ

ては、その名称）、住所及び電話番号

- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

ここでいう政令とは、労働安全衛生法施行令（安衛法施行令）であり、安衛法施行令第 18 条の 2 で、①別表第 9 に掲げる物、②別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの、③別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるものと規定されている。別表第 9 には、第 1 号から 633 号（途中、削除 2 物質あり）まで物質が挙げられている。また、別表第 3 第 1 号は、製造許可物質を規定しており、2020 年 4 月 1 日現在では 673 物質が対象となっている。（本年ベンジルアルコールが追加されたので 674 物質となっている。）一方、安衛則第 24 条の 15 第 1 項で厚生労働大臣が定めるものは、GHS に基づき「危険有害性クラス」、「危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする（(厚生労働省告示第 150 号：平成 24 年 3 月 26 日)」となっている。すなわち、化学物質のうち GHS の基準で危険有害性があるとされる物質については SDS の交付を努力義務とし、その中でもより有害性が高いと考えられるものには SDS の交付を義務付けている。この交付の義務ないし努力義務は、リスクアセスメント（危険・有害性の評価）の前提となるものであり、後述の法令上のリスクアセスメントの義務ないし努力義務（法第 57 条の 3 第 1 項、第 2 項）の

対象物質と一致している。（図 3）

平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査）の結果では、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、「労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質」（交付義務対象）、「労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質」（交付努力義務対象）をそれぞれ製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート（SDS）をすべての製品に交付している事業所の割合は、それぞれ 77.6%および 72.9%となっている。一方、化学物質を使用している事業所について、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は、それぞれの化学物質について、29.2%および 21.6%となっている。このように、SDS 交付およびリスクアセスメントの実施とも十分とは言えない状況である。

## （2）法令、特別規則による規制物質

化学物質の中には、過去の健康障害の発生、有害性の大きさ、これまでの経緯などにより物質名が列挙され、特別の規定がかかっているものがある。

まず、もっとも規制が厳しいものは、安衛法で製造等の禁止（第 55 条）や製造の許可（第 56 条）が規定されている。このうち、製造等の禁止対象物質は安衛法施行令第 16 条で、製造の許可物質は別表第 3 第 1 号で指定されている。

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提

供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

第五十六条 ジクロルベンジジン、ジクロルベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

次に、安衛法第 27 条で、「第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める」とあり、化学物質に関しては安衛則に加えて、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則の特別規則が相当する。また、各特別規則の対象となる化学物質は、安衛法施行令で規定されており、特定化学物質障害予防規則については別表第 3 が、有機溶剤予防規則については別表第 6 の 2 が相当する。なお、前述の製造許可物質は特化則の第 1 類物質に分類されている。

このうち、鉛則、四アルキル鉛則、有機則は、物質名または物質の性質（有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物）ごとに一つの特別則を設けているが、特化則の対象である特定化学物質には様々な性質ものが含まれている。その中でも、第 1 類および第 2 類物質は、慢性ばく露による健康障害が疑われる物質であり、さらに発がん性物質とそれ以外に分けられる。第 3 類物質は、酸、アルカリ、有毒ガスといった漏洩や接触による急性中毒や障害の

可能性がある物質が対象となっている（図 4）<sup>11</sup>。

このような異なる視点・軸で適用物質を決めているため、有機溶剤であっても発がん性を有する場合には、有機則と特化則の間での取扱いについて確認が必要である。この点について、例えばもともと物理的性質は有機溶剤であるベンゼンは、特化則では第 2 類物質に分類されている。また、知見の積み重ねによって発がん性があることが分かった有機溶剤については、発がん性に着目して、2014 年 11 月から安衛法施行令別表第 6 の 2 から別表第 3 に移して、特別有機溶剤として特化則が適用されている。

### （3）主に発がん性に着目した分類

前述の安衛法上の SDS の交付対象物質の選定の際には、有害性の大きさが勘案されているが、中でも発がん性などの重篤な有害性については別途に補充的な規制がなさ

<sup>11</sup> 厚生労働省の WEB サイトには、以下のように以下のように記され、有害性の程度は、（高）第一類＞第二類＞第三類（低）と解されている。

第一類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの

第二類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当しないもの

第三類物質：大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（厚生労働省の WEB サイト <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei20/dl/04.pdf>：2021 年 8 月 16 日現在）



れている。発がん性物質のうち、特別規則で詳細な規定が設けられていない物の一部について、安衛法第 28 条第 3 項の規定に基づく指針が公表されている。同項は、①第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告又は 5 第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示に係る化学物質、②前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんやその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの、という 2 つの項目を対象としており、この指針は、いずれの場合も発がん性物質が主な対象であるため、がん原性指針と呼ばれている。

がん原性指針には、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付といった留意事項が記載されている。

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の四第四項の規定による勧告又は第五十七条の五第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学

物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質

ニ・アミノ・四・クロロフェノール

アントラセン

エチルベンゼン

ニ・三・エポキシ・プロパノール

塩化アリル

オルト・フェニレンジアミン及びその塩

キノリン及びその塩

一・クロロ・ニ・ニトロベンゼン

クロロホルム

酢酸ビニル

四塩化炭素

一・四・ジオキサン

一・二・ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）

一・四・ジクロロ・ニ・ニトロベンゼン

二・四・ジクロロ・ニ・ニトロベンゼン

一・ニ・ジクロロプロパン

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

N・N・ジメチルアセトアミド

ジメチル・二・ニ・ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）

N・N・ジメチルホルムアミド

スチレン

四ターシャリーブチルカテコール  
 多層カーボンナノチューブ（がんその他の  
 の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれ  
 のあるものとして

厚生労働省労働基準局長が定めるもの  
 に限る。）

一・一・二・二-テトラクロロエタン  
 （別名四塩化アセチレン）

テトラクロロエチレン（別名パークロ  
 エチレン）

一・一・一-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ノルマルブチルーニ・三-エポキシ  
 プロピルエーテル

パラジクロルベンゼン

パラニトロアニソール

パラニトロクロルベンゼン

ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン

一水和物

ビフェニル

二ブテナール

一-ブromo-三-クロロプロパン

一-ブromoブタン

メタクリル酸二・三-エポキシプロピル

メチルイソブチルケトン

年に制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する法律である。

労働安全衛生法では、新規化学物質の取扱いを第 57 条の 4 で規定している。その対象となる物質は製品だけでなく、製造中間体、副生物、廃棄物が含まれる（昭和 54 年 3 月 23 日付け基発第 132 号）。第 1 項に基づく有害性の調査については、安衛則第 34 条の 3 で、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を、組織、設備等に関し有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこと」とされている。変異原性試験に関しては、労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準と具体的な方法を規定している。また、試験施設の基準は安衛法 GLP (Good Laboratory Practice) と呼び、各施設は試験施設等に関する安衛法 GLP 適合確認要領に基づく適合確認を受ける必要がある。このような試験の品質管理は、OECD の GLP 原則との整合化が図られており、運営管理、試験設備、試験計画、内部監査体制、信頼性保証体制等が対象となっている。

有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するために必要な措置を速やかに講じなければならない（安衛法第 57 条の 4 第 2 項）。また、厚生労働大臣は、当該新規化学物質の名称を官報で

#### （4）新規化学物質

化学物質には従来から産業界で使用されている既存化学物質と、その性質が十分に分かっていない新規化学物質に分けられる。日本の新規化学物質届出制度は、労働安全衛生法および厚生労働省・経済産業省・環境省の 3 省所管の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき行われている。このうち化審法は、前述の PCB による環境汚染問題を契機として 1973

公表する（同第 3 項）併せて有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止する必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設もしくは設備の設置、又は整備、保護具の備付けやその他の措置を講ずべきことを勧告することができる（同第 4 項）ことになっている。安衛法第 57 条の 4 に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた 1037 物質は、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた 237 物質とともに、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDS の交付、記録の保存等の措置を講ずることとされている。

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱

いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めると

ころにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、

当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

#### （５）裾切値

化学物質が産業現場で用いられる場合、混合剤として用いられることが多い。また、塗料や印刷インキとして用いられる混合キシレンのようにキシレンとエチルベンゼンの精製・製造過程で生じた混合剤のまま利用されることもある。化学物質に対して様々な規制がある中、混合剤中の含有率（重量％）に注意し、規制をかけるかどうかの判断を明確にしておかなければならない。裾切値は、表示・通知義務対象物質の規定に用いられるものであるが、それに限らず特化則や有機則において、その規制と、対象となる基準としての含有率が存在する。

ラベル表示および通知（SDS）の表示・通知に関連した含有量に対する裾切値（当該物質の含有量（重量％）がその値以上の場合にはそれぞれ規制対象となる）は、物質ごとに人体への有害性を考慮して設定されている。また SDS を用いてリスクアセスメントが実施されるため、リスクアセスメントの対象も SDS の裾切値と同じである。

一般的に、表示が必要となるその含有量の裾切値は人に対する変異原性がある物質：0.1％、人に対する発がん性がある物質：0.1％、呼吸器感作性がある物質（気体）：0.2％、人に対する生殖毒性がある物質：0.3％、その他の有害性がある物質：1％となっている。

一方、通知およびリスクアセスメントの対象では、変異原性がある物質：0.1％、

人に対する発がん性があるまたは疑われる物質：0.1％、呼吸器感作性・皮膚感作性がある物質：0.1％、人に対する生殖毒性がある物質または疑われる物質：0.1％、その他の有害性がある物質：1％と設定されている。（図6）

また、物質の性質に応じた分類もある。特化則の場合、第一類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（ベンゾトリクロリドは0.5％）を超えるもの、第二類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（コールタール、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、p-ニトロクロロベンゼン、フッ化水素は5％）を超えるもの、第三類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（フェノールは5％）を超えるものは当該の物質と同様に取り扱いと定められている。また、有機溶剤の場合、有機溶剤としての健康影響と、特定の有機溶剤としての健康影響が存在するため、やや複雑な基準を定めている。まず、第一種有機溶剤、第二種有機溶剤、第三種有機溶剤全体で（有害性は、（高）第一種＞第二種＞第三種（低）の順）、混合物の5％を超えた場合に、有機溶剤として規制の対象となる。次に、第一種有機溶剤として分類される物質の合計の重量比が5％を超えた場合には第一種有機溶剤として、第二種有機溶剤では第一種有機溶剤と第二種有機溶剤の合計が5％を超えた場合（第一種有機溶剤の場合を除く）には、第二種有機溶剤として取り扱うことを規定している。さらに、特殊健康診断において、物質ごとに健診項目が設定されており、当該有機溶剤が5％を超えて含まれる場合には有機溶剤含有物として当該健診項目の実施が必要となる

（施行令第 22 条第 6 項、有機則第 29 条第 1 項、第 2 項）。

### （6）規制対象物質の選定

前述のように、特別規則で規制されていない化学物質の中には、発がん性を有するなど、有害性の高いものが存在する。それらについて、国内の事業場で労働者に一定のばく露が存在すれば、重篤な健康障害が発生する可能性がある。そのような化学物質に関して、国としての規制の見直しを継続的に図るための手順が存在する。

厚生労働省労働基準局には、この対応を図るために「化学物質のリスク評価に係る企画検討会（以下、企画検討会）」、「化学物質のリスク評価検討会（以下、リスク評価検討会）」、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下、防止措置検討会）」が設定されている。まず、企画検討会において、国として実施するリスク評価方針の検討、リスク評価の周知等の方策の検討に加えて、リスク評価対象物質の選定を行う。選定は、発がん性については国際がん研究機関（IARC）の区分で、グループ 1、2A、2B の順とし、発がん性の次に生殖毒性その他の毒性の高い物質を優先とすること等の条件に基づいて行われる。選定されると、安衛則第 95 条の 6 の対象物質となり、報告対象物質となる。ただし、製造・取扱量が 500kg 以上ある場合に所定の様式による管轄労基署長への報告書の提出が必要となる。（図 7）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作

業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんに曝露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物の曝露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

報告が出されると、リスク評価検討会のもとで、「国が行う化学物質等による労働者の健康障

害防止に係るリスク評価実施要領」に基づき、使用状況の評価や文献検索などをもとに「初期リスク評価」を行い、さらに必要がある場合には「詳細リスク評価」を実施することになる。その結果、物理化学的性状、有害性、ばく露状況、ばく露労働者数等を勘案し、リスクの総合的な判断を行う。そのうえで、健康障害の発生のおそれがある作業については、そのリスクの程度に応じて必要な健康障害防止のための措置の内容が提言される。防止措置検討会では、リスクに基づいた健康障害防止措置の検討がなされ、主に特化則や、がん原性指針の改訂などが行われる。その際、健康診断（特殊健康診断）の項目は、「化学物質の健康診断に関する専門委員会」で検討され、最終的には労働政策審議会での答申に基づき、規制が強化される。

この手続きは、2005 年度から開始になっており、2019 年度までに 220 の物質が報告対象となっている。そして、これまでに以下のような化学物質が新たに特化則で規制対象となった。このうち、インジウム化合物、1,2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジンは、職業がん等の健康障害が発

生したことが契機となっている。

しかし、現行の仕組みは個別的な規制が行われるまでに長い手続きが必要であるとともに、特定化学物質障害予防規則等への追加が決まると、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生しているなど、大きな課題が存在する。そこで、厚生労働省は「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」を開催して、2021年7月同報告書を取りまとめた。今後、国がばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが選択して実行することを原則とする仕組みへの移行が推進される予定である。

2007年12月	ホルムアルデヒド, 1,3-ブタジエン, 硫化ジエチル
2008年11月	ニッケル化合物, 砒素及びその化合物
2011年1月	酸化プロピレン, 1,1-ジメチルヒドラジン, 1,4-ジクロロ-2-ブテン, 1,3-プロパンスルトン
2012年9月	インジウム及びその化合物, エチルベンゼン, コバルト及びその無機化合物
2013年10月	1,2-ジクロロプロパン
2014年11月	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
2015年11月	ナフタレン, リフラクトリーセラミックファイバー

2017年1月	オルト-トルイジン
2017年6月	三酸化ニアンチモン
2021年4月	溶接ヒューム, 塩基性酸化マンガン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>

### 3. 化学物質管理のための体制

#### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害防止対策について、法令で詳細な規定がされている物質であれば、その内容を順守することによって、一定の成果を挙げることは可能である。しかし、その場合であっても、適切なタイミングで作業環境測定を行うこと、適切な方法で適切な個人用保護具を着用させること、質の管理がされた健診機関に特殊健診を依頼するとともに、医師の意見に基づき事後措置を実施することが求められる。このような対応を事業者が行う上で、従業員数50名以上の事業場においては、衛生管理者、産業医、作業主任者が連携して、適切な対応を図ることが求められる。そのうち、衛生管理者については、安衛法第12条で「安衛法第10条第1項の各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること」が役割になっている。

- |                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</li> <li>二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</li> <li>三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</li> <li>四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</li> <li>五 前各号に掲げるもののほか、労働</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

また、産業医については、安衛則第 13 条第 1 項で、掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとし、1 号から 9 号までの業務を挙げている。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

一方、作業主任者は作業場で、対象となる化学物質の取扱い作業に従事する労働者の指揮等を行うことが求められており、その役割は大きい。

作業主任者の選任については、安衛法第 14 条で規定し、安衛法施行令第 6 条で作業主任者の選任が必要な業務を挙げている。このうち、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 22 号が化学物質の取扱い作業と関連し、それぞれ特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則関係となっている。（図 8）

#### 労働安全衛生法

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

#### 安衛法施行令

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

さらに、安衛則第 16 条で、作業主任者に必要な資格、第 17 条で職務分担を定めている。

第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

これらの法令で定められた体制であっても、適切な研修を受け、事業者によってその職務に対して必要な時間が割り当てられていれば、健康障害の防止は可能である。しかし、法令で詳細事項が規定されていない化学物質の自主管理を行わせるには限界が存在する。化学物質の自主管理の基本となる後述の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクアセスメントを実施するための体制を定めている。

化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、下記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこととされている。また、この指針に関する基発（基発 0918 第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日）では、「化学物質管理者は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましいものである」とされている。すなわち、事業場において化学物質に関してリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく対応を可能とするような人材がいることを想定しているが、現実的にそのような人材が存在する事業場はかなり少ないはずである。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

#### 4 実施体制等

(1) 事業者は、次に掲げる体制でリスク



アセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施するものとする。

ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を統括管理させること。総括安全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を統括管理する者に統括管理させること。

イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を管理させること。安全管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施を管理させること。

ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこと。

エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。

オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性

や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等(カの外部の専門家を除く。)に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

欧米では、インダストリアルハイジニストやオキュペイショナルハイジニストと呼ばれる有害要因管理にかかる専門家が活動している。一般にハイジニストと呼ばれる専門家は、専門職大学院レベルの研修を受け、さらに実務経験を積んだ上で認定資格を得ることが基本である。このレベルまで行かなくても、労働安全衛生全般を担当するセーフティオフィサーのレベルを上げることによって対応しようとする国も存在する。タイ王国がその代表であり、公衆衛生学部で2年以上労働安全衛生のカリキュラムを修了した者のみが新規にセーフティオフィサーの資格を取れることになっている。しかし日本ではこのようなレベルの専門家が極めて不足している。2011年に日本作業環境測定士協会が事務局になり、認定オキュペイショナルハイジニストの育成と資格認定制度を開始した。この制度は、International Occupational Hygiene Association から国際レベルの制度であることが認定されている。しかし、2021年4

月 1 日現在で 53 名が登録されているに過ぎない。このような人材不足が、化学物質に自主管理の展開の大きな課題となっている。

### Ⅲ 化学物質による健康障害防止の戦略

#### 1. 化学物質の健康障害防止戦略の前提

##### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害には、急性ばく露による健康障害と慢性ばく露による健康障害がある。急性ばく露による障害は、化学物質の漏洩や貯蔵された容器への転落など、予期せぬことによって発生する事故的なものであり、安全対策と同じ手法が基本となる。一方、慢性ばく露による健康障害は、すでに一定のばく露が存在する状況において健康障害を防止する対策を取ることになる。一般に化学物質による健康障害防止対策は、後者の対策が基本となる。

化学物質の慢性ばく露による健康障害を防止するためには、密閉化を行ったり、有害性の低い化学物質に代替したりすることによって、もともと存在していた慢性ばく露を完全になくすことが根本的な対策となる。しかし、産業現場では、作業工程上の制約、製品の質の制約、そして設備コストの問題などがあり、すべての有害化学物質のばく露を防ぐことはできない。そこで、リスクアセスメントを行い、リスクの程度に応じて対策に優先順位をつけることが有効になる。仮にリスクが許容できない状況であれば、ばく露低減対策等を計画的に実施して、リスク低減を図ることが必要である。状況を再評価し、リスクが十低減対策実施後は、ばく露の低減分に低い状態まで低減できていないと判断される場合には、

残存リスクに対して追加対策を行う。この際のリスク低減の手法には、前述のような密閉化や代替物質の変更といった根本的な対策、局所排気装置の設置といった工学的対策、教育訓練、個人用保護具の利用といった選択肢があるが、より根本的な対策を優先的に検討すべきとされている。

しかし、リスク低減が許容レベルにまで図られたとしても、リスクアセスメントでは見逃したばく露があったり、これまでの知見では確認されていない想定外の健康障害が発生する可能性があったりするため、健康診断を実施して、労働者ごとのリスク評価と健康影響の評価を行うことが必要となる。

化学物質による健康障害リスクの許容レベルは、学術的な研究成果に基づき物質ごとに設定された許容濃度で示されることが一般的である。ここでいう許容濃度とは、「労働者が 1 日 8 時間、週 40 時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質にばく露された場合に、当該有害物質の平均濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」と定義される。すべての労働者に悪影響がでない濃度ではなく、ほとんどすべての労働者を対象としているのは、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでのばく露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いため、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となることによる。

以上のような健康障害防止の対策の基本は、本来、有害性のあるすべての化学物質に対して実施すべきであり、その趣旨で安衛法第 22 条が規定されている。そのうえ

で、化学物質の有害性や国内の事業場のばく露状況を勘案するなどして、より健康障害発生リスクが高い化学物質に対して、特別規則でのリスクマネジメントに関する詳細な規定を行っている。また、がん原性指針もそれに準じた詳細な記載となっている。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

## 2. 化学物質のリスクアセスメント

### 【概要と趣旨】

#### (1) リスクアセスメントの義務化

化学物質の慢性ばく露による健康障害リスクの評価は、危険有害性があるすべての化学物質について実施すべきである。労働安全衛生法では、リスクアセスメントを危険性又は有害性等の調査と表現しており、2段階の規制となっている。まず、第56条第1項所定の製造許可物質および第57条の2第1項所定の政令指定物質（2021年4月1日現在、ベンジルアルコールが追加され、両者合わせて674物質）については、安衛法第57の3条第1項で、事業者にはリスクアセスメントの実施を義務付けており、第2項で、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ

（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としている。さらに、安衛法第28条の2で、危険有害性を有するすべての化学物質に対してリスクアセスメントの実施を努力義務とし、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としている。

そのうえで、リスクアセスメントに関して、指針を公表している。当初は、第28条の2に基づく指針として、化学物質に限らずその他の危険性を含む指針として「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に合わせて、化学物質に限定した「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出されていた。その後、安衛法の改正によって第57条の3が新設される際、同条第3項に基づく指針として、新たに「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出され、前に出された指針は廃止になっている。

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を

図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、「本指針は、労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質

を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置（以下「リスク低減措置」という。）が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものである。また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。」として趣旨を述べた上で、指針の適用対象、実施内容、実施体制等、実施時期、リスクアセスメント等の対象の選定、情報の入手等、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討及び実施、リスクアセスメント結果等の労働者への周知等、その他を規定しており、単にリスクアセスメントだけでなく、その事後措置についても言及している。

このうち、実施時期について、安衛法第 57 条の 3 第 1 項所定のリスクアセスメントの義務にかかる安衛則第 34 条の 2 の 7 が、原材料や作業方法の変更が生じた際や化学物質情報の変化が生じた際を規定しており、いわゆる「変更の管理」を求めていることになる。安衛法第 28 条の 2 第 1 項所定のリスクアセスメントの努力義務にかかる安衛則第 24 条の 11 も同様の規定をしている。併せて、化学物質等に係る労働

災害が発生した場合、前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過した場合、既に製造し又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合などを、行うよう努めるべき時期として示している。このことに関して、本来、リスクアセスメントは、存在する危険有害要因に対して対策の優先順位をつけることが目的であるから、新たにリスクアセスメントが導入される際には、すべての危険有害要因を対象とすべきである。しかし、2016年6月1日に、安衛法第57条の3が施行された際、この指針の存在を前提に、既存の化学物質についてはリスクアセスメントが実施されなかった事業場があったことは大きな問題である。また、法令で求めるリスクアセスメントとは、「変更の管理」を前提としているにも関わらず、後述の労働安全衛生マネジメントシステムが導入されている事業場においても、「変更の管理」の仕組みが十分と言えない場合が少なくない。

安衛則第三十四条の二の七 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採

用し、又は変更するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。  
第二十四条の十一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。

二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。

三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

## （2）有害性情報

化学物質のリスクアセスメントの第1歩は、取り扱っている物質をリスト化し、それぞれの物質の有害性を確認することある。有害性情報について、同じ化学物質であっても国や地域によって異なる危険有害性情報が表示されたり伝達されたりする可能性があることから国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されていた。そして、2003年7月には国連経済社会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択された。

GHSは化学物質の危険有害性（ハザード）ごとに分類基準及びラベルや安全デー

タシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものであり、情報伝達の手段として、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示（ピクトグラム）や取り扱いの際の奨励措置等に関する記載を用いている。（図 9）有害性の性質は「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に分類され、それぞれについて「危険有害性クラス」が設定されており、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められている。（図 10）

また、情報伝達の手段である化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）とは化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書である。SDS には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。（図 11）

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供すると

きにあっては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質  
 四 人体に及ぼす作用  
 五 貯蔵又は取扱い上の注意  
 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置  
 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

また、その表示すべき危険物および有害物については、労働安全衛生法施行令第十八条（法第五十七条第一項の政令）、同第十八条の二（法第五十七条の二第一項の政令）、労働安全衛生規則第三十条（令第十八条第二号の厚生労働省令）、同第三十一条（令第十八条第三号の厚生労働省令）等で定められている。（図12）

ラベル表示と SDS 交付の努力義務にかかる規定については以下のように定められている。

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）  
 安衛則第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において

「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。一 次に掲げる事項

イ 名称  
 ロ 人体に及ぼす作用  
 ハ 貯蔵又は取扱い上の注意  
 ニ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号  
 ホ 注意喚起語  
 ヘ 安定性及び反応性  
 ニ 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。一

名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働者のばく露状況を推定するためのモニタリングを行った場合に、ばく露状況を評価し、有害性情報を合わせてリスクアセスメントを行うために、評価基準となる値が必要となる。前述のように、ばく露の推定方法には、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれの基準値として管理濃度、許容濃度、生物学的ばく露指標が相当する。これらの値の決定において、許容濃度が基本となるので、まず許容濃度を説明したうえで、その他の指標を解説する。

#### ① 許容濃度

許容濃度とは、「労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質にばく露される場合に、当該有害物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度」と定義される。この濃度は、専門家集団によって科学的に検討され、提案されることが基本である。日本産業衛生学会の許容濃度、米国のACGIH（American Conference of Governmental Industrial Hygienists：アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）のTLV、ドイツのDFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft：ドイツ学術振興会）のMAKなどがある。また、個人ばく露測定がモニタリングの基本となっている国においては、規制値として許容濃度が決定されることが多く、米国OSHAのPEL(permissible exposure limits)などがある。

許容濃度は、過去の災害事例や動物実験のデータを検討して無毒性量（NOAEL）を得て、個体差や種差を考慮するために安全

#### (3) 許容濃度等



係数で除して決定される。NOAEL が得られない場合には、最小毒性量（LOAEL）を 10 で除して、無毒性量（NOAEL）とすることが一般的である。そのため、知見の採用や安全係数の選択などによって、出される値によって差が生じることがある。また、当然のことながら、新しい科学的な知見が得られれば、それに基づいて再評価が行われるべきであるため、許容濃度の見直しは定期的に行われる。（図 1 3）

化学物質によっては、慢性ばく露の影響のほかに、短期間のばく露の影響を考慮しなければならない場合がある。そのため、短時間ばく露（15 分間の時間加重平均）や天井値（作業中のどの時点においても超えてはならない値）を設定することがあり、TLV では、8 時間の TWA（Time-Weighted Average）に対して、それぞれ STEL（Short-Term Exposure Limit）、Ceiling 値と呼ぶ。

## ② 管理濃度

管理濃度とは、作業環境管理を進める上で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って実施した作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標である。管理濃度の設定にあたっては、厚生労働省が管理濃度等検討会を設置し、学会等の示す許容濃度等のばく露限界及び各国のばく露規制のための基準の動向を踏まえつつ作業環境管理技術の実用可能性その他作業環境管理に関する国際的動向等をもとに、作業環境管理の目的に沿うよう行政的な見地から設定することになっている。

管理濃度は、作業環境評価基準の別表に記載されており、作業環境測定が義務付けられている物質が対象となっている。そのため、新たな規制対象となり、作業環境測定が義務付けられた場合には管理濃度が設定されることになる。また、すでに設定されている場合にも、新しい科学的知見に基づき見直しが行われており、平成 24 年 4 月 1 日施行の硫化水素（5ppm → 1ppm）やエチレングリコールモノメチルエーテル（5ppm → 0.1ppm）等の見直し、平成 25 年 4 月 1 日のベリリウムおよびその化合物（0.002mg→0.001mg）等の見直し、平成 28 年 10 月 1 日施行分のテトラクロロエチレン（50ppm→25ppm）の見直しがある。

## ③ 生物学的ばく露指標

生物学的ばく露指標とは生物学的モニタリング値がその勧告値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。これは、許容濃度相当のばく露があった際に、尿中代謝物や血液等における物質の濃度で設定していることに由来する。

生物学的ばく露指標は、前述のような許容濃度の勧告を出している各国の団体が提供しており、日本産業衛生学会では「生物学的許容値」、ACGIH では「Biological Exposure Indices (BEI)」、DFG では「Biological Tolerance Value (BAT)」と呼ぶ。

日本では、生物学的モニタリングの評価のために、それぞれ有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則の様式である有機溶剤等健康診断結果報告書、鉛健康診断結果報告書に分布 1～3 の値が示されており、生物学

的ばく露指標に相当する値を分布3としている。しかし、尿中代謝物は尿の濃縮度合いの影響を受けるため本来はクレアチニン補正を行うことが必要であるが、分布は補正を前提としていないため、注意が必要である。（図14）

#### （4）ばく露の推定

労働安全衛生上のリスクアセスメントでは、一般にリスクを「ハザードの重大性」と「事故の発生確率」の積を計算し、各々の要因を評価してリスクを見積る。化学物質の健康影響に関するリスクアセスメントの場合には、「化学物質の有害性の大きさ」が「ハザードの重大性」に相当し、GHSでは危険有害性区分としてSDS上から読み取ることができる。一方、事故の発生確率は、いくつかの方法で推定したばく露量を、許容濃度等の基準値と比較して評価する、このうち、許容濃度等の基準値はSDSに記載されているため、事業場においてはばく露の評価を行えば、SDSの情報をもとに化学物質のリスクアセスメントを行うことが理論的には可能である。

ばく露の推定には、定量的方法と定性的な方法があり、さらに定量的な方法は、前述した通り、作業環境管理・作業管理・健康管理の三管理に相当する、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがある。

##### ① 作業環境測定

作業環境管理の一環として実施される作業環境測定は労働安全衛生法第二条において、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイ

ン、サンプリング及び分析のこと」と定義されている。作業環境測定は、作業環境の良否を評価することが目的であるので、ばく露量の評価を目的としたものではないが、日本では個人ばく露測定の法令上の義務がないため、リスクアセスメントにおけるばく露量の推定に有効な情報となる。作業環境測定を法令で規定し、有効に利用するために、測定する場所、測定方法、評価方法、評価結果に基づく事後措置が定められている。

まず、測定する場所については、安衛法第65条第1項に基づき、安衛法施行令第21条で規定されている。このうち化学物質について、特定化学物質は第7号、鉛は第8号、有機溶剤は第10号が該当する。次に、測定方法については安衛法第65条第2項に基づき、作業環境測定基準が定められ、評価方法については安衛法第65条の2第2項に基づき作業環境測定評価基準が定められている。さらに、特化則、鉛則、有機則といった特別規則で、測定の章を設け、測定対象業務、測定頻度、記録項目と保存期間、測定結果の評価区分、評価結果の記録の内容と保存期間、測定の結果に基づく措置が規定されている。また、作業環境測定の質を担保するために、作業環境測定法で、作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項が定められている。

安衛法第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければ

ればならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

作業環境測定の方法は、作業評価基準に示されている。まずは測定物質、使用場所や時間、作業者の行動範囲、測定物質の拡散範囲などを確認し、単位作業場と測定日時を決定する。作業環境測定の測定点について、単位作業場所（当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物質の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域）の床面上に6メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50センチメートル以上150センチメートル以下の位置とする規定と、発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこととする規定があり、前者をA測定、後者をB測定と呼ぶ。（図15）

各測定点の結果に基づく評価は、作業環境測定評価基準で定められており、最終的に第一管理区分、第二管理区分、第三管理区分に分類される。A測定のみ行った場合、第一評価値と第二評価値を算出し、管理区分を決定する。その場合の各管理区分の意味は、以下のとおりである。

- 第一管理区分：当該単位作業場所のほとんど（九五%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切

であると判断される状態

- 第二管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態
- 第三管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないとは判断される状態

A測定に併せてB測定を行った場合、B測定の結果と組みあわせて、管理区分を決定する。（図16）

また、作業環境測定基準が改正され、特定の物質に関して、これまでのA測定およびB測定に代えて、個人サンプラーを用いた測定（それぞれC測定およびD測定）を行えることとなった。対象物質としては、特定化学物質のうち、①管理濃度の値が低いもの（ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、トリレンジイソシアネート、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）＝「低管理濃度特定化学物質」）および②鉛に係る測定、③有機溶剤等に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所で行われる測定が対象である。

試料の採取は、単位作業場所において、

測定対象物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、5人を下回らない労働者に試料採取機器等を装着し、作業に従事する全時間採取することを原則としている（C測定）。また、測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行う（D測定）。分析結果の評価は、C測定はA測定に、D測定はB測定に準じて行い、管理区分を決定することになっている。（図17）

## ② 個人ばく露測定

個人ばく露測定とは個人のばく露量の推定を定量的に実施する方法であり、許容濃度を規制値とする多くの国で、化学物質の健康リスクアセスメントにおいて基本的な手段となっている。日本では作業環境測定による評価が基本となっているため、個人ばく露測定はほとんど実施されていない。しかし、作業環境測定では、屋外作業場のばく露評価が対象とならないことや、労働者が作業場を移動する場合には、労働者の健康リスクが評価できないため、個人ばく露測定の導入が一部で推奨されている。日本産業衛生学会産業衛生技術部会は、個人ばく露測定に関する委員会を設置し、平成27年1月に化学物質の個人ばく露測定ガイドラインを出している。

個人ばく露測定でも、デザイン、サンプリング、分析という3つの段階に分けられる。分析は技術的な要素が強いため、ここではデザインについて記述する。個人ばく露測定であっても、必ずしも全労働者のば

く露測定を行うことを前提としていない。そのため、ほぼ同等のばく露を受ける作業者群を「同等ばく露グループ」として設置することが重要となる。当然、測定のサンプル数の基本は5点以上で、測定時間は1シフト8時間が原則である。また、STELとの比較を行う必要がある場合には短時間の測定も並行する。サンプルは、ばく露の日間変動や作業者変動（作業者の移動）があるため、ランダムに選択する。サンプリングに用いるサンプラーは携帯可能で、労働者の負担にならないように配慮する必要がある。化学物質の気中濃度によって、パッシブサンプラーやアクティブサンプラー（ローボリュームサンプラーとハイボリュームサンプラーがある<sup>2)</sup>）を選択し、作業者の呼吸域に近い場所からサンプリングし、固体捕集法や直接捕集法で捕集して分析に結び付ける。（<sup>2)</sup>パッシブサンプラーは、サンプラーを吊るすなど放置しておく方法で、アクティブ法は、積極的に空気中の物質を吸引して吸着させる方法であり、ローボリュームエアサンプラーは、時間をかけて一定の空気採取する測定方式で、中高濃度用であり、ハイボリュームエアーサンプラーは、短時間で多くの空気採取することができる測定装置で、ろ紙が目詰まりし易いため、低濃度用である。）

作業環境の評価や個人ばく露の評価を簡易に行うための方法として、簡易測定法がある。簡易測定法としてもっとも頻繁に用いられているのはガス検知管だが、測定機器から数値を直接読み取るリアルタイムモニターと呼ばれるガス検知器も用いられている。

令和3年4月より「溶接ヒューム」およ

び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については個人サンプリング法（労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザインおよびサンプリング）による空気中の溶接ヒューム濃度を測定することが義務付けられた。

### ③ 生物学的モニタリング

生物学的モニタリングは大きく分けてばく露モニタリングと影響モニタリングに分類されている。ばく露モニタリングは生体試料中の化学物質、代謝物の定量を行い、作業環境中に含まれる有害化学物質の作業者の摂取量、ばく露程度を推定し、個人レベルのリスクを評価することが目的である。一方で影響モニタリングは、環境中の化学物質の定量分析によって、有害化学物質のヒトに対する初期の影響を推定し、ばく露の程度、健康の危険度を評価し、健康障害を予防することが目的となる。この中で、生物学的モニタリングはばく露モニタリングを指すことが多く、特に労働衛生分野での利用を前提とした場合、「労働の場において、有害因子にばく露している労働者の尿、血液等の生体試料中の当該有害物質濃度、その有害物質の代謝物濃度、または、予防すべき影響の発生を予測・警告できるような影響の大きさを測定すること」と定義されている（日本産業衛生学会）。

生物学的モニタリングで用いられる生体試料は、尿、血液、呼気、毛髪などがあり、対象化学物質や目的によって使い分けることになる。このうち、採取のしやすさや保存のしやすさから、尿が利用されることが

多く、労働安全衛生法令に基づく生物学的モニタリングでも、主に尿中代謝物検査が利用されている。尿中代謝物検査は、当該の物質が標的臓器中の受容体と結合し、吸収、分配、代謝、排泄のサイクルが行われ、排出された物質の濃度を測定する方法である。多くの場合、化学物質の代謝経路は複数の経路を通ることが多く、どの代謝物を測定対象とするかは、代謝物の割合、測定のしやすさ、特異性などを考慮して決定される。このうち特異性とは、他の化学物質のばく露や食事等の影響を受けにくいことを指す。また、ばく露した物質やその代謝物は、代謝や排出との関係で、ばく露の一定期間後に濃度がピークに達して、その後徐々に減じることになる。この減じるスピードは、物質によって異なり、一般的に半減期が重要な指標として用いられる。これは半減期によってどのタイミングで試料採取を行うべきか、異なるためである。

生物学的モニタリングは、あくまでも生体内に取り込まれた物質を推定するための検査であるため、個人用保護具の着用が適切であれば、作業環境測定や個人ばく露測定に比べて低い値を示すことになる。すなわち保護具を着用していても、一定レベルの値が認められる場合には、保護具の着用方法に問題があることが考えられる。また、他の測定方法の値が十分に低いにも関わらず、生物学的モニタリングの値が高い場合には、他の測定方法が不適切であったり、作業以外でのばく露が存在したりするなどの問題の存在を疑う必要がある。また、物質によっては、前述のように食事との影響を疑う必要がある。生物学的モニタリングの精度管理に当たっては、測定以外に、

環境中の物質の混入防止、採取のタイミング、試料の保管などへの十分な注意が必要である。

日本では、生物学的モニタリングが、平成元年の有機溶剤中毒予防規則および鉛中毒予防規則の改正から法に基づき実施されるようになった。現在では、特定化学物質障害予防規則でも対象にもなっている。

有機溶剤中毒予防規則

- ・トルエン 尿中馬尿酸
- ・キシレン 尿中メチル馬尿酸
- ・N,N-ジメチルホルムアミド 尿中 N-メチルホルムアミド
- ・n-ヘキサン 尿中 2,5-ヘキサジオン
- ・1,1,1-トリクロロエタン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物

鉛障害予防規則

- ・鉛 尿中デルタアミノレブリン酸・赤血球プロトポルフィリン
- ・四アルキル鉛 尿中デルタアミノレブリン酸・赤血球プロトポルフィリン

特定化学物質関係

- ・スチレン 尿中マンデル酸・フェニルグリオキシル酸
- ・エチルベンゼン 尿中マンデル酸
- ・メチルイソブチルケトン 尿中メチルイソブチルケトン
- ・テトラクロロエチレン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・トリクロロエチレン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・カドミウム 血中カドミウム・尿中カドミウム・尿中  $\alpha$ 1-ミクログロブリン・N-アセチルグルコサミニターゼ
- ・三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン 尿中三・三-ジクロロ-四・

四-ジアミノジフェニルメタン

- ・インジウム 血中インジウム
  - ・三酸化二アンチモン 尿中アンチモン
- 行政指導に基づく健康診断
- ・クロルナフタリン
  - ・有機リン
- 労働省の労働衛生試験研究により試薬として公表された特殊健康診断
- ・フェノール

(5) リスクの見積もり

労働安全衛生上のリスクは、労働者に傷害や健康影響を生ずるおそれの程度(発生可能性)と危険又は健康障害の程度(重篤度)の掛け算で算出されるものである。化学物質による慢性ばく露による健康影響について、発生可能性はそれぞれの物質への労働者のばく露推定値と物質の許容濃度と比較して評価できる。また、健康障害の重篤度は、それぞれの物質の有害性が相当する。このうち、物質の許容濃度や有害性については、SDS に含まれる情報である。一方、ばく露推定値は、前述のように作業環境測定や個人ばく露測定といった測定値が必要になる。しかし、事業場で用いるすべての化学物質について、測定値を得ることが難しいことから、コントロール・バンディング法等の簡易的な評価法が開発されている。

この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクの見積もりの項目を挙げて、選択肢を示している。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

9. リスクの見積もり

(1) 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項に基づき、次に掲げるいずれかの方法（危険性に係るものにあつては、ア又はウに掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

(ウ) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

(エ) ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法

(オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（曝露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法がある

が、このうち、(ア)の方法を採用することが望ましいこと。

(ア) 対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等の曝露限界と比較する方法

(イ) 数理モデル<sup>3</sup>を用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺の化学物質等の気中濃度を推定し、当該化学物質の曝露限界と比較する方法

(ウ) 対象の化学物質等への労働者の曝露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ曝露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令（主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 1 に掲げる危険物に係る安衛則の規定）の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

(イ) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規

定されていない場合において、当該化学物質等の SDS に記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法

(2) 事業者は、(1) のア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、7 で入手した情報等から次に掲げる事項等必要な情報を使用すること。

ア 当該化学物質等の性状

イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量

ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い（以下「製造等」という。）に係る作業の内容

エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況

オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況

カ 作業時間及び作業の頻度

キ 換気設備の設置状況

ク 保護具の使用状況

ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくは曝露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果

(3) 事業者は、(1) のアの方法によるリスクの見積りに当たり、次に掲げる事項等に留意するものとする。

ア 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

イ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を

使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

ウ リスクアセスメントの対象の業務に従事する労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮することが望ましいこと。

(4) 事業者は、一定の安全衛生対策が講じられた状態でリスクを見積もる場合には、用いるリスクの見積り方法における必要性に応じて、次に掲げる事項等を考慮すること。

ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全衛生機能等」という。）の信頼性及び維持能力

イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性

ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

<sup>3</sup> 化学物質を実測せず、その排出量等から環境中濃度を推定するための方程式等に基づいて算出するモデル。環境媒体（環境を構成する大気、水、土壌、底質、生物等）間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して濃度を推定する（経済産業省「化学物質のリスク評価のためのガイドブック」（2007年）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/pdf/guidebook\\_jisen.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/guidebook_jisen.pdf) 2021年8月22”

<https://www.meti.go.jp/policy/chemical>



[\\_management/law/prtr/pdf/guidebook\\_jisen.pdf](#) 2021年8月22日現在）。

この中で、慢性ばく露による健康障害のリスクの見積もりは、イの（ア）および（イ）が主なものであり、ばく露の程度の評価を前提としているため、アの（エ）の簡易的な方法が実際には取られることが多い。このうち、イの（イ）およびアの（エ）の方法は、有害性の程度を規定する必要がある。この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（基発 0918 第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日）で、別紙 3 として ILO が公表した有害性のレベル分けを例示している。この表を用いて、それぞれの化学物質の健康有害性の区分から有害性レベルを評価する。当然、一つの化学物質の複数の有害性表示があることが一般的である。その際には、より高い有害性レベルを採用する（A より E が高い）、という方法である。

有害性のレベル (HL :Hazard Level)	GHS 分類における健康有害性クラス及び区分
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚刺激性 区分 2</li> <li>・眼刺激性 区分 2</li> <li>・吸引性呼吸器有害性 区分 1</li> <li>・他のグループに割り当てられない粉体、蒸気</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 4</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露） 区分 2</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 3</li> <li>・皮膚腐食性 区分 1（細区分 1 A、1 B、1 C）</li> <li>・眼刺激性 区分 1</li> <li>・皮膚感作性 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露） 区分 1</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回曝露） 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露） 区分 2</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 1、2</li> <li>・発がん性 区分 2</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露） 区分 1</li> <li>・生殖毒性 区分 1、2</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生殖細胞変異原性 区分 1、2</li> <li>・発がん性 区分 1</li> <li>・呼吸器感作性 区分 1</li> </ul>
S (皮膚又は眼への接触)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性（経皮） 区分 1、2、3、4</li> <li>・皮膚腐食性 区分 1（細区分 1 A、1 B、1 C）</li> <li>・皮膚刺激性 区分 2</li> <li>・眼刺激性 区分 1、2</li> <li>・皮膚感作性 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露）（経皮） 区分 1、2</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露）（経皮） 区分 1、2</li> </ul>

一方、ばく露の程度であるが、仮に個人ばく露測定が行われていれば、許容濃度と比較して、ばく露レベルを評価することができる。

I：許容濃度  $\times 1/100 \geq$  測定値

II：許容濃度  $\times 1/10 \geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/100$

III：許容濃度  $\times 1/2 \geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/10$

IV：許容濃度  $\geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/2$

V：測定値  $>$  許容濃度

ただ、個人ばく露測定で説明したとおり、測定は「同等ばく露グループ」を設定して、ランダムに 5 点以上の測定を行うことになる。そのため、評価のための複数の値を設定する必要がある。日本産業衛生学会の

「化学物質の個人ばく露測定ガイドライン」では、算術平均値（AM）と、対数正規分布の上限 95%値（ $X_{95}$ ）を算出して、その値とばく露限界値（OEL）との関係から評価を行うことを提唱している。（図 18）

いずれにしても、有害性レベルを縦軸にばく露レベルを横軸に取れば、リスクレベルが評価できるという方法である。（図 19）

前述のように、この方法は、実際の測定が必要となるため、定性的な推定が試みられている。まず、その選択肢は、アの（エ）の「ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法」であり、ばく露の程度を使用量と沸点から推定される揮発性（粉体については性状から飛散性を評価）だけで評価する方法である。この方法では、局所排気装置などの換気装置の性能や作業時間の要素が含まれないため、かなり安全サイドによって結果が出るのが分かっている。そこで、この欠点を補うために、いくつかの方法が検討されている。一つは、同通達で示された方法であり、（A（取扱量ポイント）+ B（揮発性・飛散性ポイント）- C（換気ポイント）+ D（修正ポイント））で評価された作業環境レベルと作業時間・作業頻度のレベルを組み合わせで評価する方法である。

さらに、少量を取扱うようなサービス産業でも使用でき、ばく露限界値のない物質でも対応できるようなより精度を上げた簡易法として、Chemical Risk Easy Assessment Tool Edited for Service

Industry and MultiPLE workplaces (CREATE-SIMPLE) が日本で開発されている。この方法は、ばく露限界値または GHS 区分情報から有害性の程度を判定し、取扱量、揮発性・発散性、含有率、換気情報、作業方法、呼吸用保護具、作業時間・頻度からばく露の程度を判定し、その結果をもとにリスクの見積もりを図る方法である。

このような簡易法が日本で発達する背景として、前述のように日本にはインダストリアルハイジニストやオキュペーションナルハイジニストと呼ばれる労働衛生工学専門家がほとんど存在していないことが挙げられる。コントロール・バンディングでは、安全サイドに立った評価がされることを前述したが、その中には一定のリスク以上の場合（例えば、有害性レベル E の場合にはすべて）専門家に相談することを求めて対応策を検討することを指示する結果となる。しかし、そのような専門家が実務ベースで配置できていない我が国においては、このような簡易式の方法の開発が不可欠であったと考えられる。（図 20）

以上のような化学物質のリスクアセスメントは、主に経気道によるばく露を想定している。しかし、化学物質については皮膚からのばく露が無視できないものが存在する。そのような物質は、許容濃度の勧告でも示されており（日本産業衛生学会の許容濃度では“皮”マーク、ACGIH の TLV では“Skin”マーク）、十分に注意すべきである。

また、ばく露の推定は、「同等ばく露グループ」を想定して行われているが、それを逸脱した個人のばく露がありうる。その点、特殊健康診断において、十分な問診に

よる作業条件の調査や生物学的モニタリングの結果を得ることによって、労働者ごとのリスク評価を行うことが可能となる。後述のように、それまで特定の物質（平成20年度以降に新たに特殊健診の対象となった物質または、健診項目が変更になった物質）に限定されていた作業条件の簡易な調査が、令和2年7月より、他の化学物質を対象とした特殊健康診断においても適用になった（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について：基発 0304 第3号ア（ア））。厚生労働省から、以下のような項目の問診票例が示されている。作業環境測定の結果に加えて、これらの情報を用いて、労働者ごとに評価を行う必要がある。特殊健診による化学物質ばく露の測定のカバーが、若干充実化されたということである。

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答えください。
- 2) 作業工程や取扱量に変化がありましたか？
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
- 4) 保護具を使用していますか？
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

### 3. 化学物質のリスクコントロール

#### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害を防止するためには、労働者へのばく露を防ぐことが重要であり、そのためには「化学物質の発散を

抑制すること」、「発散した化学物質を体内に取り込むことを防ぐこと」が重要である。前者は作業環境管理、後者は作業管理に属する。これらの管理には、発散源に近いところから優先的に対応すべしとする階層が存在する。このことは、労働安全衛生マネジメントシステム ISO45001 でも、以下の順番で対応すべき原則が述べられている。

- 1) 除去すること
- 2) 置き替えること
- 3) 工学的対策及び作業構成の見直し
- 4) 管理的対策
- 5) 個人用保護具

ここでは、工学的対策に相当する発散の抑制および個人用保護具について検討する。また、工学的対策や個人用保護具が適切であっても、作業方法によっては有効に機能しないこともあるため、作業構成の見直しや管理的な対策に相当する作業方法や作業位置、作業時間の見直しを行うことが重要である。

#### (1) 発散の抑制

化学物質による健康障害を防止するうえで、労働者への化学物質のばく露を防止することが最も重要かつ基本的な対策である。有害化学物質の発散抑制の方法には「生産工程・作業方法の改善」、「設備の密閉・隔離・自動化・遠隔化」、「局所排気装置や全体換気装置による換気」、「その他の方法」に分けられる。これらの方法は組み合わせることで効率的に化学物質の発散を防ぎ、健康被害を防止することができる。

## 1 換気による発散抑制

作業員への呼吸域（呼吸する空間）へ発散する有害物質の空气中濃度を低減する手段として、局所排気装置、全体換気装置に加え、局所排気装置の一つの形態であるプッシュプル型換気装置を設けることが挙げられる。これらは対象となる化学物質のリスクと費用対効果のバランスを考慮して決定する必要がある。局所排気装置や全体換気装置による発散抑制については有機溶剤中毒予防規則第 14 条、特定化学物質障害予防規則第 3 条～第 4 条、第 7 条～第 8 条、鉛中毒予防規則第 24 条～第 32 条に規定されている。

### 有機溶剤中毒予防規則

第十四条 事業者は、局所排気装置（第二章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 有機溶剤の蒸気の発散源ごとに設けられていること。

二 外付け式のフードは、有機溶剤の蒸気の発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

三 作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況及び有機溶剤の蒸気の比重等からみて、当該有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

2 事業者は、局所排気装置のダクトについては、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものとしなければならない。

第十五条 事業者は、局所排気装置の排風

機については、当該局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気が通る位置に設けなければならない。ただし、吸引された有機溶剤の蒸気等による爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

2 事業者は、全体換気装置（第二章の規定により設ける全体換気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）の送風機又は排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、当該ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の蒸気の発散源に近い位置に設けなければならない。

第十五条の二 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（第二章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章、第十九条の二及び第三十三条第一項第六号において同じ。）、全体換気装置又は第十二条第一号の排気管等の排気口を直接外気に向かつて開放しなければならない。

2 事業者は、空気清浄装置を設けていない局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置（屋内作業場に設けるものに限る。）又は第十二条第一号の排気管等の排気口の高さを屋根から一・五メートル以上としなければならない。ただし、当該排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合は、この限りでない。

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。（表）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。

一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 第九条第一項又は第十一条の規定に該当し、全体換気装置を設けることにより有機

溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。

第十六条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第十七条 全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した一分間当りの換気量（区分の異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、それぞれの区分ごとに計算した一分間当りの換気量を合算した量）を出し得る能力を有するものでなければならない。

2 前項の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 第一条第一項第六号イ又はロに掲げる業務 作業時間一時間に蒸発する有機溶剤の量

二 第一条第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 作

業時間一時間に消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

三 第一条第一項第六号ト又はヌのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に接着し、又は乾燥する物に、それぞれ塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

3 第二条第二項本文後段の規定は、前項に規定する作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量について準用する。

第十八条 事業者は、局所排気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させれば足りる。

3 事業者は、プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該プッシュプル型換気装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

4 事業者は、全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該全体換気装置を前条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させなければならない。

5 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けたと

きは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるために必要な措置を講じなければならない。

有機溶剤中毒予防規則第十五条の二第二項ただし書きの厚生労働大臣が定める濃度は次のとおりとする。

1 排気口から排出される有機溶剤（有機溶剤中毒予防規則第一条第一号に規定する有機溶剤をいう。以下同じ。）の種類が一種類である場合は、当該有機溶剤の種類に応じ、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表の下欄に掲げる管理濃度（以下「管理濃度」という。）の二分の一の濃度

2 排気口から排出される有機溶剤の種類が二種類以上ある場合は、次の式により計算して得た換算値が二分の一となる濃度

$$C = \frac{\sum_{I=1}^n C_1/E_1}{n}$$

この式において、C、C<sub>1</sub>、E<sub>1</sub>及びnは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 換算値
- C<sub>1</sub> 有機溶剤の種類ごとの濃度
- E<sub>1</sub> 有機溶剤の種類ごとの管理濃度
- n 有機溶剤の種類の数

#### 特定化学物質障害予防規則

第三条 事業者は、第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業（第一類物質を製造する事業場において当該第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場

所に、第一類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、令別表第三第一号3に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号3に係るもの（以下「塩素化ビフェニル等」という。）を容器に入れ、又は容器から取り出す作業を行う場合で、当該作業場所に局所排気装置を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、令別表第三第一号6に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号6に係るもの（以下「ベリリウム等」という。）を加工する作業（ベリリウム等を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場所に、ベリリウム等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第四条 事業者は、特定第二类物質又はオーラミン等（以下「特定第二类物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

2 事業者は、その製造する特定第二类物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない。ただし、粉状の特定第二类物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

3 事業者は、その製造する特定第二类物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第二类物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により

行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバ式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

四 排気口は、屋外に設けられていること。

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、

ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

第八条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バツフルを設け換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

#### 鉛中毒予防規則

第二十四条 事業者は、局所排気装置又は排気筒（前章の規定により設ける局所排気装置又は排気筒をいう。以下この章（第三十二条を除く。）及び第三十四条において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられていること。

二 作業方法及び鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散の状況に応じ、当該蒸気又は粉じんを吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

三 外付け式又はレシーバー式のフードは、鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

四 第五条第二号及び第三号、第六条第二号及び第三号、第七条第二号及び第三号、第十条第二号及び第三号並びに第十五条第三号の規定により設ける局所排気装置のフードは、囲い式のものであること。

ただし、作業方法上、これらの型式のものとするのが著しく困難であるときは、この限りでない。

第二十五条 事業者は、局所排気装置（移動式のものを除く。）のダクトについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものであること。

二 接続部の内面に、突起物がないこと。

三 適当な箇所にそうじ口が設けられている等そうじしやすい構造のものであること。

第二十六条 事業者は、次の表の上欄に掲げる鉛業務について設ける同表の下欄に掲げる設備には、ろ過除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。（表）

2 前項の除じん装置は、必要に応じて、粒径の大きい粉じんを除去するための前置

き除じん装置を設けなければならない。

3 事業者は、前二項の除じん装置を有効に稼(か)働させなければならない。

（除じん装置等の特例）

第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の除じん装置を設けないことができる。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルをこえない作業場において鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務に労働者を従事させるとき。

二 前条第一項の表下欄に掲げる設備の内部において排気される鉛の濃度が、一立方メートルあたり〇・一五ミリグラムをこえないとき。

第二十八条 事業者は、除じん装置が設けられている局所排気装置のファンについては、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。

2 事業者は、全体換気装置（第十六条の規定により設けるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）のファン（ダクトを使用する全体換気装置にあつては、当該ダクトの開口部）については、鉛等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けなければならない。

第二十九条 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（前章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章及び第三十四条において同じ。）のファン（ダクトを使用する全体換気装置にあつては、当該ダクトの開口部）については、鉛等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けなければならない。

第三十条 事業者は、局所排気装置又は排気筒については、そのフードの外側におけ



る鉛の濃度を、空気一立方メートル当たり〇・〇五ミリグラムを超えないものとする能力を有するものを使用しなければならない。

第三十条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第三十一条 事業者は、全体換気装置については、当該全体

換気装置が設けられている屋内作業場において第一条第五号りに掲げる鉛業務に従事する労働者一人について百立方メートル毎時以上の換気能力を有するものを使用しなければならない。

（換気装置の稼動）

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。次項において同じ。）、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。次項において同じ。）を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させなければならない。

2 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を稼動させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼動させるために必要な措置を講じなければならない。

## 1) 局所排気装置

局所排気装置とは、有害物質の発散源に吸込口(フード)を設けてファンで局部的な

吸い込み気流を作ることによって発生した有害物質を吸い込み、空気清浄機で有害物質を除去し排気ダクトから大気に放出する装置である。(図2 1)

局所排気装置は、囲い式フード(ブース型)と外付け式フードの2つに分類される。局所排気を効率的に行うには発散源の形・大きさ・作業の状況に適合したフードを選定する必要がある。フードは発生源を囲む囲い式フードの方が効果的だが、作業性の状況などから囲い式が採用できない場合はできるだけ発散源の近くにフードを設置する外付け式を採用する。

囲い式フードは、発散源をフードで包囲し開口面(壁のない面)に吸い込み気流を与えることによって、有害物質がフード外へ流出することを防ぐことができ、化学物質へのばく露を減少させることができる。囲い式フードは、外付け式フードと比較して、外乱気流(フード外の気流)による影響を受けにくく、小さい排风量で効果が得られる最も効果的なフードである。開口面の小さなものを「カバー型」、大きなものを「ブース型」、手を入れる孔が吸引口となっているものを「グローブボックス型」、作業面を除き周りが覆われているものを「ドラフトチェンバー型」、「建築ブース型」と呼称する。開口面の小さなものほど優れた効果が得られるため優先順位としてはカバー型>グローブボックス型>ドラフトチェンバー型>建築ブース型の順となる。

外付け式フードは、発散源を包囲できない場合に開口面の外にある発散源の周囲に吸込み気流をつくって周囲の空気と一緒に有害物質を吸引するものであるため、余分な空気を一緒に吸引するために排风量を大

きくしなければ十分な能力が得られず、周囲の乱気流の影響を受けやすいため、囲い式フードと比較すると効率はよくない。必要排風量は発生源とフードまでの距離の 2 乗に比例するので発生源にできるだけ近づけて設置することが必要である。外付け式フードは吸込み気流の向きによって「下方吸引型」、「側方吸引型」、「上方吸引型」に分類される。また、発生源に一定方向の気流（飛散や熱気流）がある場合に、これを利用して捕捉する「レシーバー式フード」があり、焼き入れ・鍛造など熱による上昇気流を利用して捕捉する上方吸引型フードを「キャノピー型」、グラインダーの回転方向に飛散する粉じんを捕捉するフードを「カバー型」等と呼ぶ。キャノピー型は、側面が空いていて作業性は良いが、熱上昇気流のある時に効果が期待できるものである。（図 2 2）

局所排気装置の性能について、有機溶剤中毒予防規則第 15 条および特定化学物質障害予防規則第 7 条に制御風速（有害物質の発散を防ぐために必要とされる局所排気装置の風速）が規定されている。有機溶剤中毒予防規則では、側方・下方吸引は外付け式フードの場合制御風速 0.5m/秒以上必要だが、上方吸引は 1.0m/秒以上と側方・下方吸引と比較してより強力な制御風速が求められる。吸引する物質が空気よりも重たい場合に、上方吸引型を用いると強い性能が必要となる。また発生源からフードまでの間に作業者の顔が侵入しばく露するリスクが高いため、採用においては作業の状況に十分に注意する必要がある（図 2 3）

## 2) プッシュプル型換気装置

局所排気装置の一つの形態として、プッシュプル型換気装置がある。プッシュプル型換気装置は、有害物質の発散源を挟んで吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合って設置する方式の換気装置である。吹出しフードをプッシュフード、吸込み用フードをプルフードと呼ぶことから、プッシュプル型換気装置と称される。吸込み用フードだけの排気の場合、有害物質がフードに捕捉される前に横流れする危険があるが、プッシュプル型換気装置では吹出しフードから緩やかな気流を捕捉気流と同じ方向に出すことで有害物質を吸い込み、フードの近くまで運ぶことができる。プッシュプル型換気装置には、周囲を壁で囲い外との空気の出入りをなくし作業室全体にプッシュプル気流をつくる「密閉式」と、周囲を囲わずにプッシュフードとプルフードを設けて室内の一部にプッシュプル気流をつくる「開放式」がある。（図 2 4）

### 3) 全体換気装置

全体換気装置は、作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散している有害物質と混合・希釈しながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度が有害な程度にならないように下げて、作業者のばく露を少なくする換気方法である。作業場内全体を換気することから全体換気装置と呼ばれているが、その機能から「希釈換気装置」とも呼ばれる。有害物質の濃度を薄める（平均濃度を下げる）だけのものであり、汚染空気の除去・排出という点では、局所排気装置やプッシュプル型換気装置よりも劣る。

## ②換気以外の発散防止抑制措置

一部の工場では局所排気装置等の設置が困難・屋外に排気できない事例もあること、換気装置以外の方法の有効な発散防止抑制措置もあることから、平成 24 年の有機溶剤中毒予防規則および特定化学物質障害予防規則の改正により、密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置以外の発散防止抑制措置を講じることにより作業環境測定の結果が第 1 管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けないことができると有機溶媒中毒予防規則第 13 条に規定された。なお許可に当たってはこれまでは専門家検討会の審査を踏まえ判断することとされていたが、一定の技術的事項を満たす場合、所轄労働基準監督署長の判断で行って差し支えないことになった。

発散防止抑制措置の具体例を挙げると手持ちの装置の先端から化学物質を含む液体を対象物に吹き付け塗布すると同時に先端付近に取り付けられた吸入口より発散した化学物質を含む空気を吸引する方法によって集められた化学物質を、二段以上で配置された活性炭等のフィルターに吸着させることにより作業場内に清浄された空気を排気することができる装置などがある。

#### 有機溶剤中毒予防規則

第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であって、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定(当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法(以下「法」という。)第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労

働省令第二十号)第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。)の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講じることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書(様式第五号)に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、そ

の旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかったとき、前項の評価が一第一管理区分でなかったとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条

の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

#### 特定化学物質障害予防規則

第六条の三 事業者は、第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書（様式第一号の二）に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定の結果及び第三十六条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記

載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者へ通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第二項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるこ

と。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該第二類物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

### ③作業環境測定結果に基づく発散状況の改善

作業環境測定結果の評価は作業環境評価基準に従って、作業環境の状態を第1管理区分、第2管理区分および第3管理区分の3つに区分することによって行われる。この作業環境評価基準は作業場における作業環境管理の良否を判断するための基準を示したもので、労働安全衛生法施行令第21条に規定されている作業環境測定を行わなければならない作業場のうち、粉じん・特定化学物質・石綿・鉛および有機溶剤に係るものに適用される。作業環境測定で第3管理区分に区分された場合には、測定結果の評価の記録、評価結果に基づく措置、措置後の効果確認のための測定とその結果の評価を、第2管理区分に区分された場合には測定結果の評価の記録、作業環境を改善

するために講じる措置を労働者に周知しなければならない。

作業区分	作業場の状態	講ずべき措置
第1管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態	現在の管理の継続的維持に努める
第2管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める
第3管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずる</li> <li>2. 有効な呼吸用保護具を使用する</li> <li>3. (産業医等が必要と認める場合には)健康診断の実施その</li> </ol>

		ほか労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる
--	--	---------------------------

有機溶剤中毒予防規則

第二十八条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他こ

れらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第二十八条の四 事業者は、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

特定化学物質障害予防規則（第三十六条の三、第三十六条の四）

鉛中毒予防規則（第五十二条の三、第五十二条の四）

## （２）個人用保護具

職場における有害環境・有害作業の改善には、まず有害物質の使用禁止や作業工程の見直しなどの作業環境管理による対策を

行うことが原則となる。しかし、その対策が完成するまでの間や環境改善が困難な場合、労働衛生保護具(保護具)が作業者を危険有害因子から守る手段となる。法令でも、特定化学物質障害予防規則第 43 条～第 45 条、有機溶剤中毒予防規則第 32 条～第 34 条、鉛中毒予防規則第 58 条、第 59 条等（四アルキル鉛中毒予防規則は、業務に係る措置として記載）で規定されている通り保護具を準備する必要がある。

個人用保護具を使用する際には適切な方法で使用しないと十分な効果を発揮しないので作業内容に合わせて保護具を正しく選択・装着・管理する必要がある。なお、特定化学物質障害予防規則等により、保護具の使用状況の監視は、作業主任者の職務とされているので、上記と併せてこれを徹底する必要がある。

衛生保護具には、有害物質の吸入による健康障害を防止するための防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器などの呼吸用保護具、皮膚接触による経皮吸収、皮膚障害を防ぐための不浸透性(表面に付着した液体が裏面にしみこまない性質)の化学防護服、化学防護手袋等、眼障害を防ぐための保護メガネなどがある。

### ①呼吸用保護具

呼吸用保護具の種類は大きく「給気式」と「ろ過式」の2つに分けられる。この2つの分け方は酸素濃度 18%未満で使うタイプと、18%以上で使えるタイプという区分であり、空気中の酸素濃度が 18%未満の状態になると、人間は必要とされる酸素を体内に取り込めず、酸素欠乏症を起こして命の危険が高まることから酸素濃度 18%

未満では新鮮な空気を取り込む「給気式」、18%以上ではその場の空気をろ過して使う「ろ過式」マスクを使用するよう使い分ける必要がある。

「給気式」は酸素濃度が 18%未満でも使えるマスクで、着用者が携行している空気ボンベやほかの場所から空気を吸入する。給気式のタイプには「送気マスク(エアラインマスク・ホースマスク)」と「空気呼吸器(自給式呼吸器)」がある。送気マスクは作業場所とは別の場所から空気を供給するために使われる。送気マスクにはホースマスクとエアラインマスクの 2 種類があり、ホースマスクは自然の空気をホースで送る、エアラインマスクは圧縮空気を送るという違いがある。空気呼吸器(自給式呼吸器)は自給式という名称がついているように、自分で空気ボンベや酸素ボンベを背負って使用する。

「ろ過式」とはろ過材や吸収缶を通して、粉じんや有毒ガスなどを除去して外気を吸う仕組みである。ほかから空気が供給されないので、酸素欠乏の恐れのある酸素濃度が 18%以上の場所でないとしようできない。「ろ過式」のマスクには 3 種類あり、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具に区別される。防毒マスクとは有害ガスや粒子状の物質の吸引を防ぐための呼吸用保護具である。面体と吸収缶から作られていて、吸収缶の種類によって解毒できる能力が異なる。顔とマスクの隙間からの漏れ(密着性)も考慮したうえで、有毒ガス等の濃度の上限によって直結式小型、直結式、隔離式の 3 種類に分類される。直結式小型防毒マスクは面体に直接吸収缶がついているタイプであり、低濃度用の吸

収缶が対応し、直結式防毒マスクは中濃度用の吸収缶が対応、隔離式防毒マスクは面体と吸収缶を連結管でつないでいるタイプで高濃度用の吸収缶が対応している。電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirators : PAPR)は着用した電動ファンとバッテリーによって、空気中の粉じんをフィルタによって除去してから清浄な空気を着用者に送る呼吸器マスクである。PAPR には装着者の顔面に密着するタイトフィットタイプと、装着者がすっぽり被って顔面に密着しないルーズフィットタイプ(フェイスシールドタイプ)の 2 種類がある。PAPR マスクは自分で空気を吸引する防じんマスクより楽に呼吸ができて、マスク内部が外気圧より高く保たれるために外気の漏れが少なく、一般的に防護率が高いとされている。しかし有毒ガスや化学物質は除去できないので、そのような環境では防毒マスクや送気マスクを使う必要がある。(図 2 5) (図 2 6)

防毒マスクに関しては、厚生労働省より「防毒マスクの選択、使用等について」平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207007 号が出されている。この通達には以下のような記載がある。すなわちこれに基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指名し、必要な業務を行わせるほか選択・使用・保守管理において留意する必要がある。防毒マスクの選択に当たってはまず型式検定合格品であることを確認し、有害物質の種類・作業内容に適した種類のマスクを選択し、マスクの面体が着用者に適度に密着する物を採用する。防毒マスクの使用に関して、マスクの使用は呼吸器系(呼吸に関与する器官)に負荷を与えるため呼吸器疾患



（気管支喘息、肺気腫など）があるものは防毒マスク着用下での作業適性の可否を確認する必要がある。実際に作業する際は作業限度時間を設定し、吸収缶を適切に交換すること、吸収缶を使い捨てにしない場合には、湿気によって性能が低下しないように管理することが必要になる。使用済みの吸収缶は有害物質を吸着し発散源となるため密閉・梱包して廃棄する。

また溶接ヒュームについて作業者に神経障害等の健康障害をおよぼす恐れがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則第38条21項等によって金属アーク作業溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者は、面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合は1年以内に1回フィットテストの実施を義務付けることが令和5年4月1日から施行されることになった。

#### 労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

#### 特定化学物質障害予防規則

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することに

よる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

#### 有機溶剤中毒予防規則

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

一 第一条第一項第六号ヲに掲げる業務

二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務

二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けないで吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

四 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

六 プッシュプル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等当該プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務

七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条の二 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は前条第一項の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

第三十四条 第十三条の二第一項第二号及び第十八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、それぞれ第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

防毒マスクの選択、使用等について

1. 防毒マスクの選択に当たっての留意点

① 防毒マスクは型式検定合格商標により型式検定合格品であることを確認すること。

② 法令に定める呼吸用保護具のうち防毒マスクについては、有害物質の種類及び作業内容に応じ、防毒マスクの規格に定める必要な性能を有するものであること。

③ 防毒マスクの性能が記載されている取り扱い説明書等を参考にそれぞれの作業に適した防毒マスクを選ぶこと。

④ 防毒マスクの面体は、着用者の顔面に合った形状および寸法の接顔部を有する者を選択すること。また接顔部への密着性の良否を確認すること。

2. 防毒マスクの使用にあたっての留意点

① 防毒マスクを着用しての作業は、通常より呼吸器系に負荷がかかることから、呼吸器系に疾患があるものについては、防毒マスクを着用しての作業が適当であるか否かについて、産業医等に確認すること

② 防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取り扱い説明書等及び破過曲線図、製造者等への照会結果等に基づいて、作業場所における空气中に存在する有害物質の濃度並びに作業場所における温度および湿度に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に防毒マスクを使用すること

③ 防毒マスクの使用中に有害物質の臭気等を感知した場合は、直ちに着用

状態の確認を行い、必要に応じて吸収缶を交換すること

④ 一度使用した吸収缶は、破過曲線図、使用時間記録カード等により、十分な除毒能力が残存して言うことを確認できるものについてのみ、再使用してよいこと

⑤ 防塵マスクの使用が義務付けられている業務であって防毒マスクの使用が必要な場合には、防塵マスクマスクの検定にも合格した吸収缶を装着した防塵機能を有する防毒マスクを使用すること

3. 防毒マスクの保守管理上の留意点

① 予備の防毒マスク、吸収缶その他の部品を常時備え付け、適時好感して使用できるようにすること

② 使用済みの吸収缶の廃棄に当たっては、吸収缶に吸着された有害物質が遊離し、または吸収缶以外に発散しないように容器または袋に詰めた状態で廃棄すること

特定化学物質障害予防規則

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生

するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

5 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

7 事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるとき

は、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

8 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三 測定箇所

四 測定条件

五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

9 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

10 労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

要がある。

化学防護手袋は酸・アルカリ・有機溶剤その他の液体や気体または粒子状の化学物質を取り扱う作業に従事する際に着用するものであり、化学物質の透過(分子レベルで通過すること)及び浸透(小さな隙間など非分子レベルで通過すること)の防止を目的として使用される。化学防護手袋は、使用されている材料(ゴム、プラスチックなど)によって、防護性能、作業性、機械的強度等が変わるため、対象とする有害な化学物質を考慮して作業に適した手袋を選択する必要がある。特に有機溶剤は、物質ごとにプラスチックへの浸透状況が異なるため、物質に合わせた選択が必要となる。化学防護手袋の選択に当たっては、「化学防護手袋の選択、使用等について(平成29年1月12日付け基発0112第6号)」に基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指定する必要がある。この通達によれば、保護具着用管理者は化学防護手袋の適正な選択、着用及び取扱方法について労働者に対し必要な指導を行い、化学防護手袋の適正な保守管理に当たり、保護具の使用状況の監視といった職務を遂行する。化学保護手袋の選択に当たっての留意点として、取扱説明書等に記載された試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶことが重要である。また事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないものであるなどの場合は、製造者等に事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に

## ②化学防護服、化学防護手袋

皮膚吸収による健康障害や皮膚への直接ばく露による障害を防ぐために、化学防護服および化学防護手袋の使用を検討する必

関する助言を得て選ぶことが求められる。

過去にオルト-トルイジンや MOCA の経皮吸収が原因とされる膀胱がんが多発したため、化学物質が皮膚に接触し体内に吸収されることによる職業がん等の発生を防止するため平成 29 年 1 月 1 日に労働安全衛生規則および特定化学物質障害予防規則が改正され、特定の化学物質を取り扱う作業については保護手袋等の使用が義務付けられた。現時点では、対象物質は限定されているが、皮膚障害や経皮吸収の可能性が SDS や許容濃度勧告等に示されている物質については、同等の管理が必要である。

#### 労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履（はき）物等適切な保護具を備えなければならない。

#### 特定化学物質障害予防規則

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮

膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴（ぐつ）並びに塗布剤を備え付けなければならない。

2 事業者は、令別表第三第一号 1、3、4、6 若しくは 7 に掲げる物若しくは同号 8 に掲げる物で同号 1、3、4、6 若しくは 7 に係るもの若しくは同表第二号 1 から 3 まで、4、8 の 2、9、11 の 2、16 から 18 の 3 まで、19、19 の 3 から 20 まで、22 から 22 の 4 まで、23、23 の 2、25、27、28、30、31（ペンタクロルフエノール（別名 PCP）に限る。）、33（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。）、34 若しくは 36 に掲げる物若しくは別表第一第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号（ペンタクロルフエノール（別名 PCP）に係るものに限る。）、第三十三号（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに係るものに限る。）、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働

者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

#### 化学防護手袋の選択、使用等について

化学防護手袋の使用に当たっての留意事項

(1) 化学防護手袋を着用する前には、その都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認させるとともに、化学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。

(2) 化学防護手袋は、当該化学防護手袋の取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の科学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に化学防護手袋を使用させること。なお、化学防護手袋に付着した化学物質は透過が進行し続けるので、作業を中断しても使用可能時間は延長しないことに留意すること。また、乾燥、洗浄等を行っても化学防護手袋の内部に侵入している化学物質は除去できないため、使用可能時間を超えた化学防護手袋は再使用させないこと。

(3) 強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合で

も、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用させること。

(4) 化学防護手袋を脱ぐときは、付着している化学物質が、身体に付着しないよう、できるだけ化学物質の付着面が内側になるように外し、取り扱った化学物質の安全データシート(SDS)、法令等に従って適切に廃棄させること。

化学防護手袋の保守管理上の留意事項

化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。また、その保守管理に当たっては、製造者の取扱説明書等に従うほか、次の事項に留意すること。

(1) 予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。

(2) 化学防護手袋を保管する際は、次に留意すること。

ア 直射日光を避けること。

イ 高温多湿を避け、冷暗所に保管すること。

ウ オゾンが発生する機器(モーター類、殺菌灯等)の近くに保管しないこと。

### (3) 特殊健康診断・健康管理手帳

#### ① 特殊健康診断

適正な作業環境管理や作業管理がなされても労働者が高濃度の化学物質にばく露される可能性がある。特殊健康診断は、使用者の特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器の障害またはその他の健康

影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとにばく露による健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。このうち、労働者個人ごとの健康障害発生リスクの評価の項目として、後述の作業条件の簡易な調査、一部の物質に適用される生物学的モニタリングがある。

### 1) 特殊健康診断の実施

事業場で実施されている特殊健康診断には、法定特殊健康診断と勧奨による特殊健康診断がある。これらに該当しない物質についても、健康障害リスクが高い場合には積極的に特殊健康診断を実施すべきである。

法定の特殊健康診断は、労働安全衛生法第 66 条第 2 項の規定に基づき実施される医師による特殊健康診断と同条第 3 項による歯科医師による特殊健康診断がある。医師による特殊健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

#### 安衛法第六十六条第二項

事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

#### 安衛法第六十六条第三項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務

二 別表第二に掲げる放射線業務

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一 ベンジジン及びその塩

一の二 ビス（クロロメチル）エーテル

二 ベーターナフチルアミン及びその塩

三 ジクロルベンジジン及びその塩

四 アルファーナフチルアミン及びその塩

- 五 オルトートリジン及びその塩
- 六 ジアニシジン及びその塩
- 七 ベリリウム及びその化合物
- 八 ベンゾトリクロリド
- 九 インジウム化合物
- 九の二 エチルベンゼン
- 九の三 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十一の二 オルトートルイジン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十三の二 コバルト及び無機化合物
- 十四 コールタール
- 十四の二 酸化プロピレン
- 十四の三 三酸化二アンチモン
- 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 十五の二 一・二-ジクロロプロパン
- 十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- 十五の四 ジメチルーニ・ニ-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十六の二 ナフタレン
- 十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
- 十八 ニッケルカルボニル
- 十九 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- 十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
- 二十 ベータープロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ

二十二の二 リフラクトリーセラミックファイバー

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六條第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふつ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

安衛則第四十八條

事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期的に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

そのうえで、省令で詳細を規制している。

特定化学物質障害予防規則 第三十九條

石綿障害予防規則 石綿則第四十條

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九條

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤



中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化していった。このため国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目の全面的な見直しが実施された。個別項目の見直し以外で、今回の労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に作業条件の簡易な調査が追加されたことが大きな特徴である。作業条件の簡易な調査は、当該有害物質を取り扱う労働者の当該有害物質へのばく露状況を適切に把握し、健康診断結果の解釈、第二次健康診断の実施の必要の有無の判断及び健康診断結果に基づく措置を行う際の判断に資することを目的としたものである。収集する情報としては当該労働者が主に従事する単位作業場所における作業環境測定結果や作業における当該有害物質の平均的な使用頻度および前回の健康診断以降の作業工程や取扱量などの変更、局所排気装置などの有無および稼働状況、保護具の使用状況、事故や修理などの際における大量ばく露などが求められる。

前述のように特殊健康診断には労働安全衛生法により定められた健康診断のほかに厚生労働省からの行政通達により特殊健康診断を実施するよう指導勧奨されているものが、全29項目あり、このうち多くのものが化学物質に関するものである。

行政指導による特殊健診を行うべき業務と根拠通達

・マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、

蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・亜硫酸ガスを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)

昭和31年5月18日基発第308号

・ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和34年5月14日基発第359号

・フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和40年5月12日基発第513号

・アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務

昭和 45 年 1 月 7 日基発第 2 号

・メチレンジフェニルイソシアネート (M. D. I) を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務

昭和 45 年 12 月 12 日基発第 889 号

## 2) 特殊健康診断の事後措置

健康診断は、実施することとともに、結果に基づく事後措置を図ることが重要である。労働安全衛生法第 66 条の 4～第 66 条の 5 及び各特別規則で事後措置が定められている。

労働安全衛生法

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所

見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

有機溶剤中毒予防規則

第三十条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有機溶剤等健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証

明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

特定化学物質障害予防規則 第四十条の二  
鉛中毒予防規則 第五十四条の二  
四アルキル鉛中毒予防規則 第二十三条の三

## ②健康管理手帳

労働安全衛生法施行令第 23 条、労働安全規則第 53 条が定めるがんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務に従事していた労働者は、離職の際には事業場の所在地の都道府県労働局長に、離職の後には住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳を受け取ることができる。健康管理手帳の交付を受けると、在職時に受けていた特殊健康診断に引き続く健康診断として、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に 2 回（じん肺の健康管理手帳については年に 1 回）無料で受けることができる。

### 労働安全衛生法

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に

係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 労働安全衛生法施行令

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三 粉じん作業（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）

五 無機砒素化合物（アルシン及び砒（び）化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する

工程において焙(ばい)焼若しくは精製を行い、又は砒(ひ)素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

七 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

八 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）

九 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）

十 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

十三 一・二-ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有す

る製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

十四 オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

#### 労働安全衛生規則

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

2 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付は、前項に規定する要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働局長（離職の後に同項に規定する要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除

く。)をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。)を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

#### （４）特別な健康状態（母性保護規定を中心に）

許容濃度がすべての労働者ではなく、ほとんどの労働者に対して健康障害が生じないレベルとされている背景については、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでのばく露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いためであり、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となる。その一つの方法が、前述の特殊健康診断結果に基づく事後措置であるが、法令上は労働基準法および女性労働規則の母性保護規定がある。

労働基準法第 64 の 3 第 1 項は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性に対する就業制限を規定して、さらに第 2 項は、妊娠・出産に影響する業務に限り、厚生労働省令によってそれ以外の女性にも就業制限を準用できる旨を規定している。この範囲を定める厚生労働省令は女性労働基準規則である。化学物質に関する規制は第 2 条第 18 号であり、作業環境測定の義務があつて（管理濃度が設定されている物質、安衛法施行令第 21 条）のうち、GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1（毒性や変異原性がすでに認められているもの）又は授乳影響ありに該当する物質（25 物質）を発散する場所における業務

であつて、送気マスク等の着用が義務付けられている業務もしくは物質ごとの作業環境測定の結果が第 3 管理区分とされた屋内作業場における業務を対象としている。第 18 号所定の業務には、女性労働基準規則第 2 条第 2 項（労基法第 64 条の 3 第 1 項により産後 1 年を経過しない女性の就業を制限する業務）および第 3 条（労基法第 64 条の 3 第 2 項により同条第 1 項の規定を準用する業務）の両者が適用されることから、基本的にすべての女性が就業制限を受ける。しかし、作業環境測定対象となっている物質以外にも、GHS 分類で生殖毒性等の存在が明確に示されている物質は多く存在するため、事業場においては、本来は、それらの物質に対してこの規定を準用し、判断すべきである。

労働基準法 第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則第二条 法第六十四条の

三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、砒ひ素化合物（アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては（2）に限る。）

（1） 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（2） （1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接し

てコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

（1） 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同條第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

（2） （1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所 次に掲げる業務

（1） 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二條第一項第一号若しくは第二号又は第三十三條第

一項第二号から第七号まで（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第二条第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

（２）（１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号又は第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の二第一項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

２ 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル	5ppm
塩化ニッケル（Ⅱ）	0.1mg/m <sup>3</sup>
塩素化ビフェニル	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>
N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物	0.025mg/m <sup>3</sup>
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m <sup>3</sup>
ベータプロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム	0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>
メタノール	200ppm

対象物質	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>

**（５）労働者への周知および知る権利**

本来、労働者は、自分がどのような有害

物質を扱っていて、どの程度のばく露があり、健康障害リスクはどのような状態なのかを知る権利を有している。(ILO 第 170 号第 18 条)また、労働者に適切な行動を取らせるためにも、情報の周知を不可欠である。

化学物質に関しては、安衛法第 57 条で、交付対象物質と同じ 674 物質については、容器に入れる、包装、又は提供する者に対して、その容器又は包装に表示を義務付けている。この表示義務は、必ずしも事業者を対象としていないが、当然、容器に入れて提供されれば、表示が明らかであるし、事業場内で小分けすれば“容器に入れ”たことになるため、労働者は自分がどのような物質を使っているかを知ることができる。

(a) 職場において使用する化学物質の物質名、それらの化学物質の有害性、予防措置、教育及び訓練に関する情報

(b) ラベル及び標章に含まれる情報

(c) 化学物質の安全に関する情報資料

(d) この条約により保存することが要求されるその他の情報

4 使用者は、化学物質の混合物の特定の成分を競争者に開示することにより使用者の事業に支障をきたすこととなる場合には、3 の情報を提供するに当たり、第一条 2 (b) の規定に基づき権限のある機

### ILO(国際労働機関)

職場における化学物質の使用の安全に関する条約 (第 170 号)

第六部 労働者及びその代表者の権利

#### 第十八条

1 労働者は、自己の安全又は健康に対する急迫したかつ重大な危険性があると信ずるに足りる正当な事由があるときは、化学物質の使用から生ずる危険から避難する権利を有し、その場合には、自己の監督者に速やかに通知する。

2 1 の規定に従って危険から避難し又はこの条約に基づく他の権利を行使する労働者は、不当な結果から保護される。

3 関係のある労働者及びその代表者は、次の情報を得る権利を有する。

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意



ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

安衛則第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

また、前述の作業環境測定については労働者への評価結果の周知義務が、特殊健康診断については労働者への結果の通知義務が、それぞれの特別規則で課せられている。このうち、作業環境測定結果の周知義務は2012年の改正からであり、それまで労働者の知る権利が保障されていたとは言い難

い。「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」でも、労働者への周知等が規定されている。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

11. リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の8に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。

ア 対象の化学物質等の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果

(ア) 特定した危険性又は有害性

(イ) 見積もったリスク

エ 実施するリスク低減措置の内容

(2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること

イ 書面を労働者に交付すること

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

(3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項に基づく作業変更時教育においては、安衛則第35条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げる事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期のうちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容を変更したとき」に該当するものである

こと。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項を記録し、保存しておくことが望ましい。

促進する主な活動として位置づけられている。また、ここでいう指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」であり、1999年に出され、2019年にはISO45001との整合性を図るための改正が行われている。

#### 4. 労働安全衛生マネジメントシステム

##### 【概要と趣旨】

労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)は、事業者が労働者の協力の下に「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)」(「PDCAサイクル」)という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みである。2018年3月にOHSMSの国際規格であるISO45001が発効した。それに合わせて日本でも、JISQ45001と日本独自の労働安全衛生の慣習や制度を取り入れたJISQ45100が出された。

労働安全衛生法令上、OHSMSは、安衛則第24条の2で事業者の自主的活動を促進するための指針として位置付けられ、その実施が事業者の義務や努力義務として課されているわけではない(もっとも、OHSMSの中核であるリスクアセスメントは、法第28条の2で事業者の努力義務とされ、化学物質の一部について第57条の3で事業者が義務づけられている)。この中で、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、すなわちリスクアセスメントとリスク低減措置が、OHSMSを用いて

安衛則 第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

ISO45001では、「取組みの計画」とより具体的な「目標を達成するための計画」を策定することが求められている。このうち、「取組みの計画」は、1)決定したリスク及び機会に対処する、2)法的要求事項及びその他の要求事項に対処する、3)緊急事態への準備をし、対応するという3つのインプットがある。また、計画に基づかない取組みとして、「変更の管理」のプロセスが用意されている。また、計画した活動の状況を評価し、継続的な改善を図る仕組みを持っている。化学物質による健康障害を防止するための取組みをOHSMS上での実現するためには、それぞれの取組みの性質に

応じて、これらのプロセスを用いることになる。具体的には、化学物質による健康障害を防止するためには、職場に存在する有害物質を特定し（6.1.2.1 危険源の特定：番号は IS045001 の箇条）、それらの健康障害リスクを評価し（6.1.2.2 労働安全衛生リスクの評価）、許容できない場合にはばく露軽減対策が必要である（8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減）。また、呼吸用保護具や保護衣の着用や管理、局所排気装置の設置とメンテナンスについてルールを定める。これらの一部は法的要求事項であり、一部は企業または事業場独自の要求事項である。併せて、個人ごとのばく露や健康影響の有無を確認し、必要な対応を行うために特殊健康診断の実施もルール化し、その結果に基づき事後措置を行う必要がある（6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定）。そして、これらの事項については取組みの計画にインプットされる（6.1.4 取組みの計画策定）。化学物質の中には、急性中毒を発生させる可能性があるものがあり、そのような事態に備えた準備を行うとともに、訓練を計画的に行う必要がある（8.2 緊急事態への準備対応）。また、新たな化学物質を導入する場合には、導入に先立ちリスクが評価され、安全性が確保できることを前提に導入する必要がある（8.1.3 変更の管理）。化学物質による健康障害防止対策の確実性を高めるために、事業場内のファイルされている SDS を最新版に更新する（8.1.3 変更の管理）とともに、有害物質を取扱う労働者全員を対象に呼吸用保護具のフィットテストの実施を目標として定め（6.2.1 労働安全衛生目標）、計画的に実施する

（6.2.2 労働安全衛生目標を達成するための計画策定）。さらにこれらの取り組みのパフォーマンスを評価し（箇条 9 パフォーマンス評価）、改善の取り組みに結び付ける（箇条 10 改善）。

このように、OHSMS は、化学物質による健康障害防止を図るために極めて有効なツールであるが、必ずしも多くの事業場で導入されているわけではない。2006 年の安衛法の改正の際に、計画の届出等の内容を改正して、OHSMS の導入を図り、計画的に安全衛生リスク管理を行っている事業者の届出義務の免除といったインセンティブ措置が設けられた。しかし、届出義務の免除はインセンティブとしては小さく、また届出を受けることの代わりに監督署長の認定を受けることが必要な建付けから、この制度の利用はほとんど行われていない。

安衛法第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

## IV. 特別規則による管理

### 1. 特定化学物質障害予防規則

#### 【概要と趣旨】

##### （1）規制の対象物質

特化則の対象物質は、安衛法施行令別表第3が規定しており、第1号は第1類物質、第2号は第2類物質、第3号は第3類物質を定めている。これらは以下のように説明される。

<sup>1</sup> 厚生労働省のWEBサイト

(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/000751608.pdf> 最終閲覧日：2021年9月1日) 及び三協化学株式会社のWEBサイト

(<https://www.sankyo-chem.com/wpsankyo/1324> 最終閲覧日：2021年9月1日) より。

第1類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、概ね製造許可物質に当たり、一部を除き特別管理物質から成るもの

第2類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの

第3類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質であって非特別管理物質から成るもの

第3類物質等：特定化学設備に該当する物質

もっとも、特化則の規制対象物質（特定化学物質：特化物）は、区々多様な性質を持っているため、更に細かい分類がなされている。まず、各類の中でも発がん性（の疑い）がある物質を「特別管理物質」とした。また、第2類物質を以下の4種類に区

分した。

①オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質

②特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

③特別有機溶剤等：発がん性のおそれが指摘される物で有機溶剤と同様の作用があり、蒸気による中毒を発生させるおそれのある物質であって、有機溶剤中毒予防規則（有機則）が準用され、特別管理物質から成るもの

④ 管理第2類物質：それ以外の物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの（図27）

各化学物質は、基本的に混合溶剤として用いられるが、単体と同じ扱いをする場合の含有量（重量比率）を明確にしておく必要がある。それぞれの物質ごとに、第2類物質については特化則別表第1、第3類物質については特化則別表第2で、いわゆる裾切値が規定されている。第1類物質については、安衛法施行令別表第3第1号8で規定されている。そのうえで、類型ごとに規制をかけている。

安衛法施行令別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

#### 一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルトートリジン及びその塩

5 ジアニシジン及びその塩  
 6 ベリリウム及びその化合物  
 7 ベンゾトリクロリド  
 8 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

1 アクリルアミド  
 2 アクリロニトリル  
 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）

- 3の2 インジウム化合物  
 3の3 エチルベンゼン  
 4 エチレンイミン  
 5 エチレンオキシド  
 6 塩化ビニル  
 7 塩素  
 8 オーラミン  
 8の2 オルトートルイジン  
 9 オルトーフタロジニトリル  
 10 カドミウム及びその化合物  
 11 クロム酸及びその塩  
 11の2 クロロホルム  
 12 クロロメチルメチルエーテル  
 13 五酸化バナジウム  
 13の2 コバルト及びその無機化合物  
 14 コールタール  
 15 酸化プロピレン  
 15の2 三酸化二アンチモン  
 16 シアン化カリウム  
 17 シアン化水素

- 18 シアン化ナトリウム  
 18の2 四塩化炭素  
 18の3 一・四ージオキサン  
 18の4 一・二ージクロロエタン（別名二塩化エチレン）  
 19 三・三' -ジクロロ - 四・四' -ジアミノジフェニルメタン  
 19の2 一・二ージクロロプロパン  
 19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）  
 19の4 ジメチルー二・二ージクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）  
 19の5 一・一ージメチルヒドラジン  
 20 臭化メチル  
 21 重クロム酸及びその塩  
 22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）  
 22の2 スチレン  
 22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）  
 22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）  
 22の5 トリクロロエチレン  
 23 トリレンジイソシアネート  
 23の2 ナフタレン  
 23の3 ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）  
 24 ニッケルカルボニル  
 25 ニトログリコール  
 26 パラージメチルアミノアゾベンゼン  
 27 パラニトロクロルベンゼン  
 27の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）

- 28 弗(ふつ)化水素
  - 29 ベータープロピオラクトン
  - 30 ベンゼン
  - 31 ペンタクロルフエノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩
  - 31 の 2 ホルムアルデヒド
  - 32 マゼンタ
  - 33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
  - 33 の 2 メチルイソブチルケトン
  - 34 沃(よう)化メチル
  - 34 の 2 リフラクトリーセラミックファイバー
  - 35 硫化水素
  - 36 硫酸ジメチル
  - 37 1 から 36 までに揚げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 第三類物質
- 1 アンモニア
  - 2 一酸化炭素
  - 3 塩化水素
  - 4 硝酸
  - 5 二酸化硫黄
  - 6 フェノール
  - 7 ホスゲン
  - 8 硫酸
  - 9 1 から 8 までに揚げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

## （２）規制の内容

規制内容をみると、第 1 類、第 2 類物質については、密閉設備、囲い式フードの局排又はプッシュプル型換気装置の設置を原則とし（第 1 類につき第 3 条、第 2 類につ

き第 4、第 5 条）、除じん、排ガス・排液処理などの用後処理（第 3 章：第 9 条～第 12 条の 2）、接合部、バルブ、出入口などからの漏えい防止（第 4 章：第 13 条～第 26 条）、特化物作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業環境測定と結果の評価などの管理（第 5 章：第 27 条～第 38 条の 4）、塩素化ビフェニル等、インジウム化合物等、エチレンオキシド等の特殊な物質を取り扱う作業にかかる特殊な管理（第 5 章の 2：第 38 条の 5～第 38 条の 20）、特殊健診の実施、記録の保存、医師からの意見聴取、事後措置、労基署長への報告、漏えいした特化物へばく露した場合の緊急健診等（第 6 章：第 39 条～第 42 条）、呼吸用保護具の備え付け、経皮吸収や皮膚障害を招く物質にばく露する作業での保護衣、保護手袋、保護長靴等の備え付けと着装の確保等（第 7 章：第 43 条～第 45 条）、製造禁止物質（法第 55 条）の免除の手續と製造許可物質（法第 56 条）の許可の手續・基準等（第 8 章：第 46 条～第 50 条の 2）<sup>2</sup>、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容（作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）（第 9 章：第 51 条）、特別管理物質の製造・取扱い事業者が事業を廃止する場合の報告（第 10 章：第 52 条、第 53 条）が定められていること、黄燐マッチなどの製造禁止

<sup>2</sup> 黄燐マッチなどの製造禁止物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第 3 であり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第3であり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

管理のうち、第36条～第36条の5までは、作業環境測定に関する規定である。また、特殊な作業等の管理では、塩素化ビフェニル等に係る措置、インジウム化合物等に係る措置、特別有機溶剤等に係る措置、エチレンオキシド等に係る措置、コバルト等に係る措置、コークス炉に係る措置、三酸化二アンチモン等に係る措置、燻蒸作業に係る装置、ニトログリコールに係る措置、ベンゼン等に係る措置、1,3-ブタジエン等に係る措置、硫酸ジエチル等に係る措置、1,3-プロパンスルホン等に係る措置、リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置など特別な対応が必要な物質や作業について求められる措置につき詳細な規定を行っている。

健診にかかる規制は、特化則が異なる性質の化学物質を規制しているため、物質ごとに健康診断項目を規定している。すなわち、安衛法上の特殊健診の対象を定める安衛法施行令第22条第1項第3号が、第1類物質および第2類物質（エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを除く）を指定し、更に特化則別表第3がそれに対応する健診項目を規定している。その項目にかかる健診の結果、自他覚症状が認められる等異常の疑いがある医師が必要と認める者には、別表第4所定の項目の健診を行うこととされている。エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、特定の標的臓器を対象とした健

康診断項目を設定しにくいことから、安衛則第13条第1項第2号の「これらに準ずる有害物」に該当するものとして、労働安全衛生規則第45条の特定業務従事者健診の対象となっている（特定業務従事者健診では、一般健診の一環として、それと同様の幅広い項目が診査される）。特別管理物質については、30年間の記録保存義務が課されている（第40条第2項）。

さらに加えて、特定有機溶剤混合物（特別有機溶剤同士の混合物、特別有機溶剤と有機溶剤との混合物。特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る。）に係る健康診断（第41条の2）および緊急診断（第42条）を規定している。このうち、特定有機溶剤混合物に係る健康診断が別に定められたのは、これらの物質が発がん性等の固有の性質を有するとともに、有機溶剤の一般的な性質も有しているために、有機則の規定の一部の適用が必要であるためである。

次に、保護具については、呼吸用保護具と保護衣等を定めている。このうち保護衣等については、特定化学物質第1類物質及び第2類物質のうち、経皮吸収による影響が無視できない特定の物質が対象であり、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させつことを事業者に義務づけるとともに、労働者にも、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用することを義務づけている。この規定は、オルトトルイジンやMOCAによって、膀胱がん多発した事例に

において、皮膚吸収による影響が疑われたことを契機に、平成 29 年 1 月になされた改正で設けられた（他に、オルトートルイジンの特定第 2 類物質への追加、尿路系腫瘍等を発見するための特殊健診項目の追加等が行われた）。

## 2. 鉛中毒予防規則

### 【概要と趣旨】

#### （1）規制の対象物質

鉛は、青みのある灰色をしており、他の金属に比べると錆びやすくなっているが酸化とともに表面に酸化被膜(覆い包んでいる膜)が形成されるため、腐食が内部に進みにくくなっている。また、多くの無機塩は水に不溶であるため水中でも腐食されにくい。鉛の現在の用途は、鉛蓄電池の電極、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス（光学レンズやクリスタルガラス）、美術工芸品（例えばステンドグラスの縁）、防音・制振シートや免震用ダンパー、銃弾、電子材料と幅広くなっている。GHS の分類では、生殖細胞変異原性区分 2、発がん性区分 2、生殖毒性区分 1A、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分 1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)で示されるように、強い有毒性を有する。

#### （2）規制の対象業務

鉛予防規則の対象業務は、鉛中毒予防規則 第一章第一条五に下記のように定められている。

安衛法五 鉛業務 次に掲げる業務並びに令別表第四第八号から第十一号まで及び第十七号に掲げる業務をいう。

イ 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙(ばい)焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務

ロ 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

ハ 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ニ 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥(はく)鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

ホ 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務

ヘ 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌(かくはん)、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ト 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）



チ ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉(ゆう)薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥(はく)鉛の業務

リ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務

ヌ 鉛化合物を含有する釉(ゆう)薬を用いて行なう施釉(ゆう)又は当該施釉(ゆう)を行なった物の焼成の業務

ル 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務

ヲ 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務

ワ 令別表第四第八号、第十号、第十一号若しくは第十七号又はイからヲまでに掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務

(除外業務)

第二条 令別表第四第十五号の厚生労働省令で定める業務は、筆若しくはスタンプによる絵付けの業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ないと当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）が認定したもの又は第二十四条、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条に規定する構造及び性能を有する局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務とする。

(適用の除外)

第三条 この省令（第一章、第二十二条、

第三十二条、第三十五条から第三十九条まで、第四章第三節、第四十六条（第五十八条第二項第五号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項、第四項及び第五項（第二項第五号及び第三十九条ただし書に係る部分に限る。）、第五十六条並びに第五十七条の規定を除く。）は、事業者が次の各号のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルを超えない作業場における四百五十度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務

二 臨時に行う第一条第五号リからヲまでに掲げる業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務

三 遠隔操作によつて行う隔離室における業務

四 前条に規定する業務

### (3) 規制の内容

規制内容をみると、第 5 条から第 23 条までは、鉛製錬等にかかる焙焼（ばいしょう）、焼結、溶鋳等、銅製錬等にかかる溶鋳、溶融等、鉛蓄電池の製造等にかかる鉛等の溶融、鋳造等、電線等の製造にかかる鉛の溶融、鉛合金の製造等にかかる鉛や鉛合金の溶融、鋳造等、鉛化合物の製造にかかる鉛等の溶融、鋳造等の鉛作業について、局排やプッシュプル型換気装置を設けること等を定め、第 24 条から第 32 条までは、局排、プッシュプル型、全体換気装置等の構造、性能、取付位置などを定め、第 33 条および第 34 条は、施行令第 6 条が定める鉛作業に鉛作業主任者を選任し、所定の

事項を行わせるべきことを定め、第 35 条から第 38 条までは、局排等の設備の性能維持するための定期自主検査や結果の記録等を定め、第 39 条から第 42 条までは、粉状鉛や焼結鉛等を入れるホッパーの下方での作業、鉛を含む塗料のかき落とし業務等の危険業務にかかる諸措置を定め、第 43 条から第 44 条までは、粉状の鉛等の安全な保管方法、粉状鉛等を入れていた容器等からの粉じん発散防止措置を定め、第 45 条から第 51 条までは、休憩室とその清潔の確保、粉状鉛等をまとった呼吸用保護具や保護衣類等の隔離保管、鉛業務を行う屋内作業場等の清掃等鉛業務を取り巻く環境の衛生の確保を定め、第 53 条から第 57 条までは、鉛業務にかかる特殊健診の実施、結果の保存、結果に基づく医師からの意見聴取、本人への通知、報告書の労基署長への提出、腹部疝痛など一定の症状を呈する従事者を医師に受診させるべきこと、鉛中毒罹患患者等の就業禁止等を定め、第 58 条および第 59 条は、鉛業務に従事させる労働者に呼吸用保護具や保護衣類等を着装させること等を定め、第 60 条は、鉛作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、

保護具については呼吸用保護具が必須となっている。健康診断については労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 4 号に掲げる業務に常時従事する労働者の標的臓器への影響を評価するために、作業条件の調査、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン量の検査、神経内科学的検査が必須となっている。また、第 56 条に定められている通り、鉛業務に従事させている間、もしくは

は従事させなくなってから四週間以内に、腹部の疝痛（腹部の痛み）、四肢の伸筋麻痺（関節を伸ばす筋肉が動かない）もしくは知覚異常、蒼白、関節痛もしくは筋肉痛が認められ、またはこれらの病状を訴える労働者に対して速やかに医師による診断を受けさせなければならない。

### 3. 四アルキル鉛中毒予防規則

#### 【概要と趣旨】

##### （1）規制の対象物質

四アルキル鉛は、鉛に 4 つの塩基が付いた化合物であり、特異臭（特有の匂い）を有する無色の液体で、揮発（常温で液体が気体になる）しやすい。主に四メチル鉛と四エチル鉛がある。石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められており、以前は自動車用ガソリンのアンチノック剤として用いられてきたが、現在では航空ガソリン用アンチノック剤として輸入されているのみである。GHS の分類では、急性毒性（吸入：蒸気）区分 1、生殖毒性 区分 2、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）、区分 1（中枢神経系）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）区分 1（中枢神経系、肝臓）で示されているように、強い有害性を有する。

##### （2）規制の対象業務

四アルキル鉛則の対象業務は、労働安全衛生法施行令別表第 5 で示されている。

#### 安衛法施行令別表第五

四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二  
条関係）

一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチ

ル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）

二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）

三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含むガソリンをいう。）

（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

五 四アルキル鉛等を含む残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務

六 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務

七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務

八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（四アルキル鉛の製造に係る措置）

こと、作業労働者用の休憩室等の設置、点検と漏えい対策、作業労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること等の事業者による措置と労働者による保護具の使用や携帯を定め、第4条は、施行令別表第5第2号所掲の四アルキル作業（ガソリンに四アルキル鉛を混入させる作業）に労働者を従事させる場合の諸措置（装置等の構造、作業場所の換気の確保、ドラム缶からの完全吸引、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等）を定め、第5条は、施行令別表第5第3号所掲の四アルキル作業（第2号所掲のガソリン混入作業に用いる機械等の修理等の作業）に労働者を従事させる場合の装置等の汚染除去、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等を定め、第6条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講ずべき措置を定め、第7条は、第6条の加鉛ガソリン用タンク内業務への準用等を定め、第8条は、施行令別表第5第5号所掲の業務（四アルキル鉛を含む残滓物（廃液を含む）を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第9条は、施行令別表第5第6号所掲の業務（四アルキル鉛が入っているドラムかん等の容器を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第10条は、施行令別表第5第7号所掲の業務（四アルキル鉛を用いる研究）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置（ドラフトの設置、保護前掛けや保護手袋の装着の確保等）を定め、第11条は、自然換気が不十分で、四アルキル鉛に汚染されているかそのおそれのある場所で汚染除去作業に労働

### （3）規制の内容

規制内容をみると、第2条は、その製造に際して、装置等の構造の密閉化、作業場所の隔離、作業場所の床を不浸透性とする

者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 12 条は、加鉛ガソリンを燃料用以外に用いる業務に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 13 条は、加鉛ガソリンで手足等を洗わせないよう、洗わないよう定め、第 14 条は、施行令第 6 条第 20 号（別表第 5 第 1 号～第 6 号まで又は第 8 号所掲の四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛の製造、混入等それにばく露するおそれのある業務）に作業主任者を選任すべき旨の規定）所掲の業務に作業主任者を選任すべきことを定め、第 15 条は、当該作業主任者に行わせるべき職務を定め、第 16 条は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させる場合に保護具、保護衣等の保守点検を行うべきこと等を定め、第 17 条は、四アルキル鉛業務を行う作業場所に、洗身、救急、拡散防止、補修用の薬品を備えるべきことを定め、第 18 条は、業務従事後に洗身させるべきことを定め、第 19 条は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所等への労働者の立ち入りを禁止すべきこと等を定め、第 20 条は、労働者が所定の四アルキル鉛中毒にかかるおそれがある場合に、当該労働者を退避させるべきこと等を定め、第 21 条は、労働者を四アルキル鉛業務等に就かせる場合に、特別教育を行うべきことを定め、第 22 条は、施行令第 22 条第 1 項第 5 号所掲の業務（別表第 5 所掲の四アルキル鉛業務等）に常時従事する労働者への特殊健診を定め、第 23 条は、健診結果に基づき健診個人票を作成して 5 年保存すべきことを定め、第 23 条の 2 は、健診結果に基づく医師からの意見聴取について定め、第 23 条の 3 は、健診結果の本人への通知について定め、第 24 条は、健診結果報告

書の管轄労基署長への提出について定め、第 25 条は、身体が四アルキル鉛に汚染された者など四アルキル鉛へのばく露による健康障害のおそれのある一定の者を医師に受診させるべきことを定め、第 26 条は、四アルキル鉛業務等に従事させることが不相当と医師が認めた者の就業禁止等を定め、第 27 条は、特化物と四アルキル鉛等にかかる作業主任者の技能講習等に関する定めは特化則に委ねることを定めている。

しかし、平成 30 年度の特健康診断実施状況によると、四アルキル鉛健診の受診労働者が一人も報告されておらず、実際には国内には対象業務が存在しないと考えられる。

#### 4. 有機溶剤中毒予防規則

##### 【概要と趣旨】

##### （1）規制の対象物質

有機溶剤とは他の物質を溶かす性質を持っており、可燃性が強く毒性の強い蒸気を発生させる。一般的には常温常圧化では無色の液体であり、独特の臭気を持つものも多い。一般用途としてはドライクリーニング（テトラクロロエチレン）、シンナー（トルエン、テルピン油）、マニキュア除去液や接着剤（アセトン、酢酸メチル、酢酸エチル）、染み抜き（ヘキサン、石油エーテル）、合成洗剤（オレンジオイル）、香水（エタノール）あるいは化学合成や樹脂製品の加工に使用される。規制対象物質については、有機溶剤中毒予防規則第一章第一条第一号から第五号に下記のように定められている。

この省令において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。

二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第二十八号又は第三十八号に掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十号、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号から第四十七号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

五 第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一 アセトン

二 イソブチルアルコール

三 イソプロピルアルコール

四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）

五 エチルエーテル

六 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）

七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）

八 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

九 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）

十 オルト-ジクロロベンゼン

十一 キシレン

十二 クレゾール

十三 クロロベンゼン

十五 酢酸イソブチル

十六 酢酸イソプロピル

十七 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）

十八 酢酸エチル

十九 酢酸ノルマル-ブチル

二十 酢酸ノルマル-プロピル

二十一 酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）

二十二 酢酸メチル

二十四 シクロヘキサノール

二十五 シクロヘキサノン

二十八 一・二-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）

三十 N・N-ジメチルホルムアミド

- 三十四 テトラヒドロフラン
- 三十五 一・一・一 - トリクロロエタン
- 三十七 トルエン
- 三十八 二硫化炭素
- 三十九 ノルマルヘキサン
- 四十 一 - ブタノール
- 四十一 二 - ブタノール
- 四十二 メタノール
- 四十四 メチルエチルケトン
- 四十五 メチルシクロヘキサノール
- 四十六 メチルシクロヘキサノン
- 四十七 メチル-ノルマル-ブチルケトン
- 四十八 ガソリン
- 四十九 コールタールナフサ（ソルベン  
トナフサを含む。）
- 五十 石油エーテル
- 五十一 石油ナフサ
- 五十二 石油ベンジン
- 五十三 テレピン油
- 五十四 ミネラルスピリット（ミネラル  
シンナー、ペトロリウムスピリット、ホワ  
イトスピリット及び  
ミネラルターペンを含む。）
- 五十五 前各号に掲げる物のみから成る  
混合物

## （２）規制の内容

対象業務は下記の通りになっている。

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌(かくはん)、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味

料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌(かくはん)又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（フに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しよくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（フに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

取り扱いに関わる設備に関しては、第1種・第2種(第5条)、第3種(第6条)ごとに基本的な規制をかけている。基本的に有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。それらの装置の点検・管理については、その項目や記録が第20条から23条に定められている。また、

有機溶剤業務に従事する労働者に向けた有害性、取扱上の留意点等の掲示や表示については第 24 条・第 25 条、有機溶剤を使用する場の測定については第 28 条、評価やそれに基づく措置については第 28 条の 2、第 28 条の 3、第 28 条の 4 に、適切な保護具の使用については第 32 条から第 34 条に、貯蔵や処理については第 35 条および第 36 条に定められている。健康診断については第 29 条および第 30 条に定められており、労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 6 号で定められた業務に従事する者については、標的臓器への影響を評価するために作業条件の調査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、神経内科学的検査が必須となっている。保護具としては、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用が義務付けられている。

#### **D. 考察 および E. 結論**

極めて多くの化学物質が使用されている中で、詳細な規制に基づく管理には、限界がある。本来は、情報が乏しい未規制物質については、規制物質以上の厳格な管理が必要と考えられるが、実態には様々な課題が存在する。課題の整理と今後の化学物質管理の在り方の考察については、来年度に実施する予定である。

#### **F. 研究発表**

##### **1. 論文発表**

なし

##### **2. 学会発表**

なし

#### **G. 知的所有権の取得状況**

##### **1. 特許取得**

該当せず。

##### **2. 実用新案登録**

該当せず。

##### **3. その他**

該当せず。

#### **H. 引用文献**

考察を行う段階で列挙予定。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

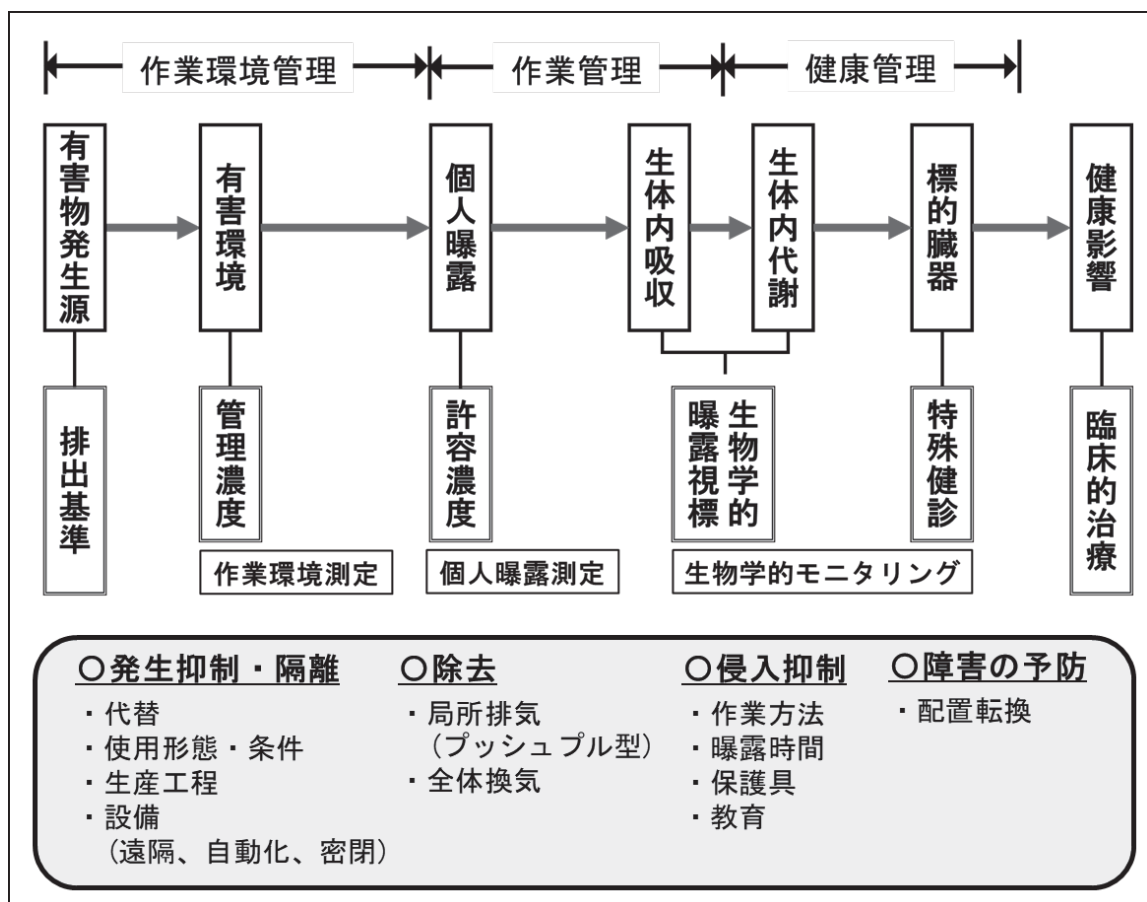
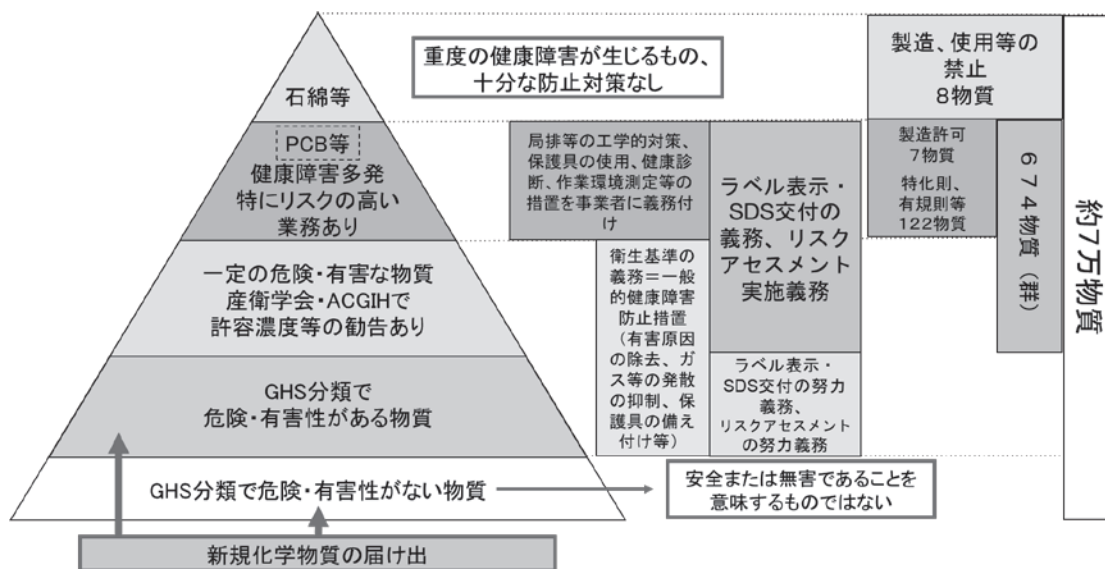


図1 化学物質による健康障害の発生と対策



図2 三管理と管理状況の評価方法





引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト 改変

図3 化学物質のリスクアセスメント

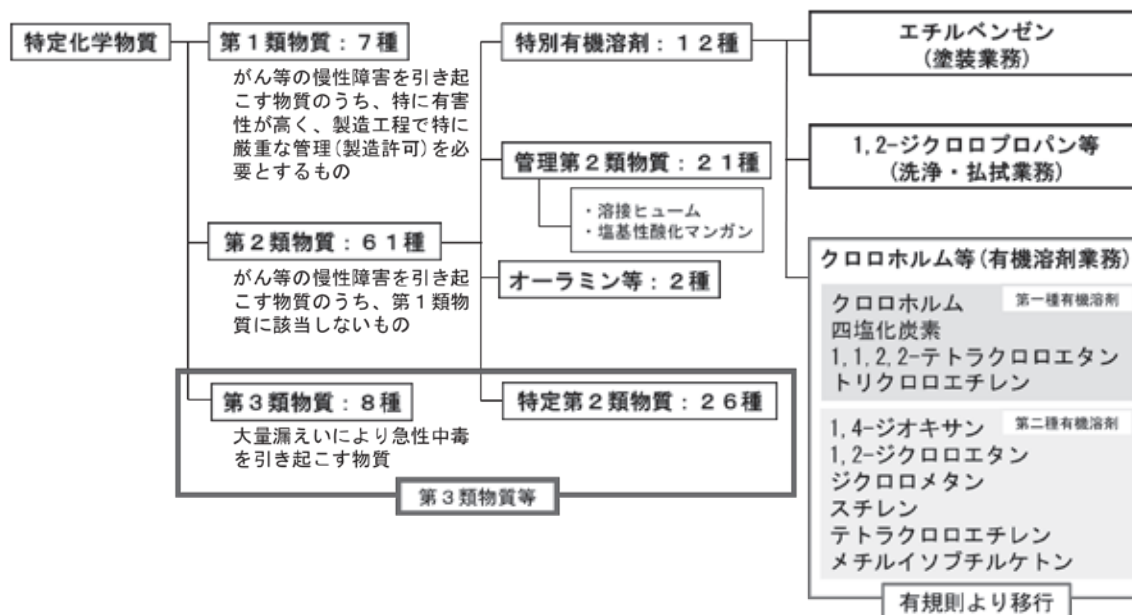
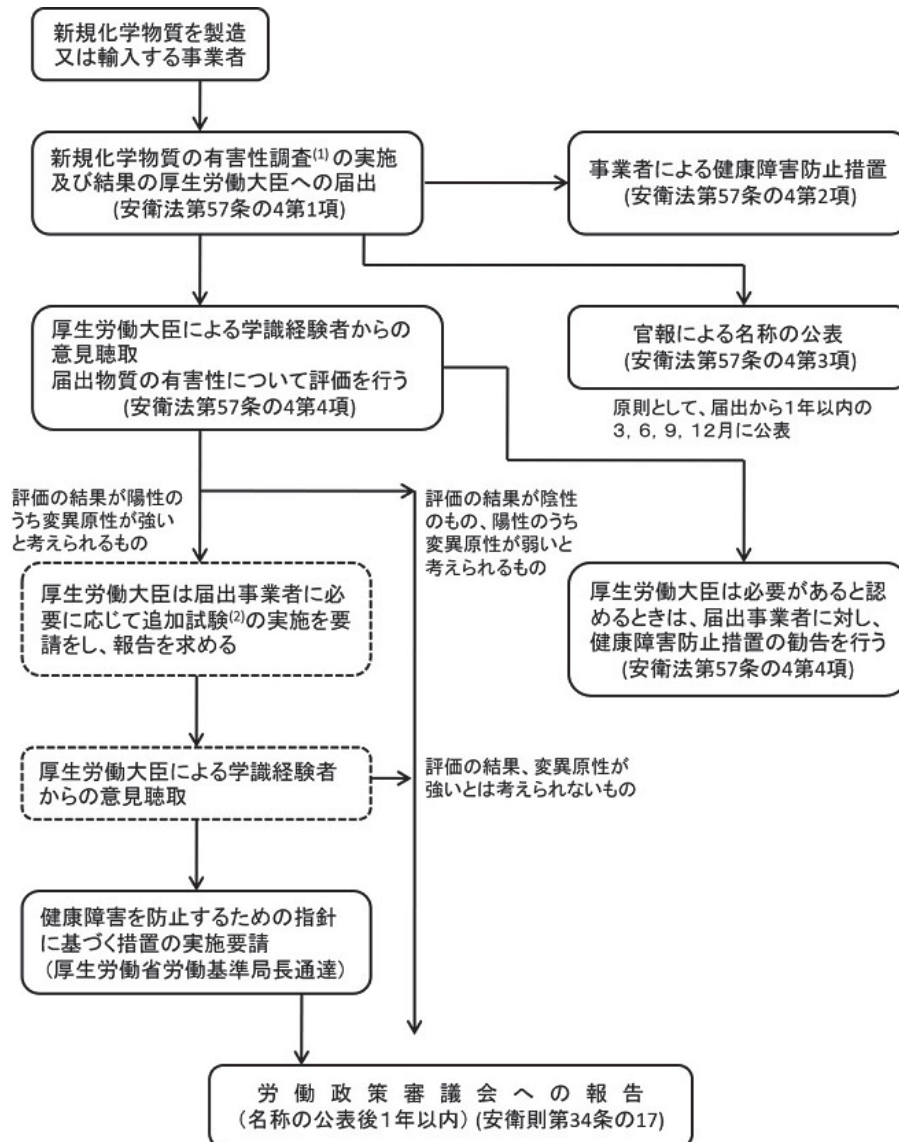


図4 特定化学物質の分類



- (1) 有害性調査の項目は、微生物を用いる変異原性試験又はがん原性試験とされている。変異原性試験とは、化学物質が細胞の遺伝子に突然変異を引き起こすかどうかを調べる試験である。
- (2) 追加試験は、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験である。

引用：厚生労働省「新規化学物質の有害性調査制度の概要」

図5 新規化学物質の有害性調査制度の概要

裾切値：その値未満の場合、ラベル表示もしくはSDS交付(通知)の対象とならない値

	人に対する 変異原性	人に対する 発がん性	呼吸器感作 がある (気体)	皮膚感作性 がある	人に対する 生殖毒性	その他の 有害性
表示が必要となる 含有量	0.1%	0.1%	0.2%	-	0.3%	1%
通知およびリスク アセスメントの対象	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1% (疑われる 物質も含む)	1%










図6 表示が必要・通知およびリスクアセスメントの対象となる含有率の裾切値

グループ1 (120種類)	<b>ヒトに対する発がん性がある。</b> 例) ベンゼン、アフラトキシン等 ヒトへの発がん性について十分な証拠がある場合
グループ2A (81種類)	<b>ヒトに対しておそらく発がん性がある。</b> 例) アクリルアミド、亜硝酸塩等 ヒトへの発がん性については限られた証拠しかないが、 実験動物の発がんについては十分な証拠がある場合
グループ2B (299種類)	<b>ヒトに対して発がん性がある可能性がある。</b> 例) 鉛等 ヒトへの発がん性は限られた証拠があるが実験動物では 十分な証拠のない場合 ヒトへの発がん性については不十分な証拠しかない、 あるいは証拠はないが、実験動物は十分な発がん性の証拠が ある場合
グループ3 (502種類)	<b>ヒトに対する発がん性について分類できない。</b> ヒトへの発がん性については不十分な証拠しかなく、 実験動物についても不十分または限られた証拠しかない場合 他のグループに分類できない場合
グループ4 (1種類)	<b>ヒトに対する発がん性がない。</b> ヒトへの発がん性はないことを示す証拠があり、 かつ実験動物についても同様な証拠がある場合

図7 国際がん研究期間（IARC）発がん性区分

別表第一（該当部分）		
作業主任者	作業主任者に必要な資格	安衛法施行令で定められる作業
特定化学物質作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業
特定化学物質作業主任者（特別有機溶剤等関係）	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十八号の作業のうち、特別有機溶剤又は令別表第三第二号37に掲げる物で特別有機溶剤に係るものを製造し、又は取り扱う作業
鉛作業主任者	鉛作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十九号の作業
四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第二十号の作業
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第二十二号の作業

図8 作業主任者の資格等


<p>【炎】</p> 	可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性個体 自己反応性化学品 など	<p>【円上の炎】</p> 	支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・個体	<p>【爆弾の爆発】</p> 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<p>【腐食性】</p> 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	<p>【ガスボンベ】</p> 	高圧ガス	<p>【どくろ】</p> 	急性毒性 (区分1~3)
<p>【感嘆符】</p> 	急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<p>【環境】</p> 	水生環境有害性	<p>【健康有害性】</p> 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1、2) 吸引性呼吸器有害性


引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト

図9 GHSのシンボルと名称、危険有害性を表す絵表示

物理化学的危険性	健康に対する有害性
1. 爆発物 2. 可燃性または引火性ガス (自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む) 3. エアゾール 4. 酸化性ガス 5. 高压ガス 6. 引火性液体 7. 可燃性個体 8. 自己反応性化学物質 9. 自然発火性液体 10. 自然発火性個体 11. 自己発熱性化学物質 12. 水反応可燃性化学物質 13. 酸化性液体 14. 酸化性個体 15. 有機過酸化物 16. 金属腐食性化学物質 17. 鈍性化爆発物	1. 急性毒性 2. 皮膚腐食性/刺激性 3. 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 4. 呼吸器感作性または皮膚感作性 5. 生殖毒性 6. 発がん性 7. 生殖毒性 8. 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 9. 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 10. 誤えん有害性
	環境に対する有害性
	1. 水生環境有害性 2. オゾン層への有害性

図10 GHS分類 クラスと区分



(製品の特特定名) ○○○ (絵表示)   
 (注意喚起語) 危険  
 (危険有害性情報)  
 ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 ・・・・  
 (注意書き)  
 ・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ・・・・

1	化学品および会社情報	9	物理的および化学的性質
2	危険有害性の要約(GHS分類)	10	安定性および反応性
3	組成および成分情報	11	有害性情報
4	応急処置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	運用法令
8	ばく露防止および保護措置	16	その他の情報

引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト

図11 ラベル表示と SDS

令第18条 法第57条第1項の政令で定める物は、次のとおりとする。

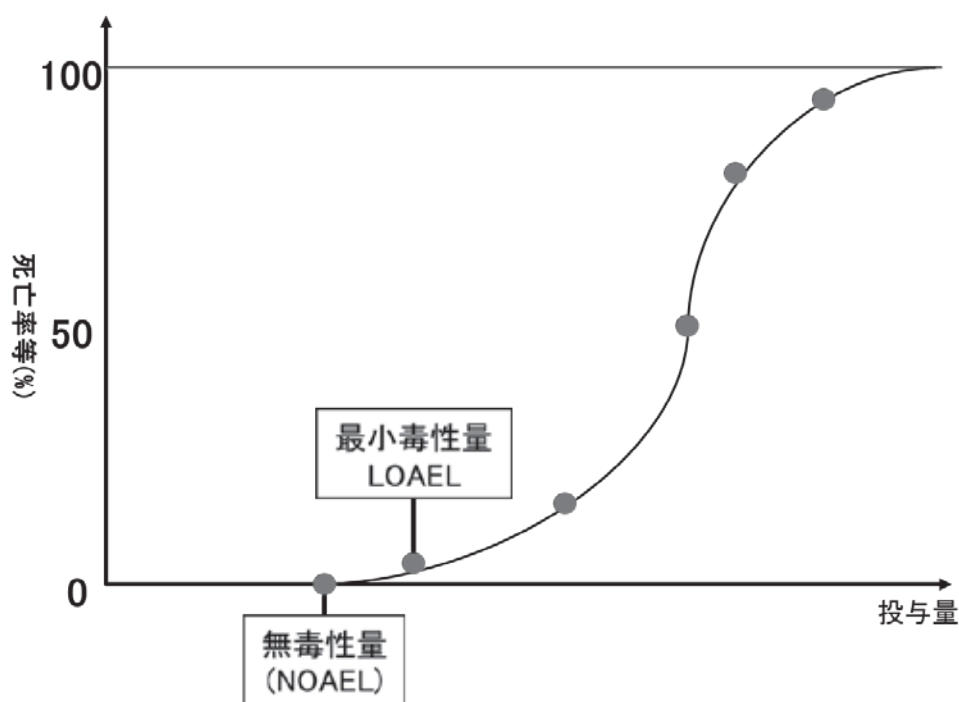
- 1 別表第9に掲げる物（略）
- 2 別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 3 別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（中略）で、厚生労働省令で定めるもの

則第30条 別表第二の上欄に掲げる物（中略）を含有する製剤その他の物とする。（略）

則第31条 令第18条第3号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。（略）

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で（1%）
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 4 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物（1%）
- 5 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物（1%）
- 6 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 合金（0.1%以上3%以下）
- 7 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物（0.1%以上0.5%以下）

図12 ラベル表示対象物質



引用：経済産業省 化学物質のリスク評価 改変

図13 無毒性量と最小毒性量について

許容濃度	作業管理	労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度
管理濃度	作業環境管理	作業環境管理を進める上で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って実施した作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標
生物学的曝露指標	健康管理	生物学的モニタリング値がその勧告値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度

図 1 4 許容濃度、管理濃度、生物学的曝露指標について

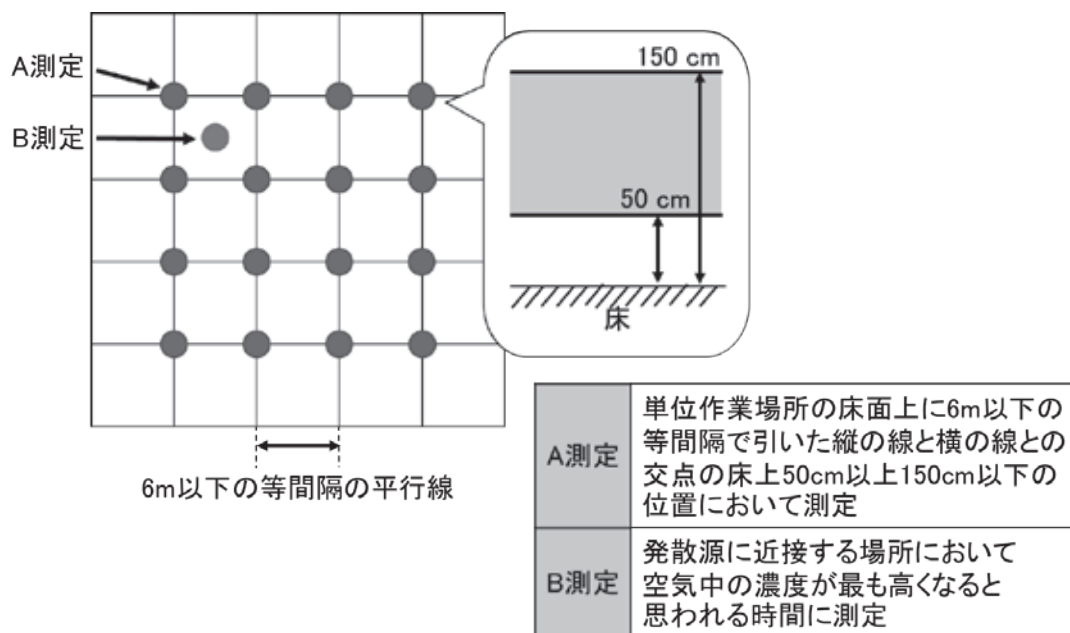


図 1 5 A測定とB測定について

A 測定のみを実施した場合

A 測定		
第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分

A 測定および B 測定を実施した場合

		A 測定		
		第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
B 測定	B 測定値 < 管理濃度	第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	管理濃度 ≤ B 測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第二管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	B 測定値 > 管理濃度 × 1.5	第三管理区分	第三管理区分	第三管理区分

(注)

第一評価値：作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度

第二評価値：単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値

図 1 6 A 測定、B 測定と管理区分

個人サンプリング(C、D測定)適用可能な物質

①低管理濃度特定化学物質に係る測定

- ・ベリリウム及びその化合物
- ・インジウム化合物
- ・オルト-フタロジニトリル
- ・カドミウム及びその化合物
- ・クロム酸及びその塩
- ・五酸化バナジウム
- ・コバルト及びその無機化合物
- ・3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
- ・重クロム酸及びその塩
- ・水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)
- ・トリレンジイソシアネート
- ・砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)

②鉛に係る測定

③塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所で行われる測定

	内容	結果の評価
C測定	単位作業場所において、測定対象物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、5人を下回らない労働者に試料採取機器等を装着し、作業に従事する全時間採取する	A測定に準じ 管理区分を決定
D測定	測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行う	B測定に準じ 管理区分を決定

図 1 7 C 測定と D 測定について



管理区分	定義	
1 A	$X_{95} < OEL$ かつ	$X_{95} < (OEL \times 10\%)$
1 B		$AM < (OEL \times 10\%)$
1 C		$(OEL \times 10\%) \leq AM$
2 A	$AM \leq OEL \leq X_9$ かつ	$AM \leq (OEL \times 50\%)$
2 B		$(OEL \times 50\%) < AM$
3	$OEL < AM$	

図 1 8 管理区分の定義

	I	II	III	IV	V
A	1	2	2	2	3
B	2	2	3	3	4
C	2	3	3	4	4
D	2	3	4	4	5
E	3	4	4	5	5

図 1 9 リスクレベルについて

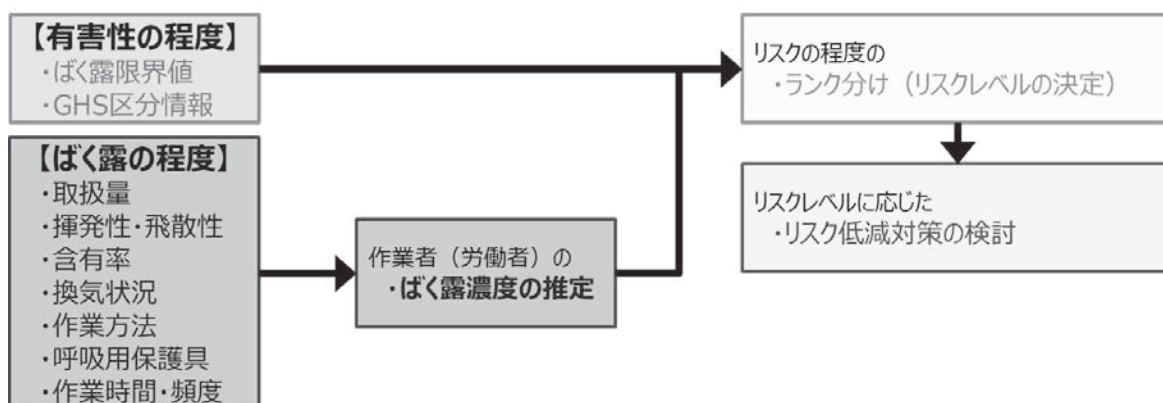


図 2 0 REATE SIMPLE によるリスクアセスメント

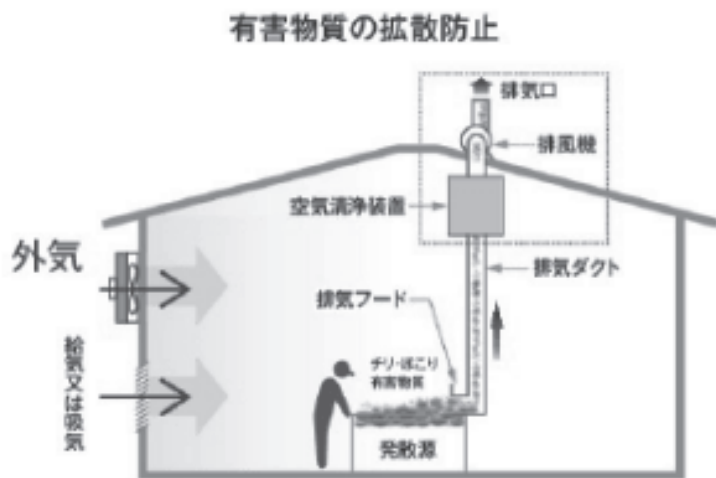
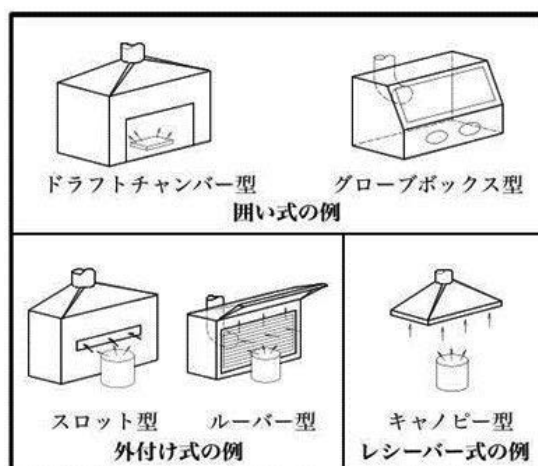


図 2 1 局所排気装置の仕組み

引用 局所排気装置の必要性 (teraltechno.com)



引用 common\_Ventilating.pdf (mhlw.go.jp)

図 2 2 局所排気装置の分類

特定化学物質障害予防規則第 7 条第 1 項第 5 号にもとづき、厚生労働大臣が定める性能（制御風速）

物の状態	制御風速(m/秒)
ガス状	○・五
粒子状	一・〇
<p>備考</p> <p>一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の風速をいう。</p> <p>二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。</p> <p>イ 囲い式フード又はブース式フードにあつては、フードの開口面における最小風速</p> <p>ロ 外付け式フード又はレシーバー式フードにあつては、当該フードにより第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんを吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速</p>	

有機溶剤中毒予防規則十六条

型式	制御風速(m/秒)	
囲い式フード	○・四	
外付け式フード	側方吸引型	○・五
	下方吸引型	○・五
	上方吸引型	一・〇
<p>備考</p> <p>一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。</p> <p>二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。</p> <p>イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速</p> <p>ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速</p>		

図 2 3 局所排気装置の性能に関する規定

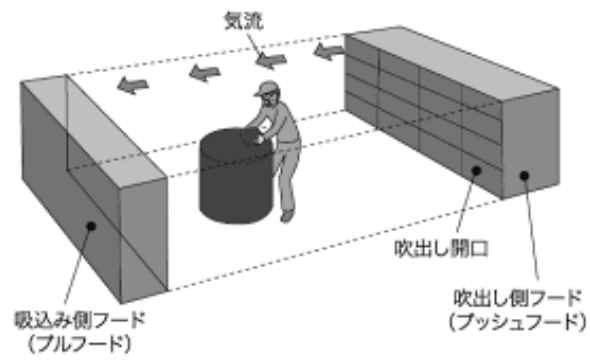


図2 4 プッシュプル型換気装置

- 引用 common\_Ventilating.pdf (mhlw.go.jp)

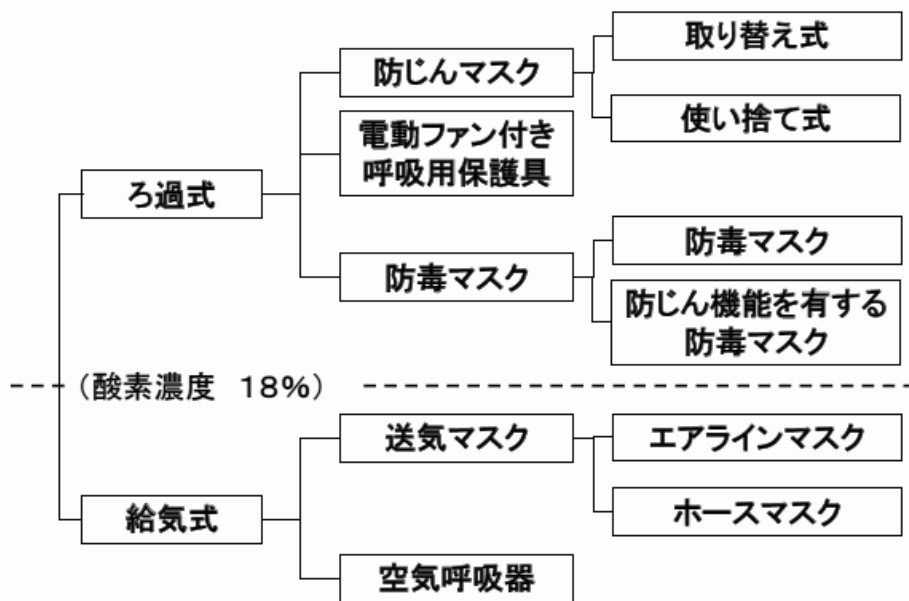


図 2 5 呼吸用保護具の分類

給気式	送気マスク	エアラインマスク
		ホースマスク
ろ過式	空気呼吸器(自給式呼吸器)	
	防塵マスク	取り換え式
		使い捨て式
	防毒マスク	防毒マスク
防塵機能付き防毒マスク		
電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)		



送気マスク(エアラインマスク)



送気マスク(ホースマ

スク)

保護具選択チャート | 製品情報 | 株式会社 重松製作所 (sts-japan.com)



空気呼吸器



防塵マスク(使い捨て式)



防塵マスク(取り換え式)



防毒マスク



防塵機能付き防毒マスク



電動ファン付き呼吸用保護具

呼吸用保護具 - 公益社団法人 日本保安用品協会 (jsaa.or.jp)

図 2 6 呼吸用保護具

区 分							
禁 止 物 質	特定化学物質						
	第 1 類 物 質	第2類物質			第 3 類 物 質	第 3 類 物 質 等	特 別 管 理 物 質
		特定 第2 類 物 質	オ ー ラ ミ ン 等	管 理 第 2 類 物 質			

図 2 7 特化物の対象物質